

令和7年度 公共工事の現状と今後の取り組み

令和8年1月

国土交通省 九州地方整備局

技術管理課



目

次

1. 公共工事の現状	2	14. 国土交通省土木工事の脱炭素アクションプラン ～建設現場のカーボンニュートラルにむけて～	242
2. 第三次担い手3法について ・第三次担い手3法の改正(R6改正)	17	15. 工事の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	
3. 働き方改革に向けた国土交通省の取り組み	39	・工事の入札契約制度	252
4. 九州地方整備局における働き方改革への取り組み	67	・総合評価落札方式の評価の見直し	253
5. 円滑な施工体制の確保	94		264
6. 発注者協議会	118	16. 工事の施工効率と品質向上対策	289
7. 九州沖縄ブロック土木部長等会議	137	・施工効率と品質の向上対策	290
8. 監理技術者の兼務	143	・土木コンクリート構造物の品質向上対策	298
9. 週休2日	153	・工事の安全対策	300
10. 工事成績評定の変更点について	157	・建設副産物の取り組み	301
11. 物価高騰対策	164	17. 業務の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	
12. 建設キャリアアップシステム	171	・業務の入札契約制度	308
13. i-Constructionの取り組みについて	182	・業務の積算等	309
・i-Constructionの取り組み概要	183		314
・ICT活用工事	195	18. 業務の効率と品質向上対策	
・全体最適の導入	220	・設計業務の品質確保対策	322
・施工時期の平準化	223	(参考)令和7年度補正予算	338
・BIM/CIMの取り組み	225	(参考)令和8年度予算決定概要	343
・i-Constructionサポート体制	235	(参考)令和7年度予算	345
・ICTアドバイザー制度の概要	237	(参考)国土強靱化関係	356
・ICT施工e-ラーニング	239	(参考)R7国交省土木工事・業務積算基準改定	360
		(参考)駆け込みホットライン	378

1. 公共工事の現状

2015年 関東・東北豪雨(9月)

2016年 熊本地震(4月)

2017年 九州北部豪雨(7月)

2018年 西日本豪雨(7月)、北海道胆振東部地震(9月)

2019年 台風15号(9月)、東日本台風(10月)

2020年 7月豪雨(球磨川)、大雪(12月)

2021年 7月大雨(熱海)

2022年 8月大雨

2023年 7月大雨(久留米)

2024年 能登半島地震

・
・
・



昼夜を徹した道路啓開作業
(石川県)

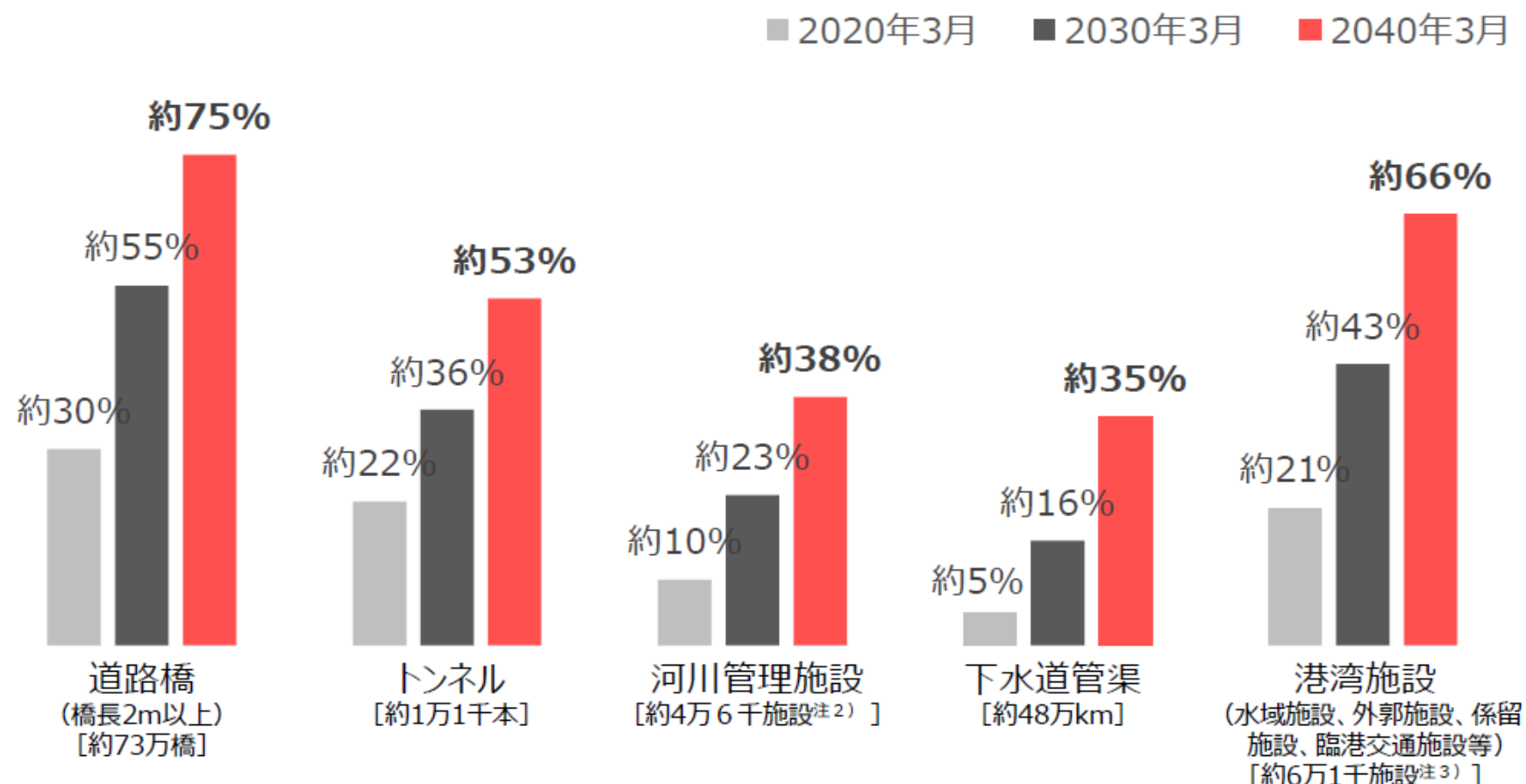


災害協力団体と連携した給水支援活動
(石川県能登町)

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合^{注1)} (2020年度算出)】



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国: 堰、床止め、開門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸開、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市: 堰(ゲート有り)、開門、水門、樋門・樋管、陸開等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



- （一社）熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との災害時協定」より支援活動を実施。



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



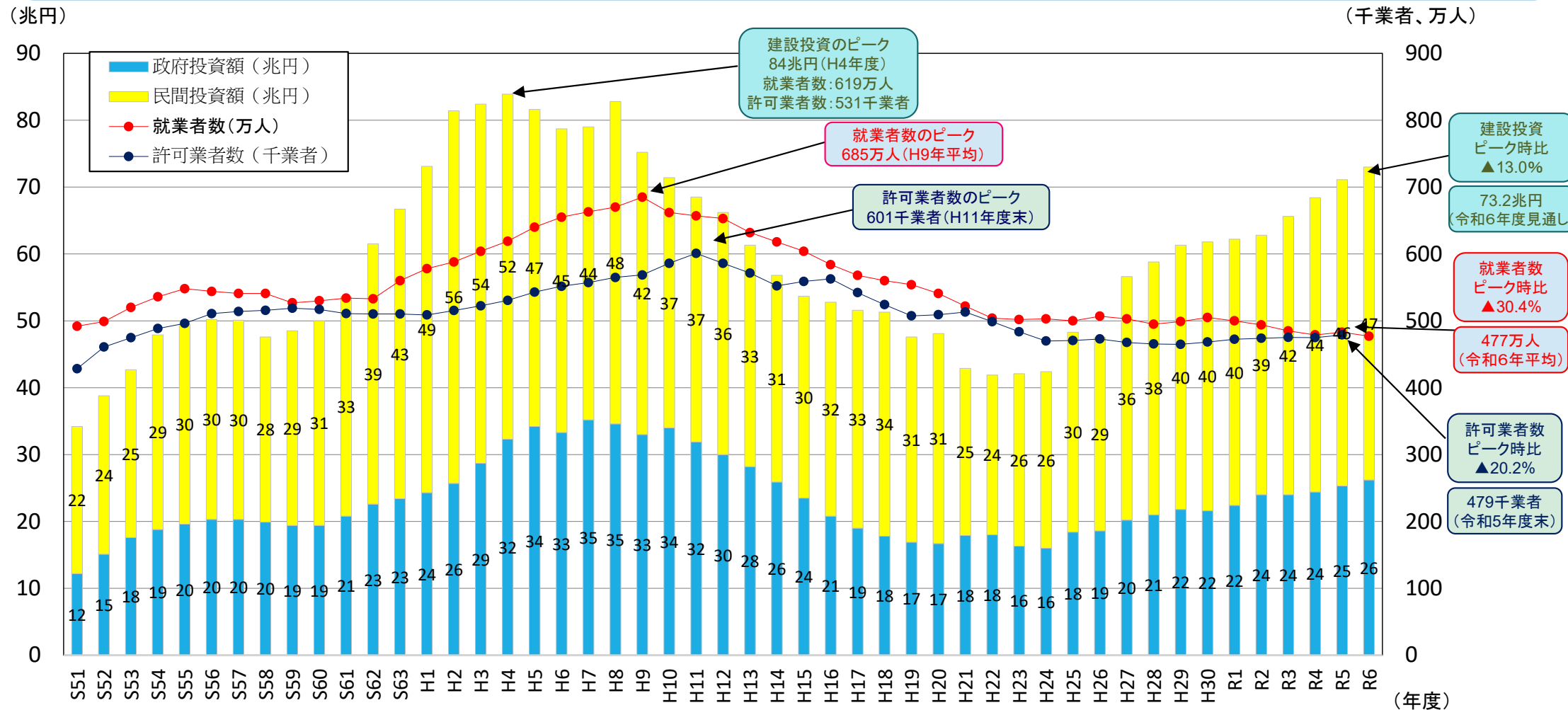
▲林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲建設と農業の多能工（愛媛県）

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移(全国)

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し(ピーク時から約13%減)。
- 建設業者数(令和5年度末)は約48万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約20%減。
- 建設業就業者数(令和6年平均)は477万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減。



出典:国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

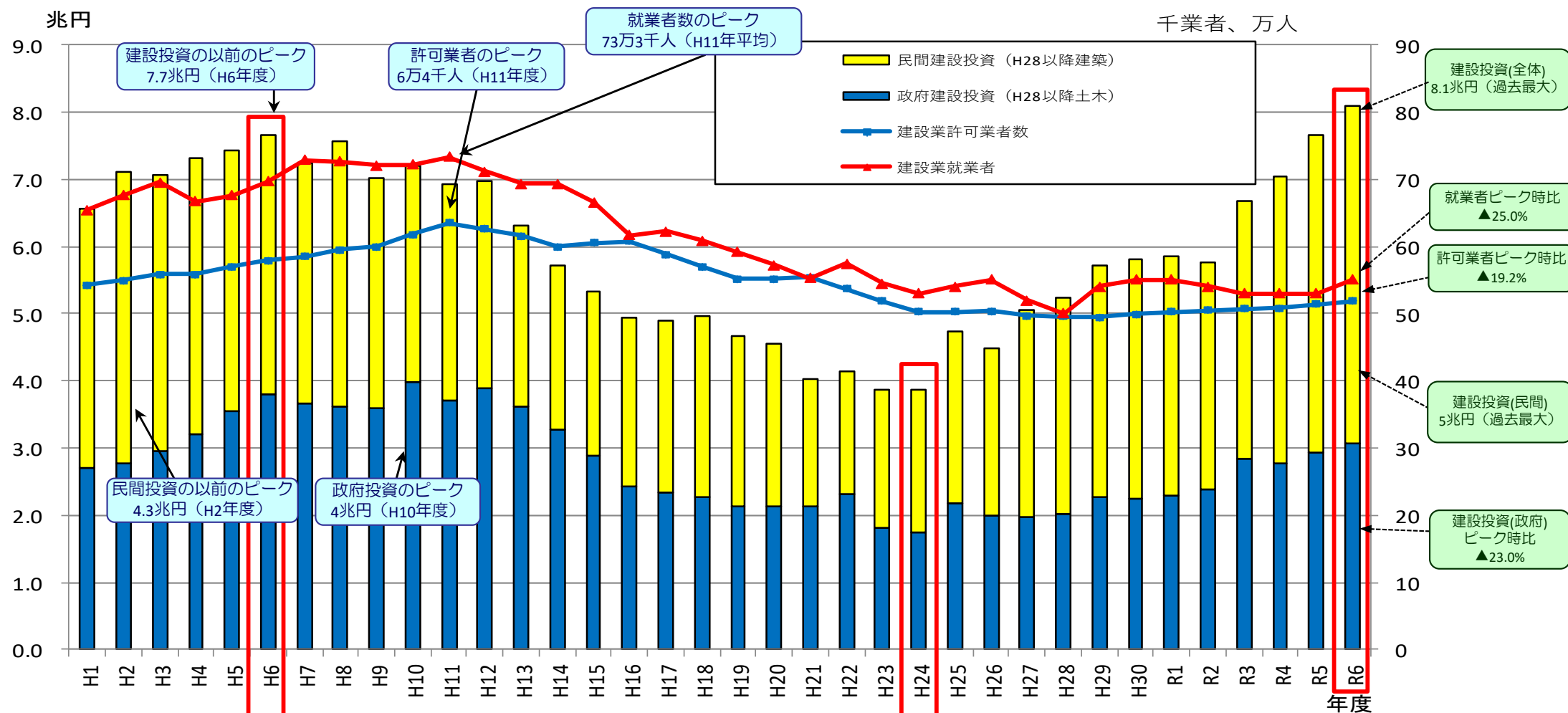
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

【九州】建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額（令和6年度見通し）は前年度5.4%増の8.10兆円。（過去最大）
- 建設業者数（令和6年度末）は約5.1万業者で、ピーク時（11年度末）から約19.2%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は約55万人で、ピーク時（11年平均）から約25.0%減。

全国比11.1%
全国比10.7%
全国比11.5%



↑
ピーク時(H6)の50.4%

資料： 投資額については令和3年度まで実績、R4年度・5年度は見込み、令和6年度は見通し
（H29以降は、建築＝民間投資、土木＝政府投資として作成している）
許可業者数は、国土交通省調べ（各年度末現在）
就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成（年平均）

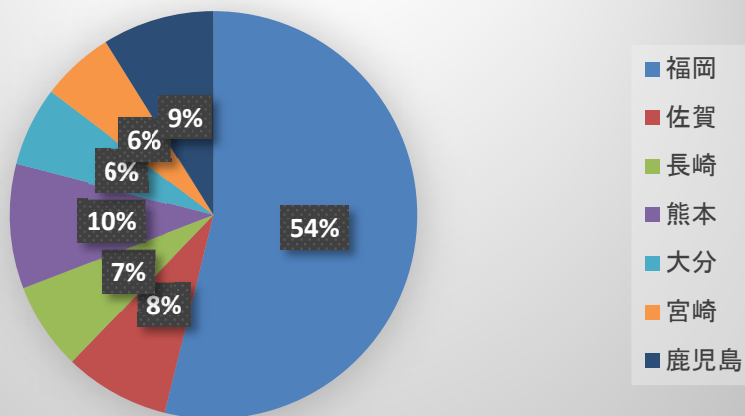
公共工事の現状(九州の建設業許可業者数、建設就業者数)

●九州の建設業許可業者数(令和7年3月31日現在)

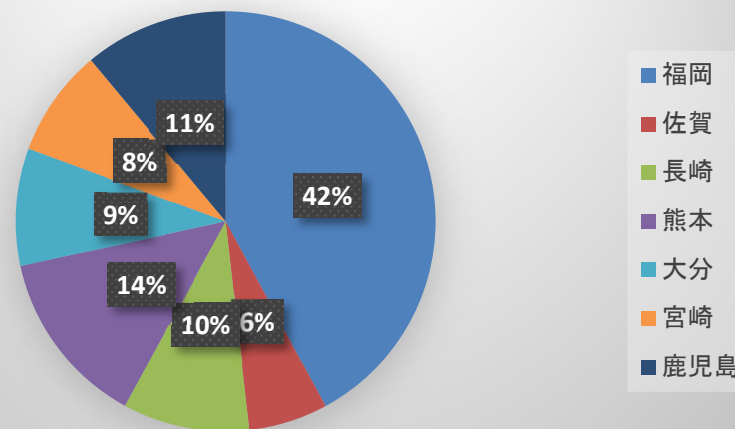
※括弧書きは令和6年3月末現在からの増減

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
(昨年度からの増減) 大臣許可	(9) 419	2 65	(▲ 2) 54	1 77	(0) 49	(3) 45	(1) 69	(14) 778
(昨年度からの増減) 知事許可	(274) 21,526	(29) 3,122	(18) 4,984	(95) 6,971	(79) 4,620	-(9) 4,245	(53) 5,660	(539) 51,128
対ピーク年度末比減 少率 (ピーク年度)	▲17.4% (H11)	▲25.6% (H11)	▲20.4% (H16)	▲16.5% (H11)	▲14.7% (H11)	▲33.4% (H11)	▲15.1% (H15)	▲19.2% (H11)
(昨年度からの増減) 計	(283) 21,945	(31) 3,187	(16) 5,038	(96) 7,048	(79) 4,669	-(6) 4,290	(54) 5,729	(553) 51,906

大臣許可R7.3.31



知事許可R7.3.31



●九州の建設業就業者数

【総務省労働力調査(九州)より】

平成11年平均 73.3万人



令和6年平均 55万人 (▲24.9%)

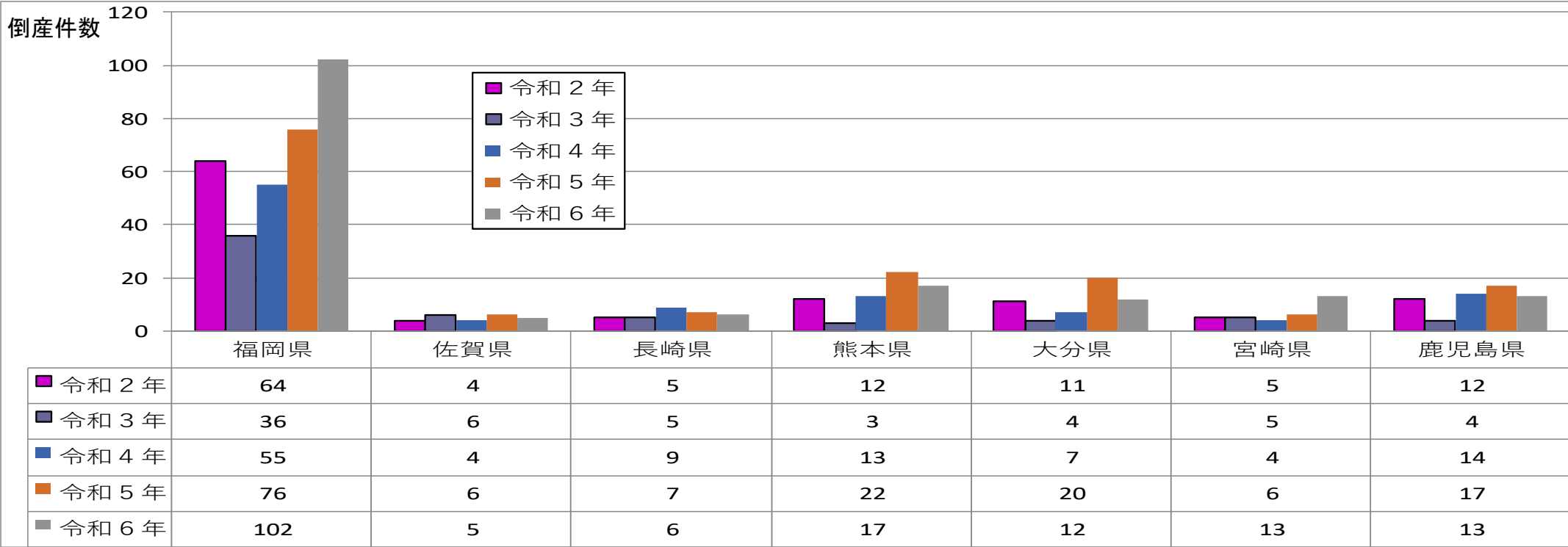
(令和5年平均 53万人)

○九州7県の合計の倒産件数

R2 113件 R3 63件 R4 106件 R5 154件 R6 168件 (全国比8.7%)

○九州7県の全業種に占める建設業者の倒産の割合

R2 19.2% R3 14.7% R4 21.0% R5 22.7% R6 20.2% (全国19.2%)



全産業に占める建設業の倒産の割合

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
R 2 年	21.9%	9.5%	12.2%	16.0%	21.2%	15.2%	22.6%
R 3 年	17.3%	27.3%	12.5%	6.8%	10.8%	18.5%	7.7%
R 4 年	21.1%	18.2%	17.3%	27.1%	15.6%	17.4%	26.4%
R 5 年	20.1%	20.7%	19.4%	31.9%	35.7%	18.8%	21.5%
R 6 年	20.7%	19.2%	11.5%	21.3%	16.9%	26.5%	21.7%

*) 出所: 東京商工リサーチ資料より作成。負債額総額1,000万円以上を集計

建設業就業者の現状

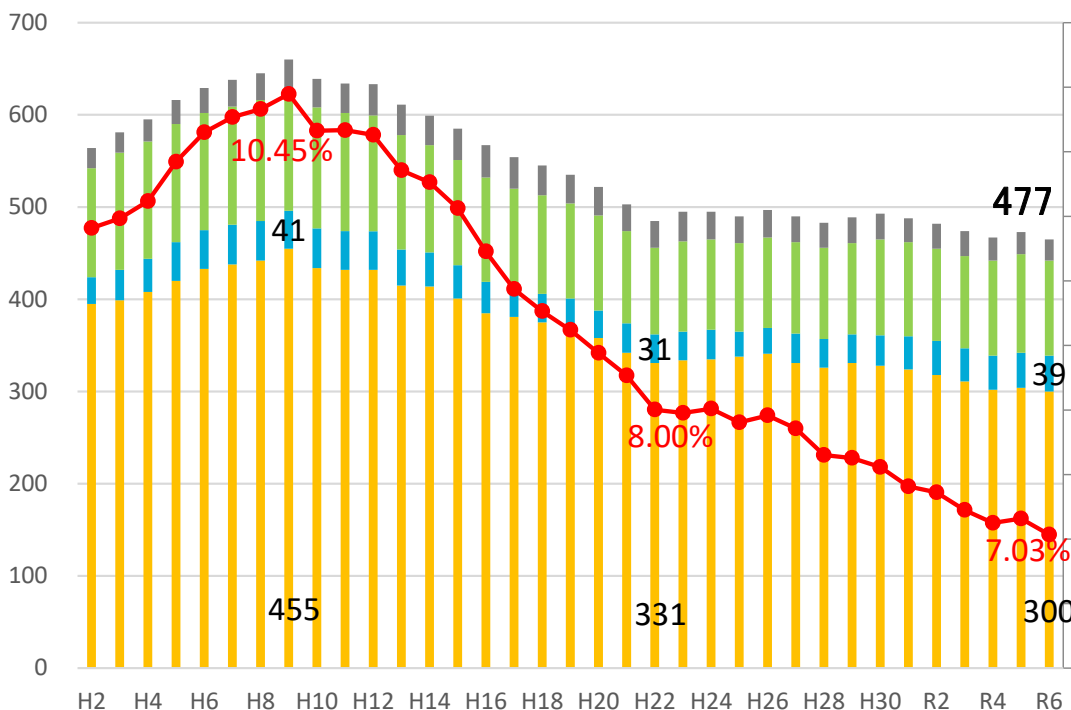
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人)

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



■技能者
 ■技術者
 ■管理的職業・事務従事者
 ■販売従事者等
 ●全産業に占める建設業従事者の割合

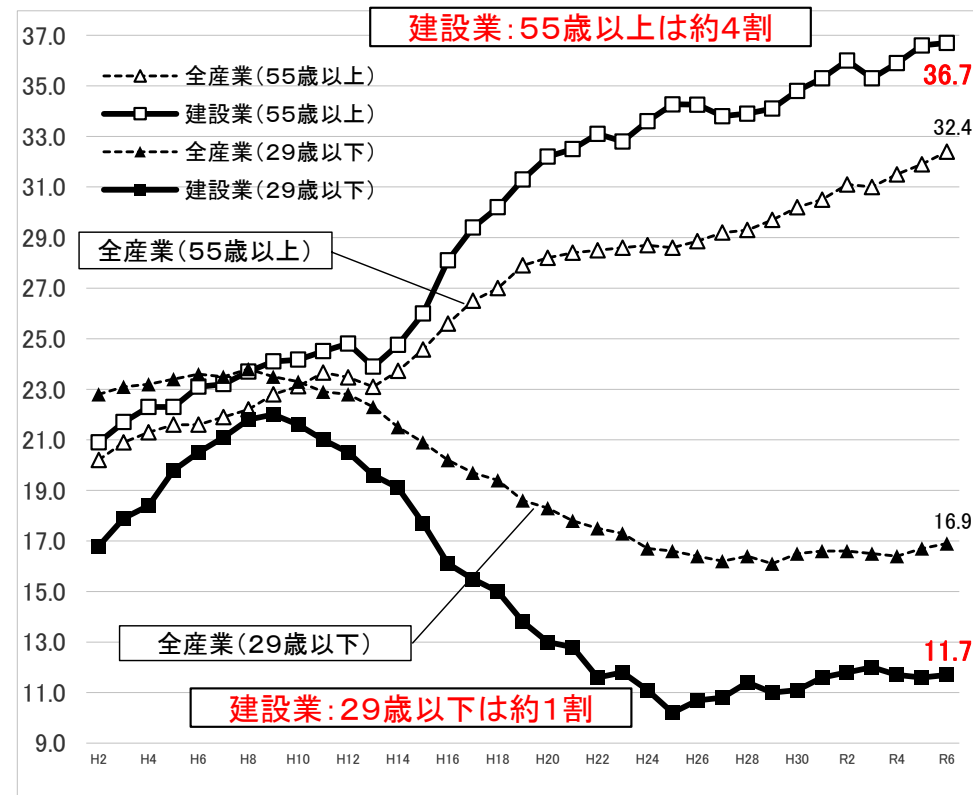
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

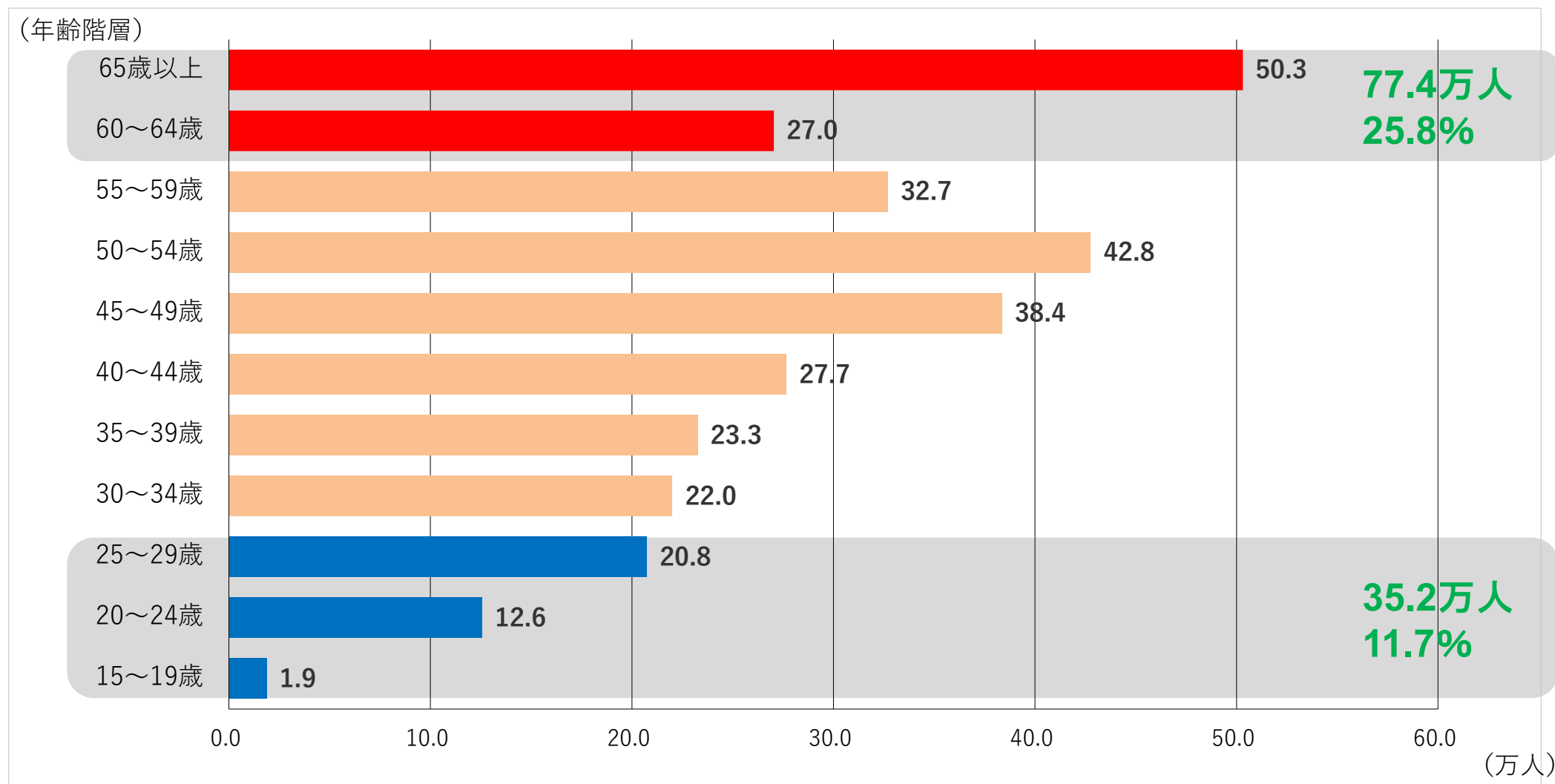
(%)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



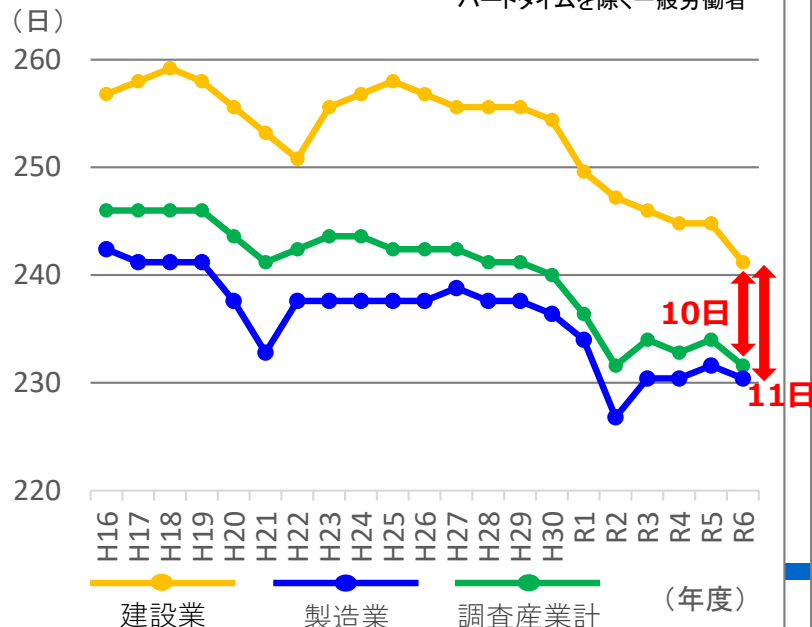
出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設産業における働き方の現状

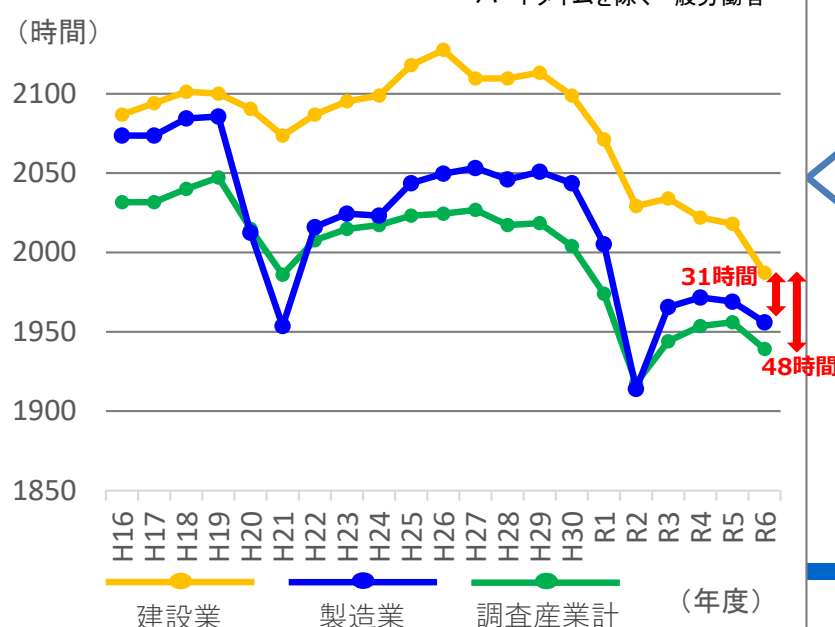
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

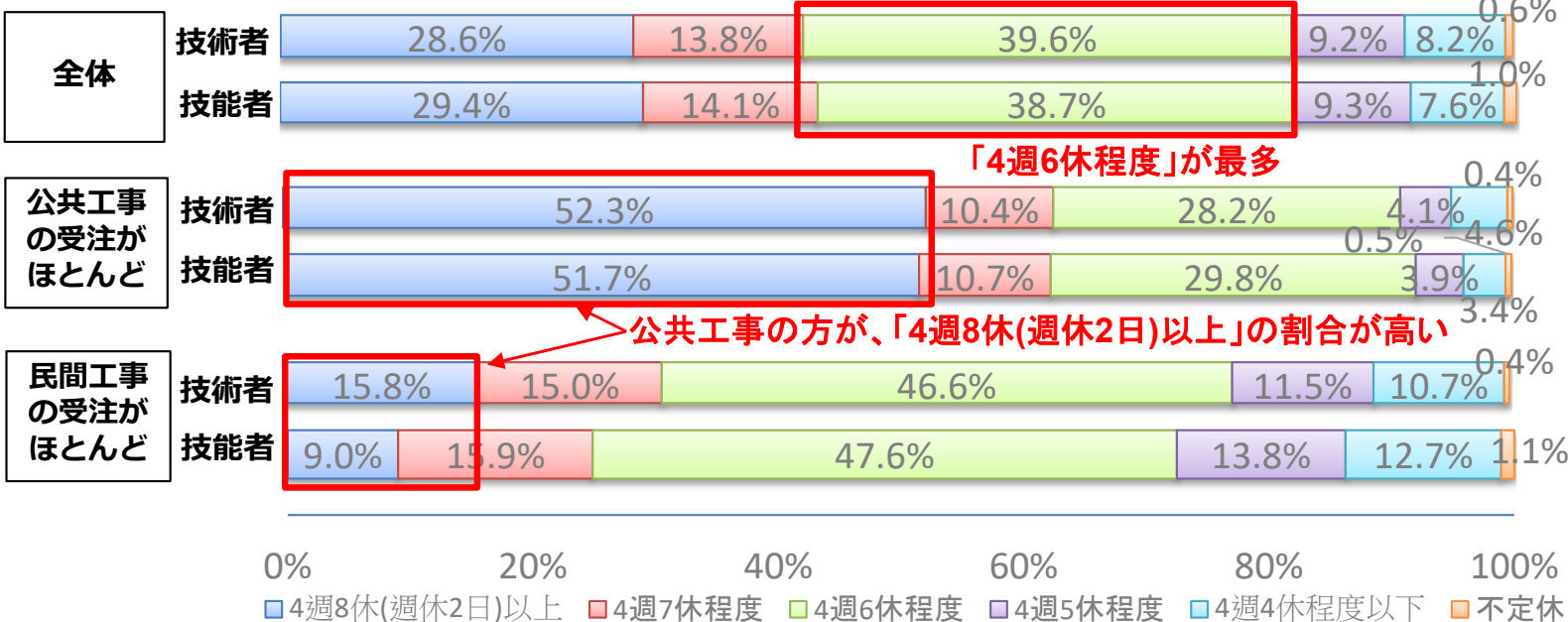
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

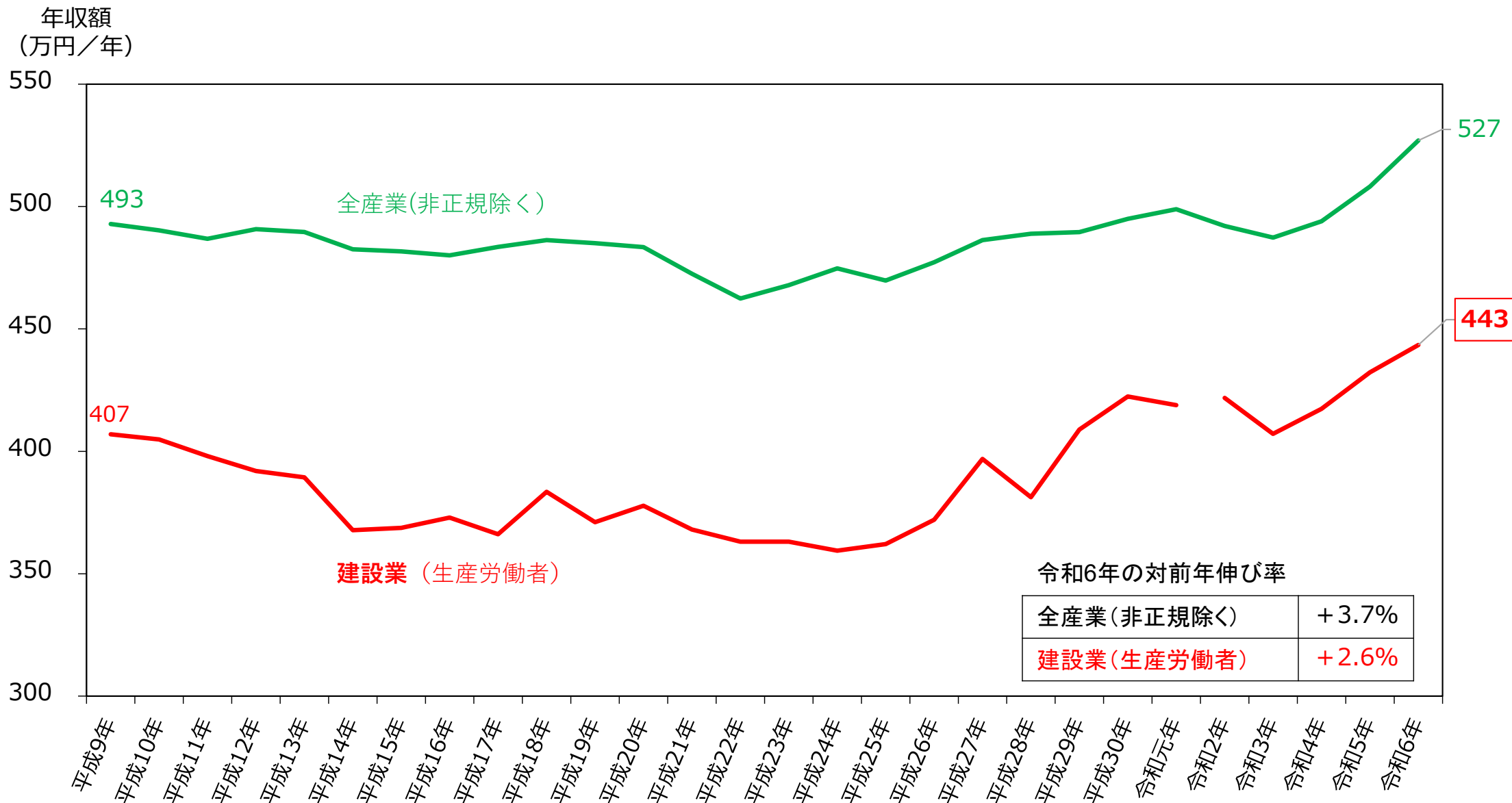
建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

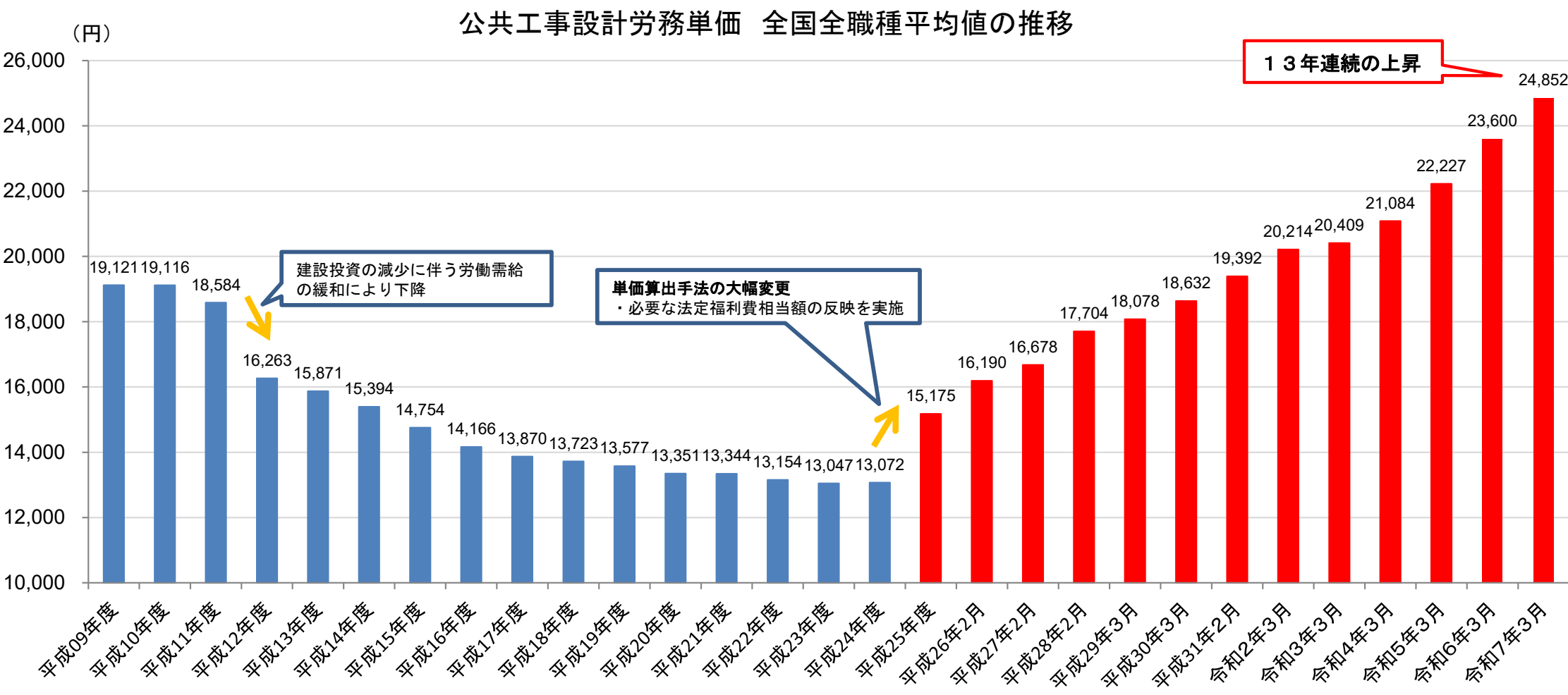
賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	→ +6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	→ +5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全職種 (24,852円)

令和6年3月比 ; +6.0%

主要12職種※ (23,237円)

令和6年3月比 ; +5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

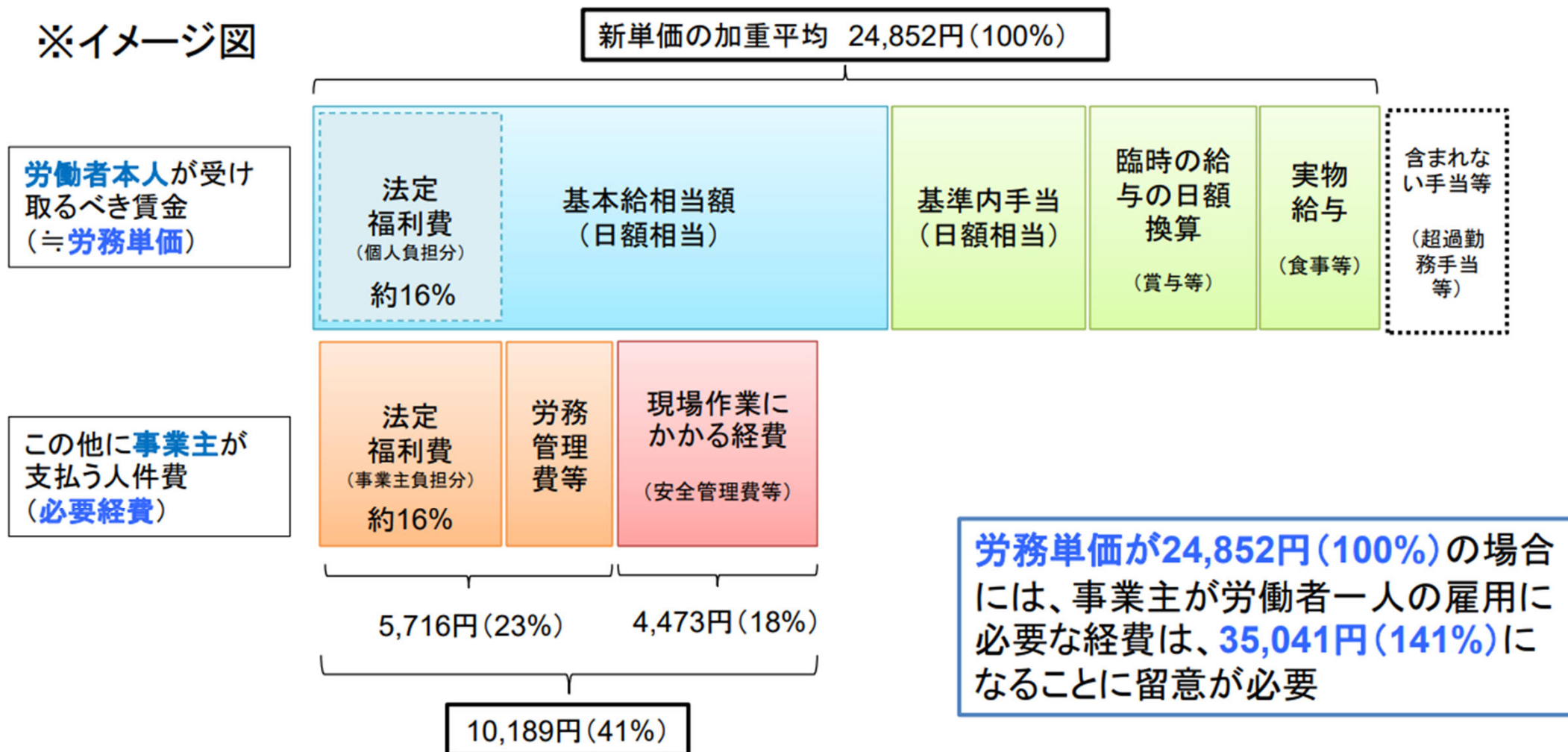
職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手（一般）	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手（特殊）	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係 (令和7年2月14日記者発表)

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



2. 第三次担い手3法について (令和6年改正)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

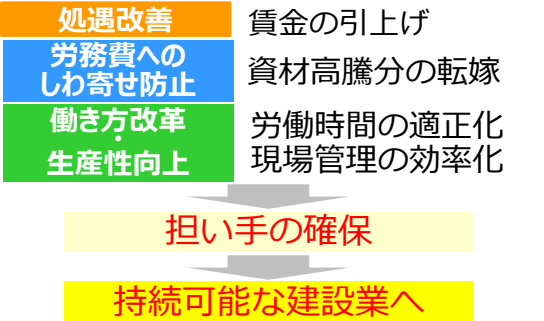
・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



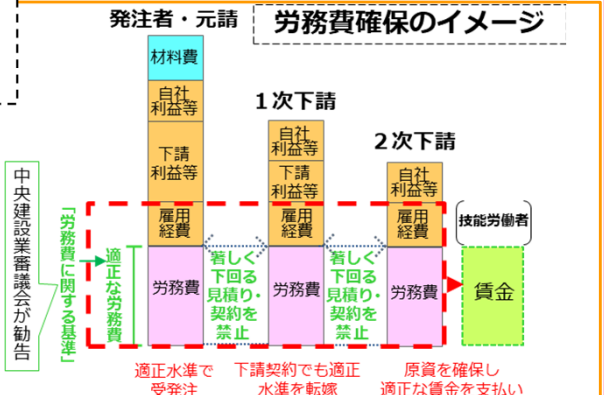
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・ 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・ 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：昨年施行済

昨年施行により中建審に作成権限が付与
→ 令和7年12月2日に作成され、実施が
勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・ 工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・ 現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・ 国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・ 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

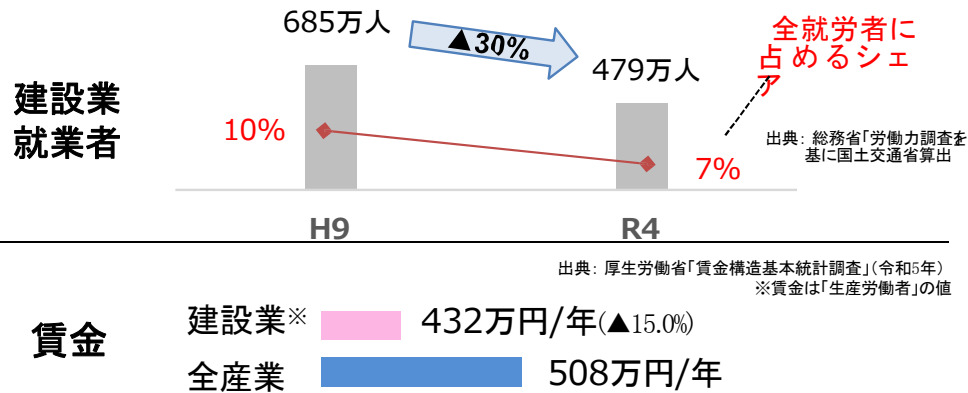


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



改正建設業法による技能者の処遇改善にむけた新たなルールを導入

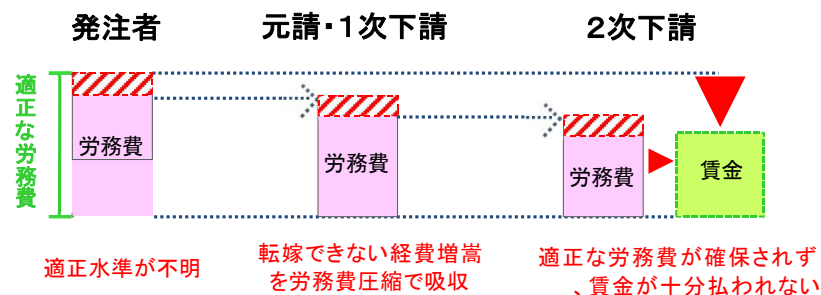
技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、**重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。**
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。**

(※)総額一式での契約慣行の中、**労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利**等

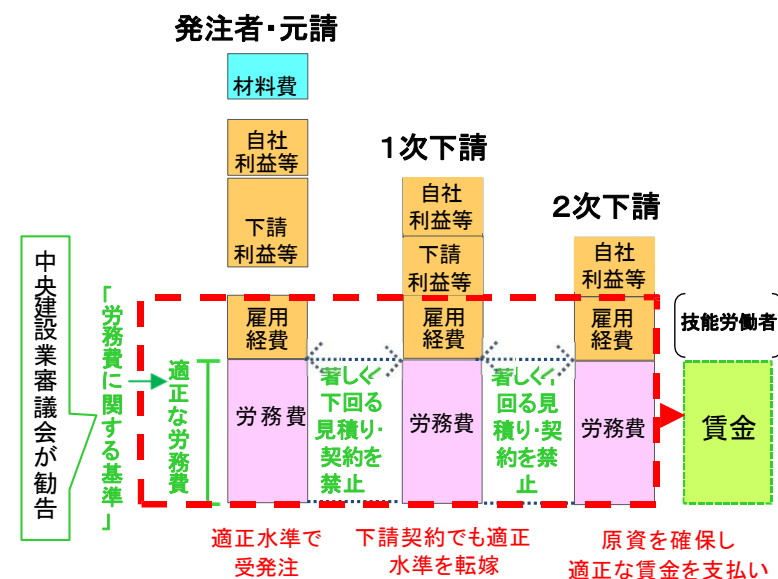
建設工事請負契約に係る特有の課題



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の**処遇確保を建設業者に努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、**請負契約における適正な労務費の水準を明確化**。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る。**

労務費確保のイメージ



【中建審】労務費の基準に関するワーキンググループの設置について

- 第三次・担い手3法により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、本基準の作成及び実効性確保のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論してきたところ。

委員

(学識者等)

榎並 友理子(日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長)
 恵羅 さとみ(法政大学社会学部准教授)
 大森 有理(弁護士)
 座長 小澤 一雅(政策研究大学院大学教授)
 楠 茂樹(筑波大学人文社会系教授)
 佐藤 あいさ(パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長)
 西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)
 長谷部 康幸(全国建設労働組合総連合賃金対策部長)
 堀田 昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)
 前田 伸子((公社)日本建築積算協会専務理事)

(受注者側)

青木 富三雄((一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長)
 荒木 雷太((一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長)
 岩田 正吾((一社)建設産業専門団体連合会会長)
 白石 一尚((一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長)
 土志田 領司((一社)全国中小建設業協会理事(前会長))

(発注者側)

佐々木 隆一(三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長)
 丸山 優子((株)山下PMC代表取締役社長)
 三宅 雅崇(東京都財務局技術管理担当部長)
 渡辺 直(松戸市建設部長)
 渡邊 美樹((独)都市再生機構本社監査室長)

※50音順・敬称略・
令和7年10月27日現在

主な論点

○「労務費に関する基準」の作成について

- 適正な労務費の水準
- 職種分野別の「基準値」の定め方
- 基準値の決定・公表と改定の手続き

○「労務費に関する基準」の実効性確保策について

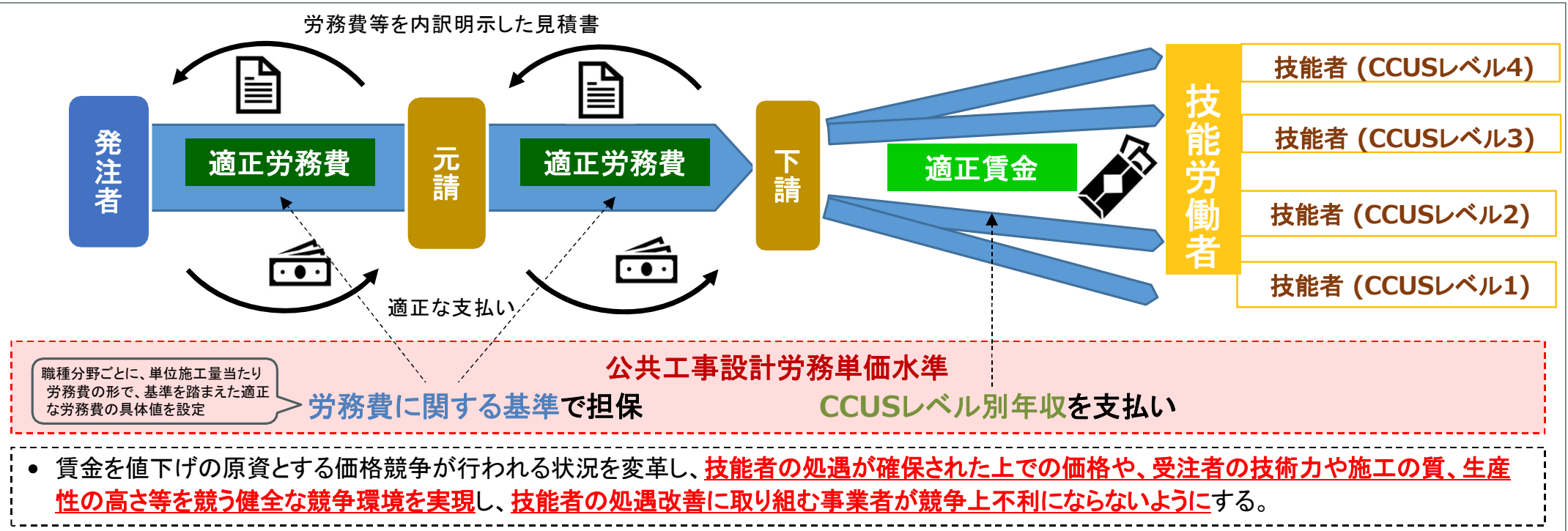
- 契約段階における労務費確保に向けた取組
- 労務費・賃金の支払段階における取組
- 公共工事における上乗せの取組

開催状況

令和6年9月10日 第1回WG開催【済】	令和7年5月8日 第7回WG開催【済】
11月6日 第2回WG開催【済】	6月3日 第8回WG開催【済】
12月26日 第3回WG開催【済】	8月6日 第9回WG開催【済】
令和7年2月26日 第4回WG開催【済】	9月18日 第10回WG開催【済】
3月5日 第5回WG開催【済】	10月27日 第11回WG開催【済】
3月26日 第6回WG開催【済】	



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費(賃金の原資)を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指す。



実効性を確保

入口での取組(契約段階における実効性確保)

- 労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化による適正な労務費の確保
- 自主宣言制度(※)による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組(労務費・賃金の支払いの実効性確保)

- CCUSレベル別年収の支払いの推進
- 契約当事者によるコミットメント制度(※)の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組(公共発注者による実効性確保)

- 労務費ダンピング調査の実施

- 総労働時間を把握するための取組の実施 等

労務費に関する基準の基本的考え方

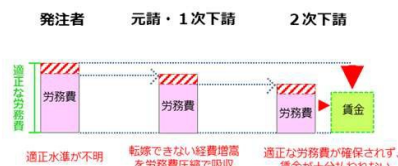
- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費(＝適正な労務費)」を示すことにより、適正な労務費(賃金の原資)が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- ・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」(＝適正な労務費)の相場観として作成。
- ・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時(公共工事であれば入札時)に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- ・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費(＝適正な労務費)」の考え方

- ・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- ・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- **労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- **個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- ▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
 - ▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
 - ▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**
- ※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様			
工事の種類	●●工事	歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」			
標準的な規格・仕様	□□□	算出根拠（内訳）			
条件	××の種類 ××× △△の種類 △△△				
労務費の基準値(例)	1,754(円/m ²)(例)	日当たり作業量 (参考値) (m ² /人・日) 16.67 m ² /人・日 =1÷0.06 人・日/m ²			
内訳					
職種	●●工	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)	
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
合計				1,754.00	

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：◇◇◇◇による
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ××の種類：×××
 △△の種類：△△△
 ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
 （職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載）

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設 時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の 取外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中20業種に対応）

契約段階における敵瀨名労務費等の確保を図るための実効性確保策

入口での対策

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において適正な労務費を確保

- 受注者が、個別契約に即し、自社の歩掛を基に算出した労務費や必要経費を明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。
- 両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。
- 適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンの調査を踏まえ、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、許可行政庁が指導・監督等。

実効性確保策

労務費に関する基準を活用した見積・契約をガイドする「運用方針」を提示

必要経費の取扱い明確化

- ・労務費の確保にあたり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐことが必要。
- これまでも、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金**）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止。
- 基準値の公表時「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表

労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組

- ・中小事業者や一人親方など、従前見積書提出慣行がない者も含め、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の作成による適正労務費の確保が必要。
- 国土交通省において、**専門工事業者向けに労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示。**
- 各業種別の専門工事業者団体において、労務費等の内訳明示に対応した標準見積書の作成・利用を促進。

自主宣言制度の導入

- ・適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの構築が必要。
- 改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに**「建設技能者を大切に**
する企業の自主宣言制度」を創設し、HP掲載・経審加点等のインセンティブを付与。

建設Gメンによる調査等の実施

- ・著しく低い労務費等による見積りを行う事業者に対し、許可行政庁が適切にペナルティを課すことが必要。
- 材料費等記載見積書について一定期間の保存を義務付け。「駆け込みホットライン」等により広く端緒情報を収集し、**ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出。**
- 材料費等記載見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額等を比較し、**ダンピングが起きていないか、その原因者や要因、違法性の疑いを確認。

中長期的に目指すべき将来像

支払い段階(出口)において適正な労務費・賃金を確保

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

実効性確保策

CCUSレベル別年収支払いの促進

・技能者の処遇改善に向け、技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の適正な賃金支払いを進めることが必要。
→CCUSレベル別年収について、目標値と標準値の2つの水準の値を設定。
→**適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。**

コミットメント制度の導入

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
→請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「**コミットメント制度**とする)を**標準請負契約約款に導入**
→任意の制度としつつ、活用を推奨する。

技能者通報制度の導入

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、賃金を受け取る技能者からも確保できる仕組みを構築することが必要。
→**デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入。**
→通報については、建設Gメンが雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査を実施する端緒情報として活用。

国土交通省による悪質事業者の公表

・労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者が市場で選択されない環境を整備することが必要。
→**建設Gメン等による調査の結果、労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者の見える化**を実施。

公共工事での対策

- 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において
適正な労務費を確保

- 公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

支払い段階（出口）において
適正な労務費・賃金を確保

- 行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。
- 公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

実効性確保策

入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化

- ・ 応札者は、労務費の基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

公共発注者による労務費ダンピング調査の実施

- ・ 公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

コミットメント制度の導入（再掲）

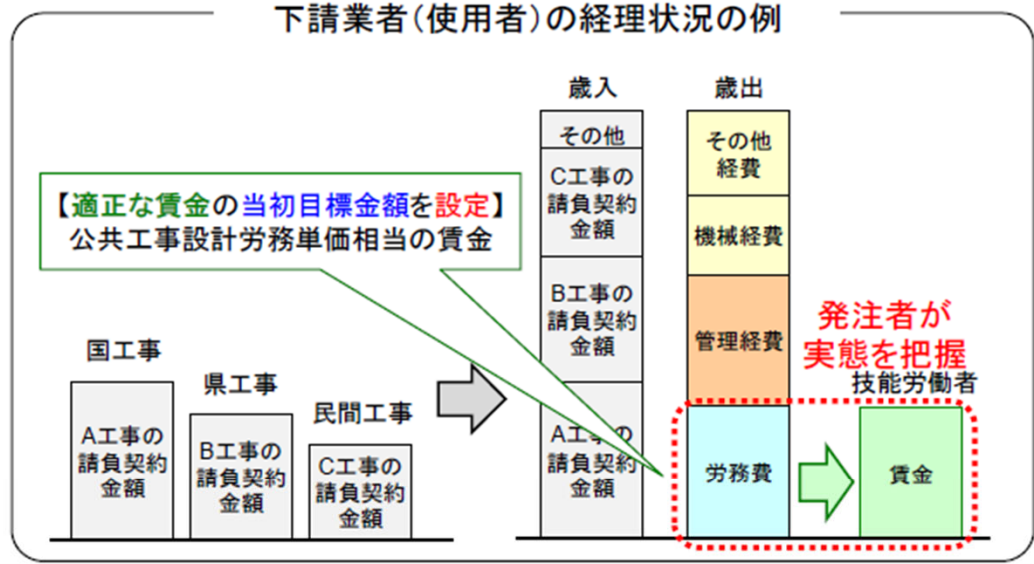
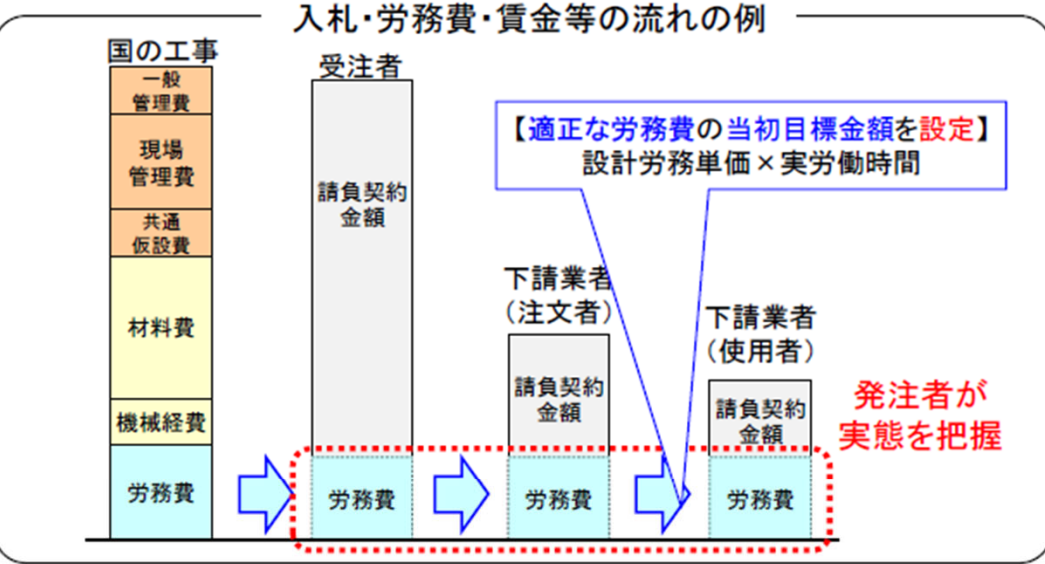
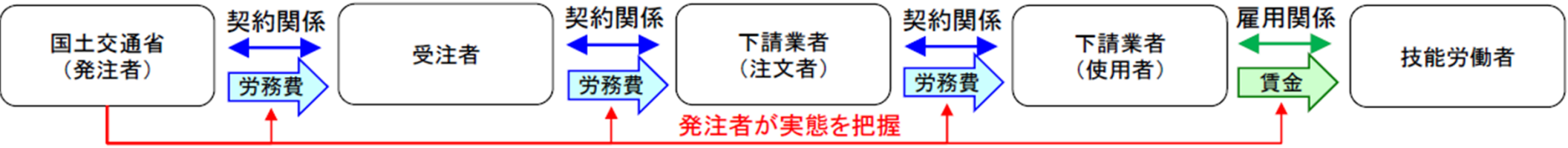
- ・ 適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
- 請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「**コミットメント制度**とする）を標準請負契約約款に導入
- 任意の制度としつつ、活用を推奨する。

賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討

- ・ 公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

出典: 令和7年11月4日記者発表 https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001259.html

- 品確法にて、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し、賃金の支払等の実態調査、また、運用指針には、発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握の努力義務が規定。
- 国土交通省直轄土木工事において、下記を目的に、受注者希望方式で、試行的に調査を実施予定。
 - ・下請業者への労務費の支払い：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格、真の技術を競う等、健全な競争環境を実現
 - ・技能労働者への賃金の支払い：適正な賃金を確保し、品質確保の担い手を確保

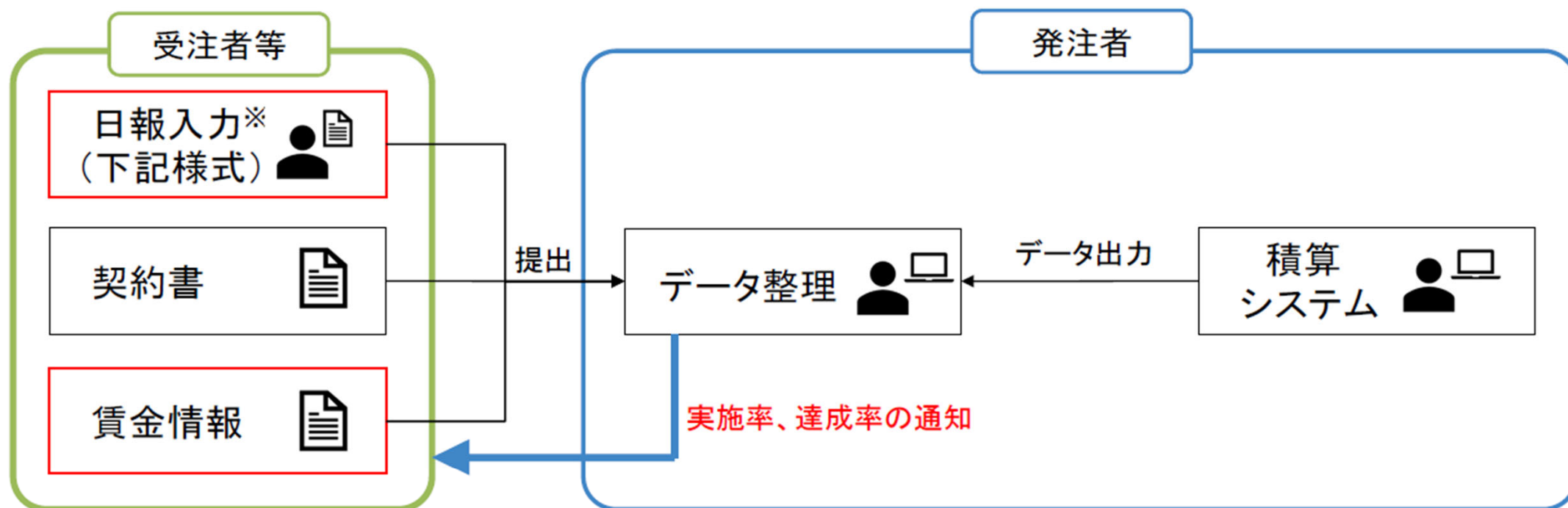


- <調査のポイント(※調査方法や調査結果の算定方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う)>
- ① 実態調査をより円滑に行うための実労働時間等を調査する仕組みの構築
 - ② 「賃金・労働時間等の実態調査」の結果の算定方法
 - ③ 賃金の原資となる労務費を受発注者双方が確保することを目的に積算上の作業時間の提示
- ※②③はシステム等の対応状況に応じて実施

①実労働時間等を調査する仕組みの構築

【試行調査における実労働時間等の調査の流れ】

※調査方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う



※ 施工管理ソフトウェアからの出力機能の一部実装を調整中

【日報入力様式(例)】

日付		工種	種別	細別	会社名	名前	職種	開始時間	終了時間	作業時間
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土一郎	土木一般世話役	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土二郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土三郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/3	(火)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土四郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土一郎	土木一般世話役	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土二郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00
2025/6/4	(水)	〇〇工	●●工	△△	△△建設	国土三郎	普通作業員	8:00	17:00	8:00

開始時間・終了時間の記入は任意

②「賃金・労働時間等の実態調査」の結果の算定方法

【結果の算定方法】

○調査方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う

「賃金・労働時間等の実態調査」の結果(実施率・達成率)を算定し、工事完了後、受注者等に通知

■実施率

$$\text{実施率(\%)} = \frac{\text{調査対象工種等 における積算上の作業時間}}{\text{工事全体の 直接工事費 における積算上の作業時間}} \times 100$$

積算上、作業時間が確認できない工種等(市場単価、土木工事標準単価等)は含めない。

■達成率

$$\text{労務費達成率(\%)} = \frac{\text{払った労務費(契約上の労務費)}}{\text{払うべき労務費(設計労務単価 \times \text{実労働時間})}} \times 100$$

$$= \frac{\sum^{\text{※1}} (\text{契約上の労務費(単価} \times \text{作業時間)})}{\sum^{\text{※1}} (\text{公共工事設計労務単価(時間)} \times \text{実労働時間})} \times 100$$

$$\text{賃金達成率(\%)} = \frac{\text{技能労働者の平均賃金}^{\text{※2}}}{\text{設計労務単価の加重平均}} \times 100$$

※2: 公共工事設計労務単価には、臨時の給与の日額換算や実物給与が含まれるため、これらの確認が必要となる。

$$= \frac{\text{技能労働者の賃金} / \text{技能労働者の「期間中の全労働時間」}}{\sum^{\text{※1}} (\text{公共工事設計労務単価(時間)} \times \text{実労働時間}) \div \sum^{\text{※1}} \text{実労働時間}} \times 100$$

※1: 当該工種に含まれる職種毎に算出して合算する **31**

③積算上の作業時間の提示

【積算上の作業時間の提示例】

※調査方法を確認することが試行の目的であり、継続的に改善を行う

調査結果をとりまとめ後、受注者に対し、調査対象工種における積算上の作業時間を参考提示

レベル	工事区分	工種	種別	細別	規格	機労材名称	積算上の作業時間		施工数量	
							数量（人・日）	時間（h）	単位	今回数量
L2	築堤・護岸	河川土工	盛土工							
L3	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土				1,449	m3	5,140
L3	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土		普通作業員	142	1,135		
L3	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土		特殊作業員	11	88		
L3	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土		運転手（特殊）	28	226		
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	2.5m未満				m3	550
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	2.5m未満	普通作業員	132	1,056		
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	2.5m未満	特殊作業員	11	88		
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満				m3	690
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	運転手（特殊）	14	110		
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	普通作業員	2	17		
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	4.0m以上				m3	3,900
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	4.0m以上	運転手（特殊）	14	116		
L4	築堤・護岸	河川土工	盛土工	路体(築堤)盛土	4.0m以上	普通作業員	8	62		

[NEW]

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。

- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

- ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

[illegible]

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 ****円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 ****円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 ＊＊＊＊＊円)

- 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
- すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。
ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

国土交通省電子入札システム

TEL 03-6633-7118

9時～17時（土日祝・年末年始除く）

電子入札とは	電子入札運用基準	操作マニュアル	電子入札システムのご利用について	電子入札稼働環境	FAQ
--------	----------	---------	------------------	----------	-----

- ▶ [【重要】システム移行に伴う利用停止について](#)
停止期間：令和7年12月26日（金）18:00～令和8年1月13日（火）8:30
- ▶ [システム停止期間中の入札情報の取り扱いについて](#)
- ▶ [【重要】入契法第12条に基づく工事費内訳書への記載について](#)

新着情報

- ▶ [ブラウザの仕様による電子入札システム接続時の追加操作について](#)
- ▶ [電子入札稼働環境の改定について](#)

必ずお読みください

[一覧はこちら](#)

- ▶ 2025年12月26日
[【重要】入契法第12条に基づく工事費内訳書への記載について](#)

ここに掲載

電子入札システム

電子入札システム
入口

電子入札システム運用時間

8:30～18:00
土・日・祝日（振替休日含む）・年末年始（12/29～1/3）を除く

入札公告新着情報

入札公告新着情報
入口

各機関ホームページ内の入札公告関連ページより、入札公告の掲載状況を確認してください

参考:「著しく低い労務費等」「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止①

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告<R6改正>

注文者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務<R6改正>

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止<R6改正>

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

契約締結

原価割れ・著しく短い
工期が注文者・受注者
ともに禁止に

受注者

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費(省令で規定)」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止<R6改正>

◆正当な理由(省令で規定)がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止<R6改正>

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止<R6改正>

<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・>

- ー 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- ー 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・>

- ー 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- ー 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・>

- ー 違反した建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

受注者による「原価に満たない金額」による契約締結禁止

○これまで注文者に対してのみ、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約の締結が禁止されていたところ※、建設業者に対しても、省令で規定する正当な理由がある場合を除き通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約締結を禁止

※ 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約を締結することが禁止されている

＜省令で規定する正当な理由＞

- ・自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- ・先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- ・建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

受注者による「著しく短い工期」による契約締結禁止

○これまで注文者に対しては、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされていたところ、建設業者に対しても、著しく短い期間を工期とする請負契約締結を禁止

(参考)改正後の条文(建設業法、建設業法施行規則)

○建設業法(昭和24年法律第100号)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)

(低額受注の正当な理由)

第十三条の十一 第十九条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- 二 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- 三 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

改正後の条文(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

2 **建設業者は**、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

3・4 (略)

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会**は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び**労務費に関する基準**、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する**基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として**国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費**の内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数**を記載した建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は**、当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。**

3～5 (略)

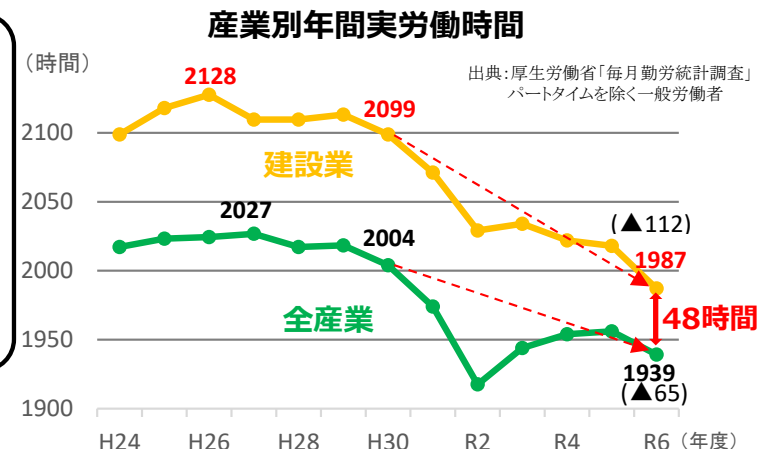
6 建設工事の**注文者は**、第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)**に対し**、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。**

7 前項の規定に**違反した発注者が**、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)**を締結した場合**において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

3. 働き方改革に向けた国土交通省 の取り組み

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画による広報
(厚生労働省)

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- <改定の主な内容>
- 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因(**猛暑日**)における**不稼働**を考慮して工期設定
- 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
 - ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

4. 生産性の向上

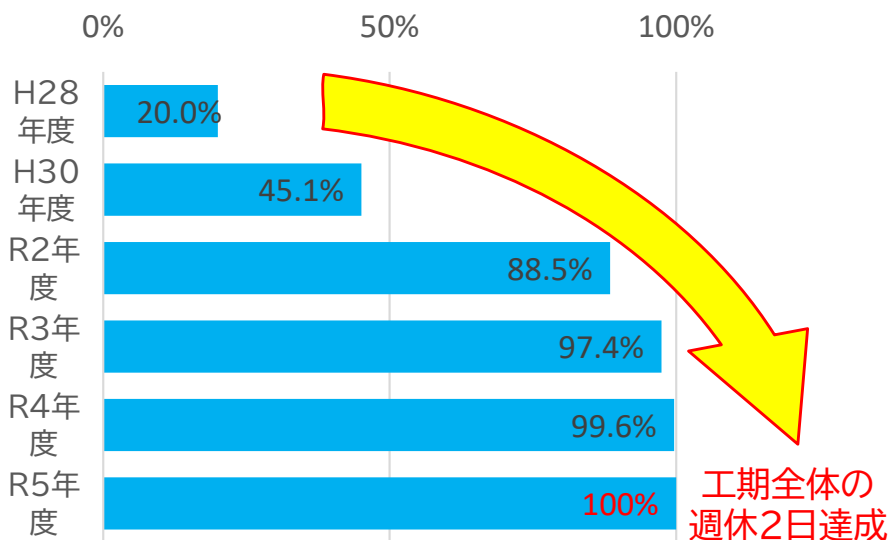
- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

○他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、総力を挙げて取り組む。

- ・直轄工事において、平成28年より推進してきた工期全体の週休2日が定着。
- ・地域の実情を踏まえつつ、完全週休2日(土日)の試行を実施。(令和7年度～)
- ・猛暑日や積雪寒冷地など、厳しい作業環境においては、地域の実情を踏まえ、多様な働き方を支援。

週休2日の推進

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



※各年度に契約した工事件数を集計
(R5年度は6,560件(営繕工事、港湾・空港除く))

完全週休2日(土日)の試行(受注者希望)(R7～)
※受注者が工事着手前に取り組むか否かの選択が可能
※月単位、工期単位での選択も可能

猛暑日における働き方の改善

＜発注工程の工夫による取組＞(関東地方整備局の例)

猛暑期間(7月～8月)の現場作業を休工しやすくするため、特記仕様書に猛暑期間の現場施工回避について協議できる旨明示し、現場作業を休工した事例。

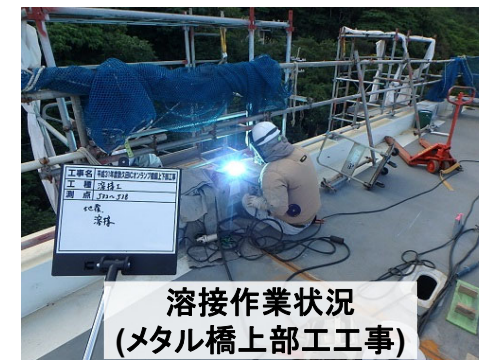
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工期		準備等	現場作業の休工		舗装工事		片付

＜受注者側の工夫による取組＞(沖縄総合事務局の例)

猛暑日における作業内容に応じて、受発注者間で確認・調整等を行い、作業時間帯の変更を実施。



閉鎖空間での作業のため、猛暑日は昼休憩を1時間延長(作業時間は1時間減)



溶射熱等による過酷な作業環境のため、時間帯を繰り上げ。(6時～15時頃)

書類作成業務のさらなる負担軽減【全地整共通の取り組み】

R 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に
工事関係書類の業務削減に向けた 5 つの支援メニューを実施

直轄工事での取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開



各地方整備局のリーフレット等

工事書類のスリム化

土木工事書類スリム化ガイド (ver.2.0)

土木工事書類簡素化の手引き(案)

土木工事書類作成マニュアルにおける工事書類適正化の手引き(案)

○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化

通常検査	書類限定検査
検査書類 44種類 検査時に準備	検査書類 10種類のみ 検査時に準備 ※その他の確認は、 施工プロセスチェック等 で代用

3割程度
まで削減

書類限定検査のイメージ

(R 4実績調査)

現状

17%
1,128件

83%
5,624件

(n=6,938件)
※対象外: 186件

活用有 活用無

R6~

100%

○完成工事における工事検査書類を 4 4 種類から 1 0 種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口(仮称)』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談を受ける窓口を設置

⇒九州地整:『2024働き方改革対応相談窓口』

【企画部技術管理課／各事務所】



書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

工事関係書類の標準様式の展開

○国交省標準様式をHPで公表

○都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



42

令和5年度 秋季 九州沖縄ブロック土木部長等会議

連携自治体との

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
 - 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
 - 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引き上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引き上げを実施。
 - これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引き上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
 - 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
- ※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

- 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。
- 週休2日制の導入を後押しする
 - ・ 公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
 - ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
 - ・ 週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
 - ・ 週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する
 - 各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する
 - ・ 昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
 - ・ 各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

- 技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。
- 技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する
 - ・ 労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
 - ・ 建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
 - ・ 技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
 - ・ 能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
 - ・ 民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける
 - 社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする
 - ・ 全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
 - ・ 社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する
- ※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

- i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。
- 生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする
 - ・ 中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
 - ・ 生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
 - ・ 個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する
 - 仕事を効率化する
 - ・ 建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
 - ・ 工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
 - ・ 建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する
 - 限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する
 - ・ 現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
 - ・ 補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める
 - 重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
 - 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒ **建設業は令和6年4月から適用**

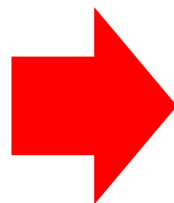
	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の 限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

3 K

× きつい

× 汚い

× 危険



新3K

○ 給与

- ・ 実勢を反映した積算基準

○ 休暇

- ・ 週休2日モデル工事
- ・ 適正な工期設定指針

○ 希望

- ・ i-Constructionの推進
- ・ インフラ分野のDX
- ・ 中長期的な発注見通しの公表



○ カッコいい

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積み尊重宣言」

促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積み尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積を尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- R2年度は全国でモデル工事を発注。
- ＜R3年度契約件数＞
 - ✓ 促進モデル工事：34件

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R3年度の契約件数＞
 - ✓ 義務化モデル工事：65件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：94件

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
 - ✓ 165件(H28年度)
 - 1,106件(H29年度)
 - 2,745件(H30年度)
 - 4,450件(R1年度)
 - 6,853件(R2年度)
 - 7,300件(R3年度)

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
 - ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
 - ✓ 584件（36%）（H28年度）
 - 912件（42%）（H29年度）
 - 1,104件（57%）（H30年度）
 - 1,890件（79%）（R1年度）
 - 2,396件（81%）（R2年度）
 - 2,264件（84%）（R3年度）

□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

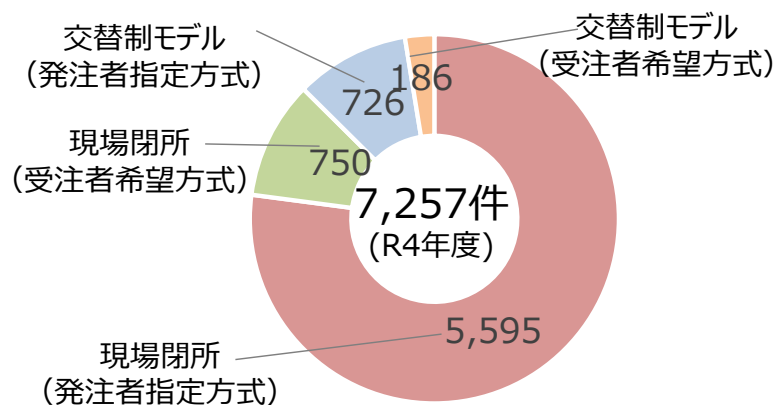
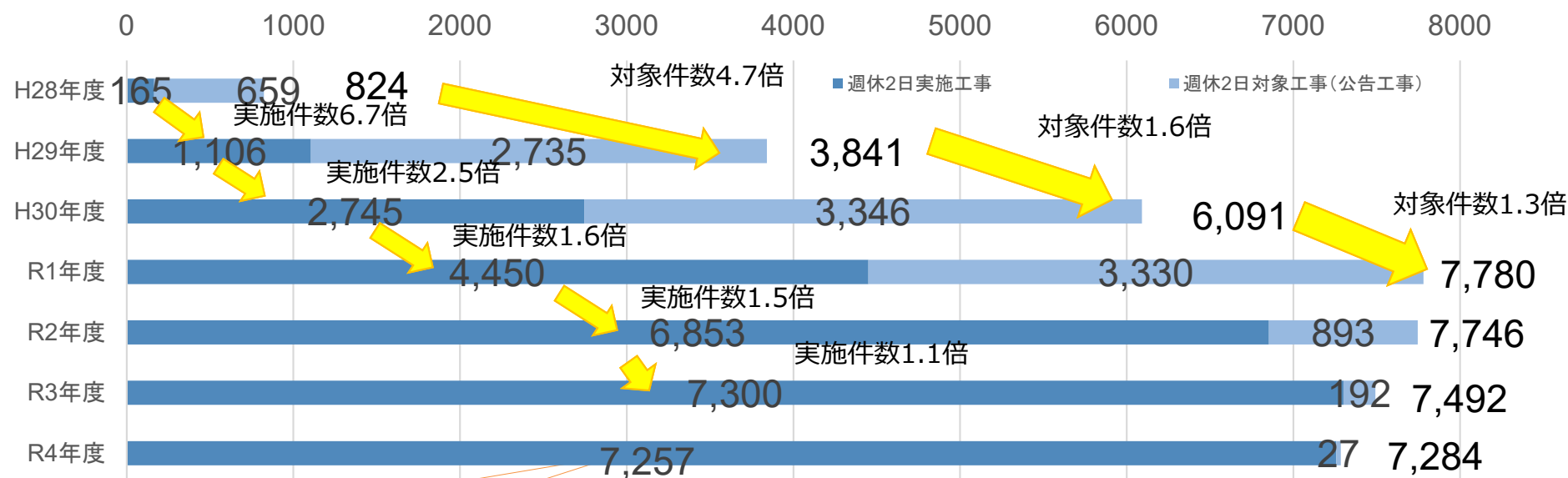
□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取り組みを実施。

※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責に寄らない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日（土日）の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「ウィークリースタンス」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にしたガイドライン等の作成、受発注者への周知徹底
- ・「書類限定検査」（44→10種類）の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・書類作成の経費などによる現場管理費の増加を反映

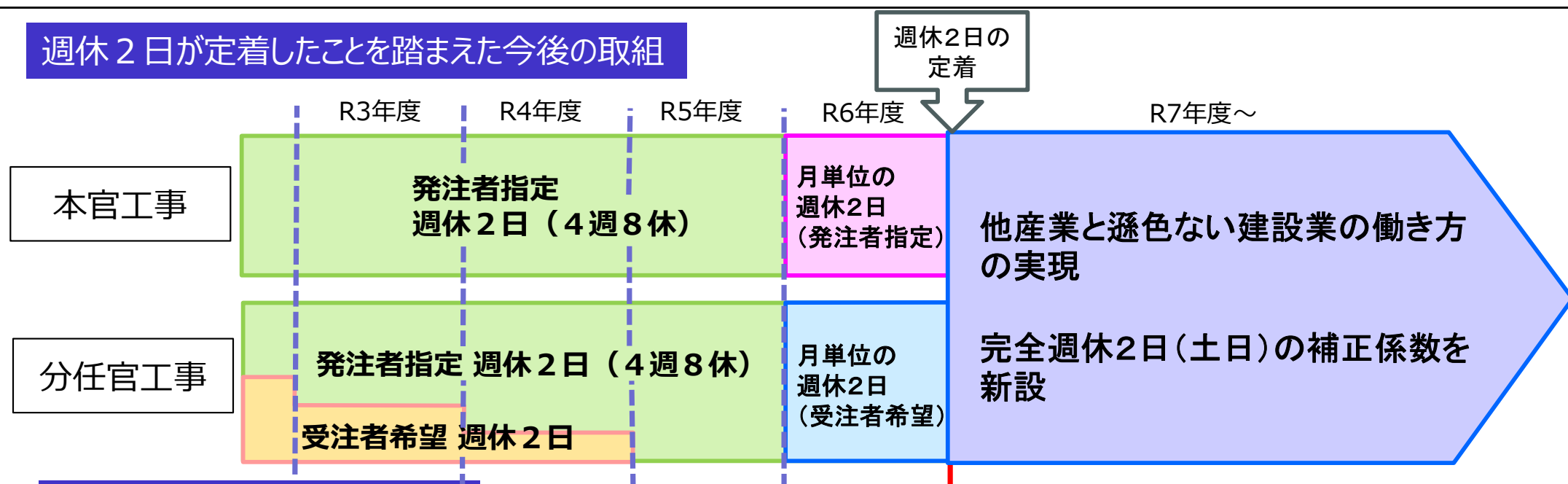
⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から現場への移動時間を考慮した歩掛の見直し

完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
 - ※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

令和7年度 週休2日制適用工事の概要

■ 完全週休2日Ⅰ型とⅡ型の比較

令和7年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用

		完全週休2日（土日）Ⅰ型 完全週休2日交替制Ⅰ型	完全週休2日（土日）Ⅱ型 完全週休2日交替制Ⅱ型	摘要
積算	当初	「完全週休2日（土日）」 もしくは 「完全週休2日交替制」 （以下、完全週休2日）の補正で積算	同左	
	変更	「完全週休2日（土日）」未達成、希望しない の場合は、 「月単位の週休2日」 の補正係数に変更 「月単位の週休2日」未達成 の場合は補正無し	「完全週休2日（土日）」未達成、希望しない の場合は、 「月単位の週休2日」 の補正係数に変更 「月単位の週休2日」未達成、希望しない の場合は補正無し	
工事成績 評点	減点	明らかに受注者側に 月単位の週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	明らかに受注者側に 通期の週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	
	加点	実施しない	同左	

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日／31日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日／31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日／28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日／31日)

30.0%
(27日／90日)
※工期全体では
達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日／31日)

→現場閉所8日≥土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日／12日)

→現場閉所3日≥土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

直轄土木工事における適正な工期設定指針【概要】

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定

余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
 不稼働日、後片付け期間
- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

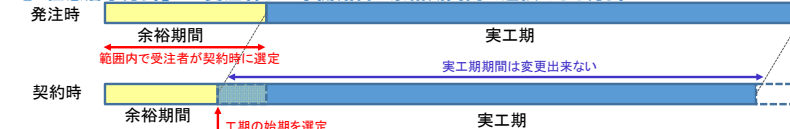
余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

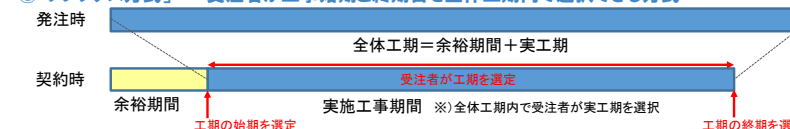
①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

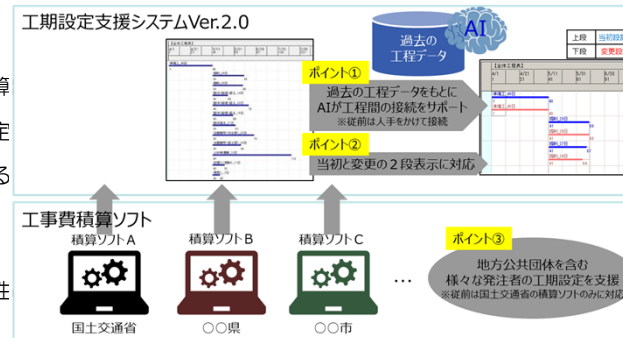


工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック

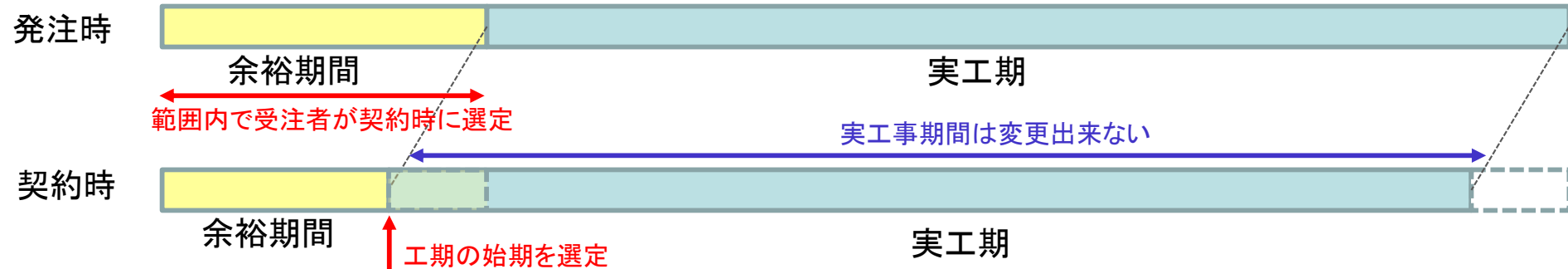


余裕期間の設定【設計積算】

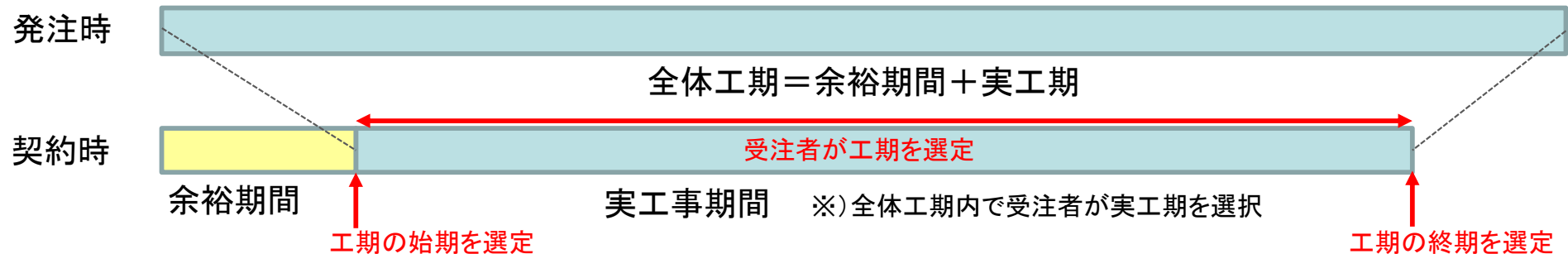
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: **6か月を超えない範囲**

2. 技術者の配置:

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

余裕期間について

いきいき現場づくりの意見

余裕期間（契約日から工期の始期まで）は打合せ及び打合せ簿の提出、その他事前の準備作業（現場作業は含まない）は一切行ってはならないという指示がありました。国土交通省の資料によれば、（現場着手してはいけない、資機材の準備は可）となっています。資機材の準備は可であれば、発注者との施工計画打合せ等も行っても良い。となるのではないのでしょうか？

回 答

・個別具体的な記載がないことから分かりづらいものとなっておりますが、余裕期間内に、受注者の裁量として「できる作業例」と「できない作業例」を下記に示しております。始期が到来していないため、発注者との施工計画打合せ等はできないこととなっております。詳細については、監督職員と協議願います。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・現場の下見
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所、工事看板等の設置
- ・現地測量、埋設物調査
- ・樹木伐採、除草
- ・現場への資機材の搬入
- ・監督職員、関係官公庁等との協議
- ・近隣住民との調整、工事のお知らせ配布
- ・工事写真の撮影
- ・上記の作業に係る、監督職員等との協議・調整

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。
(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

＜工事工程共有の流れ＞

① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。

② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。

③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。

担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	支障物件移設							
	〇〇協議							

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し



55

現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目 4 項目から 5 つ選択（1 項目重複）



今後

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目 4 項目から 5 つ選択（1 項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の
数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※}^3 \text{を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※³：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算※²

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※¹ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す。

※² 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

＜猛暑日を含めた雨休率の考え方＞

【定義】猛暑日日数：年ごとのWBGT値31以上の時間※1を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※1：8時～17時の間のデータを対象とする。

$$\text{雨休率} = \frac{\text{休日数} + \text{降雨・降雪等日数} + \text{猛暑日日数（上述【定義】により算出した日数）}}{\text{実働日数}}$$

＜WBGT値を使った猛暑日日数の求め方＞

- WBGT値31以上の時間数を集計し、日数換算する（日数＝WBGT31以上の時間数／8h）

＜例：埼玉県さいたま＞ 【使用データ】環境省のWBGT値※2（5か年分：2017年～2021年）

年	月	WBGT値31以上の 時間数（h）	日数換算値（日）
2017	6		
	7	30.00	3.75
	8	24.00	3.00
	9		
計		54.00	6.75
年	月	WBGT値31以上の 時間数（h）	日数換算値（日）
2018	6	1.00	0.13
	7	79.00	9.88
	8	71.00	8.88
	9	4.00	0.50
計		155.00	19.38

年	月	WBGT値31以上の 時間数（h）	日数換算値（日）
2019	6	1.00	0.13
	7	34.00	4.25
	8	53.00	6.63
	9	19.00	2.38
計		107.00	13.38
年	月	WBGT値31以上の 時間数（h）	日数換算値（日）
2020	6		
	7	6.00	0.75
	8	72.00	9.00
	9	33.00	4.13
計		111.00	13.88

年	月	WBGT値31以上の 時間数（h）	日数換算値（日）
2021	6		
	7	15.00	1.88
	8	59.00	7.38
	9		
計		74.00	9.25

- 日数換算値の年平均値を算出する

$$(6.75 + 19.38 + 13.38 + 13.88 + 9.25) \div 5 = 12.53 \text{ 日}$$

猛暑日日数

※2：環境省熱中症予防情報サイト(https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

工期設定支援システムの概要

- 国土交通省では、平成29年度より工期設定支援システムをリリースし、適正な工期設定を推進。
(工期設定支援システムは国土交通省ホームページから無料でダウンロード可能)

工事費積算ソフト



工種は？
数量は？
単価は？
...

工事費を算出 ⇒ 適正な予定価格の設定

公共工事品確法 第7条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、…次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 …市場における労務及び資材等の取引価格…の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること

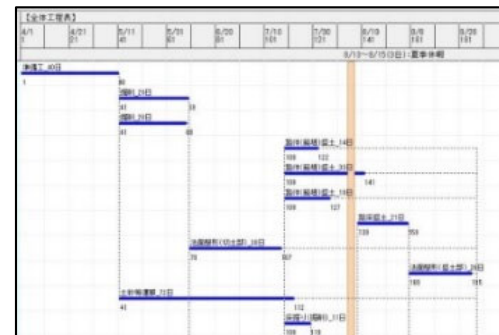
積算ソフトから工程計画情報（CSVファイル）を取り込み

工期設定支援システム



休日？
工事不能期間は？
準備・後片づけ期間は？
...

工事工程表を作成
⇒ 適正な工期の設定



公共工事品確法 第7条

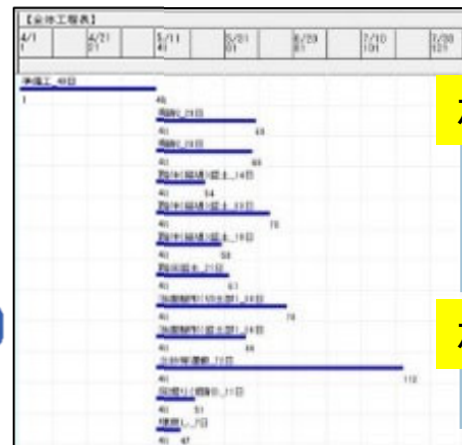
六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること

国土交通省ホームページからダウンロード可能（無料）
http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

工期設定支援システムの改良(R1.8.29公表)

- 国土交通省では、適切な工期設定のため、平成29年度より「工期設定支援システム」をリリース。
- 令和元年夏より、①工程アシストAI機能の導入、②変更設計対応を施した「工期設定支援システム Ver2.0」をリリースし広く一般に公開。
- あわせて、③様々な工事費積算ソフトとの連携を可能とするため、システム仕様を公開。
※国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html) よりダウンロード可能 (無料)

工期設定支援システムVer.2.0



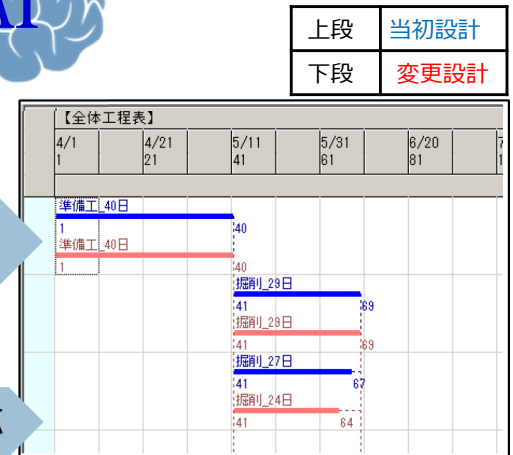
過去の
工程データ

ポイント①

過去の工程データをもとに
AIが工程間の接続をサポート
※従前は人手をかけて接続

ポイント②

当初と変更の2段階表示に対応



工事費積算ソフト

積算ソフトA



国土交通省

積算ソフトB



〇〇県

積算ソフトC



〇〇市

...

ポイント③

地方公共団体を含む
様々な発注者の工期設定を支援
※従前は国土交通省の積算ソフトのみに対応

働き方改革・建設現場の週休2日応援サイトの立ち上げ

- 適正な工期の設定等を通じた週休2日の確保等の取組みが公共・民間問わず多くの工事へ広がるよう、週休2日確保に関する通達をはじめとした関連情報等を掲載する「**週休2日応援サイト**」を**H29.11.1に開設** (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html)
- あわせて、受発注者の情報を双方向で発信する**Facebookページを開設**し、建設現場における働き方改革をさらに促進

Website掲載情報

1. 週休2日応援ツール

工期の適正な設定等、週休2日の確保等を支援する情報を掲載

① 工期設定支援システム

歩掛かり毎の標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動算出し工期設定を支援

② 週休2日を考慮した間接費

共通仮設費、現場管理費に補正

③ 実態を踏まえた工事着手準備期間・後片付け期間

準備や後片付けに必要な日数を工種毎に設定

2. 週休2日確保に向けた発注者の取組み

地方整備局をはじめとした各発注者による、週休2日対象工事の発注など、働き方改革に関する取組み状況を掲載

3. 「働き方改革・建設現場の週休2日」Facebookページ

国土交通省の取組み等に加え、建設企業が現場で実施している工夫などを、写真等を活用しつつ、情報発信

週休2日応援サイトのバナー

働き方改革・建設現場の
週休2日応援サイト

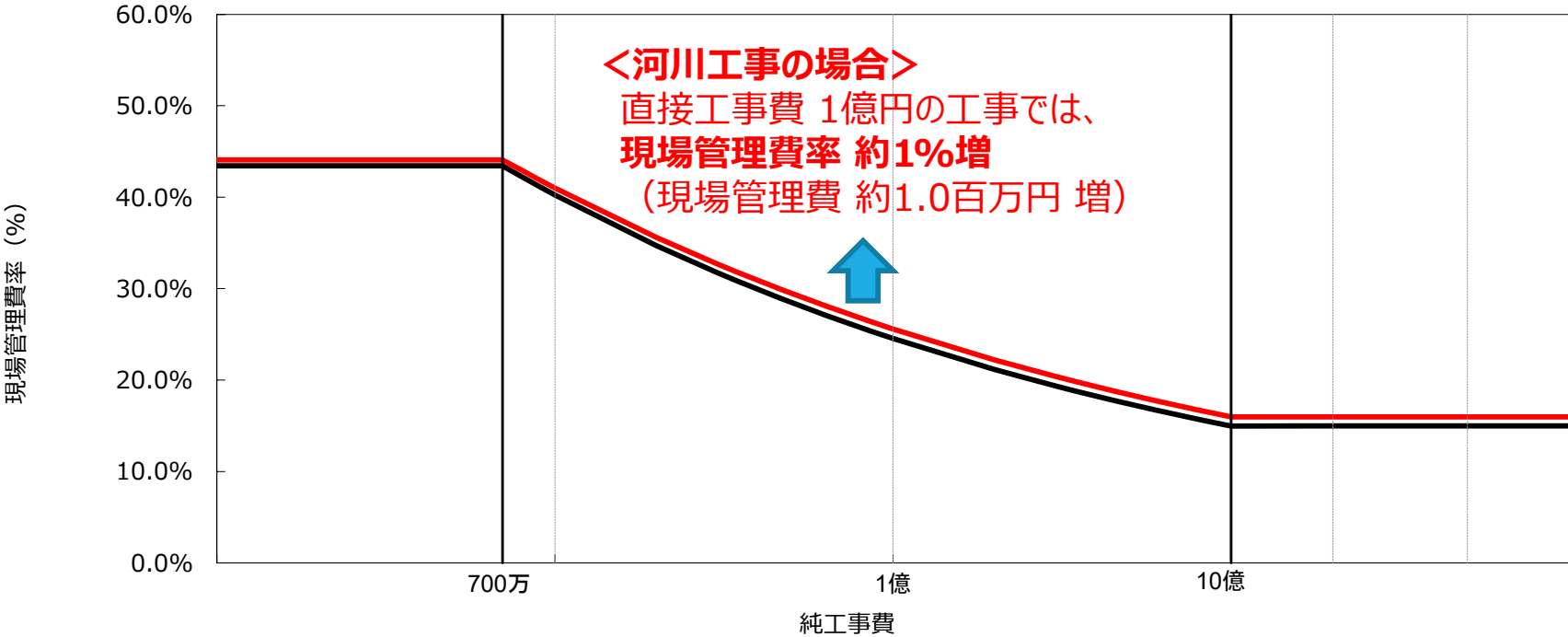
国土交通省技術調査課をはじめ、
関係ホームページにバナーを掲載

Facebookによる情報発信



- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



【改定】

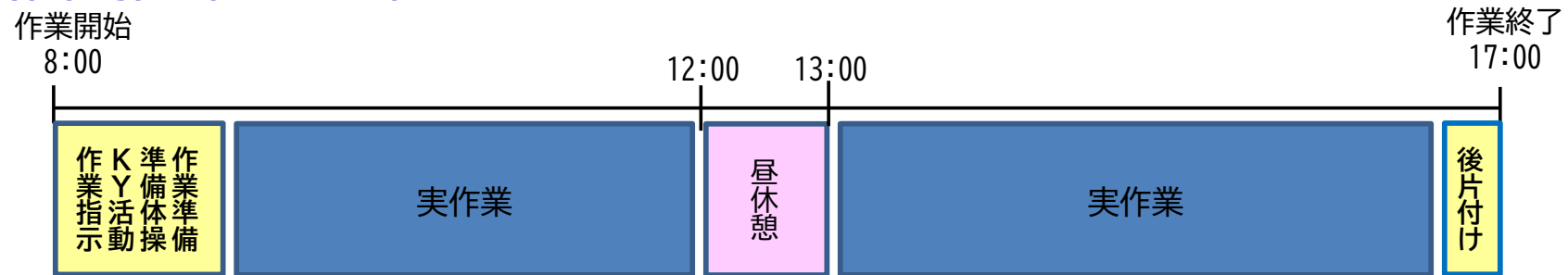
700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

移動時間を踏まえた積算の適正化

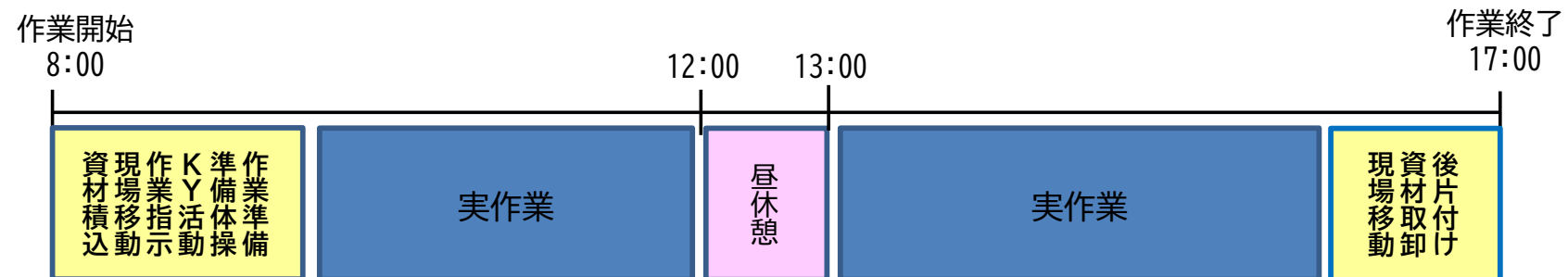
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等是一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など**10工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】[NEW]

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

R7.12.23 記者発表

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001275.html

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

建設工事における 猛暑対策事例集

令和7年12月



猛暑対策サポートパッケージ(概要版) (1-1~4) 工期設定イメージ

※猛暑期間については、過去のWBGT値より地域毎に設定。

例) 過去5年間に於いて、日当最高WBGT31を連続して超過している期間

	手続き
	準備期間
	施工
	準休工期間(猛暑)
	協議して休工
	休工がマストな期間 (連続2週間)

		令和8年度												令和9年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
1. 猛暑期間を回避した工 事発注	現状																								
	対応																								
2. 猛暑期間を休工可能と する工事発注	現状																								
	対応																								
3. 猛暑期間における現場 施工回避の協議	現状																								
	対応																								

		5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	13h	14h	15h	16h	17h	18h	19h	20h	21h	22h	23h	0h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h
4. 猛暑時間における現 場施工回避(早期・夜間 施工)の支援	現状																												
	対応																												

4. 九州地方整備局における 働き方改革への取り組み

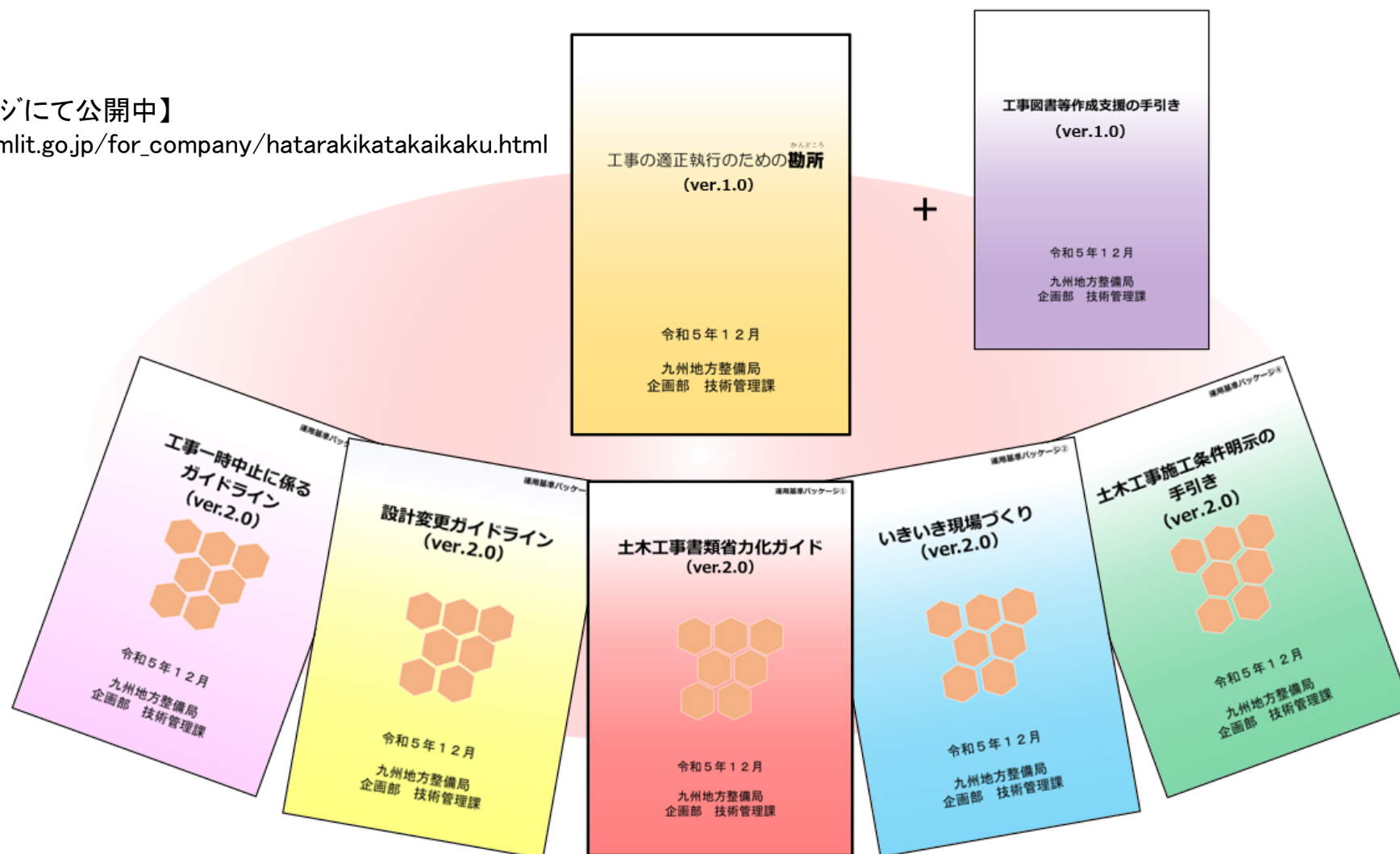
2. 働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九地整の新たな取り組み

①生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築

- ⇒ ・ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：5(ファイブ)ルール】
- ・ 上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ホームページにて公開中】

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html



かんどころ

工事の適正執行のための勘所

(ver.1.1)

令和6年2月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

かんどころ

工事の適正執行のための勘所

I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定(必要な費用の計上、見積りの活用)
- 歩切の根拠(現場状況に即した積算)
- 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化(国債、繰越活用)
- 適正な工期設定(週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程)
- 適切な設計変更(適切な工期確保(延期)・適切な増額変更)
- 発注者間の連携体制の構築(三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加)

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～



Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- ☐_工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- ☐_地域の実情等（出水期、地域の祭り、片付け等）に応じて**必要な作業不可日を計上**
- ☐_平準化・余裕を勘案し工期設定（繁忙期避け）国債等を積極活用（**余裕工期を原則設定**）
- ☐_標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- ☐_着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- ☐_施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シート**の内容を組織的にチェック

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- ☐_**工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- ☐_まずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員（監督補助）も含めて共有**
- ☐_事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス（回答時期の明確化を含む）を徹底**
ウィークリースタンスを適用

①依頼日・時間及び期限に関すること ②会議・打合せに関すること ③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- ☐_必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- ☐_上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- ☐_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用**

……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- ☐_契約事項を理解したうえで、**書類限定検査（標準化）（10書類）を活用した工事検査**

Ⅲ.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用

ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較（例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/人月費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc）により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）

②受注者の責によらない契約事項の変更（工期延期）を伴う場合、交代が合理的な場合

③工程上一定の区切りと認められる（品質・出来形管理が必要な工種完了）場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況

- 働き方改革に向けた九州地整の新たな取り組みに関する説明会（対象：担当職員・支援業務受注者・建設業協会）を県ブロック毎に実施
- 現契約工事の現場代理人・監理技術者を対象としたWEB説明会
- 上記説明会の動画をYouTube配信【九州地整HP：https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html】



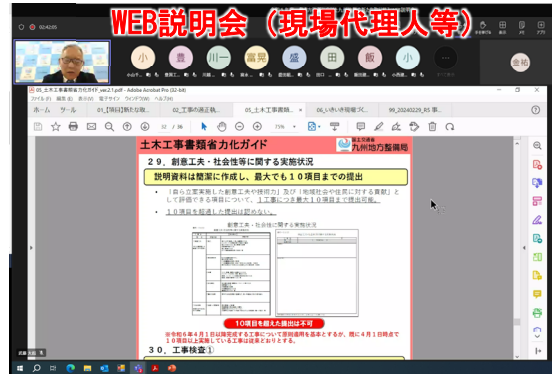
事務所				建設業協会			WEB説明会			
ブロック	開催日	出席者(担当職員・現場技術員)	出席者数		開催日	出席者	出席者数	開催日	出席者	出席者数
福岡県	2月9日(金)	本局、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、九州技術事務所、福岡国道事務所、有明海沿岸国道事務所	35	福岡県建設業協会	2月8日(木)	会長、副会長ほか	40	2月29日(木)	現場代理人等	462
	2月20日(火)	本局、福岡国道事務所、北九州国道事務所、遠賀川河川事務所、有明海沿岸国道事務所、筑後川ダム統合管理事務所、国営海の中道海浜公園事務所	83							
佐賀県	3月7日(木)	佐賀国道事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、有明海沿岸国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所	50	佐賀県建設業協会	3月7日(木)	会長、副会長ほか	39			
長崎県	3月6日(水)	長崎河川国道事務所	48	長崎県建設業協会	3月6日(水)	会長、副会長ほか	36			
熊本県	2月5日(月)	熊本河川国道事務所、菊池川河川事務所、阿蘇砂防事務所、緑川ダム管理所	41	熊本県建設業協会	2月5日(月)	会長、副会長ほか	66	YouTube配信		
	2月5日(月)	八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、立野ダム工事事務所、八代復興事務所、熊本河川国道事務所	34					配信日	集計時点	視聴数
大分県	2月27日(火)	大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、山国川河川事務所	55	大分県建設業協会	3月15日(金)	会長、副会長ほか	40	3月5日(火)	3月29日(金)	800
宮崎県	12月25日(月)	宮崎河川国道事務所	34	宮崎県建設業協会	2月21日(水)	会長、副会長ほか	48			
	2月22日(木)	延岡河川国道事務所	40							
鹿児島県	1月10日(水)	鹿児島国道事務所、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所	41	鹿児島県建設業協会	3月11日(月)	会長、副会長ほか	66			
	3月12日(火)	大隅河川国道事務所	47							
		小計	508			小計	335		小計	1,262
令和5年度総計:2,105名										



事務所へ説明（福岡）



建設業協会へ説明（宮崎）



WEB説明会（現場代理人等）



YouTube配信 九州地方整備局
(九州地方整備局HPに動画掲載)

働き方改革に向けた事務所の取り組み事例

○昨年度、各県ブロック単位(発注者・現場技術員・建設業協会)、現場代理人等へ「働き方改革の九州地整の新たな取り組み」キャラバン実施
さらに、説明会動画をYouTube配信し、整備局HP・イントラにて周知・浸透を図った。
○今年4月より建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、事務所にて説明会を開催し、有明海沿岸国道事務所では、
管内関係自治体にも参加頂き、施工者向け説明会の中で、**「発注者が働き方改革に関する取り組みを実践すること」等の「実践宣言」**を行っている。

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～

●生産性向上を実感するための運用基準

- ①働き方改革のための5つの運用基準(通称:5ルール)
- ②工事の適正執行のための勘所
- ③工事図書等作成支援の手引き



●有明海沿岸国道の取り組み



●熊本河川国道の取り組み



■熊本河川国道事務所による説明会(合計:約60名)

- ・日程: 令和6年4月10日(水)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)
- ・マスコミ: 九建日報

■有明海沿岸国道事務所による説明会(合計:約120名)

- ・日程: 令和6年5月24日(金)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)
施工業者43社
管内6自治体(佐賀市、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、荒尾市)
大牟田労働基準監督署
- ・マスコミ: 九建日報、佐賀建設新聞、有明新報

■大分河川国道事務所による説明会(合計:約45名)

- ・日程: 令和6年6月12日(水)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助等)



背景 ～工事監理連絡会運用の変更～

- 働き方改革（罰則付き時間外労働規制）に向けた九州地整の新たな取り組みを令和5年度より実施
⇒ 現場（受発注者双方）が問題なくスムーズに動けるよう運用基準の再構築

生産性向上（＝時間外労働削減）を実感するための運用基準の再構築

⇒ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：5（ファイブ）ルール】

・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：工事の勘所】



- しかしながら現場では下記のような問題が散見される

業界団体・いきいき現場づくりからの意見

- 上記運用基準について各事務所とも認識は高いものの、事務所によって温度差があり
- 事務所と主任監督員間の風通しが悪い
- 監督補助の認識度や技量によって受注者に対する負担が違う
- 概算発注での設計の遅れや電柱移転など支障物件の遅れで契約してもすぐ着工できない
- 設計変更時に時間がかかる、また設計変更を認めてくれない案件あり
- 数量増や中止以外の工期延期を認めて頂けない 等々

新たな支援

- “5（ファイブ）ルール” や “工事の勘所” の現場運用の徹底を図るため、
「工事監理連絡会」での確認項目を充実

適正な設計変更を支援するための工事監理連絡会の運用変更

【従前】

「工事監理連絡会」対象工事と開催条件

①対象工事

・平成22年4月1日以降に契約する全ての工事

②開催条件

「工事監理連絡会」の開催は、受注者と協議を行い可否を決定(※受注者の要望があれば開催)

「工事監理連絡会」の構成

①受注者(現場代理人、監理技術者等)

②詳細設計を実施したコンサルタント等

③発注者(発注担当課長等、主任監督員等)

「工事監理連絡会」の対象とする事項

①詳細設計の設計意図に関する事項

②工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項

③土木工事共通仕様書1-1-3(工事設計図書の照査等)に関する事項

④「かし担保」の条項に関する事項

⑤その他

【今回】

「工事監理連絡会」対象工事と開催条件

①対象工事

・令和7年2月3日以降に契約する全ての工事

②開催条件

「工事監理連絡会」の開催は、受注者と協議を行い可否を決定(※1) ※1受注者の要望があれば開催

「工事監理連絡会」の構成

①受注者(現場代理人、監理技術者等)

②詳細設計を実施したコンサルタント等

③発注者(発注担当課長等、主任監督員等)(※2)

※2技術副所長等(質疑内容が今後の工事に大きく影響する場合)

※2積算技術・工事監督支援業務等[注:事前に発注者より疑義内容等の共有を実施]

「工事監理連絡会」の対象とする事項

①詳細設計の設計意図に関する事項

②工事請負契約書第18条(条件変更等)に関する事項

③土木工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)に関する事項

④「かし担保」の条項に関する事項

⑤条件明示の確認(※場合によっては合同現地調査の実施)

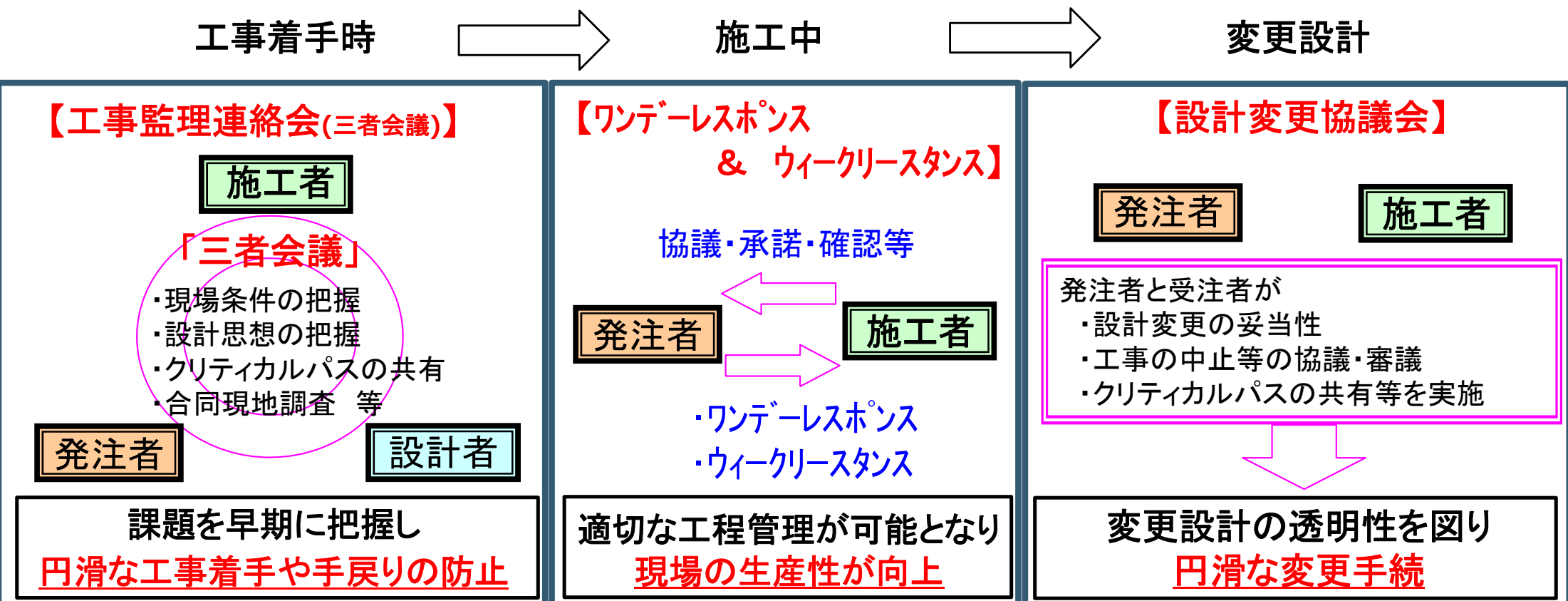
⑥工事工程クリティカルパスの共有

⑦設計変更内容の明確化(※3)

⑧合同現地調査の実施(※受注者の要望があれば必ず開催)

⑨その他 ※3 大規模な設計変更、工事中止等については設計変更協議会を必ず実施

- 工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む
- ・工事監理連絡会(三者会議): 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
 - ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
 - ・ウィークリースタンス : 現場環境改善として休日等を作業の期限にしない、業務時間外の連絡を行わない等の取組
 - ・設計変更協議会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施。

原則、全ての工事が対象	原則、全ての工事が対象	変更を伴う全ての工事が対象 (数量精査等軽微な変更は除く)
-------------	-------------	----------------------------------

適切な設計変更のために① ～施工条件明示の徹底～

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 2.0)」を作成し、令和5年12月に事務所に通知。

具体的な明示例

- 用地関連(借地に関する条件の明示)
⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。
- 支障物件関連(移設完了時期の明示)
⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。
- 「その他」に記載
⇒着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載[次頁以降に記載例記載]



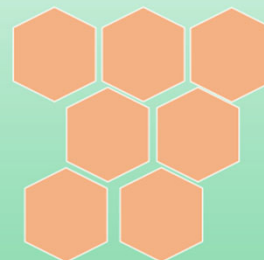
※ 新たに「土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)」に追記済み

- ① 九州地方整備局HPのトップページで『事業者の方へ』をクリック。
- ② 『働き方改革に関する取り組み』をクリック。
- ③ 『土木工事施工条件明示の手引き』をクリックすると確認できます。

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau. The navigation bar includes links for 'トップページ' (Top Page), '防災に関する情報' (Disaster-related information), '私たちの仕事' (Our work), '地域・まちづくり' (Community and town planning), '各種相談窓口' (Various consultation windows), and '事業者の方へ' (For business operators). A red box highlights '事業者の方へ' with a circled '1' and a yellow arrow pointing to it. Below this, the '事業者の方へ' section is expanded, showing a list of links. A red box highlights '働き方改革に関する取り組み' (Efforts to reform working conditions) with a circled '2' and a yellow arrow pointing to it. This link leads to a page titled '働き方改革5運用基準（通称：5（ファイブ）ルール）' (Working Conditions Reform 5 Operational Standards (Common Name: 5 (Five) Rules)). A red box highlights the fourth item, '4. 土木工事施工条件明示の手引き' (4. Construction Condition Disclosure Guide), with a circled '3' and a yellow arrow pointing to it.



土木工事施工条件明示の 手引き (ver. 3.0)



令和7年2月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

▲土木工事施工条件明示の手引き(ver.3.0)

適切な設計変更のために① ～施工条件明示の主な具体例(1)～

- **[前提]** 工事請負契約書18条「条件変更等」で協議を行い、その事実が認められれば契約変更可能。
- **[基本]** 施工条件の明示にあたっては「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 3.0)」を参照すること。
- 手引きはあくまで「例」であり、すべてを網羅したものではない。
- 表現方法は記載例や下記工夫案にとらわれる必要はなく、明示しやすい表現に適宜、修正すること。
なお、下記工夫例は受注者からの協議にて変更したもの等を予め当初特記仕様書に記載することで変更契約の際に円滑な運用が図れるものである。

記載例

施工時(※特記仕様書〔施工条件〕〔その他〕に記載)

●仮設工(日数)【手引きP15】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案) ○○○の期間として○日を計上しているが、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

●仮設【手引きP15】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案) 敷砂利材は、施工後の水際利用を考慮し、敷砂利(RC-40)を厚さ10cm計上している。現地状況によりトラフィカビリティ確保のため、増厚が必要な場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

●敷鉄板(※例えば、重機の地耐力確保のための敷鉄板費用等は契約変更の対象)【手引きP15】

(現在) —(記載なし)—

(工夫案) 施工のために真に必要な面積については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

適切な設計変更のために① ～施工条件明示の主な具体例(2)～

記載例

施工時

(※特記仕様書〔施工条件〕〔その他〕に記載)

●水 替【手引きP15】

(現 在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)排水方法(常時・作業時)は経済性だけでなく、築造構造物等の機能及び施工にあたる影響を踏まえて決定しており、当初については、作業時排水と考えているが、湛水により構造物(仮設物含む)の機能又は品質が害され、排水時後に手戻り等が生じる恐れがある場合は、常時排水とする等、詳細については監督職員と協議したうえで契約変更の対象とする。

●濁水処理【手引きP15】

(現 在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)水替及び濁水処理等は特段考慮していないが、現地状況等により必要となった場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

●公害関係【手引きP16】

(現 在)水替、濁水処理等は特段考慮していない。

(工夫案)・水路の切り回しについては当初数量を見込んでいないが、施工方法等について切り回しが必要となった場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

・水替、汚濁防止フェンスは計上していないが、現場状況により必要な場合は、監督職員との協議のうえ契約変更の対象とする。

●現場打ちから二次製品への変更【手引きP16】

(現 在) ー(記載なし)ー

(工夫案)二次製品の活用については、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

●地下埋設物件等の試掘費用【手引きP16】

(現 在) ー(記載なし)ー

(工夫案)試掘調査費については、現場条件等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が実態と乖離する場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

適切な設計変更のために① ～施工条件明示の主な具体例 (3)～

記載例

施工時
(※特記仕様書〔施工条件〕〔その他〕に記載)

●工事工程【手引きP16】

(現在)本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

(工夫案)本工事の〇〇工については、〇パーティの施工で考えている。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

●関係機関協議【手引きP16】

(現在)関係機関(他官庁等含む)協議はすべて完了しており、特段条件は付与されていない。

(工夫案)・関係機関等との協議はすべて完了しているが、着手前に関係者へ詳細な説明等を実施すること。なお、新たに疑義が発生し変更が生じた場合は、別途、監督職員と協議すること。

・他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていないが、地元協議等により新たな事項が発生した場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

・施工範囲周辺は、耕作が行われているため、事前に土地改良区等に説明及び調整を行うこと。

●工事支障物件等【手引きP16】

(現在) ー(記載なし)ー

(工夫案)本工事区間において、用地買収後に残存する施設等及び工事着手後、新たに確認された埋設物等があった場合においては、その撤去について監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。

●工事進入路の制限【手引きP16】

(現在)A工事で「工事進入路等はB工事にて施工予定であり、完成予定は令和7年〇月頃予定」と記載があるが、B工事で記載がない事例があった。

(工夫案)B工事でも「本工事内容の工事進入路はA工事でも利用することを予定しており、令和7年〇月末までに完了予定」と記載が必要。 ※2工事で整合を図る

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

＜工事工程共有の流れ＞

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
施工者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	支障物件移設							
	〇〇協議							

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

適切な設計変更のために② ～直轄土木工事における適正な工期設定指針～

直轄土木工事における適正な工期設定指針

【特記仕様書の記載例】

第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

令和6年3月

国土交通省 大臣官房 技術調査課

(2) 施工段階

1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

↑
「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の抜粋→

<工事工程クリティカルパスの共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

※数量増や中止以外の場合でもクリティカルパスを共有し協議すれば工期延期可能

2) 工期の変更

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいた日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

適切な設計変更のために③

見積の活用

○下記、青字については、次頁③、⑤、⑥の青字と重複

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない。

※設計変更の対象とする直接工事費、間接工事費については事前に監督職員と協議することが可能。

適切な設計変更のために③-1 ～設計変更が可能なツール1/2～

項 目	適用 時期	契約の 可能性	内 容	備 考
① 標準積算基準との乖離	変更	△ 【要相談】	標準積算基準書の適用条件を満足しているが、 ・小規模工事、地域特性や現場条件等の制約が著しく厳しく、標準日当たり作業量が現場と合っていない場合は、工事監理連絡会や設計変更協議会を活用して設計変更を行うなど適切に対応 [補足] 標準積算内のため、地域特性や現場条件での対外的理由整理が必要 ⇒ 受注者の見積りにて設計変更 ⇒ 1日未満で完了する作業の積算 ※区画線工、高視認性区画線工等	
② 標準積算基準との乖離	変更	○	標準積算基準書の適用条件を満足していない場合 ・契約後、地域特性や現場条件が厳しい現場 ⇒ 受注者の見積りにて設計変更	
③ 見積の積極活用等 (不調不落・舗装工)	変更	○	・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる舗装工	
	当初	—	・不調不落の場合	
④ 日当たり作業量の補正 [試行工事]	当初	—	・再入札手続き案件 ・工事区分が「道路修繕」「電線共同溝」「道路維持」 ・大都市補正対象地域内[北九州市、福岡市のみ]	

適切な設計変更のために③-2 ～設計変更が可能なツール2/2～

項 目	適用 時期	契約の 可能性	内 容	備 考
⑤ 遠隔地からの建設資材 調達	変更	○	(当初発注時に資材状況等を想定できない場合) 本工事の資材については、○○地区 当該地区 から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、 当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること (※誤り防止の観点より○○を当該地区と読み替える)	
⑥ 地域外からの労働者確保	変更	○	・共通仮設費のうち営繕費(労働者送迎費、宿泊費、借上費) ・現場管理費のうち労務管理費 (賃金以外の食事、通勤等に要する費用)	
⑦ 施工箇所点在(間接費)	変更	○	・建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、 <u>共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出</u>	
⑧ 山間地等における移動 時間を考慮した積算	変更	○	・施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、 <u>1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、土木工事標準積算基準書の「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を参照</u> ⇒ 勤務時間なのか通勤なのかの判断が必要 ⇒ 実績を確認し、設計変更を行うこと	

適切な設計変更のために④ ～3者合同現地調査～

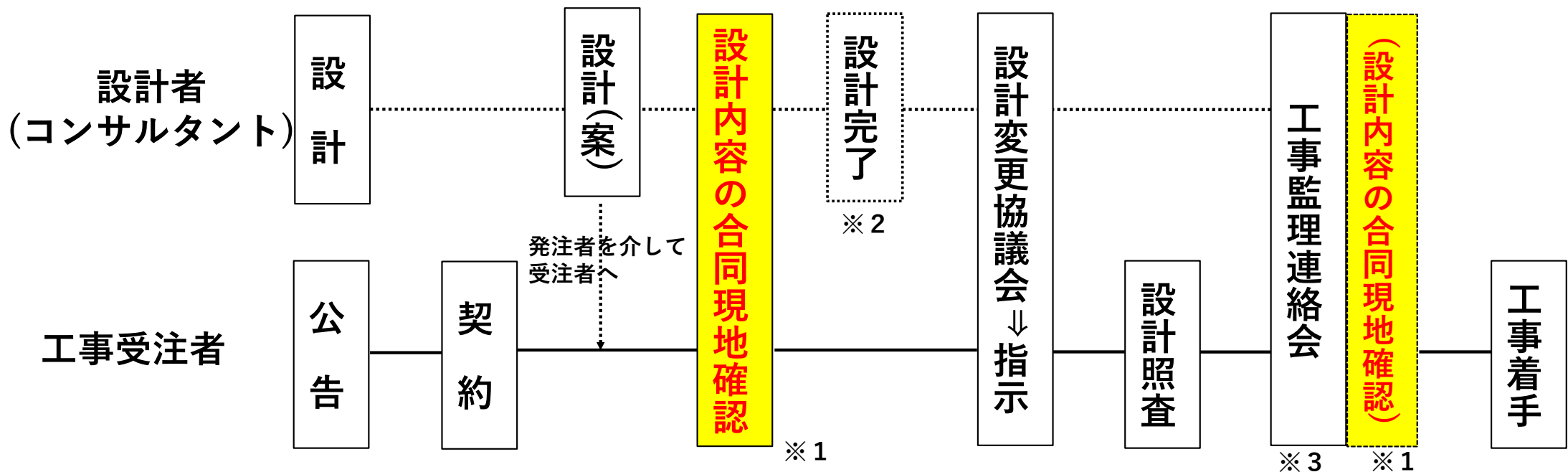
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



- ※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査。必要により「工事工程クリティカルパスを共有」を活用し、受注者に責によらない事案として適切な工程・費用等の変更を行う。
- ※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議
- ※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、
受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置
を検討。

新たな対応

●相談窓口の設置

- ①総合的な相談窓口として、各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、
技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外
労働規制に向けて適切に対応する。

問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimuso>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

- ②企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり

（URL：qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html）

実践的な働き方改革の好循環

『いきいき現場づくり』意見に、現場の働き方に関する取組事例の紹介意見も投函対象としました。

■いきいき現場づくり 意見の窓口

(URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm)

働き方改革を促進させるため、これまでも“5(ファイブ)ルール”や“勘所”などにより、発注者も含め意識改革に取り組んでいるところ。

そこで新たに“勘所”や“5(ファイブ)ルール”等で示す取り組みが『出来たこと』や『出来なかったこと』の実践的な事例も投函いただくことで、他の現場を知り受発注者で好循環を生み、働き方改革がさらに加速していくことを期待。

★主な項目

「日々のコミュニケーションによる“ものづくり”」、「円滑な協議対応、設計変更資料の役割分担」、「完成検査(書類限定検査(標準化))」、「工事内容に見合う対価」、「生産性向上」、「技術者交代」など働き方改革に関する取り組み

【業務の適正執行のための勘所】の策定

①働き方改革に向けて、更なる業務の効率化に資するための運用基準の再構築

- ⇒ ・ 3つの運用基準の策定とパッケージ運用【通称：3（スリー）ポイント】
- ・ 上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ホームページにて公開中】

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html



業務の適正執行のための^{かんどころ}勘所 (ver1.0)

令和7年3月
九州地方整備局
企画部 技術管理課

業務の適正執行のための^{かんどころ}勘所

I. 品確法に定められた、『発注者の責務(※)』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定 (市場の技術者単価、資機材の取引価格等を的確に反映)
- 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- 履行期間の平準化 (国債・繰越活用、入札公告の前倒し)
- 適正な履行期間の設定 (週休2日等を前提とした休日設定、関連業務の進捗状況など)
- 適切な契約変更 (設計条件と実施条件が一致しない場合の設計図書変更及び契約額や履行期間の変更など)
- 受発注者間の連携体制の構築(業務適正履行協議に結論を判断できる者が参加)

※品確法改正の理念を現場で実現するため、基本方針や発注者共有の運用指針をまとめた「発注者関係事務の運用に関する指針(運用指針)」に記載

～働き方改革のための業務の「三つの運用基準(通称:3ポイント)」&「勘所」～



Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正されるとともに、業務においては2019年の改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が適用されている。

一方、業務（特に検討・計画業務）は**発注者の指示により作業内容やそれに伴う労力が大幅に変わるとともに、成果の品質にも大きく影響することから、発注者の設計思想やスケジュール感等の明確化と共有（コミュニケーション）が極めて重要**である。

そこで、更なる業務の効率化に資するため、業務の適正執行のための“勘所(かんどころ)”をまとめた。

発注段階

◆ 「履行期間」「価格」は適切か？

- ☐ 履行期間や業務規模（概算費用）は、当該年度の積算基準や技術者単価等に基づき適切に設定することとし、**安易に過去の発注実績からの引用や根拠無き設定は行わない**
- ☐ 当該業務に**関連する他業務の履行時期等も履行期間設定において勘案**する（特に関連他業務がある場合は発注審査会の開催を推奨）
- ☐ 外業を伴う場合は、地域の実情等に応じて**必要な作業不可日を計上**する
- ☐ **翌債（早期申請等）、国債（平準化国債、機動的国債等）、早期発注（適切な時期に履行期限）等を積極的に活用**し、平準化の取り組みを推進する
- ☐ 現場条件、業務内容等により標準歩掛が適用できない場合は**見積を活用し予定価格を設定**する

◆ 事前準備（条件明示・貸与資料等）に不足はないか？

- ☐ **設計業務条件明示検討会を積極的に活用し、履行に影響する情報や業務着手後の変更も想定した上で事前に明確にしておくべき当初条件も“条件明示”として明確に記載**する
- ☐ 発注者からのデータ提供遅れによる作業中断がないように、**必要な情報（過年度の電子成果品等）を事前に準備**する

実施段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“適切な業務遂行”

- ☐ 先ずは当該業務に関する**作業方針や課題等を受発注者で共有し、適時意思決定**する
- ☐ **合同現地調査**が有効な業務においては**積極的に実施**するとともに、適切な費用を支払う
- ☐ 業務着手時も含め**積極的に業務スケジュール管理表（※）を活用し情報を共有**する
- ☐ **業務スケジュール管理表は主任調査（監督）員まで迅速に共有し、工程に影響を及ぼす課題や対策等の判断を行うことで履行期限を遵守**する
なお、受注者の責によらない事象により工程に大きく影響する場合は**業務内容や履行期間を適正に変更**する
- ☐ 業務執行は段取り八分。**ウィークリースタンス（時間外作業を前提とした依頼をしない等）及びワンデーレスポンス（回答時期の明確化を含む）を徹底**する

◆ 円滑な協議対応と役割分担

- ☐ 重要な変更が生じた場合には、**早々に判断出来る者（副所長等）を含めて業務適正履行協議で迅速に判断**する

業務完了時

◆ 検査

- ☐ **契約内容、現地の状況等を十分に把握**したうえで、業務成果の確認を行う

【円滑かつ効率的な業務執行のために】

■受注者との初回打合せで、**業務の意図や設計思想及び成果イメージ等を受発注者間で共有(見える化)**する。これにより作業の方向性が明確となり、受注者の技術力が効率的に投入され、結果、手戻り等なく高精度の業務成果が期待できる

⇒①「条件明示」や「特記仕様書」を活用し、設計時の諸条件や関連業務の具体的な情報等を可能な範囲で見える化する

②特記仕様書や数量総括表のみでは発注者の意図が十分に伝えきれない場合があることから、着手後、早々に当該業務の意図や設計思想及び成果の活用方法、発注者が持つ成果等のイメージなどを受注者と情報共有する

③情報共有は、「いきいき現場づくり(ver. 2.0)」を参考に、業務スケジュール管理表の相互確認時に行うことを基本とする

④当該業務の特性から、より効率・円滑に業務執行が図られると想定される場合は、業務計画書作成前に第1回打ち合わせを行うことも可能である

⑤作業方針や課題等を業務計画書を用いて受発注者で共有すると共に、適時、意思決定するまた変更契約ごとに業務計画書を適切に更新することで変更内容を明確にする

【履行内容等に見合う適切な契約変更】

■業務内容の大幅増に伴う契約変更においては、**当初業務内容との一体不可分の整理とともに、業務量に応じた適切な費用と履行期間を確保する**

⇒①新たに判明した現場条件や制約等から分離しての履行が難しく一体不可分なものについては、当該業務にて適切に契約変更を行う

②技術提案の実施体制（増員による対応等）において、当初計画の想定を超える大規模な業務量（補正予算や災害対応等）の増加が生じる際は、適切に契約変更を行う

③併せて、当該受注者の業務執行体制に応じた適切な履行期間を確保する

※業務適正履行協議で変更内容を確認、両者納得の上で契約変更

■契約数量に変更が無い場合（一式契約含む）であっても、**受注者に責の無い事象であれば契約変更が可能である**

⇒①設計図書に示された設計条件と実施条件が違った場合は契約変更が可能である。その為には特記仕様書において、より具体的に業務内容を記載する

②関連する業務(工事)の工程や関連調査の有無などの当初条件も適切に明示しておくことも重要である

③併せて、業務執行上の問題が確認された時点で速やかに業務スケジュール管理表を活用し**業務適正履行協議(※)**で判断するとともに、適宜、履行期間や契約額を変更する

※「いきいき現場づくり(ver. 2.0)」p9～12 参照 《心配事があれば技術管理課へ相談すること》

■災害時においては、受注者による他地域への広域支援もあり得ることから、**受発注者の執行体制、業務への影響や意向等を充分に聞き取り、必要により業務の一時中止や業務スケジュール管理表の相互確認により履行期限の延期など、柔軟に対応する**

【技術者交代】

■やむを得ない事情等により交代が認められる場合は、管理技術者は交代してよい

①死亡・傷病・退職・出産・育児・介護等やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）

※交代前後の管理技術者は同等以上の技術力の確保が必要（同等以上でない場合は別途考慮）

5. 円滑な施工体制の確保

工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1) 目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象 (災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

■資機材単価の事前公表

○特別調査による資機材単価

- ・入札契約手続きにおいて「不調・不落」の発生要因となり得ることが懸念される資機材（主たる資機材）等は、引続き単価の事前公表を実施

○見積の徴収等により設定した材料単価

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症等に移行されたことなどから、令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事より、公表しないこととする。

現場との積算・歩掛の乖離に伴う相談窓口開設

業界の意見

小規模工事や維持修繕工事、地域特性や現場条件が厳しい現場など、標準日当り作業量や歩掛が現場と合っていないことがあり、発注者と受注者との価格に乖離が生じている事案があることから適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

- ・総合的な相談窓口として技術副所長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副所長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更を行うなど適切に対応する。

相談窓口は、昨年度設置した「資機材の高騰、納期の遅れ等の相談窓口」と同窓口にて総合的に対応予定。

（一括して受けることにより、現場との考え方の乖離等の把握も可能となる。）

（対応例）

- ・現場の実態にあった歩掛や積算価格にて設計変更
- ・見積りを活用して設計変更

等

業界の意見

原油価格や資材価格の高騰に伴い、受注者が、工事受注後、資機材の確保又は納入の遅れが生じる可能性があり、設計変更や工期延期等、適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

- ・ 総合的な相談窓口として技術副所長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副所長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更や工期延期等について適切に対応する。
(一括して受けることにより、地域の資機材状況の把握も可能となる。)

(対応例)

- ・ スライド協議により資材価格を変更
 - ・ 納品状況を踏まえた工期延期
- 等

受発注者の工程の確認【施工段階】

業界の意見

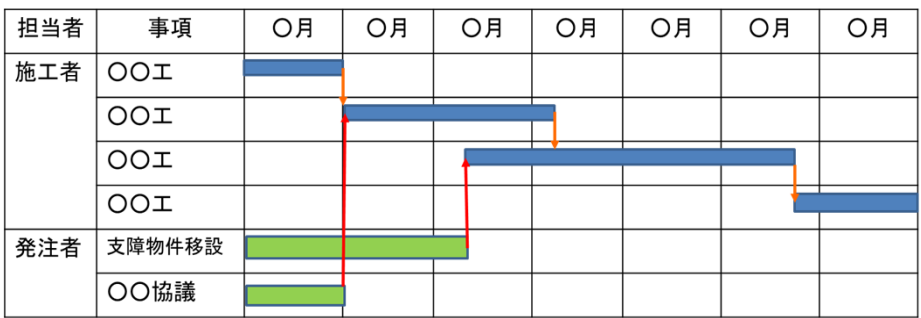
関係機関協議や設計の遅れ等により工事着手が出来ず、工程に影響が生じるケースが見受けられる。

新たな対応

・設計変更協議会において、原則、技術副所長等が参加のもと、工事途中段階における現場条件の変更や、資機材及び技術者不足等による工程への影響を共有する。

〔従前の審議内容〕

- ・当初スケジュールの共有
- ・設計変更の妥当性の審議
- ・工事の中止等の協議、審議



従前に加え新たな対応

〔新たな審議内容〕

工程の変更が以下理由で生じた場合は、技術副所長等が参加のもと、設計変更協議会で審議し、受発注者間で工程への影響を共有すること。

- ①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

工期延期や延期に伴う費用の計上を実施

概算発注における工事受注者、コンサルタントとの現地確認【設計積算】

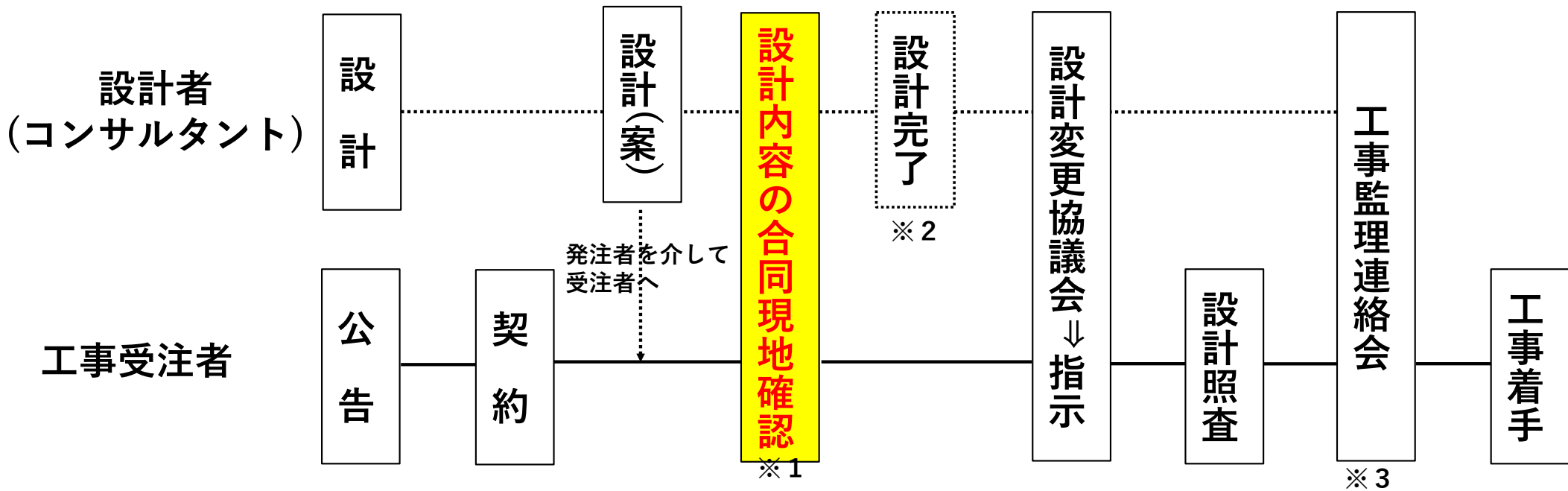
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査
 ※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議
 ※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

建設キャリアアップシステム対象工事の更なる拡大

業界の意見

建設キャリアアップシステム（CCUS）対象工事の更なる拡大をお願いしたい。

➡ 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用推奨モデル工事の対象工事を随時拡大

概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を促進するため、国土交通省直轄工事において、受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事。

対象工事

一般土木工事B
一般土木工事C
プレストレスト・コンクリート工事
アスファルト舗装A

発注方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式

目標基準 【加点】

平均登録事業者率	90%以上	全て達成した場合は「創意工夫」で1点加点 平均登録技能者率が90%以上の場合は更に1点加点
平均登録技能者率	80%以上	
平均就業履歴蓄積率	50%以上	

最低基準

平均登録事業者率	70%以上	いずれかを達成しなかった場合、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告
平均登録技能者率	60%以上	
平均就業履歴蓄積率	30%以上	

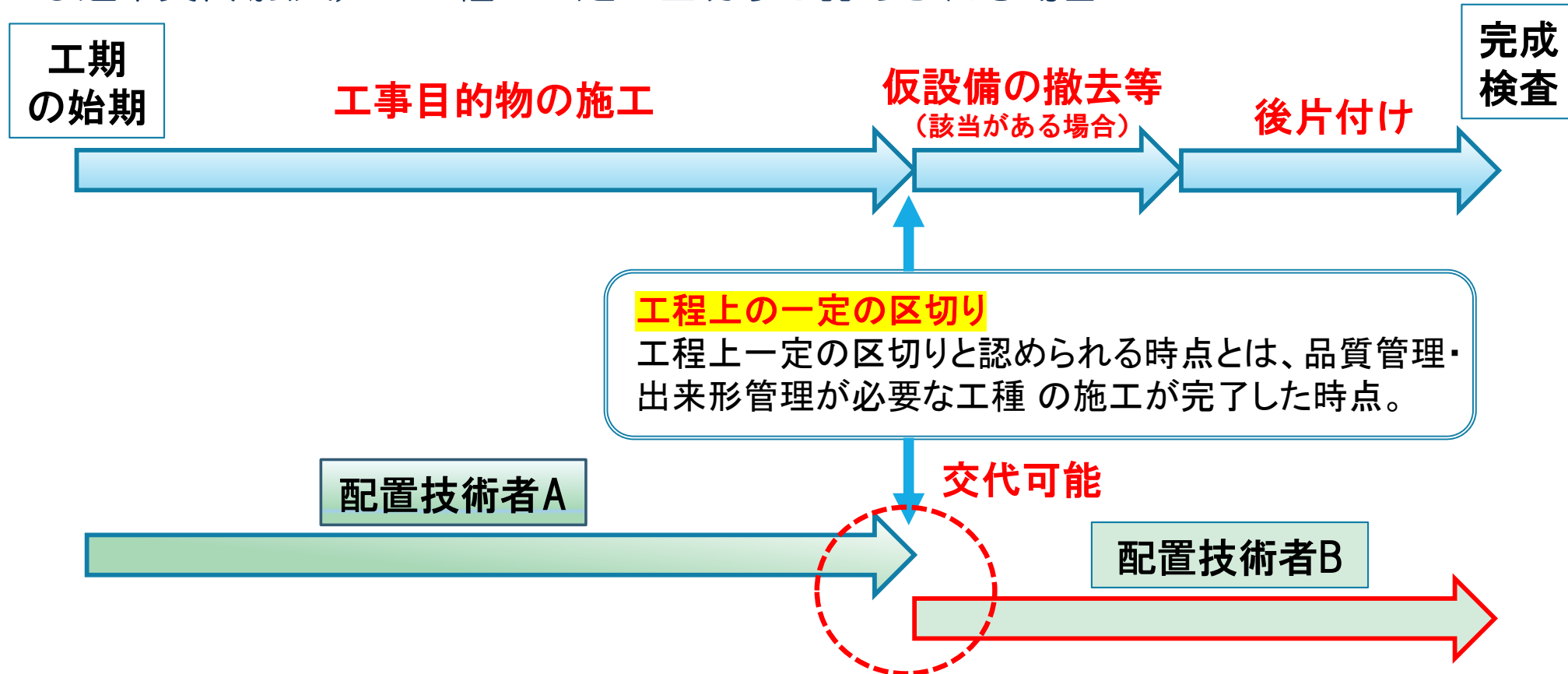
カードリーダー設置費用
現場利用料（カードタッチ費用）

精算変更時に支出実績に基づき計上（発注者負担）

配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大)：工程上一定の区切りと認められる場合



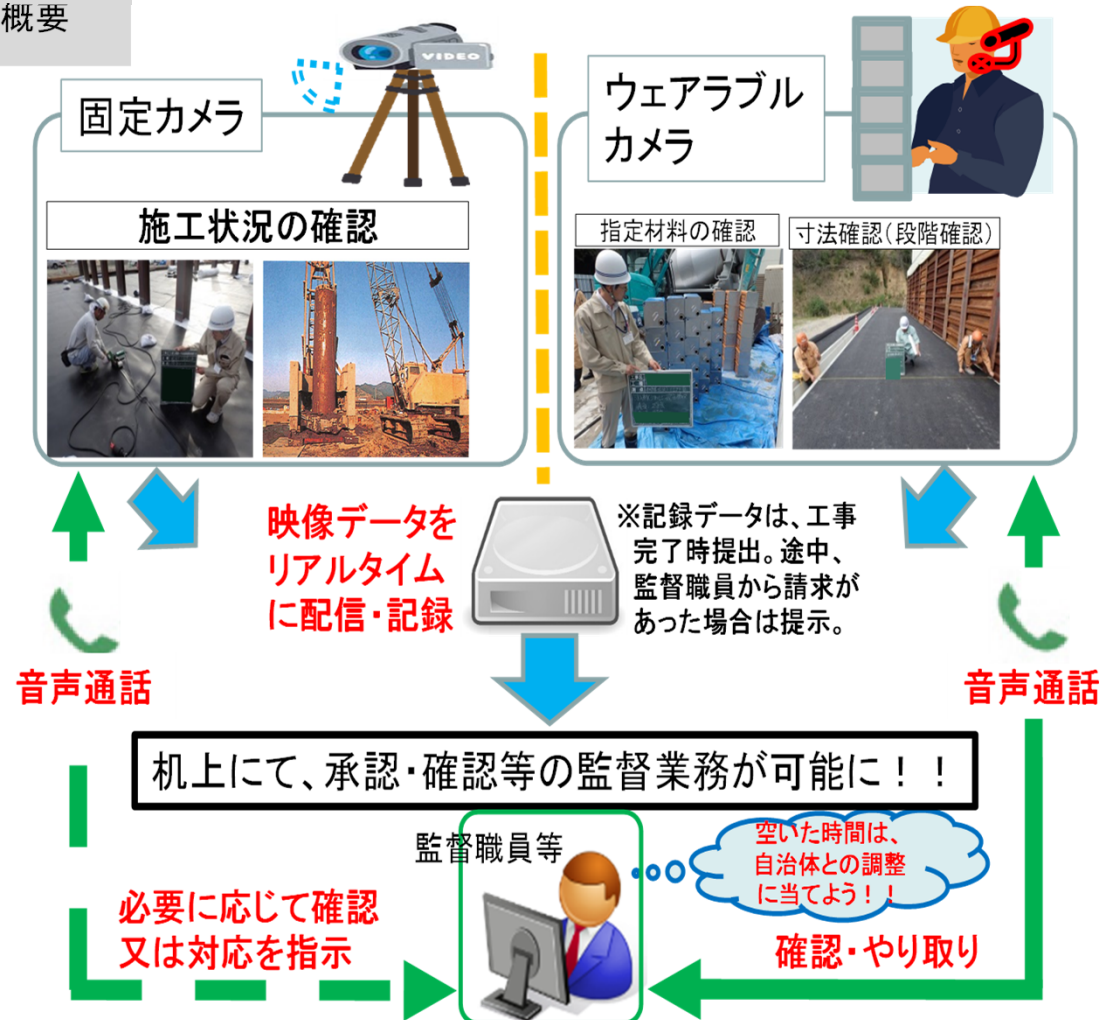
交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（「**同種工事の経験を有する者**」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

- ・遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- ・実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・実施しなくてもペナルティはなし。

概要



施工条件明示の徹底【設計積算】

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き (Ver. 3.0)」を作成し、令和7年2月に事務所に通知。

具体的な明示例

用地関連(借地に関する条件の明示)

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

支障物件関連(移設完了時期の明示)

⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

～「土木工事書類省力化ガイド」の策定～
(旧称:土木工事書類簡素化の手引き)

【関係業界からの主な声】

・「以前に比べ書類が減った」という意見がある一方で、「さらなる簡素化に取り組んで欲しい」という声が多数

【土木工事書類省力化ガイドの位置付け】

- 九州地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事の
 工事関係書類を必要最小限に省力化（スリム化）するための方法や削減可能な工事書類を紹介
- 受注者及び発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は、
 本ガイドに基づき工事書類の省力化（スリム化）に留意
- ※受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。法令等に規定された書類は適正に作成。

土木工事書類省力化ガイド
(ver.2.1)

令和6年2月
九州地方整備局
企画部 技術管理課

第 4-3 条 経費事項の処理

第 4-4 条 デジタル工事写真の最小情報電子化について

1-1-1-18 工事現場発生品

1-1-1-19 建設副産物

品質管理基準及び規格値 (案)

本ガイドにより、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、電子化、遠隔臨場やWeb会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。

施工体制台帳・施工体系図

■ 施工体制台帳・再下請負通知書・施工体系図・作業員名簿は、法令上、記載しなければならない事項が網羅されていれば、作成例以外の様式を利用することも可能です。

■ 以下のサイトに各様式の作成例及び留意事項が記載されています。

【施工体制台帳、施工体系図等関連サイト（国土交通省本省）】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

施工体系図作成例（樹状図形式）



施工体系図作成例（表形式） 令和6年8月公開

標準様式第〇〇号		施工体系図作成例(表形式)		令和6年8月公開	
発注者名		北海道開発局		工 期 自 2020年6月1日 至 2022年8月31日	
工事名称		道道〇〇号線道路改良工事			
元請名・事業者ID		北海道建設株式会社(01234567890123)			
監 督 員 名		札幌 一郎		会長(統括安全衛生責任者) 南館 四郎	
監理技術者名		小嶋 二郎		元方安全衛生管理者 室藤 五郎	
監理技術者を補佐する者		旭川 三郎		副 会 長 北見 六郎	
専門技術者名				副 会 長	
担当工事内容				書 記 銅路 七郎	
専門技術者名					
担当工事内容					

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する

番号	請負 回数	企業名・事業者ID	代表者氏名	工事内容	工期	建設業許可番号1	建設業許可番号2	安全衛生 責任者	主任 技術者	特定専門 工事担当 の有無	専門技術者	担当 工事内容
1	1	青森建設工機株式会社 (12345678901234)	八戸 一郎	一般土木工事	2020年6月8日～ 2021年8月31日	とび・土工工事業 知事 (般-1)第12345号		三沢 二郎	弘前 三郎	無		
	2	岩手建設株式会社 (23456789012345)	盛岡 一郎	とび・土工工事	2020年8月19日～ 2021年8月31日	とび・土工工事業 知事 (般-29)第34567号		安比 二郎	平泉 三郎	無		
	2	株式会社秋田建設 (34567890123456)	本庄 一郎	一般土木工事	2020年8月19日～ 2021年8月31日	とび・土工工事業 知事 (特-29)第45678号		由利 二郎	大潟 三郎	無		
	3	宮城匠匠株式会社 (45678901234567)	松島 一郎	コンクリート工事	2020年8月26日～ 2021年8月31日	とび・土工工事業 知事 (般-1)第56789号		石巻 二郎	女川 三郎	無		

「書類限定検査の実施」を標準化

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

書類限定検査とは？

- 検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び**受注者における説明用資料等の書類削減**を行うことで技術検査官による資料検査の効率化を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

※品質証明の対象工事でない場合は、「⑨品質証明書」以外の9種類を対象とする

技術検査官の検査時の書類を **44種類 → 10種類** に削減

舗装路面切削工事における運搬費について

業界の意見

舗装路面切削工事においては、切削機運搬は共通仮設費（運搬費）で往復1回分のみ計上されているのが現状ですが、施工箇所が点在あるいは市街地部では現場付近に切削機を待機させる場所も無く、複数回切削機を運搬しているのが実態です。つきましては、設計金額と実態が大きく乖離した運搬費の積算について、歩掛等の積算基準の見直しをお願いいたします。

新たな対応

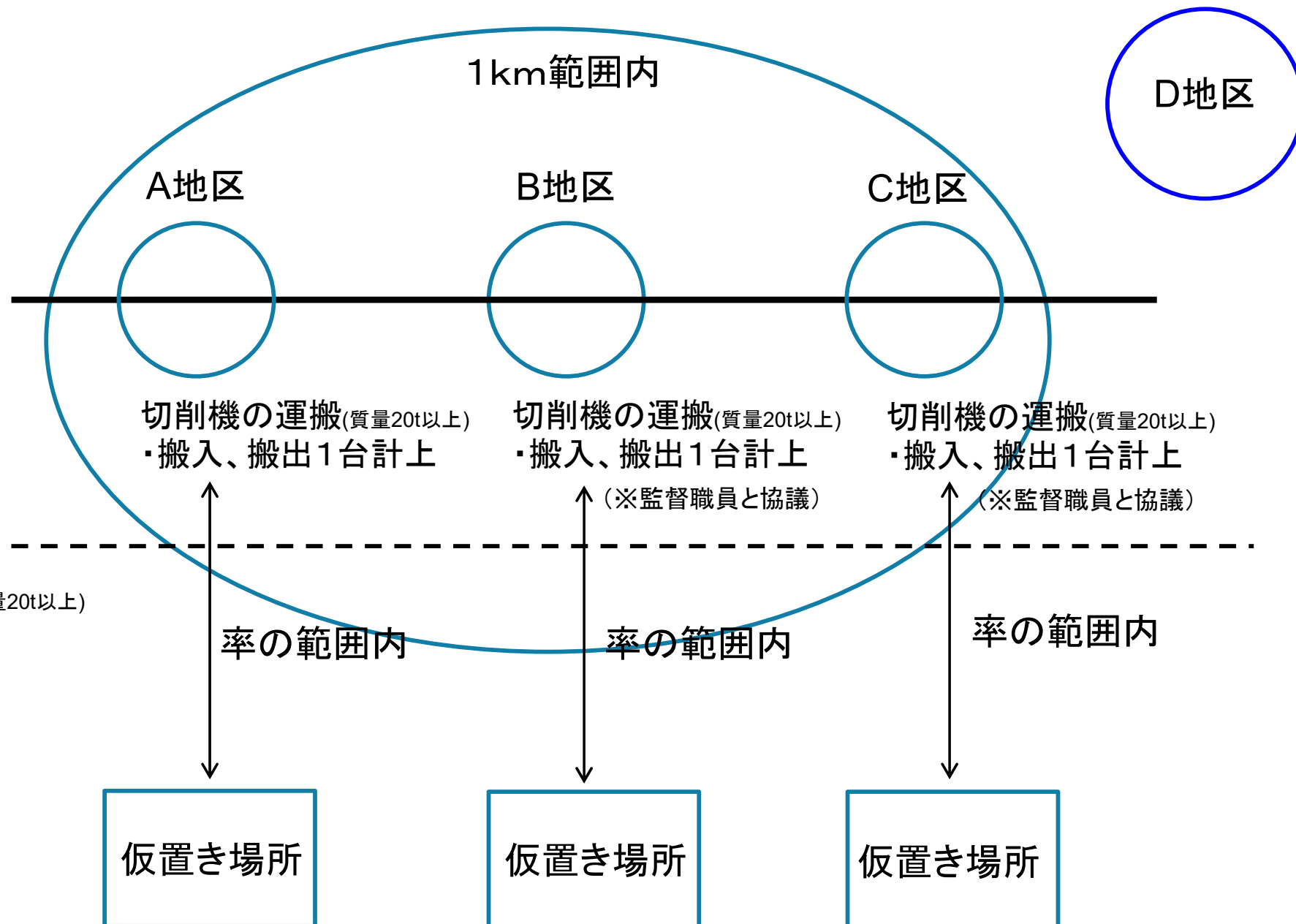
- 1) 点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、施工箇所ごとに運搬費を計上できることとしておりますので、監督職員と協議願います。
- 2) 市街地部等での現場付近に切削機を待機させる場所も無く、複数回切削機を運搬している件については、土木工事標準積算基準書に記載のとおり「建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む」こととなっております。

舗装路面切削工事における運搬費について(イメージ図)

1) 施工箇所点在

異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合

切削機の運搬(質量20t以上)
・搬入、搬出1台計上



共通仮設費の率計上について

業界の意見

共通仮設費の率計上について、準備費や運搬費等において実績と大きく乖離する
 場合があるため、率計上ではなく積み上げで変更して頂きたい。

例えば、

- ①準備費の除草における「ヨシ」の伐採などは、共通仮設費の準備費の率範囲外と思われる。
- ②市街地部では現場付近に切削機を待機させる場所も無く、複数回切削機を運搬している場合、
 「建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む」との回答であるが、一方で、特記仕様書の
 「適切な設計変更」の「設計変更の対象となる間接工事費」の項目に「運搬費・役務費（資機材置き
 場の確保が困難な工事等）」の記載があることから率計上ではなく、積み上げ計上してほしい。

新たな対応

- ①樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は、準備費の率に含みませんので、
 チェーンソー等で伐採作業する場合は適切に積み上げ計上願います。「ヨシ等」
 の伐採作業も上記考えに含まれます。
- ②また、「適切な設計変更」でございますが、資機材置き場の確保が困難であるとい
 うことが整理できれば監督職員と協議のうえ契約変更の対象となります。

⇒なお、共通仮設費の準備費や運搬費等において、率に含まれるかどうか判断に迷
 う場合は、主任監督員、事務所を經由して技術管理課基準第一係まで相談下さい。

業界の意見

土木工事積算基準書（Ⅱ-5-⑦-2）の「⑦足場支保工 ⑦-1 足場工」において、「諸雑費には、現場内での段取り替えに伴うすべての費用を含むもの」と記載されておりますが、現実問題として、現場では安全管理上および施工管理上、足場の段取り替えを行っている事案が多いので、再度検討・設計計上をお願いしたい。

新たな対応

土木工事積算基準書（Ⅱ-5-⑦-2）の「⑦足場支保工 ⑦-1 足場工」の歩掛において令和4年度より「諸雑費には、現場内での段取り替えに伴うすべての費用を含むもの」と記載されておりますが、段取り替えの解釈について再確認した結果、「段取り替え作業は、標準歩掛に含まれていない」という実態調査の結果となっております。

従いまして、現場施工において現場条件等に照らし、足場の段取り替え作業が必要な場合は、必要な数量等も含め受発注者協議をお願い致します。

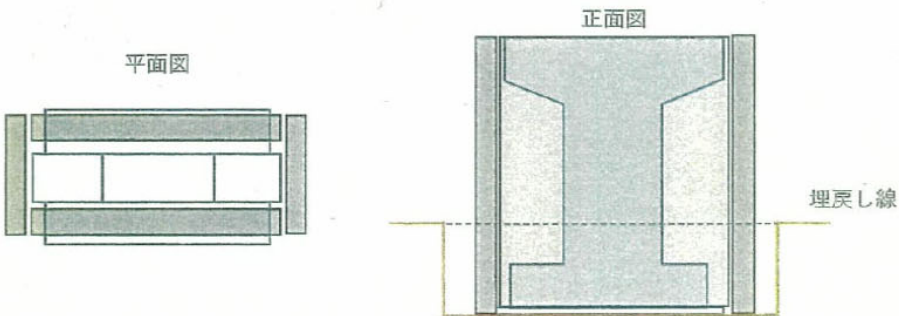
※補足

- ・ 足場工の足場設置撤去歩掛の諸雑費に記載している「現場内での段取り替えに伴うすべての費用」とは、足場の維持管理上必要な作業に要する足場部材に関する費用となっております。

●標準歩掛

標準歩掛 1回施工

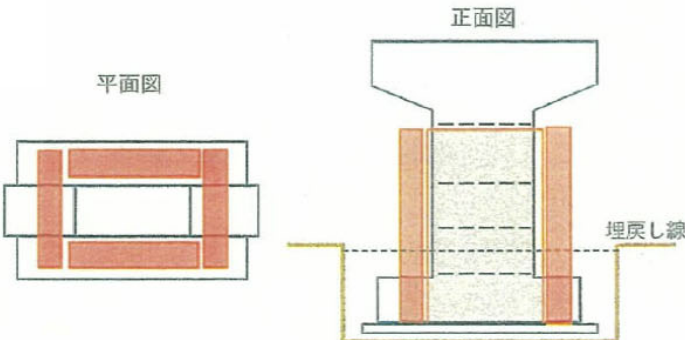
「足場組立図」



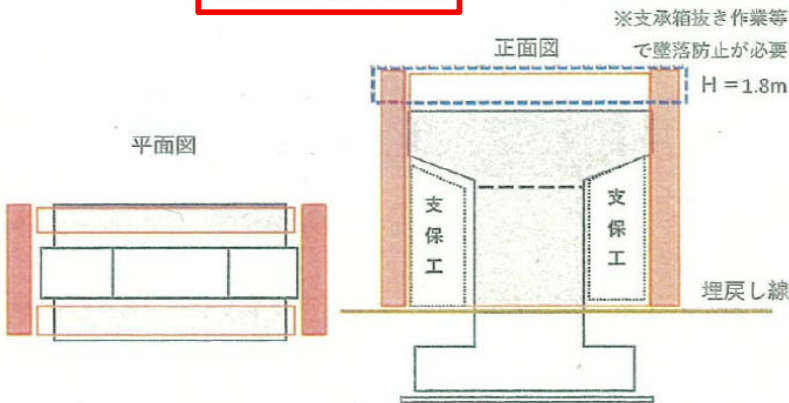
●実態

実態 2回施工

足場設置・撤去 1回目



足場設置・撤去 2回目



適切な設計変更【設計積算】

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする直接工事費＞

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工（伐木除根工）
- ・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- ・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- ・交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工（路面切削）、舗装打換え工（基層・中間層・表層）、切削オーバーレイ工（切削オーバーレイ）、オーバーレイ工（基層・中間層・表層）
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

＜設計変更の対象とする間接工事費＞

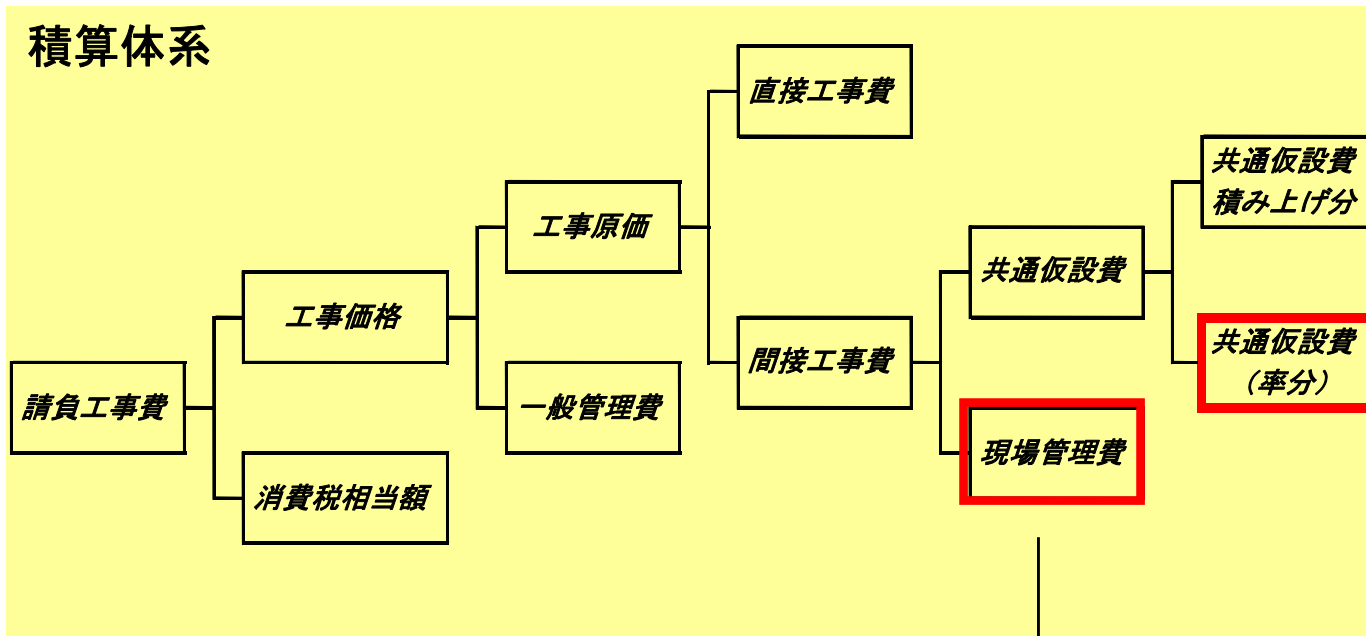
- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費（資機材置き場の確保が困難な工事等）
- ・安全費（交通集中が見られる地域等）

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

遠隔地からの労働者確保【設計積算】

- 補正予算等の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

積算体系



通常は、直接工事費等に対する定率で計上している以下の赤字部分を設計変更の対象にする。

- 営繕費
 - ・労働者の輸送に要する費用
 - ・宿泊費
 - ・借上費
 - ・倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

...

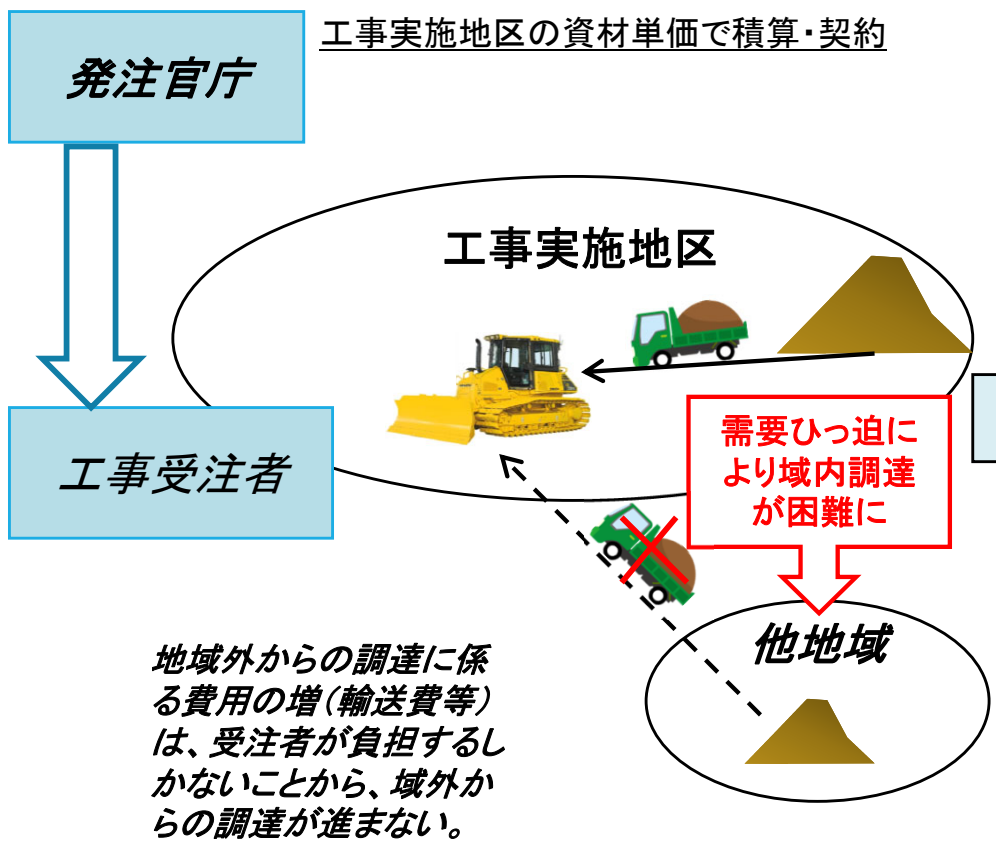
- 労務管理費
 - ・募集及び解散に要する費用(赴任旅費等)
 - ・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
 - ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用
 - ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

...

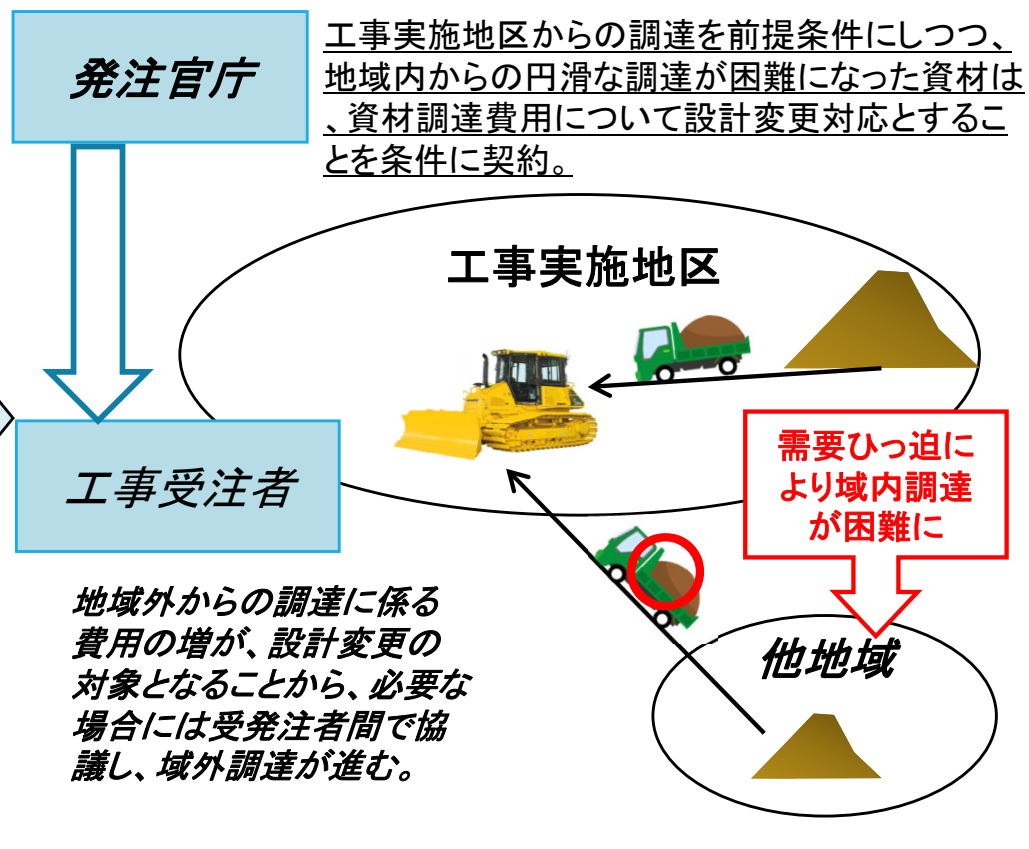
建設資材の遠隔地からの調達【設計積算】

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現 状



対 策



土日閉所による完全週休二日の実現(閉所と交替制の切り替え)

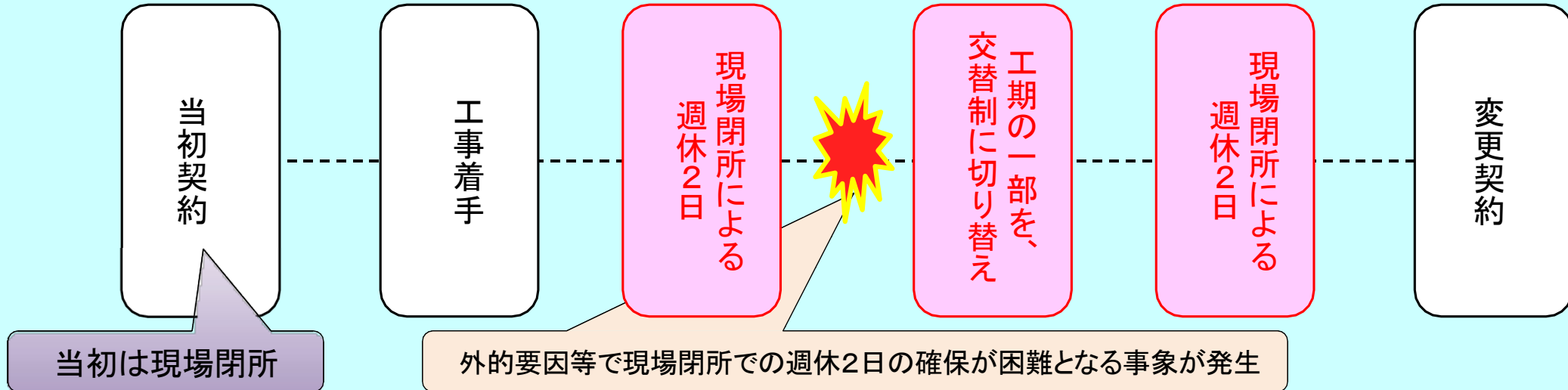
○業界との意見交換を通して、「受注者が閉所、交替制を選択できる方式の検討」や、「当初設計時、変更設計時とも適正な工期の確保」が必要との意見あり。

⇒ 令和5年度から、現地着手後、工期の一部を「閉所」から「交替制」に変更する試行を九州地方整備局において開始。

⇒ 令和7年度は、完全週休2日(土日)現場閉所の実施工事にも対象を拡大

選択制の試行(令和5年度)

○令和6年度は、現地着手後、工期の一部を「閉所」から「交替制」に変更する試行を九州地整で実施

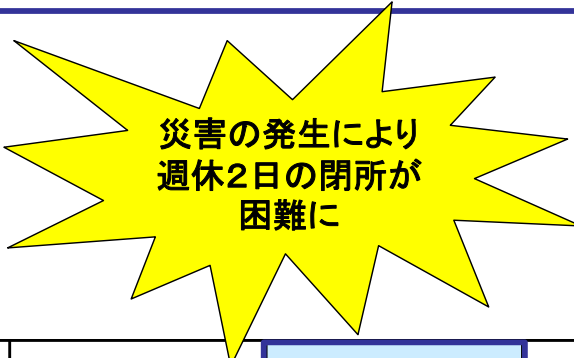


令和7年度は完全週休2日(土日)対象工事に拡大実施

閉所と交替制の柔軟な活用(R5～)

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒・週休二日(現場閉所)の工事において、受注者に責めの無い事象(災害等)により、工期の一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」が適用(≡減額)されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上



R5	通期の閉所→通期の交替制	閉所の補正率のまま
R6	月単位の閉所→月単位の交替制	閉所の補正率のまま
	通期の閉所→通期の交替制	

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所 交替	閉所	閉所	...



従来:

「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更(≡減額)

試行工事:

「現場閉所」の補正率のまま(※受注者の責ではない場合に限る)

6. 発注者協議会

九州ブロック発注者協議会について

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み

※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**

- ➡ 発注見通しの統合公表の取り組み

※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**

- ➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

- ➡ 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化 **R2年度より実施**

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

① 九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

（国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
（県・政令市・代表市）土木部長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

<活動内容>

・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

（国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
（県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

③ 専門部会

<活動内容>

・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
（品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

④ 県部会

<活動内容>

・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

（県）土木部長等
（市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

<活動内容>

・実務担当者による情報交換等
（品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

6－1. 新・全国統一指標の取組について

(取組期間: 令和2年度～令和6年度)

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新・全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国統一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。

※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

九州独自指標（工事）

①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

九州独自指標（測量、調査及び設計（業務））

③ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務の特記仕様書に、ウィークリースタンスの実施を位置づけている割合

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

新・全国統一指標のR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値 (R6)
工 事	《指標①》 地域平準化率 (施工時期の平準化)	各発注機関 (国等、県、市町村) において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.80以上 を目指す。
	(4～6月期の工事平均稼働件数) ／ (年度の工事平均稼働件数)		
	《指標②》 週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	各発注機関 (国等、県、政令市) における週休2日実施困難工事以外の発注工事については、全て週休2日対象工事とすることを目指す。	R6年度までに九州ブロックにおける 週休2日対象工事率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
	週休2日対象工事件数 (公告) ／ 週休2日公告対象件数		
業 務	《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	各発注機関 (県、市町村) の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／ (年度の発注工事件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数		
	《指標④》 地域平準化率 (履行期限の分散)	各発注機関 (国、県、政令市) において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.40以下 を目指す。
	(第4四半期 [1～3月] に完了する業務件数) ／ (年度の業務稼働件数)		
	《指標⑤》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	各発注機関 (県、政令市) の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／ (年度の発注業務件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数		

指標			R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	0.71	0.71	0.80以上	・R6目標(0.80)達成のためには、市町村の 取り組み強化が必要。
		週休2日対象工事の実 施状況 (適正な工期設定)	0.94	0.99	1.00	・R5時点でR6目標(1.00)を達成している 県域(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿 児島)
		低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況 (ダンピング対策)	0.95	0.96	1.00	・多くの自治体で制度を取り入れている。 ・R5時点でR6目標(1.00)を達成している 県域(大分)
	業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.47	0.45	0.40以下	・R5実績値は0.45と前年度から向上。 ・R5時点でR6目標(0.40)を達成している 県域(宮崎)
		低入札価格調査基準又 は最低制限価格の設定 状況 (ダンピング対策)	0.62	0.75	1.00	・R5実績値は0.75と向上。 ・R5時点でR6目標(1.00)を達成している 県域は無し。

新・九州独自指標のR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R6）
工 事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (見積もり等の活用)		
	【適用・対応率（αの機関数／全機関数）】 α：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c：その他 (※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用するように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 適用・対応率1.00 を目指す。
	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況		
	【策定・活用率（αの機関数／全機関数）】 α：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 策定・活用率1.00 を目指す。
業 務	《指標③》 ウィークリースタンスの実施の状況		
	【実施率（αの機関数／全機関数）】 α：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている b：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で、ウィークリースタンスの実施を位置付けるように改善を図る。 ※災害等の緊急を要する業務については対象外とする。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率1.00 を目指す。

新・九州独自指標の令和5年度調査結果概要

指標			R4 実績値	R5 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
九州独自指標	工事	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況	0.80	0.85	1.00	・R5実績値は13機関増加（213機関→226機関） ・R5時点でR6目標（1.00）を達成している県域（佐賀、長崎、宮崎、鹿児島県）
		設計変更ガイドラインの策定・活用状況	0.52	0.53	1.00	・R5実施値は4機関増加（138機関→142機関） ・R5時点でR6目標（1.00）を達成している県域（佐賀、長崎）
	業務	ウィークリースタンスの実施	0.23	0.29	1.00	・R5実施値は15機関増加（62機関→77機関） ・R5時点でR6目標（1.00）を達成している県域（長崎）

6-2. 第三次・全国統一指標の取組について

(取組期間: 令和7年度～令和11年度)

工事

令和7年6月24日 本省発表

①地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）

（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日の達成状況（休日の確保）

国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況（4週8休以上達成状況）

（地域ブロック単位・県域単位で公表）

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

指標分類		ブロック方針	RII目標値
工事	《指標①》 地域平準化率（閑散期のボトムアップ）	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	RII年度までに九州ブロックにおける地域平準化率（九州ブロック単位） <u>0.80以上</u> を目指す。
	4～6月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数		
	地域平準化率（繁忙期のピークカット）		RII年度までに九州ブロックにおける地域平準化率（九州ブロック単位） <u>1.10以下</u> を目指す。
	1～3月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数		
	《指標②》 週休2日工事の達成状況（休日の確保）	各発注機関（国、法人等、県、政令市）の発注工事において、週休2日（4週8休以上）を達成を図る。	RII年度までに九州ブロックにおける達成率（九州ブロック単位） <u>1.00</u> を目指す。
	4週8休以上達成件数／工事完了件数		
業務	《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）	各発注機関の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	RII年度までに九州ブロックにおける実施率（九州ブロック単位） <u>1.00</u> を目指す。
	低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した工事件数 ／年度の工事契約件数		
	《指標①》 地域平準化率（履行期限の分散）	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	RII年度までに九州ブロックにおける地域平準化率（九州ブロック単位） <u>0.40以下</u> を目指す。
	第4四半期1～3月に完了する業務件数 ／年度の業務稼働件数		
	《指標②》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）	各発注機関の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	RII年度までに九州ブロックにおける実施率（九州ブロック単位） <u>1.00</u> を目指す。
	低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した業務件数 ／年度の業務契約件数		

九州独自指標（工事）

①猛暑日等を考慮した工期の実施状況（適切な工期設定）

国等・県・市町村の発注工事において、降雨・降雪日日数に加え猛暑日を考慮した工期設定の実施状況
※災害復旧など、緊急に実施する工事、工期に夏場（6月～9月）を含まない工事は対象外

②情報共有システム（ASP）の導入状況

国等・県・市町村の発注工事において、情報共有システム（ASP）の導入
※災害復旧など、緊急に実施する工事、工期が短い工事は対象外

九州独自指標（測量、調査及び設計（業務））

③設計変更ガイドラインの活用または準用状況

国等・県・市町村の発注業務に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の活用
または準用率

九州ブロックにおける第三次・九州独自指標 令和11年度目標値 **新規**

指標分類		ブロック方針	R11目標値
工事	《指標①》 猛暑日等を考慮した工期の実施状況（適切な工期設定）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で天候等に考慮した作業不能日数を設定するとともに、特記仕様書等に猛暑日数を記載し適切な工期設定及び工期延期協議の円滑化を図る。	R11年度までに九州ブロックにおける実施率 1.00 を目指す。
	a：天候等に考慮した作業不能日数に猛暑日数を加えた工期を設定するとともに、特記仕様書等（設計図書）へ猛暑日数を記載している b：a以外		
業務	《指標②》 情報共有システム（ASP）の導入状況	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で情報共有システム（ASP）の導入し、工事書類処理の迅速化を図る。	R11年度までに九州ブロックにおける導入率 1.00 を目指す。
	a：情報共有システム（ASP）の対象活用工事であることを特記仕様書等（設計図書）に記載している b：a以外		
業務	《指標③》 設計変更ガイドラインの活用または準用状況	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを活用または準用し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	R11年度までに九州ブロックにおける活用または準用率 1.00 を目指す。
	a：各発注機関において設計変更ガイドラインを策定し活用しているまたは、他機関が策定している土木設計業務等変更ガイドラインを準用している b：a以外		

6－3. その他取組について

発注者間の連携(発注情報の一元化の取り組み)

九州ブロック発注者協議会では、平成29年4月より九州ブロックにおける各発注機関の発注見通しを一元化し公表を行っているところです。

各発注機関の発注見通しを一元化することで発注情報の閲覧検索をスムーズに行えるようになりました。

この取組により、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

《発注予定情報の閲覧方法》



発注情報の一元化

九州ブロックにおける国、県、市町村、法人等の発注情報を一元化しています。

◆福岡県内

(R6.1月時点)

福岡県地域区分図

◆熊本県内

(R6.1月時点)

熊本県地域区分図

◆鹿児島県内

(R6.3月時点)

鹿児島県地域区分図

◆佐賀県内

(R6.3月時点)

佐賀県地域区分図

◆大分県内

(R6.2月時点)

大分県地域区分図

◆長崎県内

(R6.1月時点)

長崎県地域区分図

◆宮崎県内

(R6.1月時点)

宮崎県地域区分図

《一元化データのイメージ》

発注機関	担当部署	施工県	施工地域	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概要	入札及び 契約の方法	入札予定時期	備考
国土交通省 九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城								
農林水産省 九州農政局	土地改良技術事務所	熊本県	八代								
熊本県	宇城地域振興局工務課	熊本県	宇城								
熊本市	営繕課	熊本県	熊本								
八代市	建設部都市整備課	熊本県	八代								
人吉市	契約管財課	熊本県	球磨								

- 一元化された情報は一覧表としてとりまとめており、フィルタ機能を活用することで、必要な工事情報を検索することができます。
- 建設業者が技術者や技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、各県を地域ごとに区分しています。

九州地方整備局ホームページ(URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/>) のトップページ上部の『各種相談窓口』のタブをクリックし、『・【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口』をクリック



【公共工事発注者用】
改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口

九州地方整備局では、平成17年「公共工事の品質確保に関する法律」が施行されたことを受け、支援の充実を図る目的として、「公共工事品質確保の相談窓口」を平成17年4月28日に開設しております。
また、九州においては「九州ブロック発注者協議会」及び「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」を設置し、公共工事の品質を確保するための取り組みなど情報提供を行っておりますが、平成28年においては建設業法・入契法等が改正されることも平成28年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法(平成28年法律第56号)」が公布、施行されたことに伴い、平成27年1月30日には発注者共通の指針となる運用指針が策定され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されました。
今後、改正品確法の趣旨に基づき円滑に実施できるよう、ご相談等ございましたら下記までご連絡下さい。

整備局への相談・意見とその回答

相談意見

これまでの相談・回答

各県への相談意見
これまでの相談・回答

各ブロック担当窓口一覧表

ブロック	電話番号	役職氏名
九州地方整備局	2丁目10-7 092-476-3546	技術管理課長 千年 康秀
福岡ブロック	番1号 0942-33-9131 (内線302)	工物品質管理官 工藤 雄一
佐賀ブロック	0952-32-1151 (内線302)	工物品質管理官 原 堅次
長崎ブロック	095-839-9211 (内線302)	工物品質管理官 上馬庭 健
熊本ブロック	12番地1号 096-382-1111 (内線302)	工物品質管理官 津田 昌成
大分ブロック	番71号 097-544-4167 (内線302)	工物品質管理官 寺岡 岳彦
宮崎ブロック	番地 0985-24-8221 (内線302)	工物品質管理官 柏木 弘志
鹿児島ブロック	099-216-3111 (内線302)	工物品質管理官 田上 勝敏

「相談意見」

※半角カナ文字は正しく登録されない場合がありますので、ご使用にならないで下さい。

1. 所属先
例) 〇〇市役所 〇〇課

2. お名前
例) 九州 太郎

3. お電話番号
例) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(半角で入力して下さい。)

4. メールアドレス
例) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(半角で入力して下さい。)

5. 所属先記入欄

問合せフォームで相談が可能

6. 送信先選択
〇 整備局 〇 福岡 〇 佐賀 〇 長崎 〇 熊本 〇 大分 〇 宮崎 〇 鹿児島

送信 送信

※1回だけ押して下さい。

品確法および運用指針に関する相談(Q&A)			
質問		回答	
これまでの相談・回答	2の施工	平成27年4月1日以降から契約する建設工事の施工体制台帳作成について、請負金額に関係なく発注者は下請に発注する場合作成しなければならないのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工体制台帳の作成が必要となります。
	2の施工	平成27年4月1日以降から契約する建設工事の施工体制台帳作成について、随意契約の方法によつての契約も対象となるのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工体制台帳の作成が必要となります。
3	H27.3	2-1(1)c【技術者能力の資格等による評価・活用等】	業務については、ダンピング対策を行う必要があるのか。また、設定基準はどのように行うのか。
4	H27.2	2-1(2)c【発注や施工時期等の平準化】	発注時期調整を行う機関の規模は
5	H27.2	2-1(3)a【適切な競争参加資格の設定、ダンピング発注の防止等】	最低制限価格の見直し、引き上げを行う予定はあるのか。
6	H27.2	2-1(2)d【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	適正な利潤確保にあたって、品確法の中に組み込まれているのか。

九州地方整備局の相談・回答一覧

各県 担当窓口一覧表				
	住所	電話番号	相談窓口(メール)	相談・回答一覧
	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3521	福岡県へのお問い合わせはこちら	-
佐賀県	県土づくり本部 建設・技術課 技術管理担当	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7168	佐賀県へのお問い合わせはこちら
長崎県	土木部 建設企画課 公共工事契約指導班	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号	095-894-3027	長崎県へのお問い合わせはこちら
熊本県	土木部 土木技術管理課 技術管理班	〒862-8570 熊本市中央区 水前寺6丁目18番1号	096-333-2491	熊本県へのお問い合わせはこちら
大分県	土木建築部 公共工事入札管理室	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号	097-536-4527	大分県へのお問い合わせはこちら 大分県のこれまでの相談・回答はこちら
宮崎県	県土整備部 技術企画課 技術評価担当	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7178	宮崎県へのお問い合わせはこちら
鹿児島県	土木部	〒890-8577	099-286-2490	鹿児島県へのお問い合わせはこちら

メール・問合せ
フォームで相談が可能

各県に寄せられた相談・回答一覧についても情報共有を図るため準備が整い次第、順次リンクを掲載予定

受発注者間の連携

① 発注者と業界団体等との意見交換

公共事業の品質確保や工事の円滑化並びに地域における建設業の健全な発展と信頼性の向上を図るため業界団体との意見交換会を行っている。

○業界団体等との意見交換会の主なテーマ

- ・改正品確法の的確な運用
- ・入札契約制度
- ・各機関の発注見通しの共有化
- ・工事発注の平準化
- ・適切な工事価格及び工期の設定
- ・生産性向上への取り組み
- ・若手・女性技術者及び女性技能者の育成
- ・いきいき現場づくりの更なる充実
- ・労働環境、労働条件の改善

主な団体名

- ・日本建設業連合会
- ・日本道路建設業協会
- ・日本橋梁建設協会
- ・プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・建設コンサルタント協会
- ・全国建設業協会
- ・建設産業専門団体連合会
- ・九州地区土木施工管理技士会連合会
- ・九州地質調査業協会
- ・全国測量設計業協会連合会 等

②建設業の今後の取り組みに関する実務者WG

九州7県の建設業協会とのWG(ワーキング・グループ)を開催し、受発注者間の課題解決の検討を実施している。

7. 九州・沖縄ブロック土木部長等会議

九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合意事項

九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合意事項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和7年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR7共通目標》

■週休2日工事の更なる「質の向上」に向けて

休日確保の推進のため、災害復旧工事以外の全ての土木工事^(※1)を「週休2日工事」の対象^(※2)とし、今後も適切な工期設定や経費補正を行い、「休日の量の確保」から「休日の質の向上」を目指す。

1. 月単位での週休2日を導入する。

2. 毎月第2・第4土曜日を統一現場閉所日と設定^(※2)する。

また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関^(※3)も推進する。

3. 工事におけるウィークリースタンスを導入する。

■インフラDXの普及・拡大に向けて

ICT活用工事の対象工種^(※4)の追加

新たに構造物工(橋脚・橋台)(橋梁上部)(基礎工)の1工種を追加

[今までの対象工種(8工種):土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工、

河川浚渫、地盤改良工、付帯構造物設置工]

(継続事項)

◇インフラDX 合同研修会(国、県、政令市)を開催する。

◇共通様式でICT活用証明書を発行する。

◇ICT活用工事における工事成績加点を実施する。

◇土木工事^(※1)における「遠隔臨場活用工事」を推進する。

◇遠隔臨場活用効果事例集を更新する。

◇九州地方整備局、沖縄総合事務局においては、詳細設計・工事に原則BIM/CIMを適用し、

県・政令市においては、今後、導入に向けた検討を進める。

■建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

(継続事項)

子供や親などを対象とした建設業のイメージアップの取組を推進し、地域の安全・安心を守り、未来に夢や希望が持てる建設業の魅力発信のため、SNS等も活用しながら幅広い広報活動を展開する。

■市町村発注工事の働き方改革促進に向けて

建設業の働き方改革の推進のためには、国・県に加え市町村による労働環境改善の取組が不可欠であることから、市町村に対して、必要な助言や働きかけを行う。^(※5)

※1：原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。

※2：供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間で完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。

※3：九州地方整備局、沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

※4：工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とできる。

※5：本取り組みは発注者協議会等の既存会議等においても実施することとしており、各会議等における模範的な取り組みとしている。

～ **令和7年度**は“**毎月第2・第4土曜日**”を統一現場閉所日に設定～
さらに各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進します

九州・沖縄の建設業をもっと働きやすく!

令和7年度
毎月第2・第4土曜日

九州・沖縄
休

皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

九州・沖縄では、建設業の魅力向上、働きやすい職場づくりのために、
令和7年度は毎月第2・第4土曜日を統一現場閉所日に設定しています。
※災害復旧工事などの一部の工事を除きます。

各県が独自に実施している
統一現場閉所の取り組みを
県内の各機関も推進します。

	統一閉所日		統一閉所日
福岡県	毎月第2土・第4土	大分県	毎月第2土・第4土
佐賀県	毎週土	宮崎県	毎月第2土・第4土
長崎県	毎月第2土・第4土	鹿児島県	毎週土
熊本県	毎月第2土・第4土	沖縄県	毎月第2土・第4土

取り組みを
推進する機関

国土交通省 九州地方整備局／内閣府 沖縄総合事務局
福岡県／佐賀県／長崎県／熊本県／大分県／宮崎県／鹿児島県／沖縄県
北九州市／福岡市／熊本市

【統一現場閉所日の設定状況】

	R 5	R 6	R 7 予定
九州・沖縄ブロック	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
九州地方整備局	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
沖縄総合事務局	毎月第4土	毎月第4土	毎月第2土・第4土
福岡県	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
佐賀県	毎月第2土・第4土	毎週土	毎週土
長崎県	毎月第2土・第4土	毎月第2土・第4土	毎月第2土・第4土
熊本県	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
大分県	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
宮崎県	毎月第2土・第4土	毎月第2土・第4土	毎月第2土・第4土
鹿児島県	毎月第2土・第3土・第4土	毎週土	毎週土
沖縄県	毎月第4土	毎月第4土	毎月第2土・第4土
北九州市	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
福岡市	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土
熊本市	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土	毎月第2土・第4土

【※取り組みを推進する機関】

国：九州地方整備局、沖縄総合事務局
県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令市：北九州市、福岡市、熊本市

【ポスターの掲載場所】

各機関の関連施設(庁舎・道の駅等)、施工中の工事現場、各県建設業協会など

【継続】建設現場における遠隔臨場事例集の作成

令和6年度に「建設現場における遠隔臨場事例集」を更新。各機関の活用事例を情報共有し、遠隔臨場活用工事の推進に繋げる。
令和7年度も活用事例を収集し、更新する。

＜令和6年度の主な更新事例＞

【沖縄総合事務局】



【立会状況（現場側）】



【カメラ姿勢制御装置】



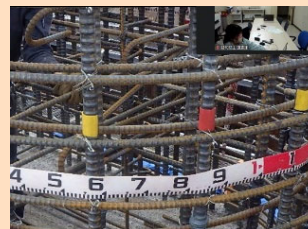
【ARを用いた出来形管理】



【マイク付きイヤホン】

- 工事内容
 - ・ 橋梁上部工
- 確認項目
 - ・ 仮組立の出来形
 - ・ 溶接部の品質確認
- 工夫した点
 - ・ カメラ姿勢制御装置の使用
 - ・ マイク付きイヤホンの使用
- 効果
 - ・ 移動時間縮減
 - ・ 旅費の節約

【福岡県】



【立会状況（現場側）】



【鉄筋番号札の使用】



【立会状況（監督側）】



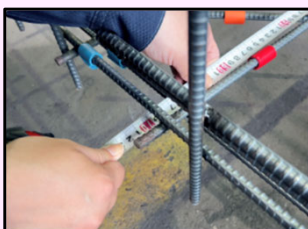
【大型モニターの使用】

- 工事内容
 - ・ 橋梁下部工
- 確認項目
 - ・ 配筋
- 工夫した点
 - ・ 鉄筋番号札の使用
 - ・ デジタルノギスの使用
- 効果
 - ・ 移動時間縮減
 - ・ 時間調整が容易

【福岡市】



【立会状況（配筋確認）】



【立会状況（配筋確認：近接）】



【立会状況（路盤出来形確認）】



【立会状況（路盤出来形確認）】

- 工事内容
 - ・ ハンドホール工
- 確認項目
 - ・ 配筋
 - ・ 路盤の出来形
- 工夫した点
 - ・ 数値を確認しやすいカメラワークを実施
- 効果
 - ・ 移動時間縮減
 - ・ 日程調整が容易

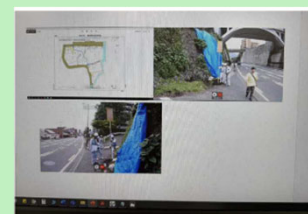
【熊本市】



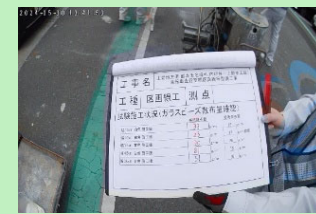
【立会状況（現場側）】



【現場撮影状況】



【立会状況（監督側）】



【確認状況】

- 工事内容
 - ・ 道路附属物工
- 確認項目
 - ・ 標識設置箇所
 - ・ 材料検収
- 工夫した点
 - ・ ノイズキャンセリング機能のイヤホンを使用し、周辺の雑音阻害防止策を行った
- 効果
 - ・ 移動時間縮減
 - ・ 配信後の映像で研修実施

【継続】インフラDX合同研修会の開催

令和4年度の合意事項から、「インフラDX合同研修会」を開催することとし、インフラDXに関する研修会や体験会等を実施。
令和7年度も継続して実施し、更なる普及・拡大に取り組む。

<令和6年度の主な開催状況>

【佐賀県】

- ・ICT活用工事初心者の受注者を対象にICT技術講習会
ICT知識習得や3次元設計データの作成演習などを実施
- ・県職員を対象としたドローン操作研修
飛行計画の申請や実際のドローン飛行、撮影を実践



■ICT技術講習会



■ドローン操作研修

【長崎県】

- ・ICT土木工事現場見学会
ICT建機による土工作業の見学や実体験などを実施
- ・デジタル技術を活用した災害査定(リモート査定)研修
国の協力のもと県・市町合同で模擬査定などを実施
- ・発注者向けのドローン研修
- ・経営者向け意識改革セミナー



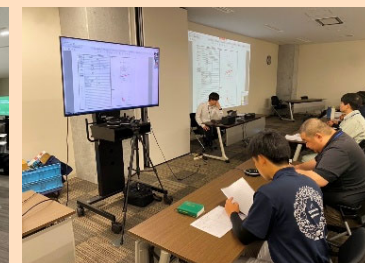
■ICT土木工事現場見学会



■ドローン研修



■経営者向け意識改革セミナー



■リモート査定研修

【大分県】

ICT技術を取り入れた測量機器や建設機械の操作体験、ICT活用を普及させるセミナーを県内の各地域で開催

- ・経営者向けセミナー
- ・i-Construction体験会
- ・実践的な研修
- ・事例研究発表会(県内業者)



■経営者向けセミナー



■i-Construction体験会



■実践的な研修



■事例研究発表会(県内業者)

【沖縄県】

ICT 施工技術者支援者育成に係る講習会

- ・沖縄県職員および関係受注者を対象
- ・沖縄県の取組状況説明
- ・新たなICT施工技術について概要説明
- ・3次元出来形等の事例説明
- ・ICT建機デモ



■現場講習



■説明状況



■現場講習

【継続】建設業の魅力発信の取り組み

令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、小中学生や高校生、親子向けの現場見学会や体験会等を実施。令和7年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

＜令和6年度の主な取り組み状況＞

【熊本県】

- ・建設企業の魅力発見フェア
- ・イベント会場で土木体験ブース設置
- ・工業高校オープンキャンパス支援
- ・フォトコンテスト



【宮崎県】

- ・県内11地区の小学校でイベント開催
- ・高校生を対象に現場見学会を開催



【鹿児島県】

- ・土木部オリジナルキャラクター「かごしま未来応援隊」
- ・建設業の魅力を発信する若手育成プロジェクト
- ・模型実験を取り入れた“ふれあい型”のイベント



【北九州市】

まちをつくる。
くらしをつくる。
みらいをつくる。



- ・建設業PRブースを出展
- ・ウェブサイトでのPR
- ・公共工事の現場見学バスツアーを開催
- ・学・官・産合同で現場研修会を開催



8. 監理技術者兼務等について

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

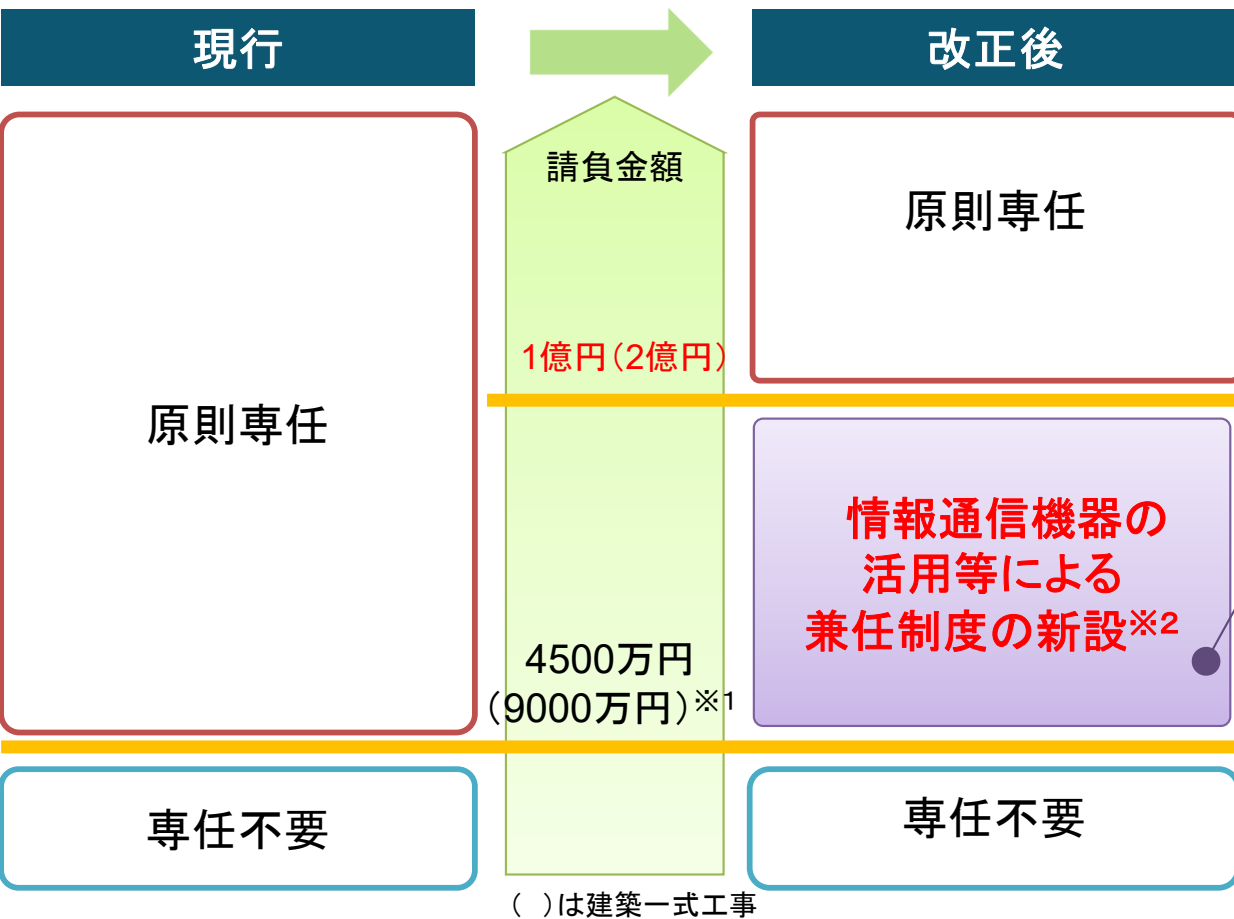
【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(専任現場の兼任)

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。(建設業法第26条第3項)
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。(建設業法第26条第3項第1号、第4項)

専任特例1号



【兼任の要件】

○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数(政令)

2以下

○工事現場間の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数(省令)

3次まで

○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げ済(令和7年2月1日施行)

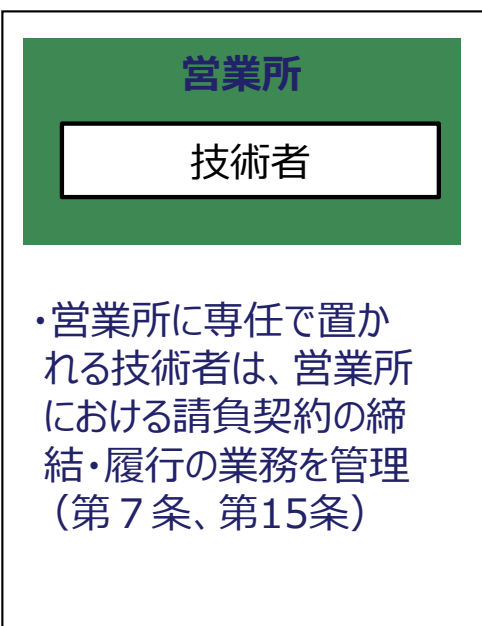
※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化(営業所技術者等の専任現場兼務)

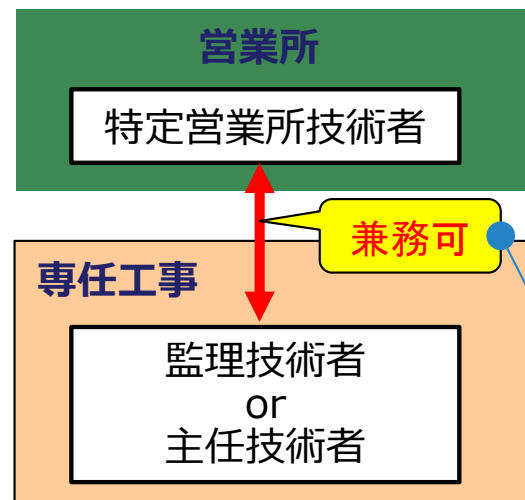
営業所技術者の専任緩和

○営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施(建設業法第26条の5)

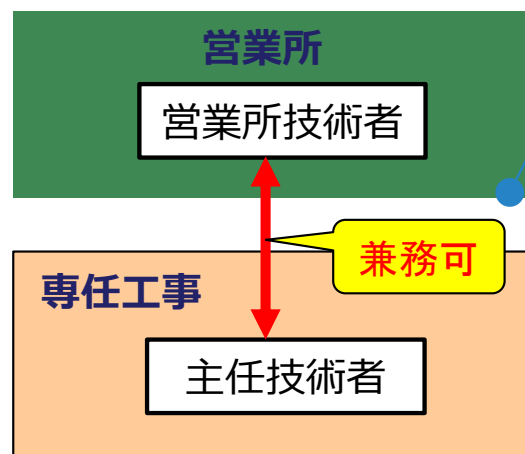


改正後

<特定建設業の場合>



<一般建設業の場合>



【兼務の要件】

○工事契約(法律)

当該営業所において締結された工事であること

○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

○兼任現場数(政令)

1工事現場

○営業所と工事現場の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

○下請次数(省令)

3次まで

○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書(現場技術者の兼務)を併用することは不可

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

○監理技術者の専任緩和

専任特例2号

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**

○元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
令和3年度以降の第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進

現場A

現場B

監理技術者(技士)

技士補

技士補

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

監理技術者は兼務可能

下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止

※下請代金の合計額が4,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事が対象

注文者(元請)

一次下請A社

二次下請B社

二次下請C社

主任技術者

主任技術者

主任技術者

一定の指導監督的な実務の経験を有する者を専任で配置

主任技術者の設置を不要化

※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

<現行制度>

監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

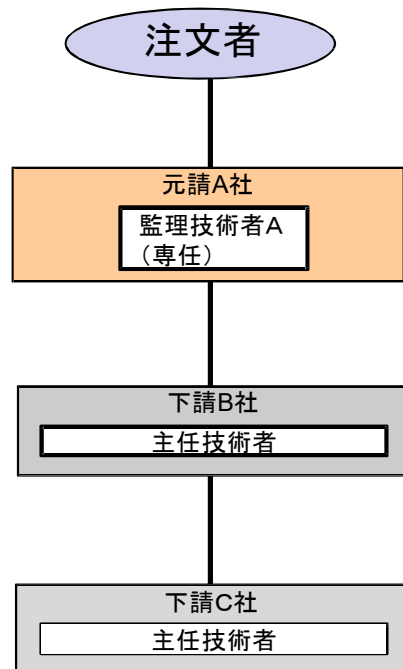
147

監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

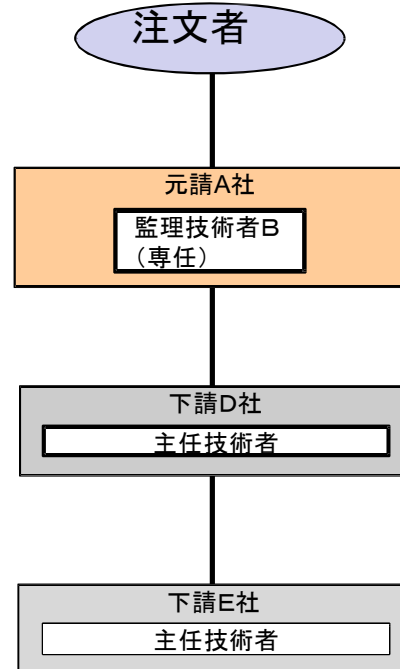
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上である場合については、監理技術者もしくは主任技術者は、現場に専任の者でなければならない。

工事1【既契約】



工事2【新規】

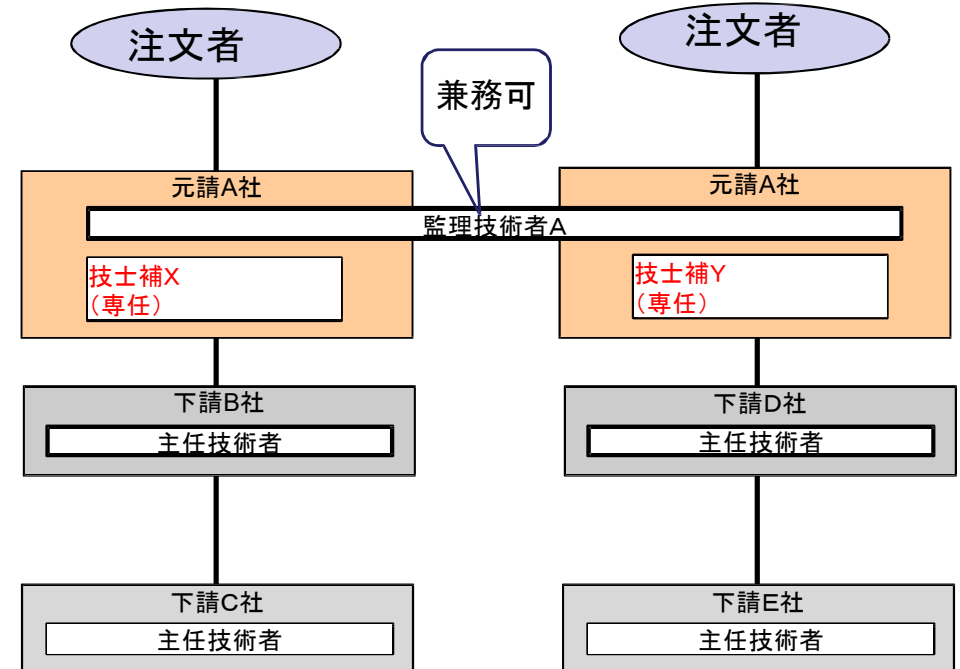


【改正後】

専任特例2号

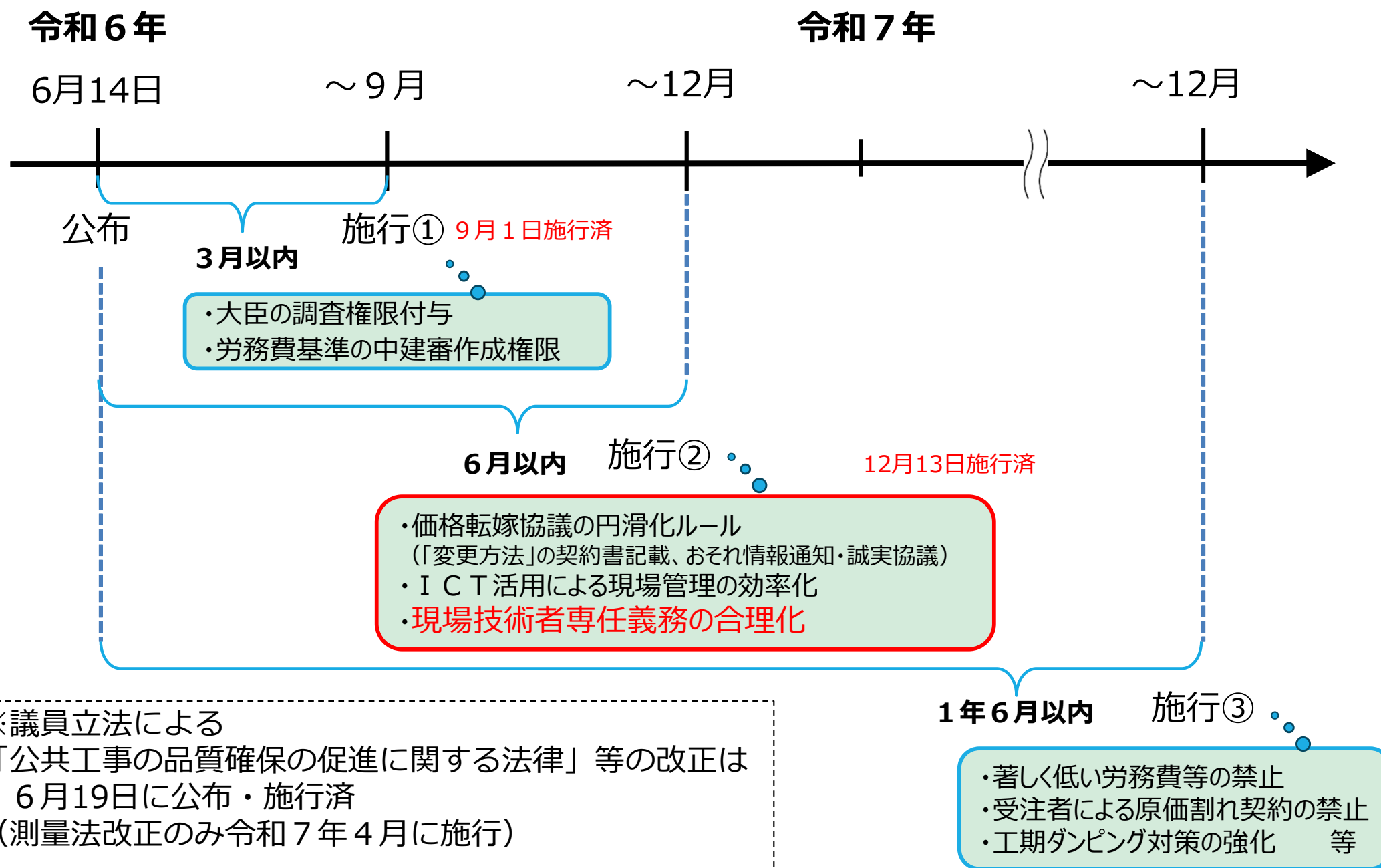
- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）
- ・ 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

工事1【既契約】



(5) 施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



【監理技術者等の職務】

- 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、専任特例2号の監理技術者※に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている。
- 専任特例2号の監理技術者は、職務を適正に実施できるように、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

【監理技術者等の工事現場における専任】

- 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。
- 専任特例2号の監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、専任特例2号の監理技術者の変更を指示する可能性がある。

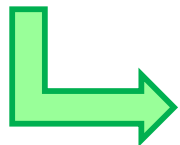
※法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

①兼務の対象条件

- ◆ 事務所発注工事 (分任支出負担行為担当官工事) であること。
- ◆ 工事の技術的難易度が原則Ⅱ以下の工事であること。
但し、土木工事の場合は、別紙1に示す工事区分の、技術的難易度がⅢ(やや難)の場合も兼務対象
※ただし、一般土木工事については、不調・不落の発生状況など、地域の実情等を考慮の上、開始時期を決定
- ◆ 兼務する工事が維持工事※同土でないこと。
(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事))
- ◆ 兼務する工事数は2件までであること。

②兼務の範囲

- ◆ 特例監理技術者が兼務できる工事は県内を基本とし、地域の実情や工事特性に応じ、事務所管内又は出張所管内など適宜設定可能とする。



いずれも入札公告や特記仕様書で確認下さい。

工事区分別工事難易度対応表

別紙 1

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈理工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

 兼務対象となる工事の範囲

9. 週休2日工事

「週休2日工事」の実施状況(九州地方整備局)

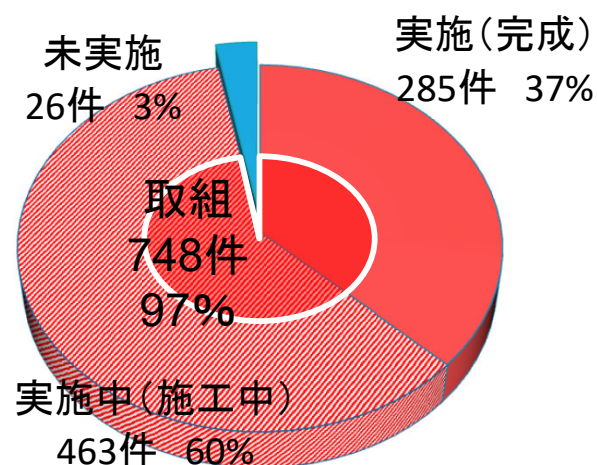
R6.5月末時点

契約年度	R1	R2	R3	R4	R5
①対象工事	774件	893件	774件	982件	891件
①のうち発注者指定	17件	79件	249件	713件	829件
②取組工事(予定含む)	591件	812件	748件	977件	891件
実施率(②／①)	76%	91%	97%	99%	100%

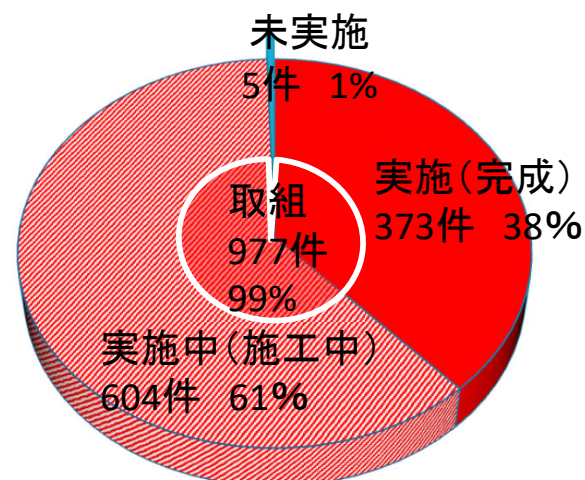
※工事件数は、当該年度に契約した件数(早期発注含む)

(例) R4は、R5年4月1日～R6年3月31日に契約または公告した工事

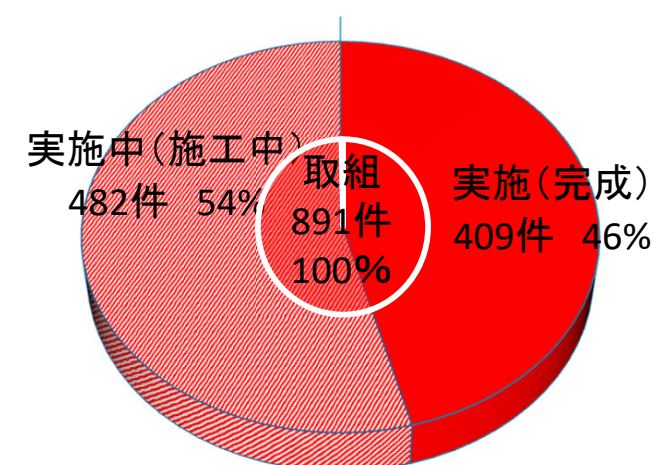
週休2日(R3)



週休2日(R4)



週休2日(R5)



- ・ 年末年始（6日）と夏期休暇（3日）は引き続き現場閉所日としてカウントしない。（工期内対象日数に計上しない）
- ・ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も引き続き現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場閉所予定日において、発注者より災害復旧工事に対する要請および現場見学会の要請があった場合には、受注者の責によらないため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場パトロール、保守点検（現場内外で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業を行った場合にも、現場管理上必要な作業であるため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 休日に現場閉所した場合、現場閉所日にカウントする。

（参考）現場閉所率の割合は、以下の通り。

- ・ 4週8休以上：28.5%〔8日/28日〕以上

令和6年度以降の「週休2日」に係る制度の具体例について

＜具体的な事例の条件（4週8休の場合）＞ 4週8休達成率＝8／28＝28.5％以上（月単位）
工期：11月1日～1月31日（92日間）、年末年始休暇：6日（カレンダーの①～⑥）

月	11月																													
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
祝祭日等			祝																			①祝								
計画			休	休	休					休	休						休	休					休	休	休					
計画日数			1	2	3					4	5						6	7					8	9	10					
実績			休	休	休					休	休		②雨					休					休	休	休					
実績日数			1	2	3					4	5		6										8	9	10					

●計画休暇日数＝10日 ⇒ 10／30日＝33.3％≥28.5％達成
●実績休暇日数＝10日 ⇒ 10／30日＝33.3％≥28.5％達成

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
祝祭日等																							祝	振	③			⑤	年末休暇		
計画	休	休						休	休						休	休						休	休	休					休	休	休
計画日数	11	12						13	14						15	16						17	18	19					①	②	③
実績	休	休						休								休							休					休	休	休	休
実績日数	11	12						13								14							15					16	／	／	／

●計画休暇日数＝9日 ⇒ 9／28日＝32.1％≥28.5％達成
●実績休暇日数＝10日 ⇒ 6／28日＝21.4％≥28.5％未達成

月	1月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
祝祭日等	年始休暇													祝	①													⑥			
計画	休	休	休	休	休	休	④						休							休						休					
計画日数	④	⑤	⑥	20	21	22							23							24						25					
実績	休	休	休	休	休	休							休							休	②	雨				休	休	休	休		
実績日数	／	／	／	17	18	19							20							21		22				23	24	25	26		

●計画休暇日数＝6日 ⇒ 6／28日＝21.4％≥28.5％未達成
●実績休暇日数＝10日 ⇒ 10／28日＝35.7％≥28.5％達成

工期全体(通期)：●計画休暇日数＝25日 ⇒ 25／86＝29.1％≥28.5％達成
●実績休暇日数＝26日 ⇒ 26／86＝30.2％≥28.5％達成

考え方のポイント

- ①祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、現場閉所日にカウントする。
 - ②雨による突発的な現場閉所日もカウント可能。
 - ③日曜日に祝日がある場合の振替休日(月曜)は現場閉所日の対象となる。
 - ④年末年始休暇は6日を超えた休暇は、現場閉所日としてカウント可能
 - ⑤年末年始休暇は現場閉所の対象外となるので、休んでいても現場閉所日にカウントしない。
 - ⑥例えば、工期末に余裕ができ、まとめて休暇を取得しても、現場閉所日としてカウント可能。
- ※夏期休暇(3日間)も年末年始休暇の考え方と同じ

10. 工事成績評定の変更点について

「週休2日」に関する工事成績の加点評価

「週休2日」を達成した工事に対する評価

対象工事：令和6年4月1日以降

令和7年3月31日までに入札公告を行った

「週休2日制適用工事」、「週休2日交替制適用工事」

○主任技術評価官の加点評価（4週8休）

（審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。

※施工計画書に定めたとおりに休日を確保した場合は、本項目を評価する。

○総括技術評価官の加点評価（4週8休）

（審査項目別運用表 総括技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

- ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
- ☐ その他（理由： ）

※その他の工程管理に係る受注企業の取り組みについては、当面、【その他】において評価します。

※評価（a,b,c）については、II. 工程管理の項目を総合的に評価を行うものとし、週休2日（4週8休以上）に取り組んだだけでは、a評価としない。

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【働き方改革】

- ☐ 現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日（土日）を達成している。
- ☐ 週休2日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。

「週休2日」に関する工事成績の加点評価の一部改正

「週休2日」を達成した工事に対する評価

**対象工事：令和7年4月1日以降に入札公告を行う
工事に適用**

※週休2日工事履行証明書は発行しない

○主任技術評価官の加点評価（4週8休）

（考査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。

※施工計画書に定めたとおりに休日を確保した場合は、本項目を評価する。

○総括技術評価官の加点評価（4週8休）

（考査項目別運用表 総括技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

☐ その他（理由： ）

※その他の工程管理に係る受注企業の取り組みについては、当面、【その他】において評価します。

※評価（a,b,c）については、II. 工程管理の項目を**総合的に評価を行うものとし**、週休2日（4週8休以上）に取り組んだだけでは、a評価としない。

○令和6年度に追加された以下の加点評価を廃止（令和7年3月27日通知）

主任技術評価官の加点評価 （考査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【働き方改革】

☐ 現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日（土日）を達成している。

☐ 週休2日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。

「新技術活用」に関する工事成績の加点評価

「新技術活用」に対する評価

対象工事：令和5年度までに入札公告を行った工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【新技術活用】

「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。
以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。

- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は3点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。※本項目は1点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は1点の加点とする。

※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。

※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。

「新技術活用」に関する工事成績の加点評価

「新技術活用」に対する評価

対象工事：令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【新技術活用】

「新技術活用」においては、以下の**3項目**により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大2点**の加点とする。

以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。

- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は**2点**の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は**1点**の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は**1点**の加点とする。

※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。

※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、**最大2点**の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も**最大2点**の加点とする。

女性技術者の配置に関する工事成績の加点評価

女性技術者を配置した工事に対する評価

対象工事：令和5年度までに入札公告を行った工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

監理（主任技術者）技術者又は現場代理人として配置された場合（3点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

【その他】

☐ その他

☐ その他

技能者（指定する資格あり）として配置された場合（2点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

【その他】

☐ その他

※技能者（指定する資格）

・登録基幹技能者：国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者

・技能検定合格者：厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付された技能者

担当技術者・技能者・従事者として配置された場合（1点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

※監理（主任）技術者・現場代理人については工期の1/2以上、

技能者・現場従事者については必要作業日数の1/2以上従事したことが確認出来る書類を提出すること。

女性技術者の配置に関する工事成績の加点評価

女性技術者を配置した工事に対する評価

対象工事：令和6年度以降に入札公告を行った工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

監理（主任技術者）技術者又は現場代理人として配置された場合（2点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

【その他】

☐ その他（理由：監理（主任）技術者（又は現場代理人）として女性技術者が配置されたため）

担当技術者・技能者・従事者として配置された場合（1点加点）

【働き方改革】

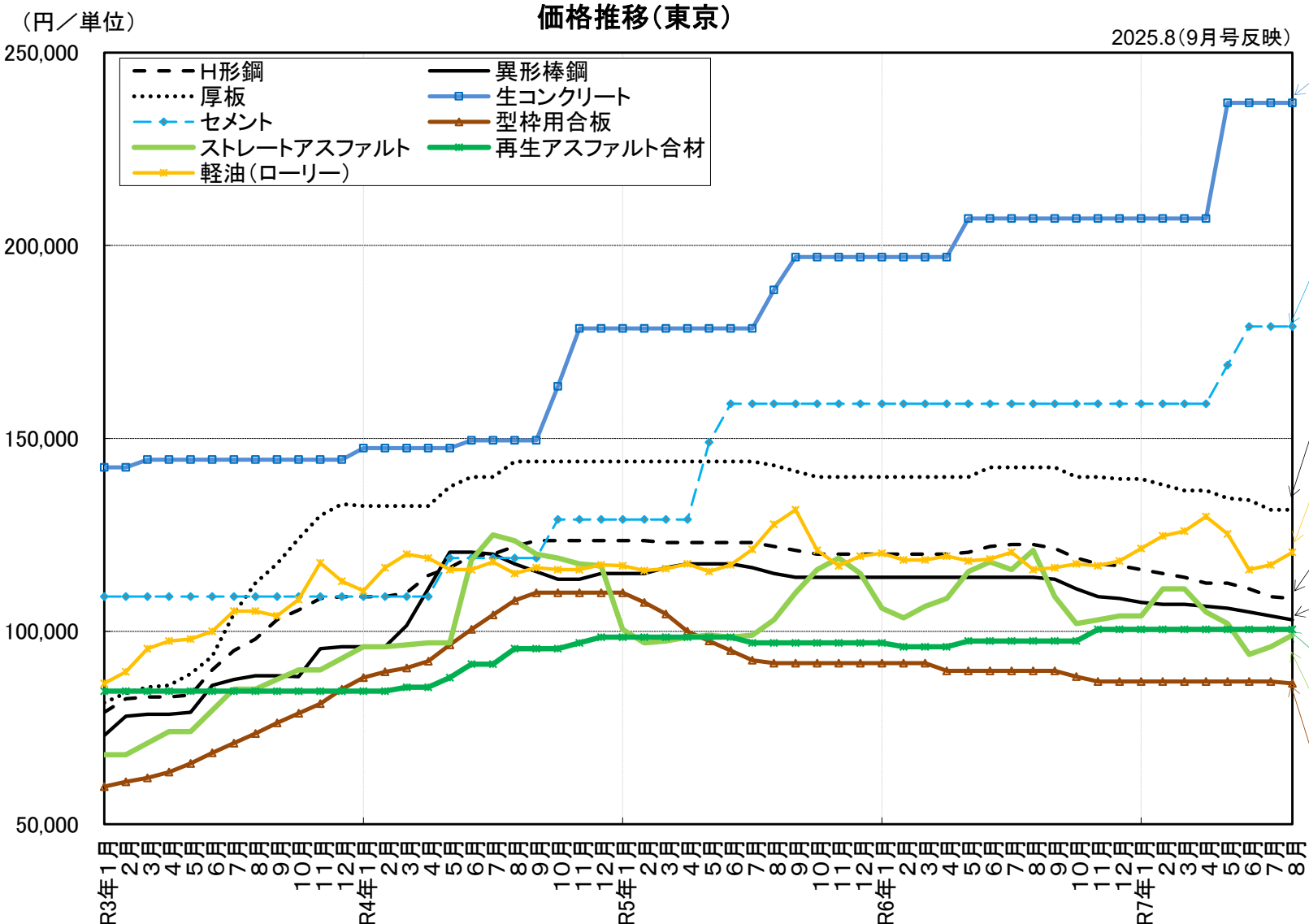
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

※監理（主任）技術者・現場代理人については工期の1／2以上、
技能者・現場従事者については必要作業日数の1／2以上従事したことが確認出来る書類を提出すること。

11. 物価高騰対策

主要建設資材の価格推移

- 2021年(令和3年)後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート (円/10m³)
2025年8月 ¥237,000 (+14.5%)
(2024年8月 ¥207,000)

セメント (円/10t)
2025年8月 ¥179,000 (+12.6%)
(2024年8月 ¥159,000)

厚板 (円/t)
2025年8月 ¥131,500 (-7.7%)
(2024年8月 ¥142,500)

軽油 (円/kl)
2025年8月 ¥120,500 (+3.9%)
(2024年8月 ¥116,000)

H形鋼 (円/t)
2025年8月 ¥108,500 (-11.4%)
(2024年8月 ¥122,500)

異形棒鋼 (円/t)
2025年8月 ¥103,000 (-9.6%)
(2024年8月 ¥114,000)

再生アスファルト合材 (円/10t)
2025年8月 ¥100,500 (+3.1%)
(2024年8月 ¥97,500)

ストレートアスファルト (円/t)
2025年8月 ¥99,000 (-18.2%)
(2024年8月 ¥121,000)

型枠用合板 (円/50枚)
2025年8月 ¥86,500 (-3.6%)
(2024年8月 ¥89,750)

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典:「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)

括弧内は前年同月比

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議（公契連）において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、資材価格変動に対応しやすい契約について検討

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

《これまでの運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

単品スライド額算定の考え方 概略フロー 別紙ー1

増額変更の場合の例

受注者

□ 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)

- ・対象品目、対象材料
- ・変更請求概算額
- ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区 分	品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

□ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較

➤ **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)

- ① 実勢価格に基づく**変動後の金額(品目毎の合計金額)** 実勢価格は単価合意比率を考慮
- ② 実際の購入金額 (**品目毎の合計金額**)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者

□ **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

発注者

□ 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
(品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可)

変動額が請負代金額※の1%を超える品目

変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者

□ **実勢価格にてスライド額を算定**

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

□ 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認

➤ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー 別紙ー1

受注者

□ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望

- ・対象品目及び対象材料を申出※
- ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
- 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(単価合意比率考慮)」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて

□ 工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とする

※単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

□ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

□ 対象材料ごとに以下を確認

- ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認
- 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

□ 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

□ 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

□ ①が②以内であるかを確認

- ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
- ② 「実勢価格の単価(単価合意比率考慮) + 30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の加重平均 + 30%)

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認できれば採用可能

□ ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

□ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断

□ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

スライドの留意事項について

①週休2日の補正は、現場閉所(交替制工事の場合は休日確保)の達成状況に応じて確定することから、工期末にならないと確定することができない。

②一方、積算システムの仕様上、スライド設計書作成時に「出来高」として設定した金額は、週休2日の補正も含めその時点で固定されてしまうことから、工期末に達成状況が変化し、補正係数を変更する必要が生じても変更することができない。

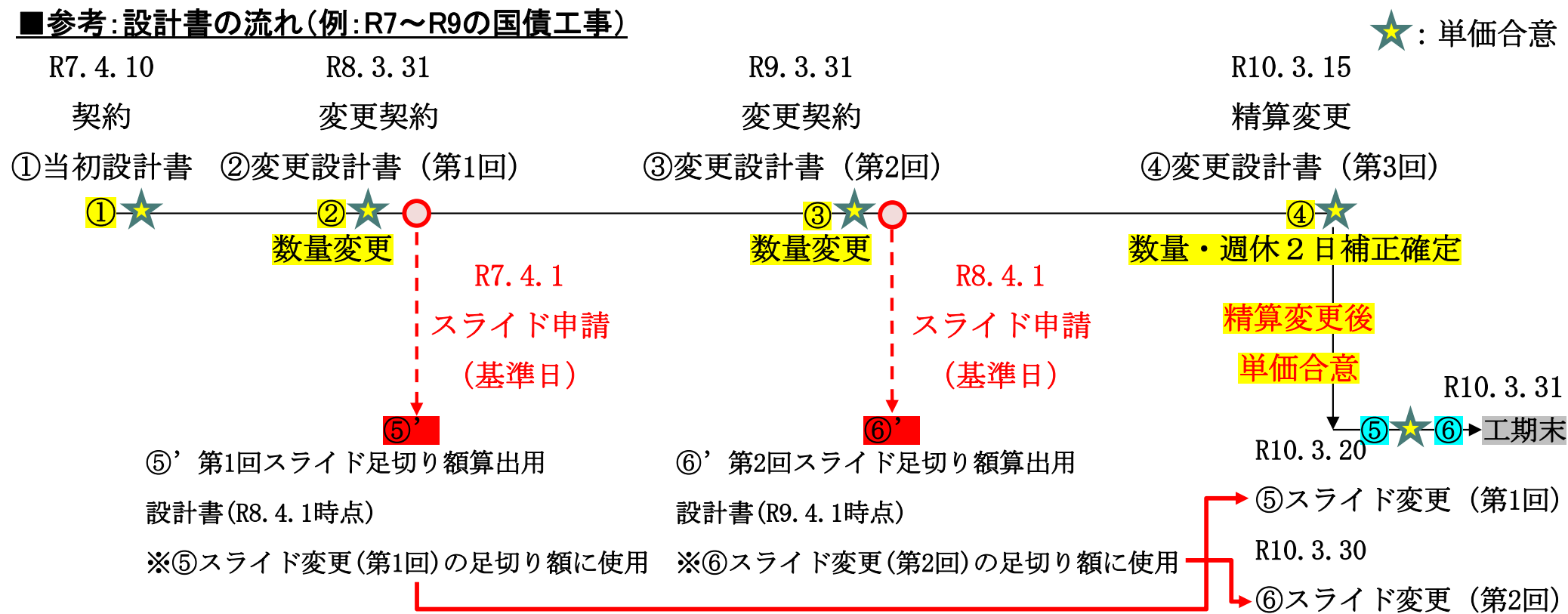
⇒①・②より、**週休2日制適用工事のスライド設計書の作成は、工期末の精算変更時に行う。**

(補正係数を変更する場合は、スライド設計書作成前の精算変更時に変更する。)

ただし、基準日時点で出来高が0の場合、変更することも可能。(複数年維持工事の2年目以降など)

※上記①・②の運用あるいは仕様が変更となった場合、本運用が変更となる場合がある。

■参考:設計書の流れ(例:R7~R9の国債工事)



12. 建設キャリアアップシステム

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



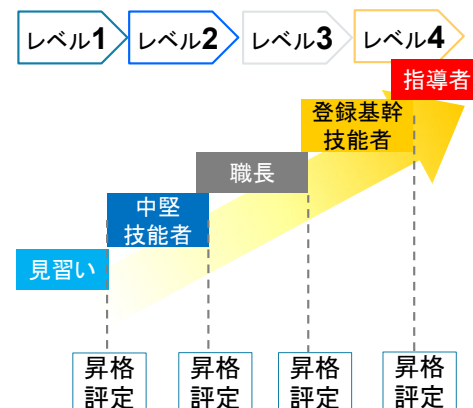
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した45分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和7年5月末現在 レベル1※:121.3万人 レベル2:3.2万人 レベル3:3.1万人 レベル4:5.9万人)

※レベル判定を受けていない技能者

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

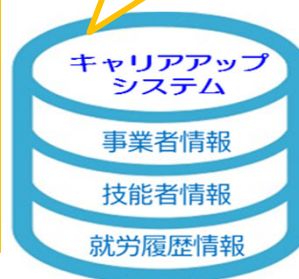
<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格			
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20	
技能講習	玉掛け	2008.05.21	
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	☐ 協会健保	建退共	☐
年金	☐ 厚生年金		
雇用	☐		

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力
(登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)

公共工事におけるCCUS活用の促進

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

※赤字は令和6年度実績

【土木工事】(青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化: **42件**、WTO対象工事)

(活用推奨: **61件**、Bランク以上)

- ▶一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
- ※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- ▶これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- ▶カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある46都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**(活用推奨: **938件**、Cランク工事)

- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
- 環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】

- CCUS活用推奨モデル営繕工事(**全国で72件**)

【港湾・空港工事】

- CCUS活用モデル工事(**全国で242件**)

地方公共団体

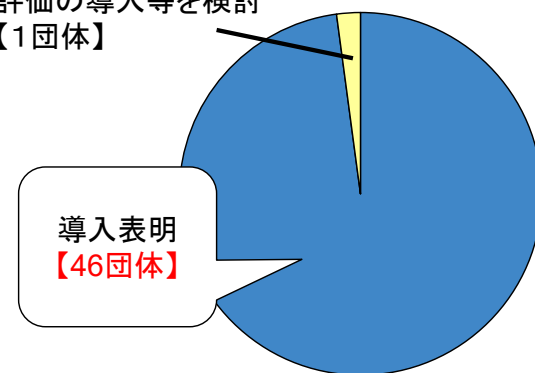
国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

※赤字は令和7年6月1日時点

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、残りの県も検討を表明

評価の導入等を検討
【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **90以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

※赤字は令和6年度実績

- UR都市機構
活用推奨モデル工事 [R3~] (**18件**)
- 鉄道・運輸機構
活用推奨モデル工事[R3~] (**12件**)
義務化モデル工事[R3~]
- 首都高速道路
活用推奨モデル工事 [R3~] (**55件**)
- 阪神高速道路
義務化モデル工事 [R3~] (**2件**)
活用推奨モデル工事[R3~] (**22件**)
- NEXCO西日本
義務化モデル工事[R3~]、
入札参加資格[R5~]、総合評価[R6~]
- 水資源機構
義務化モデル工事[R3~]
- NEXCO東日本
義務化モデル工事[R3~]

CCUS義務化モデル工事(試行)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において加点／減点するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 一般土木工事(WTO対象工事)を対象とする。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
 - ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
 - ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評価で加点／減点

※目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

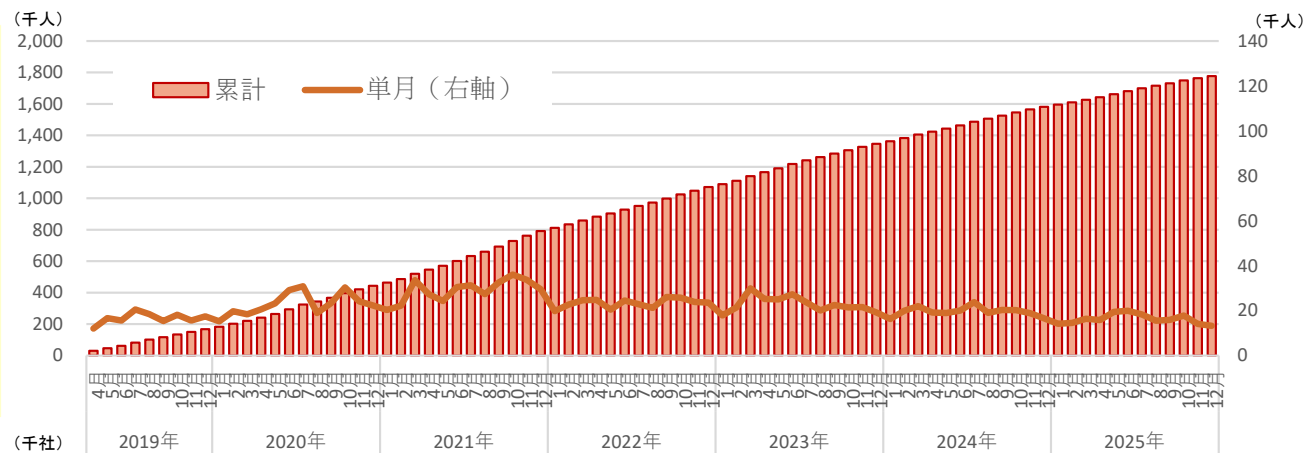
※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事等を対象に、受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)を、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ各地方整備局等で数件実施(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、公表することを求める。) 175

建設キャリアアップシステムの利用状況(2025年12月末)

技能者の登録数

177万人が登録

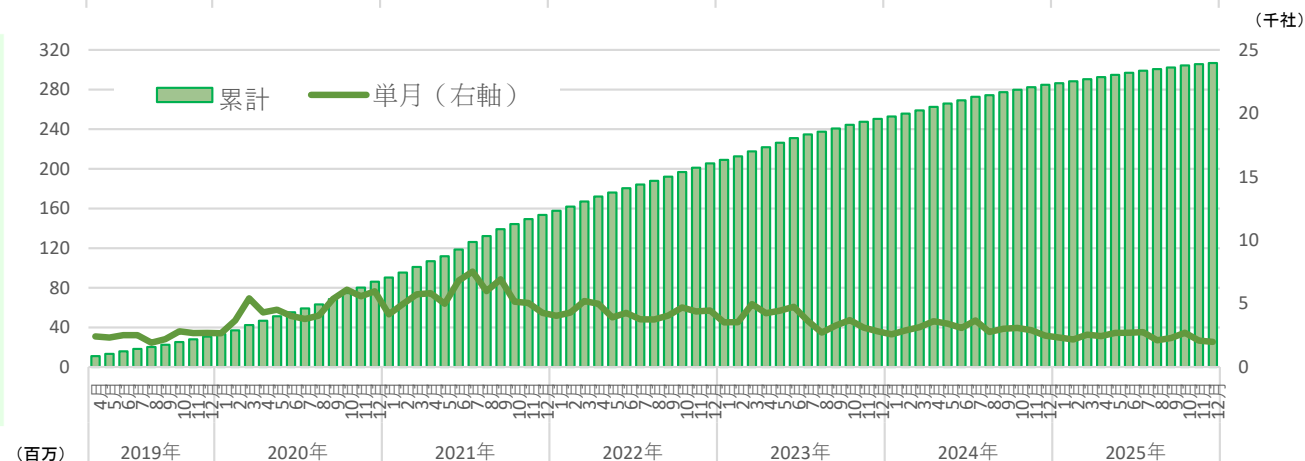
※労働力調査(R6)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

30.6万社が登録

※うち一人親方は10.6万社

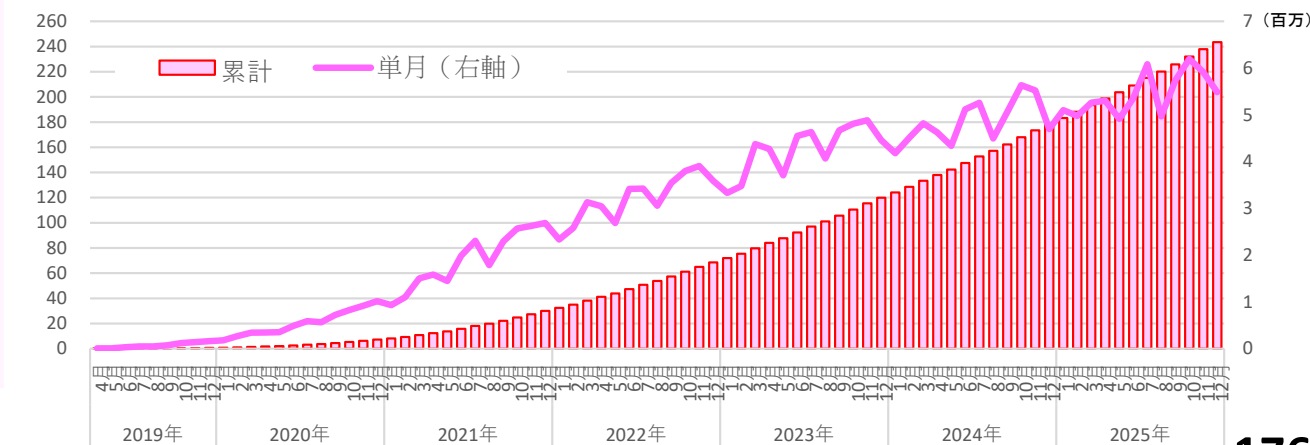


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 24,000万突破

※12月は549万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた46都道府県で実施予定。
 - 都道府県発注工事は、46都道府県で企業評価の導入等を表明
 - 指定都市発注工事は、20団体で企業評価の導入等を表明
- ※モデル工事の工事成績評定での加点(27都道府県)、総合評価における加点(23府県)、入札参加資格における加点(18県)、カードリーダー等費用補助(26道県)

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		★	京都府	●	●◎
岩手県	●	●◎★	大阪府	●	◎
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	◎
山形県	●	△	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎★	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●★	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎○★
埼玉県	●	●◎○★	山口県	●	●
千葉県	●	●○★	徳島県	●	●○★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	●◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	◎○
富山県	●	★	福岡県	●	★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	●★	熊本県	●	★
長野県	●	◎○★	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	●○	沖縄県	●	●○
三重県	●	●★			

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※カードリーダー等の費用は発注者が負担
※北海道は0.5億～2.5億円
※赤枠は令和7年4月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価等＞

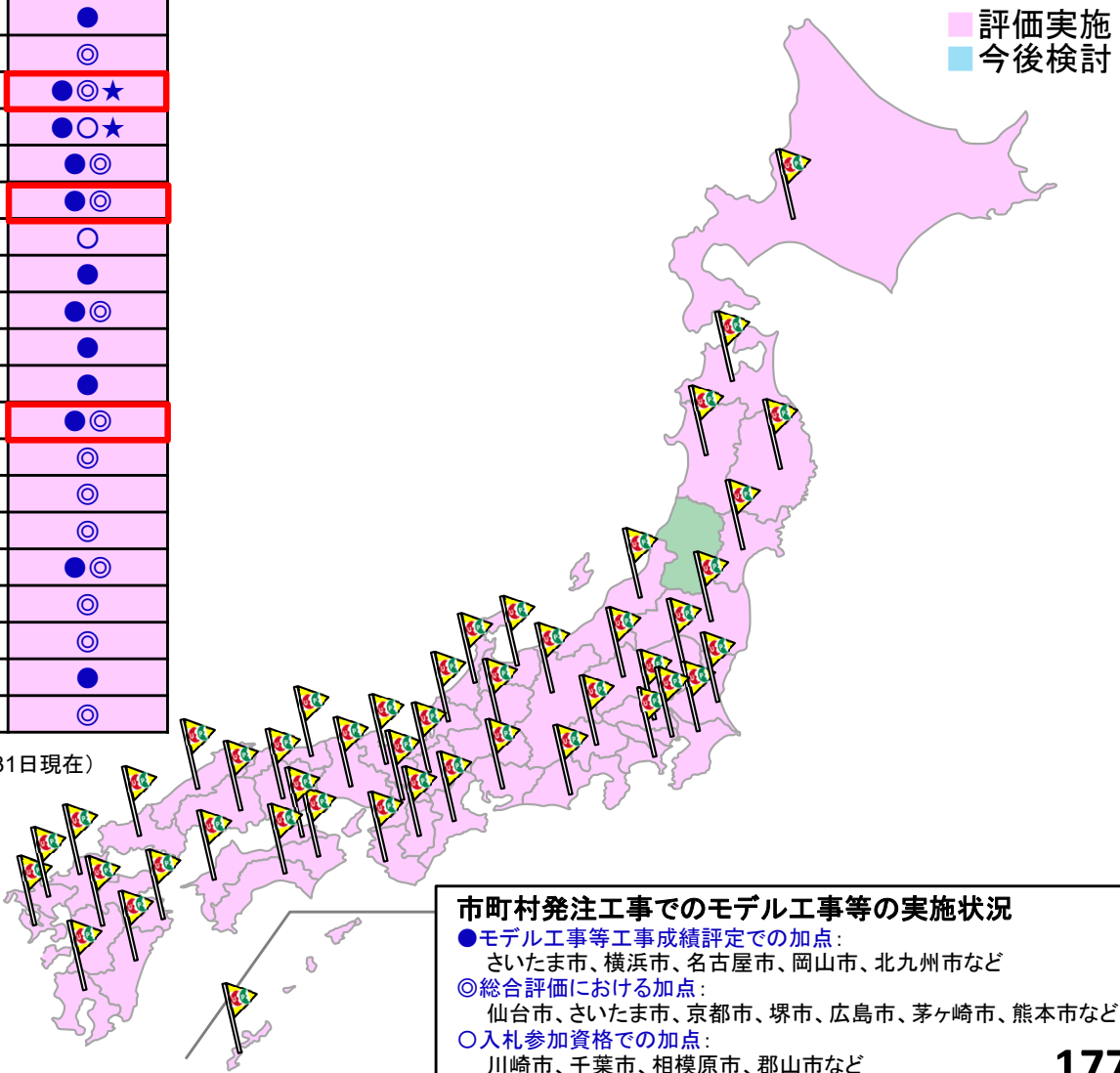
- モデル工事等工事成績評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤枠は令和7年4月以降に導入が表明されたもの

指定都市名	指定都市工事での評価
札幌市	●
仙台市	◎
さいたま市	●◎★
千葉市	●○★
横浜市	●◎
川崎市	●◎
相模原市	○
新潟市	●
静岡市	●◎
浜松市	●
名古屋市	●
京都市	●◎
大阪市	◎
堺市	◎
神戸市	◎
岡山市	●◎
広島市	◎
北九州市	◎
福岡市	●
熊本市	◎

(令和7年12月31日現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた46都道府県で実施予定
- 都道府県発注工事: 46団体が企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事: 20団体が企業評価の導入等を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況						指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況										
都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助					
北海道	●	●			●	滋賀県	●		●			札幌市	●			
青森県					●	京都府	●	●	●			仙台市		●		
岩手県	●	●	●		●	大阪府	●		●			さいたま市	●	●		●
宮城県	●		●		●	兵庫県	●		●	●		千葉市	●		●	●
秋田県	●		●	●		奈良県	●		●			横浜市	●	●		
山形県	●					和歌山県	●			●		川崎市	●	●		
福島県	●	●	●		●	鳥取県	●		●		●	相模原市			●	
茨城県	●	●			●	島根県	●	●	●		●	新潟市	●			
栃木県	●	●	●			岡山県	●	●				静岡市	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●	広島県	●	●	●	●	●	浜松市	●			
埼玉県	●	●	●	●	●	山口県	●	●				名古屋市	●			
千葉県	●	●		●	●	徳島県	●	●		●	●	京都市	●	●		
東京都	●	●				香川県	●		●		●	大阪市		●		
神奈川県	●	●	●		●	愛媛県	●	●			●	堺市		●		
新潟県	●			●		高知県	●		●	●		神戸市		●		
富山県	●				●	福岡県	●				●	岡山市	●	●		
石川県	●			●		佐賀県	●				●	広島市		●		
福井県	●	●		●		長崎県	●		●			北九州市		●		
山梨県	●	●			●	熊本県	●				●	福岡市	●			
長野県	●		●	●		大分県	●				●	熊本市		●		
岐阜県	●	●			●	宮崎県	●	●		●	●					
静岡県	●	●	●	●		鹿児島県	●	●	●							
愛知県	●	●		●		沖縄県	●	●		●						
三重県	●	●			●											

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況					
指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助	
札幌市	●				
仙台市		●			
さいたま市	●	●		●	
千葉市	●		●	●	
横浜市	●	●			
川崎市	●	●			
相模原市			●		
新潟市	●				
静岡市	●	●			
浜松市	●				
名古屋市	●				
京都市	●	●			
大阪市		●			
堺市		●			
神戸市		●			
岡山市	●	●			
広島市		●			
北九州市		●			
福岡市	●				
熊本市		●			

<直轄Cランク工事>

● 都道府県建設業協会が賛同

○ 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円

国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>

● 導入済

○ 導入予定

令和7年4月以降表明

178

(令和7年12月31日現在)

<直轄Cランク工事>

● 都道府県建設業協会が賛同

○ 協会において検討中

※北海道は0.5億～2.5億円

国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>

● 導入済

○ 導入予定

令和7年4月以降表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の取組例

【福島県】 総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加。

【滋賀県】 総合評価において加点

総合評価方式(土木・営繕)において、「CCUSの利用企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価。

※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価。

【長野県】 総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点。

(R6年度は予定価格3,500万円以上が対象) 等

【静岡県】 総合評価において加点

総合評価方式(土木・営繕)において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮城県】 総合評価において加点

R4年4月より、総合評価方式において、CCUSの活用を加点項目に追加。

【群馬県】 総合評価、入札参加資格、カードリーダー等費用補助を実施

総合評価や入札参加資格での加点のほか、元請のカードリーダー等費用補助を実施。

また、全ての工事について、発注者指定型または受注者希望型の2方式で発注

【岡山県】 全工事の成績評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評価にて加点

【宮崎県】 国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事实施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
東京都調布市(人口:24.3万人)
埼玉県行田市(人口:7.9万人)
岩手県大船渡市(人口:3.5万人)
鹿児島県南さつま市(人口:3.3万人)

計7自治体

工事成績評定加点

※モデル工事除く

鹿児島県鹿児島市(中核市、人口:59.3万人)
福岡県久留米市(中核市、人口:30.3万人)
東京都西東京市(人口:20.7万人)
長野県大町市(人口:2.6万人)
栃木県塩谷町(1.0万人)
宮城県大衡村(0.6万人)

等

計18自治体

総合評価加点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)
東京都千代田区(人口:6.6万人) 等4区
東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)
兵庫県姫路市(中核市、人口:53.0万人)
広島県呉市(中核市、人口:21.4万人) 等12市
三重県四日市市(人口:30.5万人)
東京都府中市(人口:26.3万人)
岡山県真庭市(人口:4.3万人)
滋賀県米原市(人口:3.7万人) 等29市
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
福井県南越前町(人口:1.0万人)
山形県三川町(人口:0.8万人)
宮城県女川町(人口:0.6万人)

計59自治体

経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
福島県福島市(中核市、人口:28.3万人)
東京都調布市(人口:24.3万人)
島根県出雲市(人口:17.3万人)
茨城県大洗町(人口:1.6万人)

計5自治体

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)
福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
福井県福井市(中核市、人口:26.2万人)
広島県東広島市(人口:19.7万人)
兵庫県たつの市(人口:7.4万人)
宮崎県日向市(人口:6.0万人)
岩手県遠野市(人口:2.5万人)
山形県村山市(人口:2.3万人) 等16市
和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.6万人)
栃木県芳賀町(人口:1.5万人)
北海道豊富町(人口:0.4万人)
福島県金山町(人口:0.2万人) 等10町
福島県川内村(人口:0.2万人)

計29自治体

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 当面、本通知以降に公告する一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）を対象とする。

3. 試行内容

（1）総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が「労務費見積り尊重宣言」を**決定・公表した事実**を確認

② 労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された**誓約書**を確認

⇒ ①②の両方とも満たす場合
加点：1点

（2）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

➤ 元請企業と下請企業間の見積書を確認

（下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認（数社を抜き取りで確認））

① 労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合

⇒ **減点** （落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ）

② 見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

⇒ **加点** （受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において（2）②を満たす場合は加点対象とする）

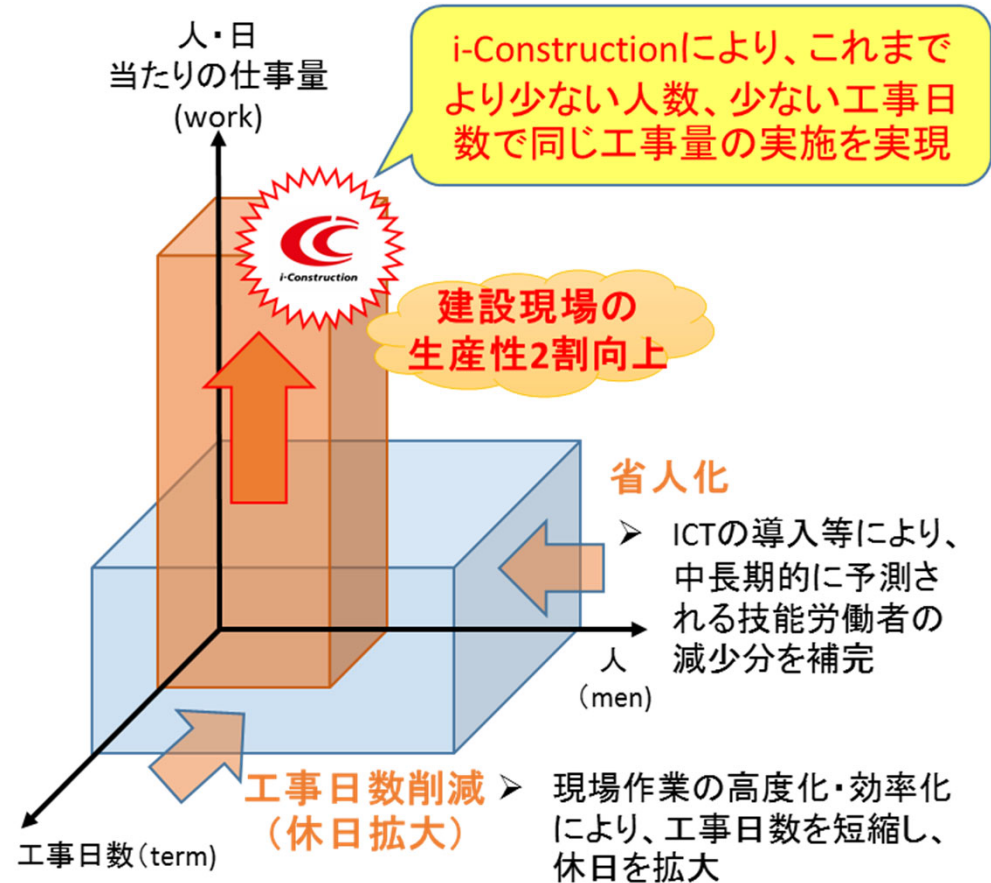
4. 実施状況 R2年度は21件の工事で公告。

R7年度も引き続き全国でモデル工事を発注。

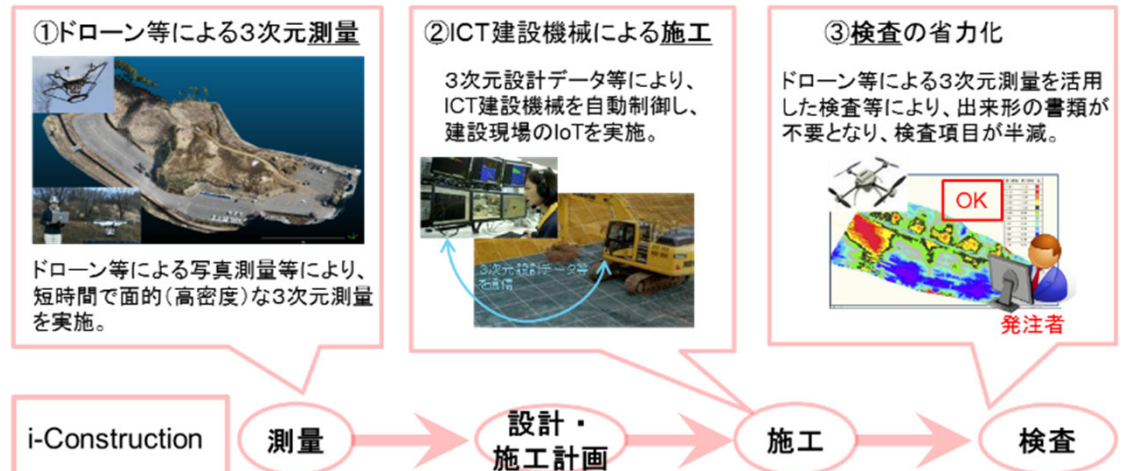
13. i-Constructionの取り組みについて

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



ICTの全面的な活用（ICT施工）

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための各種の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



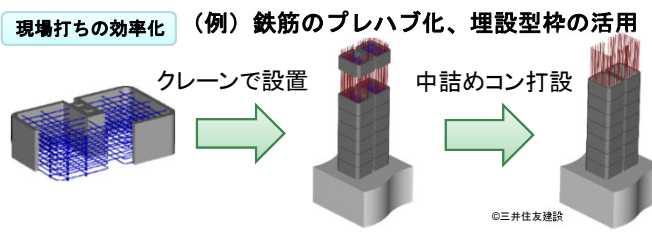
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 （コンクリート工の規格の標準化等）

- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- 高流動コンクリートや鉄筋のプレハブ化およびプレキャストの適用範囲拡大などについてガイドラインを策定。
- 部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化 全体最適設計 工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

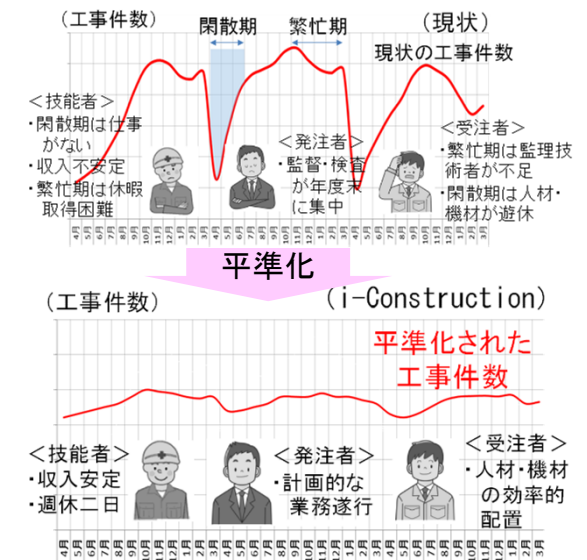
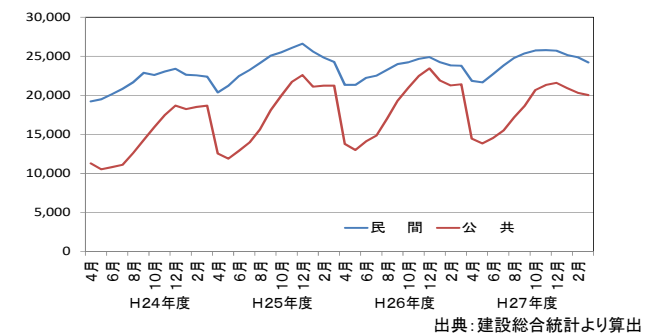


プレキャストの進（例）定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



①ドローン等による3次元測量



ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画



③ICT建設機械による施工

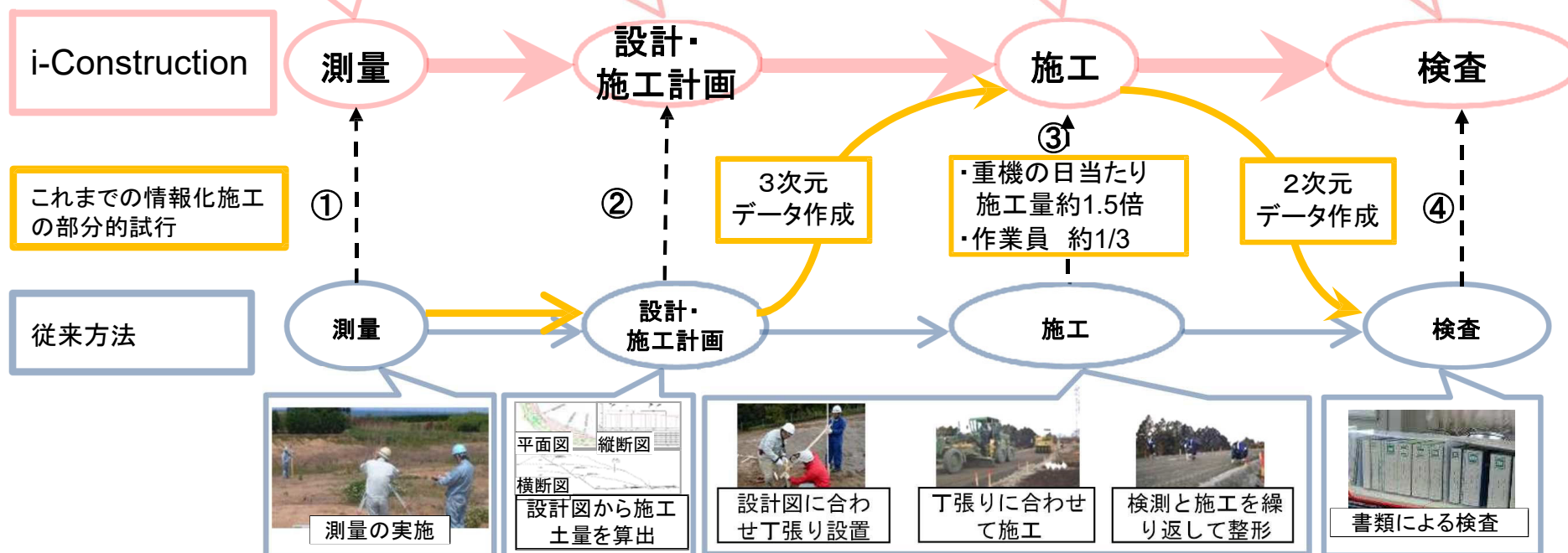
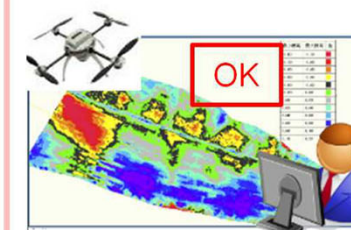
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT(※)を実施。



※IoT(Internet of Things)とは、様々なモノにセンサーなどが付され、ネットワークにつながる状態のこと。

④検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。

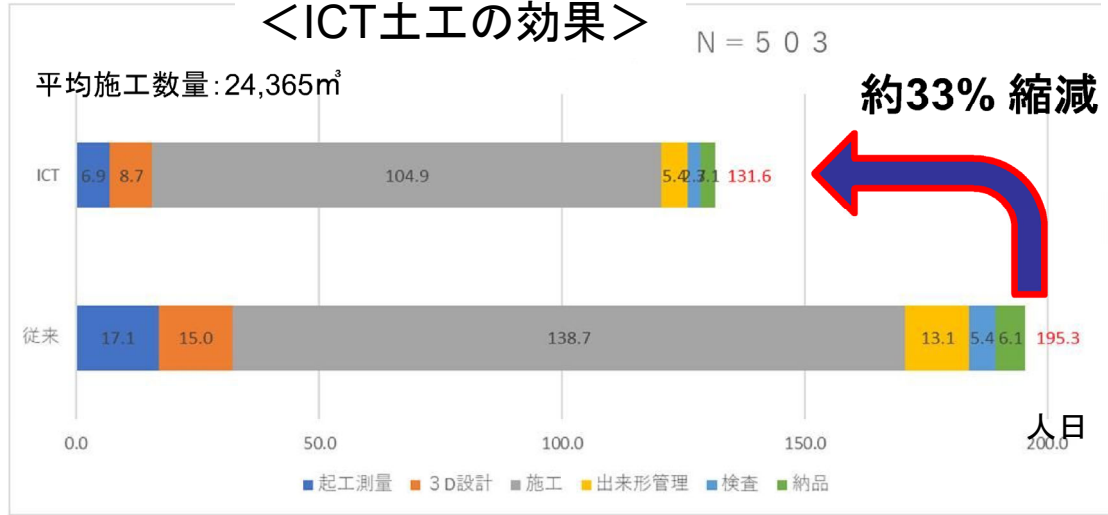


- 施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工における延べ作業時間が約3割縮減するなどの効果が表れている。
- 地域を基盤とするC、D等級の企業※において、ICT施工を経験した企業は、直轄工事受注企業全体の5割以上 ※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け(等級)を規定
- 引き続き中小建設業者への普及促進が必要

<ICT施工実施状況>

工種	2016年度 [平成28年度]		2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]		2021年度 [令和3年度]		2022年度 [令和4年度]		2023年度 [令和5年度]	
	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土 工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	2,246	1,799	2,420	1,994	2,313	1,933	2,072	1,790	1,959	1,705
舗装工	—	—	201	79	203	80	340	233	543	342	384	249	357	226	402	277
浚渫工(港湾)	—	—	28	24	62	57	63	57	64	63	74	72	55	55	42	42
浚渫工(河川)	—	—	—	—	8	8	39	34	28	28	42	41	23	22	20	18
地盤改良工	—	—	—	—	—	—	22	9	151	123	189	162	206	110	225	196
合計	1,625	584	2,175	912	1,947	1,104	2,397	1,890	2,942	2,396	2,685	2,264	2,379	2,064	2,309	2,014
実施率	36%		42%		57%		79%		81%		84%		87%		87%	

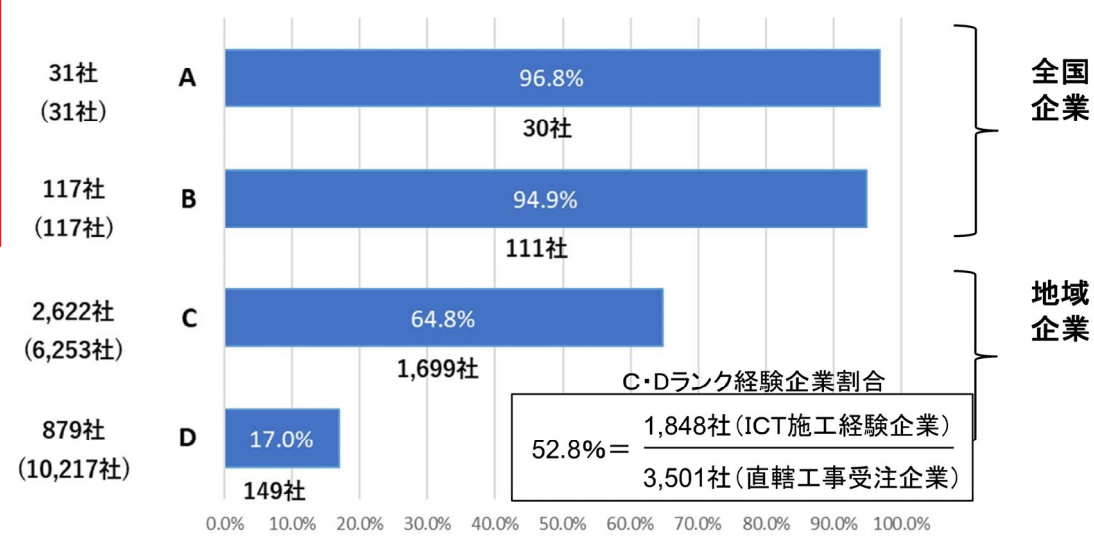
※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
※複数工程を含む工事が存在するため、合計欄には重複を除いた工事件数を記載。
※富補工事を除く。



- 活用効果は施工者へのアンケート調査結果(令和5年度)の平均値として算出。
- 従来の労務は施工者の想定値
- 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

<ICT施工の経験企業の割合>

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
(2016年度～2023年度の直轄工事受注実績に対する割合)



数値は等級毎の2016年度以降の直轄工事を受注した業者数
() 内は一般土木の全登録業者数

- ・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
- ・単体企業での元請け受注工事のみを集計
- ・北海道、沖縄は除く
- ・対象期間は2016年～
- ・業者等級は2021・2022資格者名簿より集計

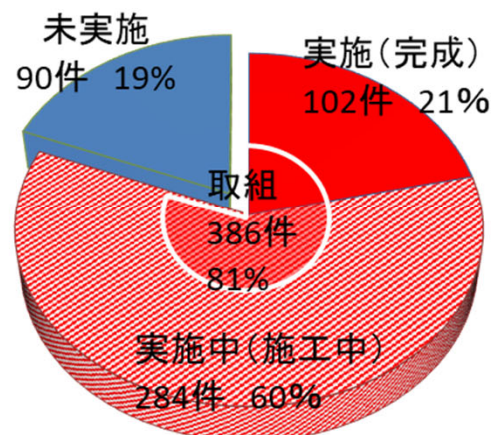
「ICT活用工事」の実施状況(九州地方整備局)

R7.2月末時点

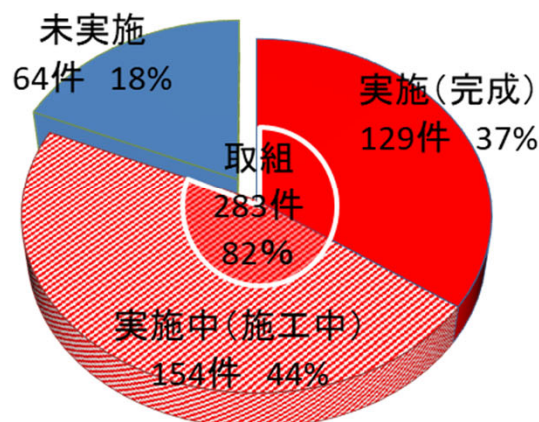
項 目	ICT土工			ICT舗装工		
契約年度	R3	R4	R5	R3	R4	R5
①対象工事	411件	476件	348件	15件	28件	26件
①のうち発注者指定	125件	125件	121件	0件	0件	0件
②取組工事(予定含む)	358件	386件	284件	11件	17件	16件
実施率(②／①)	87%	81%	82%	73%	61%	62%

※工事件数は、当該年度に契約した件数(早期発注含む)
(例) R4は、R5年4月1日～R6年3月31日に契約した工事

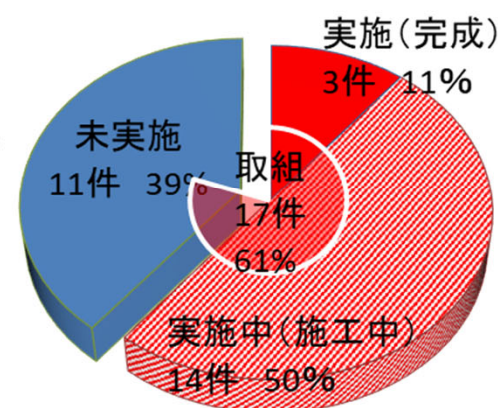
ICT土工(R4)



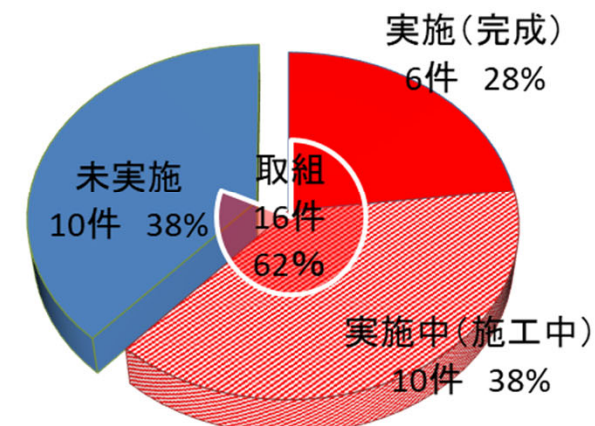
ICT土工(R5)



ICT舗装(R4)

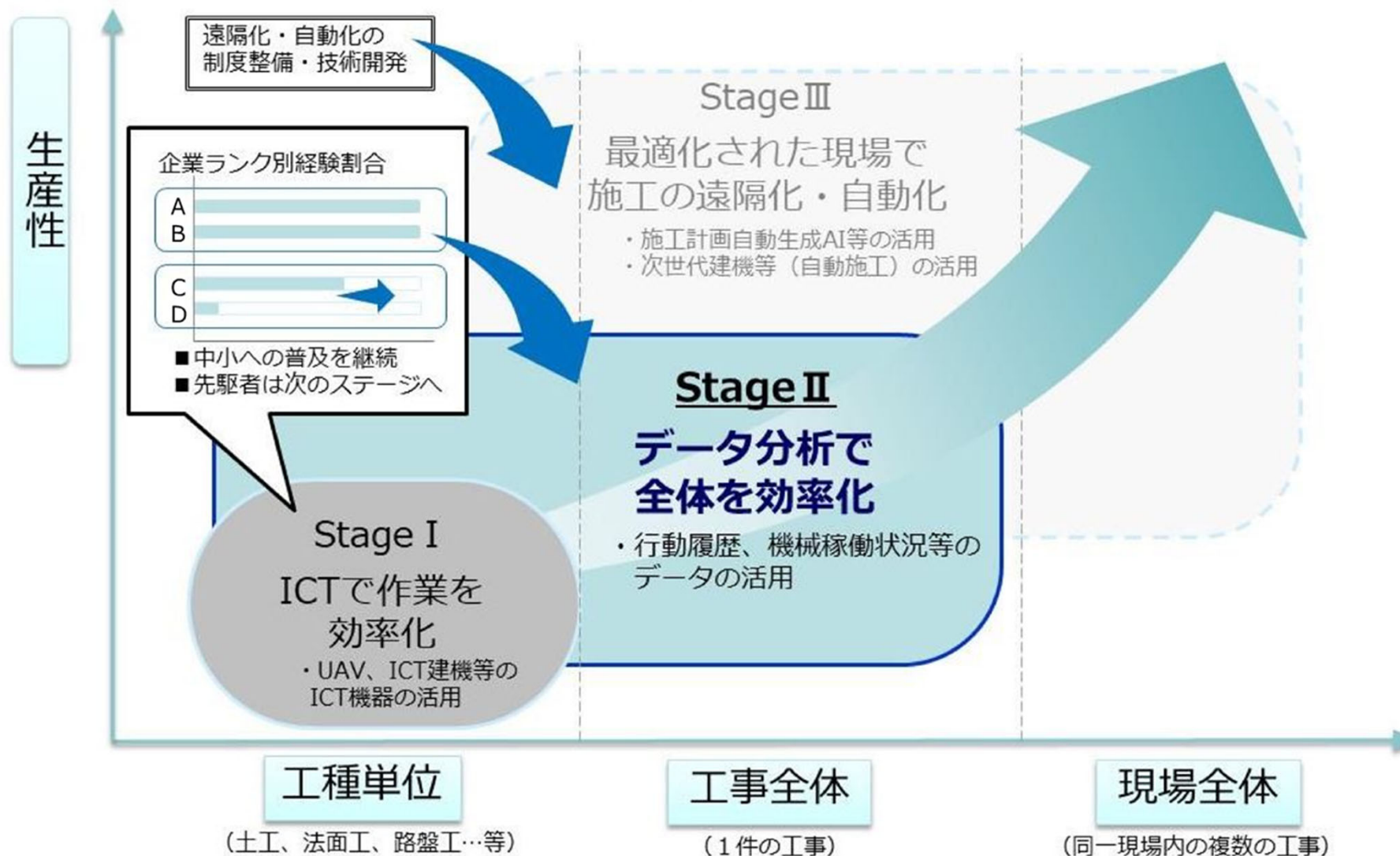


ICT舗装(R5)



ICT施工は、「作業の効率化」から「現場全体の効率化」へ

Stage II では、土工等の工種単位で作業を効率化するだけでなく、ICTにより現場の作業状況を分析し、工事全体の生産性向上を目指す



- 実工事において、機械の稼働データや映像データなどの現場データを活用し、現場マネジメントを高度化・精緻化する取り組みが存在。
- 今後、調査を踏まえ、ICT施工stage II の取り組みの導入・普及を図る。

機械やダンプの稼働状況をリアルタイムで把握し、土量配分マネジメントに活用する事例

※中国地方整備局松江国道事務所 実施事例

AIカメラによる映像データを活用し、資機材の予実管理や、ダンプのリアルタイム入退管理を実施する事例

※令和5年度インフラDX大賞受賞

掘削工事



盛土工事



運搬

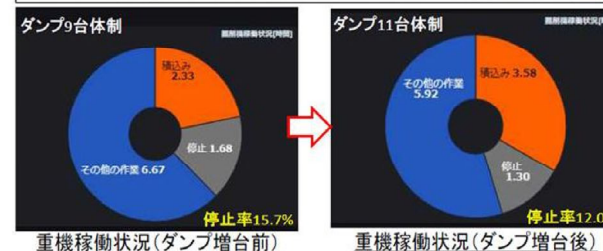


AIカメラによるダンプのリアルタイム入退管理

掘削重機の作業を可視化し、資機材の予実管理



- 作業着手後の日数経過に伴い、BH停止時間が増加していることを確認
- 作業手順定着に伴うダンプ待ちと判断し、**運搬台数を増(9台→11台)**



運搬可能土砂量

改善前:
 $5\text{m}^3 \times 9\text{台} \times 8\text{巡} = 360\text{m}^3/\text{日}$
改善後:
 $5\text{m}^3 \times 11\text{台} \times 8\text{巡} = 440\text{m}^3/\text{日}$

↓
台数最適化で日施工量22%改善



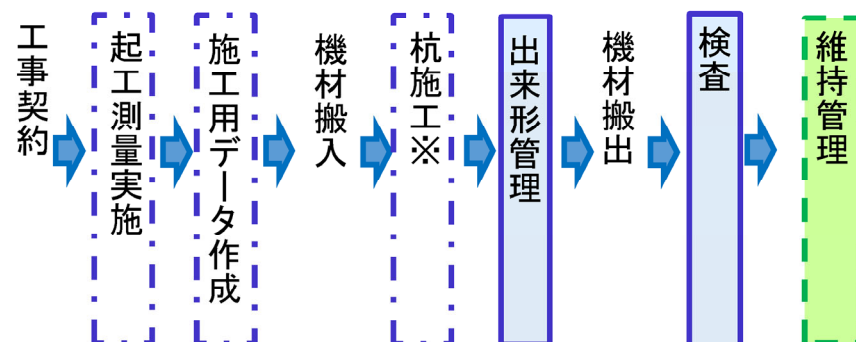
i-Constructionに関する工種拡大

- 国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充しており、令和6年度から既成杭工（鋼管ソイルセメント杭工）、付帯道路施設工、電線共同溝工の適用を開始
- 令和7年度の適用に向けて、地盤改良工（サンドコンパクションパイル工）の適用工種拡大及び舗装工（修繕工）の見直し検討を実施

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)	
ICT土工										
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)									
	ICT浚渫工(港湾)									
		ICT浚渫工(河川)								
			ICT地盤改良工 (令和元年度:浅層・中層混合処理) (令和2年度:深層混合処理)						(令和6年度:ペーパードレーン工) 締固め改良工拡大 (サンドコンパクションパイル工)	
			ICT法面工(令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法枠工)							
			ICT付帯構造物設置工							
				ICT舗装工(修繕工)						基準類見直し
				ICT基礎工・ブロック据付工(港湾)						
					ICT構造物工 (橋脚・橋台) (基礎工(既製杭工)) (基礎工(矢板工)) (基礎工(場所打杭工)) (橋梁上部)					基礎工(既成杭工)拡大 (鋼管ソイルセメント杭)
					ICT海上地盤改良工(床掘工・置換工)					
						ICT擁壁工				
							ICTコンクリート堰堤工			
						小規模工事へ拡大 (小規模土工)		・付帯道路施設工等 ・電線共同溝工		
			民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大							

- 調査の結果、ICT地盤改良機の活用が進んできたことから、普及を検討。
- 令和6年度は、ICT地盤改良工においてサンドコンパクションパイル工にも適用拡大を実施し、杭芯位置出し作業(位置・間隔)の効率化、掘り起こしによる杭径確認の効率化を図る。

施工フロー



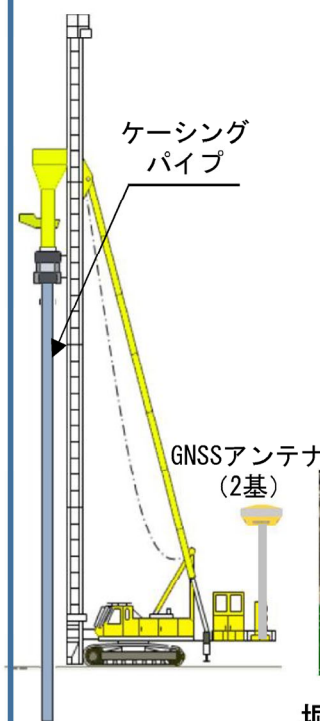
必要に応じ
整備予定

対象範囲

フローで囲みがないものは従来手法を想定
※今後、施工履歴データの活用が可能となる場合は要領化も検討

イメージ

- 施工履歴データを活用した出来形管理
 - ・GNSSを用いた位置・間隔管理
 - ・掘り起こしによる杭径管理の簡素化



従来施工

人力による
位置誘導

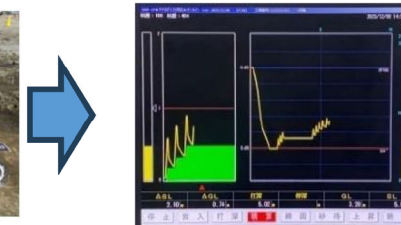


ICT施工

- ・GNSSによる
杭芯位置ナビゲーション
- ・杭芯位置の全数座標記録
による杭間隔計測の省略



掘り起こしによる杭径・間隔
の確認・埋戻し
(杭100本につき1箇所)



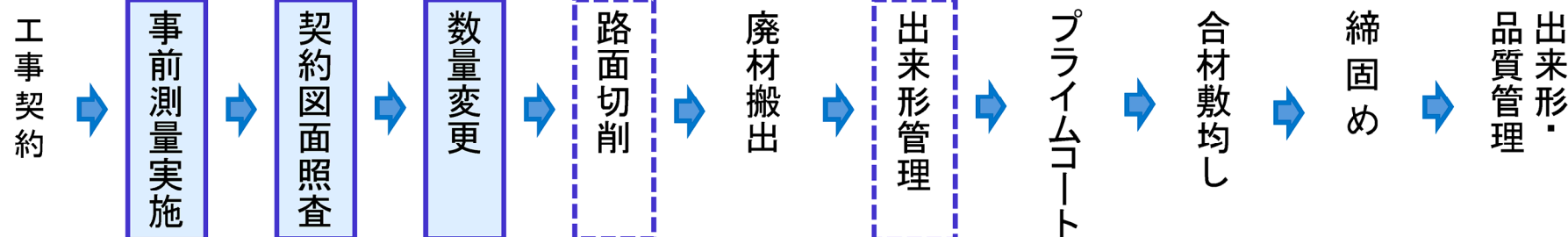
- ・砂投入量・深度の
計測値を用いた
杭径の全数管理
- ・掘り起こしの簡素化

適用拡大
・サンドコンパクションパイル工

ICT舗装工(修繕工)の見直し検討

- ICT舗装工(修繕工)は起工測量に3次元計測技術を活用することにより車道の交通規制を削減することが可能となることから令和2年度より適用を開始している。
- ICT路面切削機の普及が進んでいることから、ICT路面切削機の活用促進を目的に基準類の見直しを実施する。

施工フロー(現状)



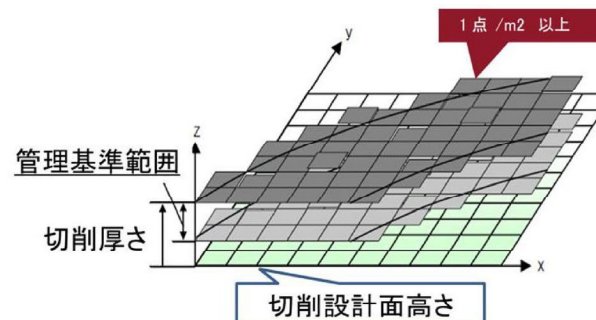
※フローで囲みがないものは従来手法を想定、点線の部分のICT活用は選択による

切削オーバーレイ工

見直し検討

：選択式から必須項目に見直し検討を実施

施工実績が増えてきたことにより、出来形管理基準及び規格値の見直しを検討する。



工種	測定項目	規格値	
		個々の規格値(X)	平均の規格値(X ₁₀)
路面切削工 (面管理)	標高較差 または厚さ	-17 (面管理として緩和)	-2

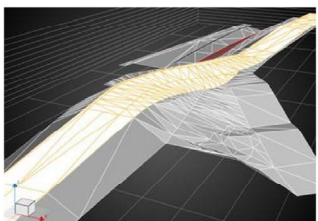
BIM/CIMによる出来形管理の簡略化

- ・施工段階で作成した3次元モデルを、AR技術等を用いて現地に投影し、その場で出来形計測を実施
- ・出来形管理図表の作成及びその後の実地検査を省略し、監督検査の効率化を図る

※第12回BIM/CIM推進委員会より再掲

【ICT活用工事の流れ】

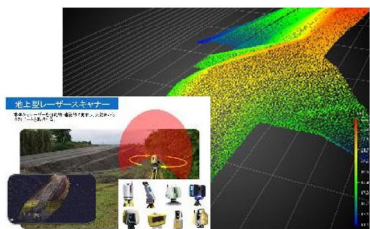
3次元データ作成
施 工
出来形計測



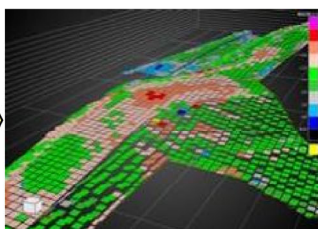
設計図書を元に
3次元データを作成



3次元データを元に
目的物を構築



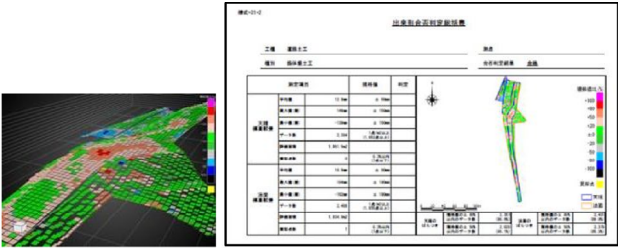
3次元計測技術を使用して完成
した目的物の点群データを取得



3次元データと点群データ
を重ね併せ出来形評価

完成検査準備

【現在の流れ】



出来形管理図表（ヒートマップ）を作成

完成検査



○書面検査時
検査職員は、出来形管理
図表から、自ら指定した箇
所の出来形管理値の計測結
果をメモ

○実地検査時

検査職員は、TS等を活用
して書面検査時に指定した
箇所の出来形計測を行い、
設計面と実測値の標高差が
規格値内であることを確認



【BIM/CIM適用(R6試行)】

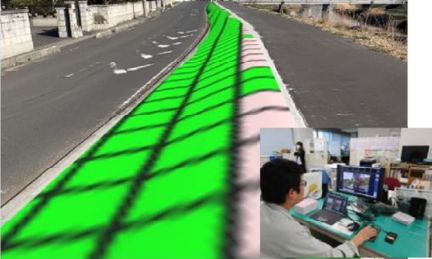
省 略

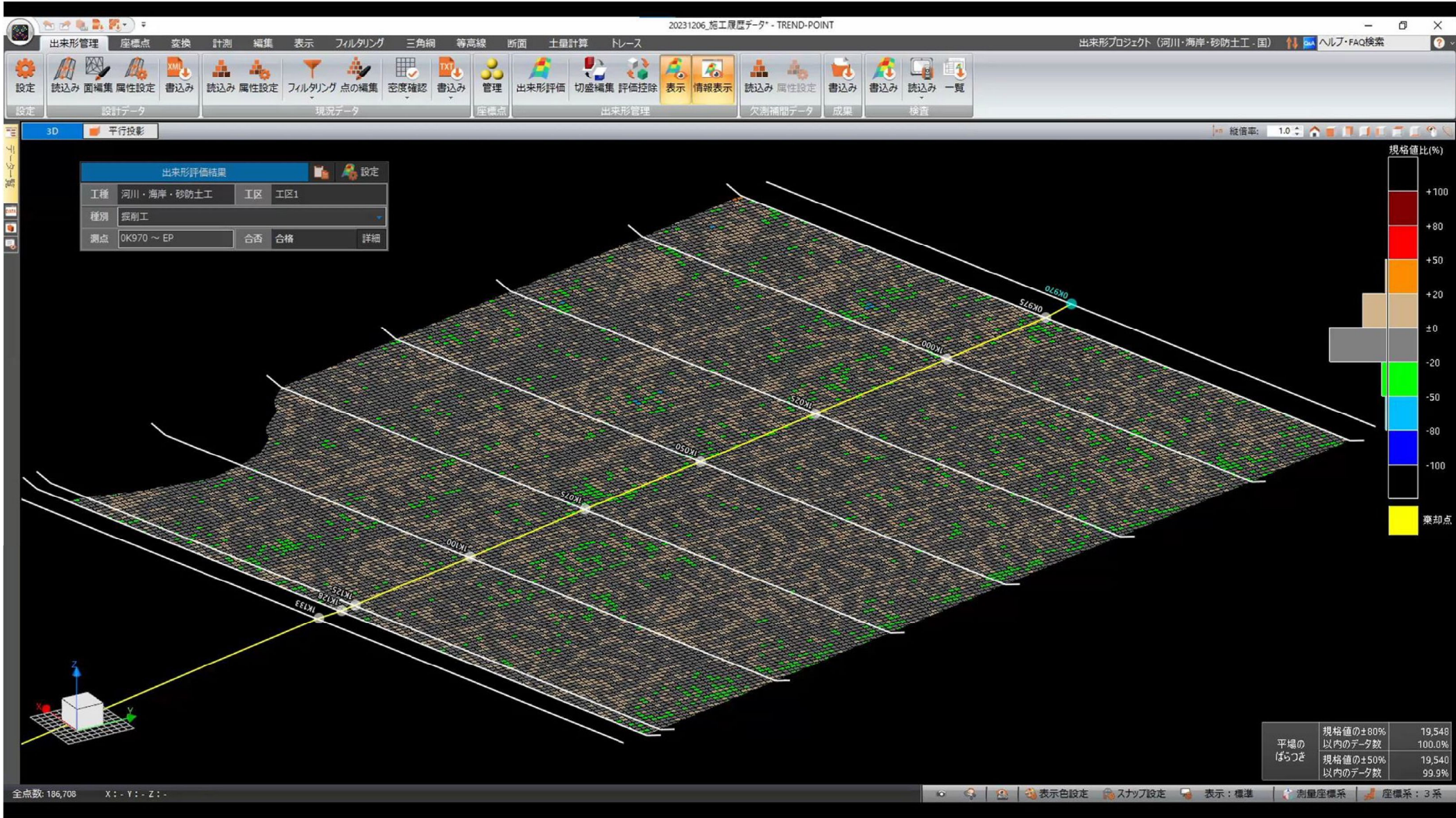
AR技術等の活用



AR技術等を活用することで
現地で出来形を確認
(発注者は遠隔も可能)

現地で出来形検査





ICT施工における積算基準の当面の運用

- ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する経費については、令和2年度より、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上している。
- その後、地域を地盤とする一般土木C、D等級企業での取組が拡大しているほか、3次元座標値による出来形管理等の内製化も進んでいる。
- **より実態に即した積算となるよう、当面、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。**



現 行		当面の運用改善	
項 目	計上項目	積算方法	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収 による積上げ	見積徴収 による積上げ
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収 による積上げ	見積徴収 による積上げ
③ ICT建機施工	直接工事費	損料または賃料（加算額含む）	損料または賃料（加算額含む）
	（保守点検）	算定式 による積上げ	算定式 による積上げ (R7以降廃止)
	（システム初期費）	共通仮設費	定額 による積上げ
④ 3次元出来形管理	共通仮設費	補正係数の設定	当面、補正係数により算出される金額と、見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	補正係数の設定	
その他 外注経費等	現場管理費	補正係数の設定	

共通仮設費
補正 1.2

現場管理費
補正 1.1

「ICT活用工事」に関する工事成績の加点評価

○主任技術評価官の加点評価

対象工事：令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始した工事

(審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」
での加点点数

- 1) ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**全ての**段階でICTを活用した工事。
※本項目は2点の加点とする。
- 2) ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**何れかの**段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）
※本項目は1点の加点とする。

①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工（法面工、擁壁工、基礎工、構造物工は該当なし）
④3次元出来形管理等の施工管理（小規模土工は該当なし） ⑤3次元設計データの納品

○ICT活用工事（土工※1、2）：

- 1) ②④⑤の段階を実施した場合 1点加点
(土工1,000m³未満の場合は加点なし)
- 2) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点
(土工1,000m³未満の場合は1点, 出来形計測を面計測で実施の場合+1点(最大2点))

関連施工種
(単独での発注は行わない)
※1 作業土工（床掘）
※2 付帯構造物設置工

○ICT活用工事（法面工、擁壁工、地盤改良工、基礎工、河川浚渫、舗装工※2、 構造物工[橋梁上部工, 橋脚・橋台, コンクリート堰堤工]）：

- 1) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点

○ICT活用工事（舗装工（修繕工））：

- 1) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①②⑤の段階を実施（③④は選択式）
又は①②を実施した上で、**3次元MCの路面切削機の活用**がなされた場合 2点加点

「ICT活用工事」に関する工事成績の加点評価

○主任技術評価官の加点評価

対象工事：令和7年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事

(審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」
での加点点数

- 1) ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**全ての**段階でICTを活用した工事。
※本項目は2点の加点とする。
- 2) ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**何れかの**段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）
※本項目は1点の加点とする。

①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工（法面工、擁壁工、基礎工、構造物工は該当なし）
④3次元出来形管理等の施工管理（小規模土工は該当なし） ⑤3次元設計データの納品

○ICT活用工事（土工※、河川浚渫）：

加点評価の対象としない（ICT施工原則化、発注方式は発注者指定型のみ）

関連施工種
(単独での発注は行わない)
※ 付帯構造物設置工

○ICT活用工事（作業土工（床掘））：

- 1) ①(選択)②③⑤の段階で実施した場合 1点加点

○ICT活用工事（法面工、擁壁工、地盤改良工、基礎工、舗装工※、 構造物工[橋梁上部工、橋脚・橋台、コンクリート堰堤工]）：

- 1) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点

○ICT活用工事（舗装工（修繕工））：

- 1) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点
(③④の選択式は廃止)

(令和6年度入札契約の工事)

土工(対象工種)を含む工事

土工量(※1)が
1,000m³以上

No

(1,000m³未満, 100m³程度の小規模土工)

Yes

予定価格が
3.0億円以上

No

土工量(※1)が
5,000m³以上

No

Yes

Yes

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は当初設計で計上

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

土工量(※1)

- ・施工箇所が点在する場合は、**1箇所の現場数量で判断**
(発注者指定にならない例)
- A地区 4,000m³、B地区7,000m³の工事

「ICT活用(土工)工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※小規模土工(100m³程度)では該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

※発注者指定型: ①から⑤の全ての段階で実施

※施工者希望Ⅱ型: ②④⑤は必須, ①③は選択式(簡易型ICT活用工事)

※小規模土工では簡易型ICT活用工事は実施しない

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・全ての段階で実施した場合: 2点
(1,000m³未満の場合: 1点に加え④出来形計測を面計測で実施の場合+1点の最大2点)
 - ・②④⑤を実施した場合(簡易型ICT活用工事): 1点
(1,000m³未満の場合: 加点なし)
- ※発注者指定型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

※発注者指定型の場合も「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない(設計変更の対象)。

(令和7年度以降入札契約の工事)

ICT施工原則化に伴う対応（工種：土工，河川浚渫）

- 発注者指定型のみの発注方式とする
- 工事成績評定点における加点措置の廃止

土工（対象工種）を含む工事

~~【施工者希望Ⅱ型】~~

- ~~(1) 総合評価の対象としない~~
- ~~(2) 工事成績で加点評価する~~
- ~~(3) 必要経費は変更計上する~~

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価しない
- (3) 必要経費は当初設計で計上

「ICT活用(土工)工事」

施工プロセスの全ての段階において
ICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※①1,000m3未満の場合、従来手法による起工測量でもよい

※③施工が困難又は非効率な場合、従来型建機でもよい

※④面管理が非効率になる場合、降雪・積雪等で面管理が実施できない場合、管理断面及び変化点の計測による出来形管理でもよい

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

加点評価の対象としない

※受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、
減点の措置を講ずる事とする

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上しているが「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない（設計変更の対象）。

(令和6年度入札契約の工事)

土工(対象工種)を含む工事

ICT土工における関連施工種
(ICT作業土工(床掘)単独で
の発注は行わない)

「ICT活用(作業土工(床掘))工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施
工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

(1)総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2)工事成績の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による

(3)必要経費

積算要領に基づき費用を計上, 各段階を設
計変更の対象とし、契約変更を行う。

(令和7年度以降入札契約の工事)

作業土工(床掘工)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(作業土工(床掘工))工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量(選択)
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

※①従来手法による起工測量またはICTを用いた起工測量を選択

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ①(選択)②③⑤の段階で実施した場合:1点
(④は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

小規模土工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(小規模土工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施した場合: 1点
(④は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

付帯構造物設置工(対象工種)を含む工事

ICT土工及びICT舗装工
における関連施工種
(付帯構造物設置工単独での
発注は行わない)

「ICT活用(付帯構造物設置工)工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施
工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1)総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2)工事成績の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による

(3)必要経費

積算要領に基づき費用を計上, 各段階を設
計変更の対象とし、契約変更を行う。

法面工（対象工種）を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用（法面工）工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤（必須）に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点（③は該当なし）

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上，各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

付帯構造物設置工(対象工種)を含む工事

ICT土工及びICT舗装工
における関連施工種
(付帯構造物設置工単独で
の発注は行わない)

「ICT活用(付帯構造物設置工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT
施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1)総合評価の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による。

※令和6年度以降はICT活用工事(土工)での
総合評価の加点評価は実施しない

(2)工事成績の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による。

(3)必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、
実施した段階があれば、その費用は変更契約
の対象とする。

擁壁工を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(擁壁工)工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合:1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合:2点(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上, 各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

地盤改良工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(地盤改良工)工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①②③④のうち一つ以上の段階を実施した場合:1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合:2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上, 各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

基礎工（矢板工、既製杭工、場所打杭工）を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用（基礎工）工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤（必須）に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点（③は該当なし）

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上，各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

(令和6年度入札契約の工事)

浚渫工(バックホウ浚渫船)を含む工事

予定価格が
3.0億円以上

No

浚渫数量が
20,000m³
以上

No

Yes

Yes

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は当初設計で計上

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(河川浚渫)工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①②③④のうち一つ以上の段階を実施した場合: 1点
 - ・①から⑤の全ての段階で実施した場合: 2点
- ※発注者指定型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

※発注者指定型の場合も「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない(設計変更の対象)。

(令和7年度以降入札契約の工事)

ICT施工原則化に伴う対応（工種：土工，河川浚渫）

- 発注者指定型のみの発注方式とする
- 工事成績評定点における加点措置の廃止

浚渫工（バックホウ浚渫船）を含む工事

~~【施工者希望Ⅱ型】~~

- ~~(1) 総合評価の対象としない~~
- ~~(2) 工事成績で加点評価する~~
- ~~(3) 必要経費は変更計上する~~

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価しない
- (3) 必要経費は**当初設計で計上**

「ICT活用（河川浚渫）工事」

施工プロセスの全ての段階において
ICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※③施工が困難又は非効率な場合、従来型建機でもよい

※④面管理が非効率になる場合、降雪・積雪等で面管理が実施できない場合、管理断面及び変化点の計測による出来形管理でもよい

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

加点評価の対象としない

※受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、
減点の措置を講ずる事とする

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上しているが「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない（設計変更の対象）。

路盤工を含む新設のAs舗装、Co舗装工事

路盤工が
10,000m²以上

No

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

Yes

予定価格が
3.0億円以上

No

【施工者希望Ⅰ型】

- (1) 総合評価で加点評価する
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

Yes

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は当初設計で計上

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(舗装工)工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

【施工者希望Ⅰ型】

- ①から⑤の全ての段階で実施する場合：2点
- ①から⑤の一部または全ての段階で実施しない場合：0点

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
 - ・①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点
- ※発注者指定型、施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

※発注者指定型の場合も「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない(設計変更の対象)。

(令和6年度入札契約の工事)

切削オーバーレイ、路面切削工を含む工事

路盤工が
10,000m²以上

No

Yes

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

【施工者希望Ⅰ型】

- (1) 総合評価で加点評価する
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(舗装工(修繕工))工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工(施工管理システム)(選択式)
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理(選択式)
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

【施工者希望Ⅰ型】

- ①②⑤の全ての段階で実施する場合: 2点
- ①②⑤の一部または全ての段階で実施しない場合: 0点

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合: 1点
 - ・①②⑤の全ての段階で実施した場合: 2点
 - ・①②を実施した上で、ICT建機として3次元MC路面切削機の活用がなされた場合: 2点
- ※施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

(令和7年度以降入札契約の工事)

切削オーバーレイ、路面切削工を含む工事

路盤工が
10,000m²以上

No

Yes

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

【施工者希望Ⅰ型】

- (1) 総合評価で加点評価する
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(舗装工(修繕工))工事」

施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- ※③を実施する場合、④の実施も必須

(1) 総合評価の加点評価

【施工者希望Ⅰ型】

- ①から⑤の全ての段階で実施する場合：2点
- ①から⑤の一部または全ての段階で実施しない場合：0点

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
 - ・①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点
- ※施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

(令和6年度入札契約の工事)

橋梁上部工(鋼橋上部、コンクリート橋上部)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(構造物工(橋梁上部工))工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合:1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合:2点(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上、各段階を設計変更の対象とし、契約変更を行う。

(令和7年度以降入札契約の工事)

橋梁上部工(鋼橋上部、コンクリート橋上部)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(構造物工(橋梁上部工))工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 該当無し
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え②④のうち一つ以上の段階を実施した場合:1点
- ・②から⑤の全ての段階で実施した場合:2点(①③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上, 各段階を設計変更の対象とし, 契約変更を行う。

RC橋脚工、橋台工を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(構造物工(橋脚・橋台))工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ・⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合:1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合:2点(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上, 各段階を設計変更の対象とし, 契約変更を行う。

コンクリート堰堤工（対象工種）を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用（コンクリート堰堤工）工事」
施工プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

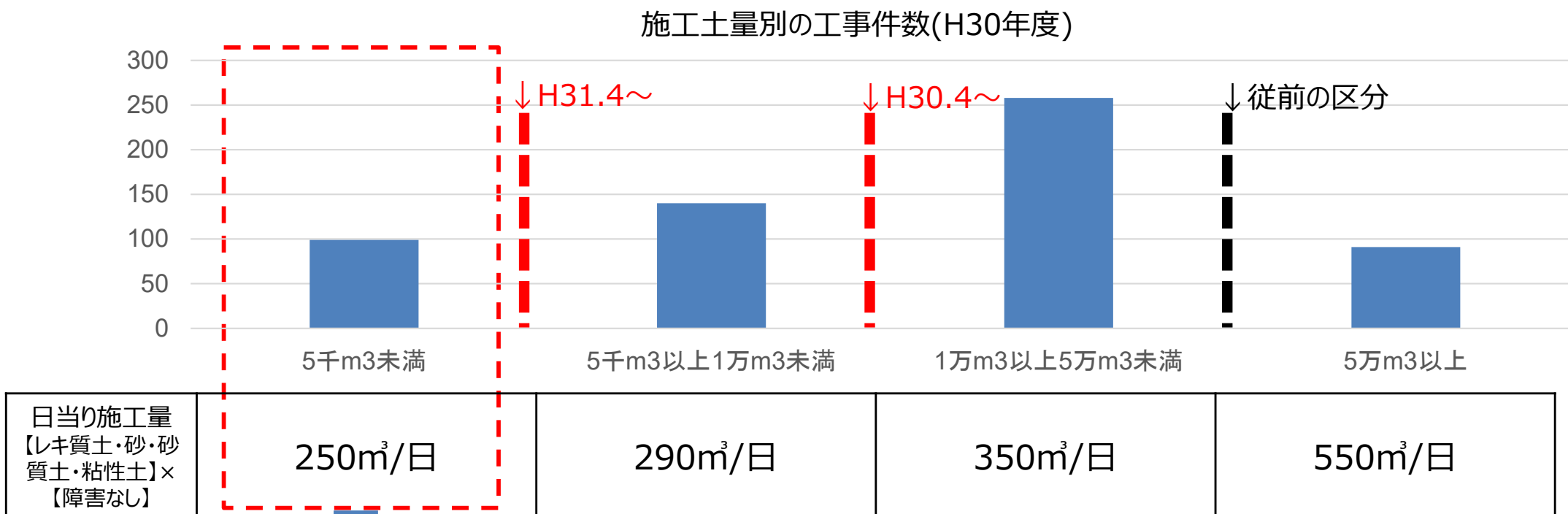
- ・⑤（必須）に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
- ・①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点（③は該当なし）

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

積算要領に基づき費用を計上，各段階を設計変更の対象とし，契約変更を行う。

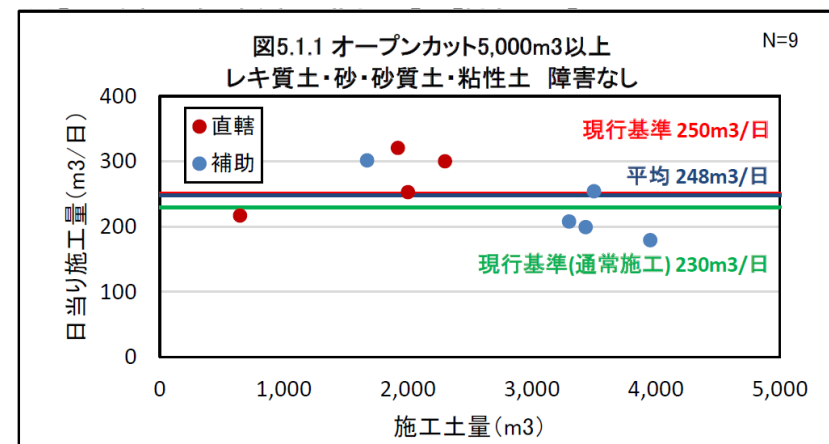
- 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m³）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。



現場条件により、標準のICT施工機械※よりも
**規格の小さい施工機械を用いる場合は、
標準積算によらず見積りを活用**

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m³未満の工事
における日当たり施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m³



- ICT活用工事の普及・拡大のため、ICTを活用した工事に**証明書の発行(引続き発行)**
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける**国・県及び政令市で共通様式を用いる**

ICT活用証明書

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

I C T 活用証明書

下記工事について、I C T の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

I C T 実施内容(実施した内容に、■を附している)

- ☐ 3次元起工測量
- ☐ 3次元設計データ作成
(□: 3次元設計データを発注者が貸与)
- ☐ ICT 建機による施工(実施工種: 〇〇工、〇〇工)
- ☐ 3次元出来形管理等の施工管理(実施工種: 〇〇工、〇〇工)
- ☐ 3次元データの納品(実施工種: 〇〇工、〇〇工)

記者発表資料



記 者 発 表 資 料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定 ～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、『ICT活用工事(土工)」と『週休2日工事』に証明書発行や統一現場閉所日の設定を追加することとしました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

証明書については、**国・県及び政令市が共通様式**を用いることで総合評価等において各機関の工事实績を**相互に活用**することが可能

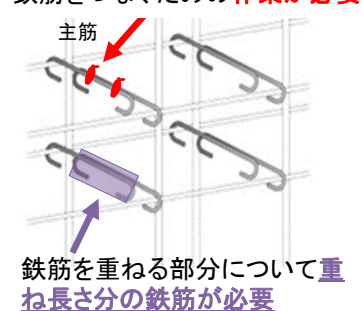
- 現場打ち、コンクリートプレキャスト(工場製品)それぞれの特性に応じ、施工の効率化を図る技術の普及により、コンクリート工全体の生産性向上を図る

施工の効率化を図る技術・工法の導入

- 各技術を導入・活用するためのガイドラインを整備することで、これら**技術の普及・促進を図る**
⇒ H28は「機械式鉄筋定着工法」等のガイドラインを策定
⇒ 機械式鉄筋定着工法の採用により、**鉄筋工数・工期が従来比で1割程度削減**

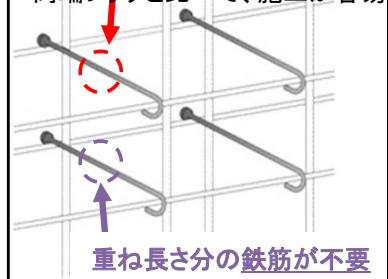
従来施工

鉄筋をつなぐための**作業が必要**



機械式定着工法

作業が**不要**
両端フックと比べて、施工が容易



策定したガイドライン

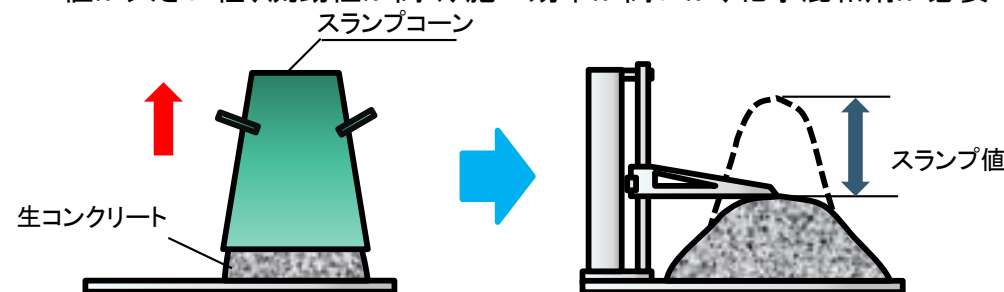
技 術 ・ 工 法	策定期間
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	H28.7策定
現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン	H29.3策定
流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	H29.3策定
コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	H30.6策定
コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	H30.6策定
プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	H31.1策定

コンクリート打設の効率化

- コンクリート打設の効率化を図るため、個々の構造物に適したコンクリートを利用出来るよう、発注者の規定(※スランプ値規定)の見直し
⇒ **時間当たりのコンクリート打設量が約2割向上、作業員数で約2割の省人化**

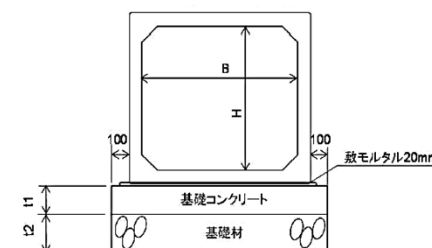
(※)スランプ値

- ・コンクリートの軟らかさや流動性の程度を示す指標
- ・値が大きい程、流動性が高く、施工効率が高いが、化学混和剤が必要



プレキャストの活用

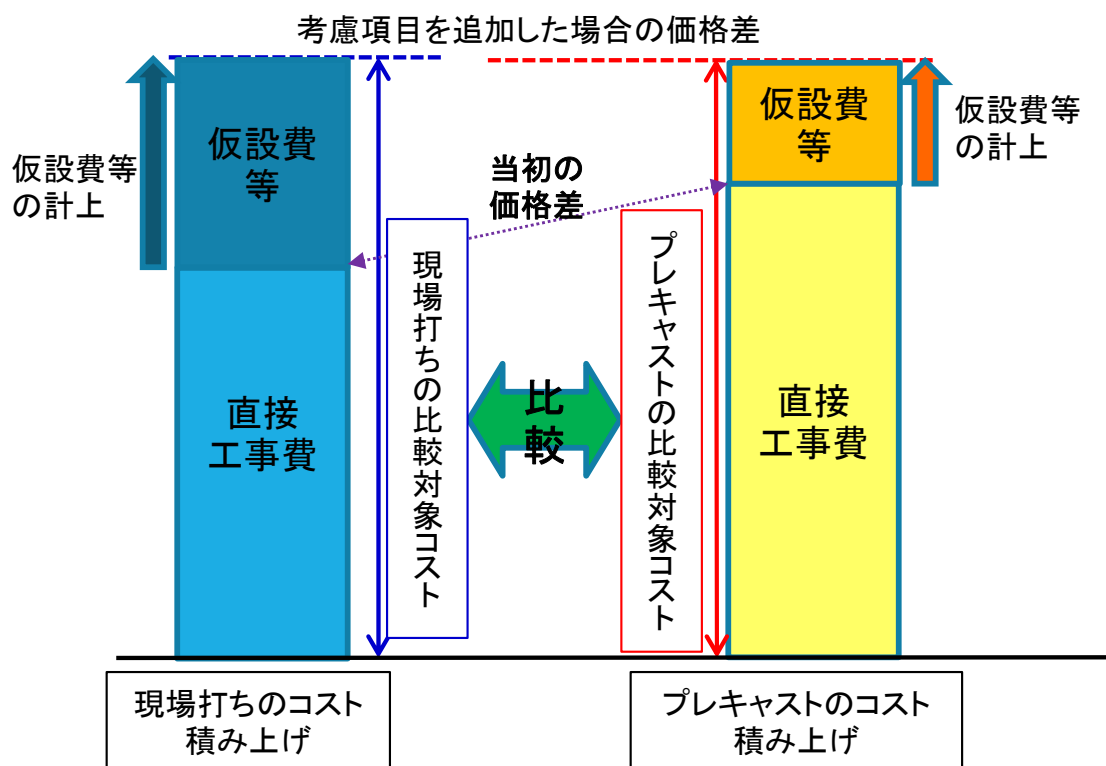
- プレキャストを活用する際、標準的な仕様を定めた要領を活用し、設計の効率化等を図る
(L型擁壁、側溝、ボックスカルバート)



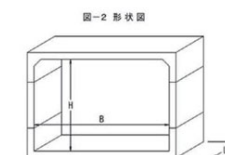
- 直接工事費だけでなく、工期短縮効果などの効果も含めて技術・工法を評価できるよう、仮設費用等も考慮してコスト比較を実施し、採用を検討する。

【考慮すべき項目】

- 直接工事費
- 仮設費用（土留め工等損料、冬期施工時の雪寒仮囲い、水替え費）
- 交通規制費用（交通誘導警備員）
- 土砂等処分費用、等



【検討例】



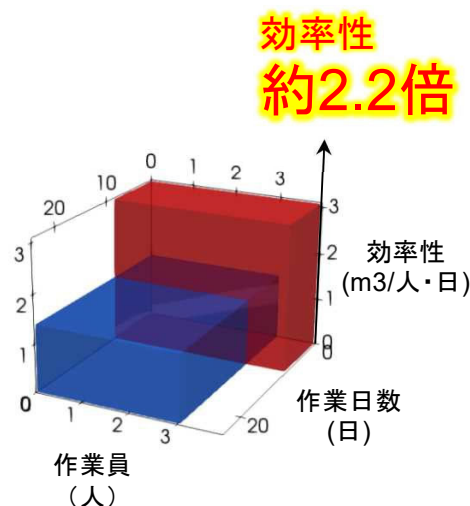
現場打ち	プレキャスト
940千円/m	1,400千円/m

+仮設費用
交通規制費
冬季施工時の雪寒仮囲い費など

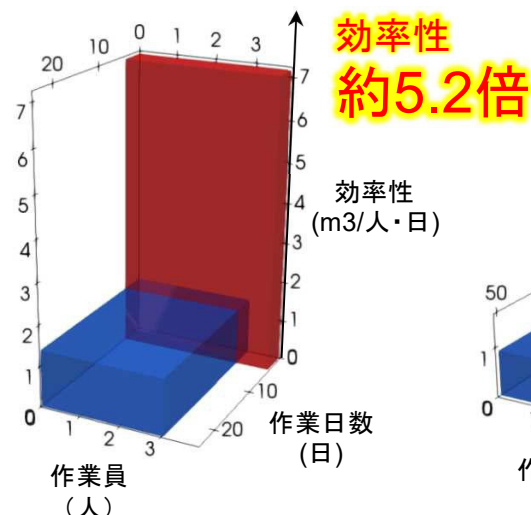
現場打ち	プレキャスト
1,672千円/m	1,747千円/m

- 現場打ちとプレキャストについて、効率性を人日当たり作業量とし、現行の積算基準等から算出。
- 現場施工におけるプレキャストの効率性[m3/人日]は、現場打ちの約2～5倍であり、コンクリート工の効率性を高める方法の一つとして、プレキャスト化は有効。

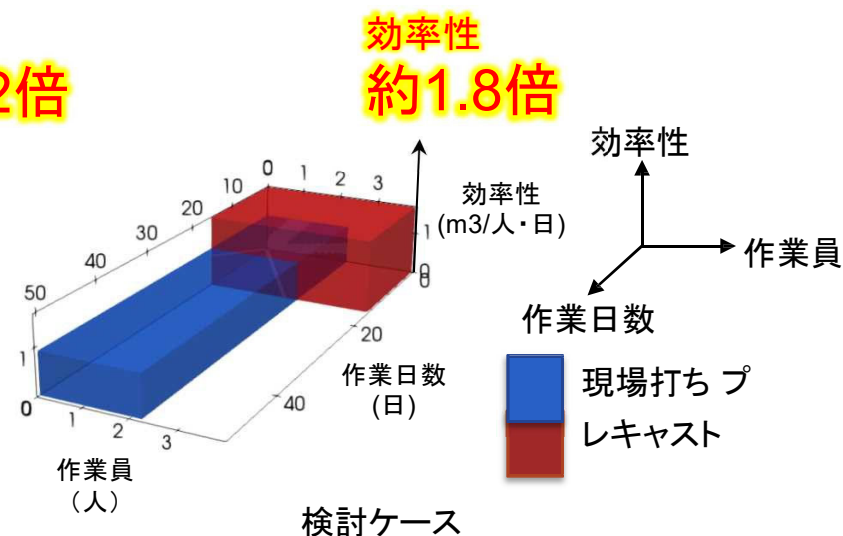
L型擁壁(高さ3m)



L型擁壁(高さ5m)



ボックスカルバート
(内空高さ2m、内空幅2m)



$$\text{効率性} = \frac{\text{作業量(出来高)}}{\text{人・日}} = \frac{\text{コンクリート体積}}{\text{人・日}}$$

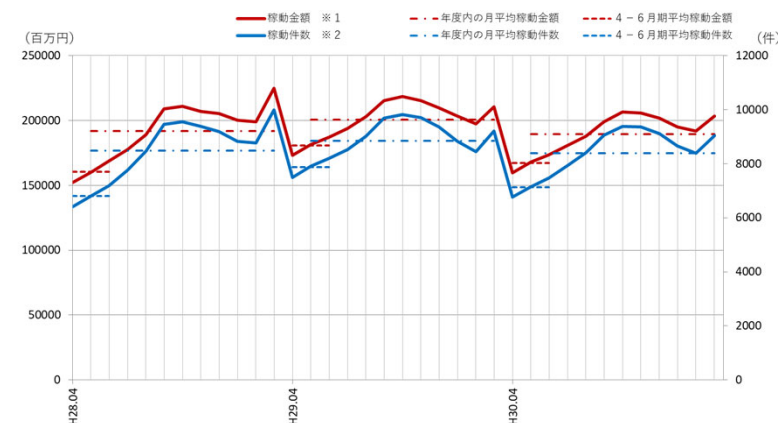
※算出には労務単価(東京)平成30年3月を使用

(コンクリート100m3当り)

ケース			寸法(m)	作業日数	作業員	生産性
1	L型擁壁	現場打ち	高さ3	23.8	3.0	1.4
2			高さ5	23.8	3.0	1.4
3		プレキャスト	高さ3	8.4	3.9	3.1
4			高さ5	3.6	3.9	7.2
5	ボックスカルバート	現場打ち	内空高さ2 内空幅2	50.0	2.2	0.9
6		プレキャスト	内空高さ2 内空幅2	15.4	3.9	1.7

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。

【各地区のページ】

※○○地区の発注見通し

※○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

※平成25年11月1日現在（発注）を見込みの工事発注しています。

※ 予定建設費20万円以上、工事 建築工事、土木工事、電気工事、機械工事、その他。

※ プレスリリース・コンクリート工事、橋梁工事等については、東牟婁郡整備係発注工事のみに記載しています。

※ 下記のとおり発注時期の見込み通しについて記載しております。また、他区に同一の発注時期による工事発注が有ります。

※ 発注時期を ○○町、○○村

※ 下記に記述する内容は、平成25年11月1日現在の見込みであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が有ります。主要建設費が特等見込み量とは、公表時の見積の見込み数量であり、公表後変更することがあります。

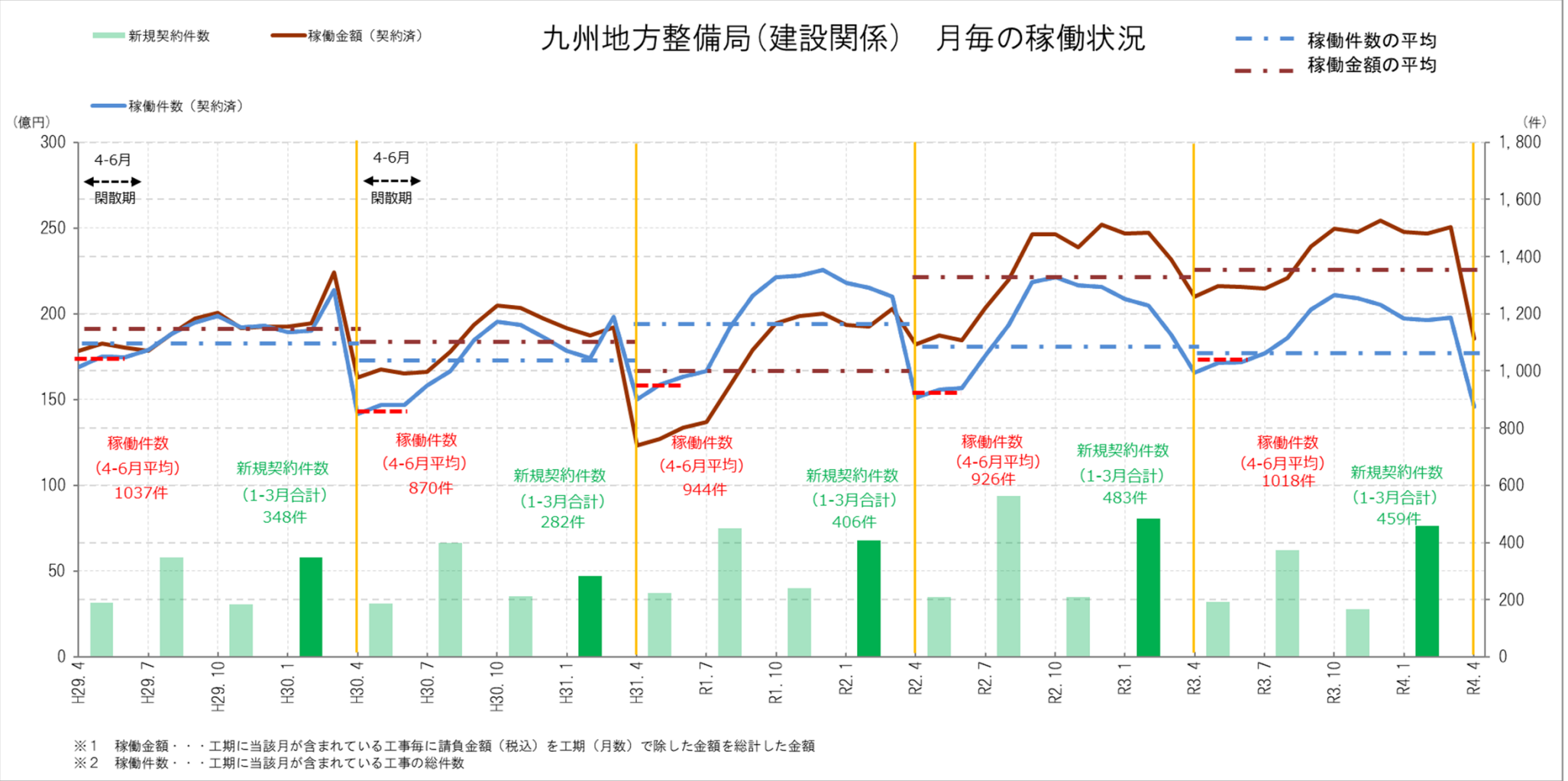
※ 公表内容に内容が不明な点、わからない場合は、各担当課にお問い合わせください。

【各発注機関の見直し公表ページはこちら（詳細については、こちらをご覧ください。）

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

注1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のものの。



平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
= 1,037 / 1,129	= 870 / 1,036	= 944 / 1,177	= 928 / 1,154	= 1,018 / 1,146
= 92%	= 84%	= 80%	= 80%	= 89%

平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
最低	1,014	件/月	4月	最低	849	件/月	4月	最低	901	件/月	4月	最低	907	件/月	4月	最低	995	件/月	4月
平均	1,129	件/月		平均	1,036	件/月		平均	1,177	件/月		平均	1,154	件/月		平均	1,146	件/月	
最高	1,284	件/月	3月	最高	1,190	件/月	10月	最高	1,353	件/月	12月	最高	1,329	件/月	10月	最高	1,265	件/月	10月
最低	179	億円/月	4月	最低	163	億円/月	4月	最低	123	億円/月	4月	最低	182	億円/月	4月	最低	210	億円/月	4月
平均	192	億円/月		平均	184	億円/月		平均	170	億円/月		平均	224	億円/月		平均	235	億円/月	
最高	224	億円/月	3月	最高	205	億円/月	10月	最高	203	億円/月	12月	最高	252	億円/月	12月	最高	254	億円/月	12月

BIM/CIMとは

○BIM/CIM（**B**uilding/**C**onstruction **I**nformation **M**odeling, **M**anagement）とは、
建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業
の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管
理システムの効率化を図ることを言う。

情報共有の手段として、3次元モデルや参照資料を使用する。

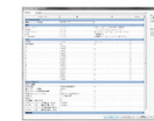
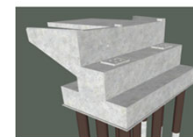
3次元モデル

参照資料

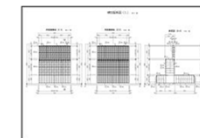
令和5年度BIM/CIM原則適用

- 活用内容に応じた3次元モデルの作成・活用
- DS（Data-Sharing）の実施（発注者によるデータ共有）

3次元形状データ + 属性情報
(部材等の名称、規格等)

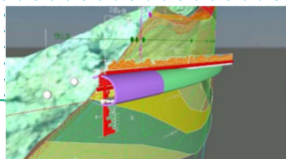


2次元図面、報告書等の
3次元モデル以外の情報



調査・測量

- ・ 地形、地質の視覚化
- ・ 希少種等の生息範囲の
重ね合わせ検討



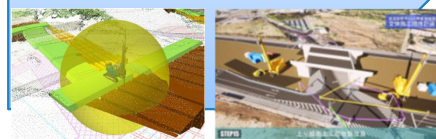
設計

- ・ 事業計画の検討
- ・ 点検、走行シミュレーション



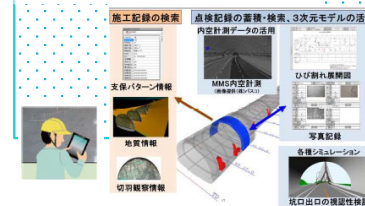
工事

- ・ 施工ステップの確認
- ・ 自動化施工、出来形管理
で活用



維持・管理

- ・ 自動計測、記録
- ・ 遠隔監視、診断



調査・測量

...

令和5年度 義務化し、活用

詳細設計

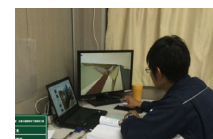
発注者が明確に
した活用内容に
応じて、3次元
モデルを作成・
活用



工事

設計段階で作成
された3次元
モデルを閲覧

施工計画の検討補助



2次元図面の理解補助



現場作業員等への説明



令和6年度以降、高度化・対象範囲拡大を目指す

令和6年度BIM/CIM原則適用の概要

活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

- 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が3次元モデルを作成・活用する。
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択。
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する。
- 推奨項目は、「視覚化による効果」等の他「時間軸を取り入れた施工検討」など高度な内容を含む活用内容であり、特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事において、積極的に活用する。
(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

対象とする範囲

◎:義務 ○:推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	—	—	—	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象とする業務・工事

- 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事(河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事)

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事等
- 災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事

義務項目、推奨項目(例)一覧はこちら【<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001510007.pdf>】

3次元モデルの活用(義務項目)

義務項目は、業務・工事ごとに発注者が明確にした活用内容に基づき、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

なお、設計図書は3次元設計を原則としたいところではあるが、現時点においては3次元設計が標準化されていないことを鑑み、2次元図面で代替しても良い。

3次元モデルの活用 義務項目

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	出来あがり全体イメージの確認	出来あがりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。 活用例:住民説明・関係者協議等での活用、景観検討での活用	詳細設計
	特定部の確認や情報伝達(2次元図面の確認補助)	2次元では表現が難しい特定部や3次元の位置情報や視覚化により課題を効率的に後段階に伝達できる箇所は、3次元モデルにより、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。 (例)本業務では、橋梁の上部工と下部工の接続部分を確認する。 本業務では、道路本体(土工部(トンネル部含む)、橋梁部)の施工にあたり支障となる障害物を確認する。	詳細設計
	施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画の検討、2次元図面の理解の参考にしたり、現場作業員等の理解促進を図る。	工事
	2次元図面の理解補助		
	現場作業員等への説明		

3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル ～ 主構造の形状が正確なモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する(BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照)。なお、3次元モデルの属性情報を積算で活用する場合は、BIM/CIM取扱要領「附属資料3 積算での活用を目的とした3次元モデルの作成方法」を参照。

3次元モデルの活用(義務項目)

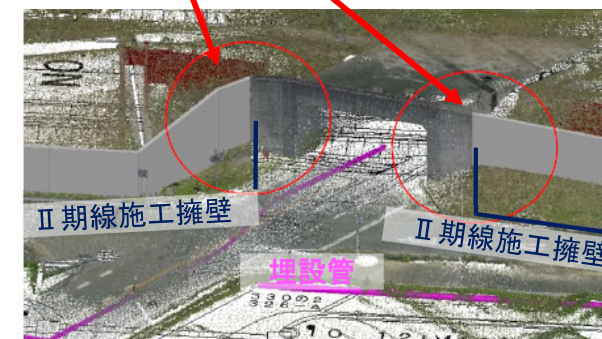
特定部の例

各工種共通	(異なる線形) ・2本以上の線形がある部分 (立体交差) ・立体交差の部分 (障害物) ・埋設物がある部分 ・既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)がある部分 (排水勾配) ・既設道路、立体交差付近での流末までの部分 ・既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 (既設との接続) ・既設構造物等との接続を伴う部分 (工種間の連携) ・土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	(高低差) ・概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	(支点周辺) ・上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認



3次元モデル活用時の留意点

- 活用内容以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取合い確認の際は重要であるが、その他の活用内容の場合は原因の把握ができれば十分である。)

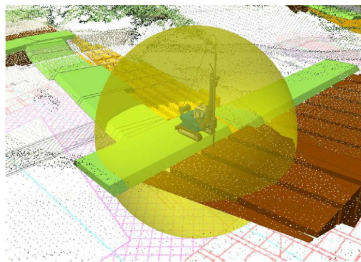
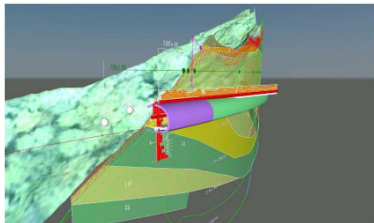
3次元モデルの活用(推奨項目)

推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。
(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

3次元モデルの活用 推奨項目 例

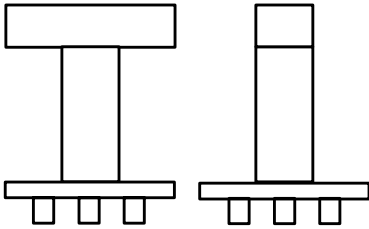
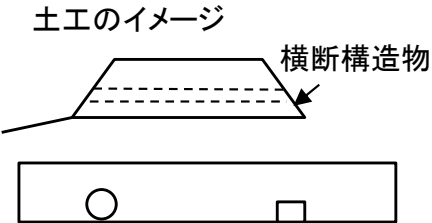
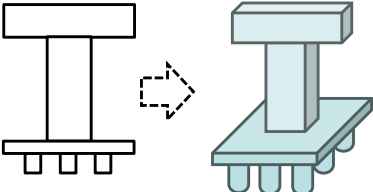
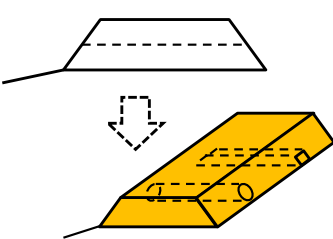
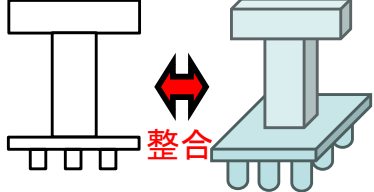
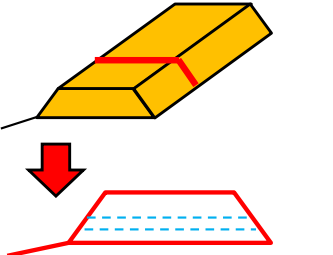
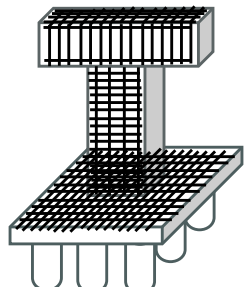
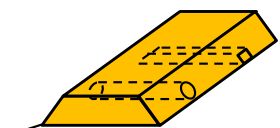
※先進的な取組をしている事業を通じて、
3次元モデルのさらなる活用方策を検討

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例：官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 工事
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 工事
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 工事
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	工事
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	工事



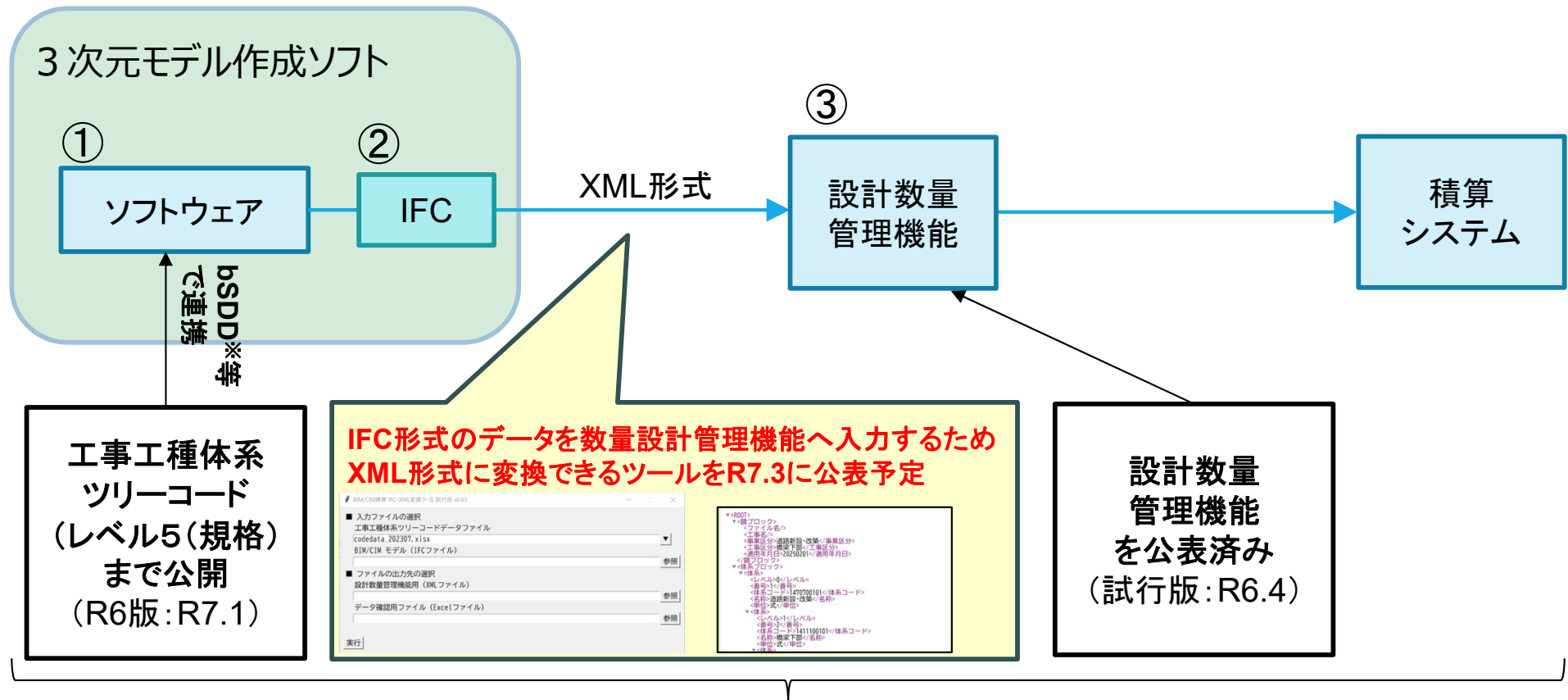
3次元モデルと2次元図面の連動について【今後の進め方】

- ・まずは、3次元モデルと2次元図面の主要部分が同一の内容であることを目指す
- ・42件の直轄業務で試行(R7年2月時点)

	LEVEL-0	LEVEL-1	LEVEL-2	LEVEL-3
時間軸	過去	現在	3～5年で一般化	将来
成果物	2次元図面	2次元図面 3次元モデル	2次元図面 ⇕ 整合 ⇕ 3次元モデル	3次元モデル
内 容	コンクリート構造物のイメージ  土工のイメージ  横断構造物 ・2次元での設計、工事発注	  ・2次元図面をもとに3次元モデルを作成 ・連動していない	  ・主要部分について3次元モデルと2次元図面を整合させる	  ・全て3次元 ・パラメトリックモデリングにより半自動設計
効 果		・形状の可視化	・形状の可視化 ・設計精度の向上 ・監督検査での活用	・自動設計

- ・3次元モデルに設定される属性情報を積算に直接活用するための取り組みを推進
- ・異なるソフトウェアでも活用できるよう、共通フォーマット(IFC)を活用した数量活用を試行
- ・今後 bSJ (buildingSMART JAPAN) において、IFC検定の項目として設定していく予定

BIM/CIM積算の事例



IFCを活用したBIM/CIM積算についてはR6年度中に実施環境が整う予定

※bSDD (buildingSMART Data Dictionary) :

IFCモデルで参照する用語のライブラリを利用するためにbSIが無料で提供しているWEBサービスのこと。3次元モデルに登録するデータの品質と情報の一貫性の向上に貢献。<https://technical.buildingsmart.org/services/bsdd/>

- ## 【概要】

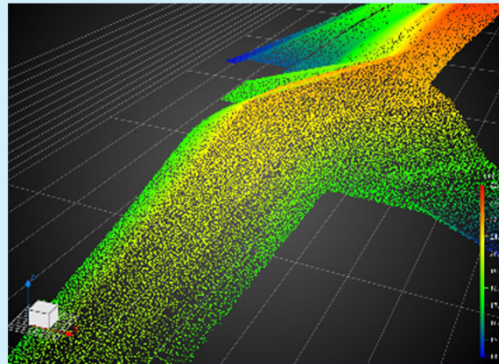


		2024年度		2025年度	2026年度以降
		3Q	4Q		
鋳桁 (合理化桁、 従来鋳桁)	設計情報属性ファイルの出力 製作情報システムへの読み込み	試行・効果検証			
	試行工事による効果検証				
	試行結果を踏まえ標準化				
箱桁	設計情報属性ファイルの出力 製作情報システムへの読み込み	システム開発			開発 連携テスト
	試行工事による効果検証				
	試行結果を踏まえ標準化				

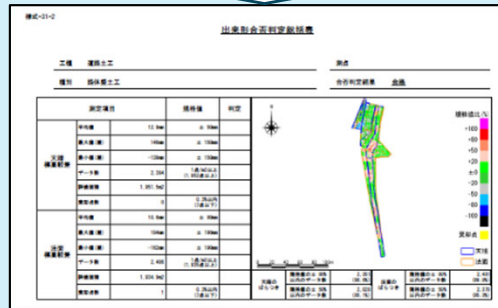
○出来形面管理データを現地で重ね合わせることで監督・検査等を実施した場合、出来形管理図表の作成・提出を不要とするよう基準を追加

■現 状

出来形計測として点群データを取得



出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形を確認



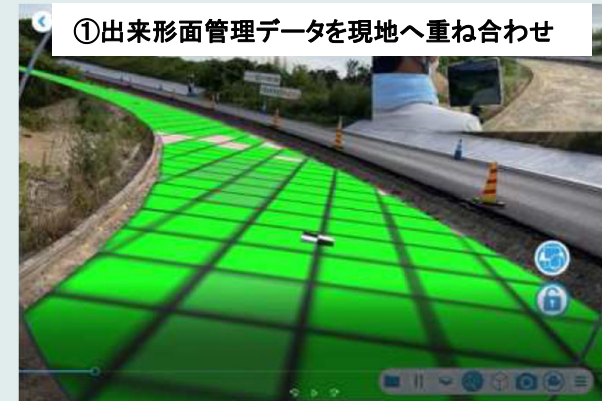
実地検査においては、TS等を活用して書面検査時に指定した箇所の出来形計測を行い、設計面と実測値の標高差が規格値内であることを確認



■令和7年度から追加

出来形面管理データを現地へ重ね合わせることで、視覚的・直感的に全体の出来形確認が可能となり、検査の効率化が可能となる。(検査時に検測点と出来形データを比較することでデータの整合性を確認。)

①出来形面管理データを現地へ重ね合わせ



②現地の検測点と出来形データを比較して整合性を確認

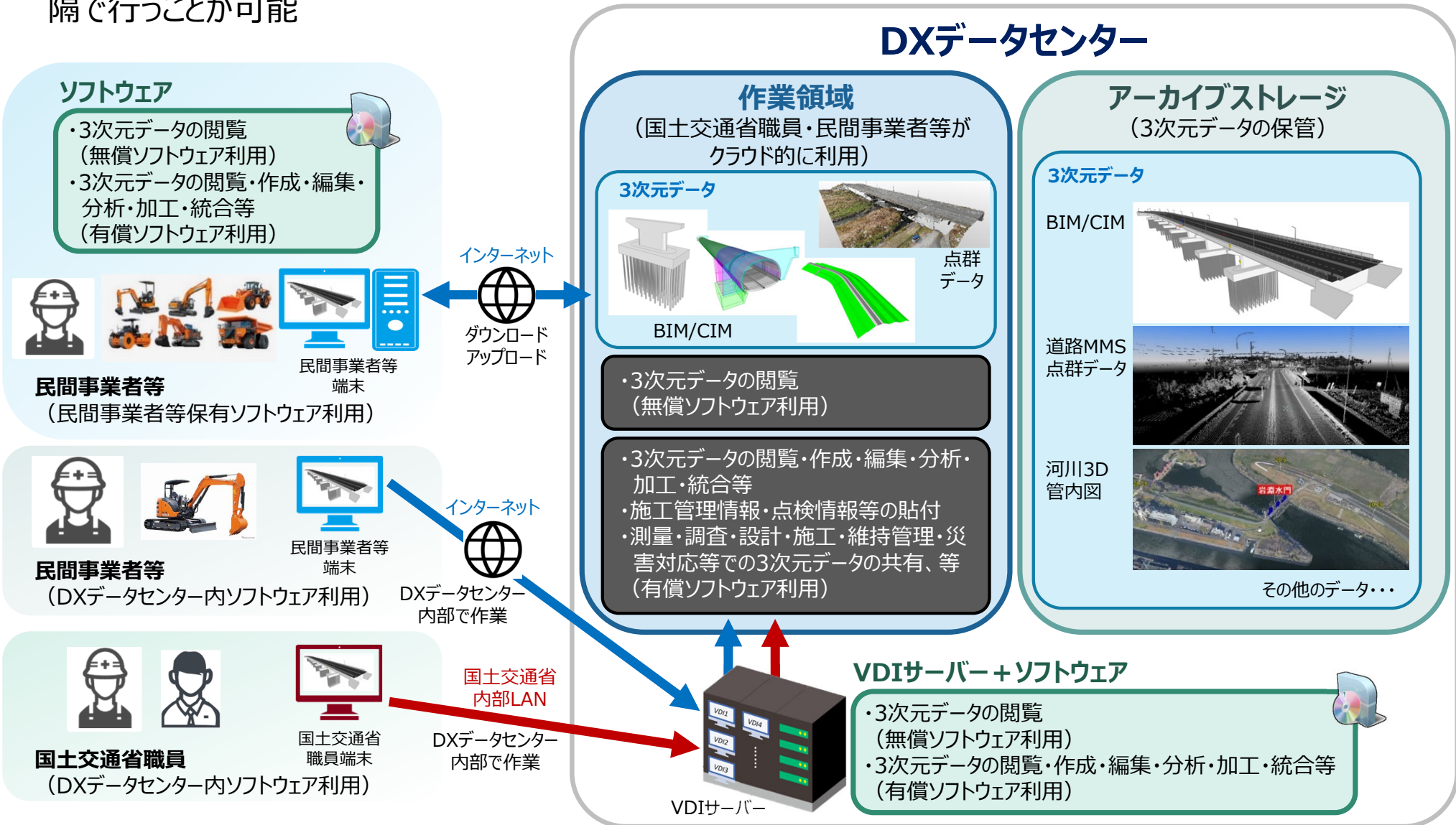


出来形管理図表の作成・提出は不要

DXデータセンターの概要

○BIM/CIM等で用いる3次元モデル等を保管し、受発注者が測量・調査・設計・施工・維持管理の事業プロセスや災害対応等で円滑に共有するための実証研究システムとして「DXデータセンター」を構築。

○3次元モデル等を取扱うソフトウェアを搭載することにより、受発注者が3次元モデル等の閲覧、作成、編集等を遠隔で行うことが可能



<問合せ窓口>

■九州地方整備局 企画部内に設置(技術管理課・施工企画課・技術検査官)

TEL 092-471-6331(代表) ホームページ: <http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/>

- ◇ i-Construction全般(ICT土工・規格の標準化・施工時期の平準化) ⇒技術管理課
- ◇ ICT土工に関する施工技術や機械・機器の調達に関すること ⇒施工企画課
- ◇ ICT土工に関する各種基準・要領等に関すること ⇒技術管理課・技術検査官
- ◇ ICT土工に関する技術習得のための研修活動等の支援 ⇒技術管理課

<『出前講座』も行っています！>

◇講座名：i-Constructionについて

◇内 容：ICT活用工事の概要等

お気軽にお申し込み下さい。

- i-Constructionの中小企業への浸透を更に進めていくためには、中小企業において負担が大きい、ICTの導入や人材育成等への支援が必要
- 中小企業がICT施工を実施しやすい環境を構築するため、企業のICT実施状況を踏まえつつ、支援策を順次展開

① **小規模土工等の実態を踏まえた積算へ改善**

- ・中小企業がICTを活用しやすい環境を整備
- ・ICT施工の実態を調査し、小規模施工をはじめ実態を踏まえた積算が可能となるよう、**ICT建機の利用割合を現場に応じて設定できる積算に改善**（従来、掘削工におけるICT建機の利用割合は25%で一律）



現地状況等に応じて、ICTと従来型の建機を使用

② ニーズに沿った**3次元施工データの提供**等

- ・地方整備局技術事務所等によるサポート体制の充実と3次元データの提供等の支援等

（支援イメージ例）

	3次元測量・設計データ作成	ICT施工
		
従来	施工業者（外注含む）	施工業者
今回	地方整備局等 データ提供 未経験企業等	

③ ICTに関する**研修の充実等**

- ・3次元データの作成実習等の充実
- ・“専任”の明確化の再周知による、監理技術者等のICTに関する研修への参加しやすい環境づくり

④ **地方公共団体への支援**

- ・モデル事業における補助金等の活用

ICTアドバイザー制度の概要

- ◆ 国、地方自治体等の発注者及び地域を担う地元企業が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、技術修得や能力向上へのアドバイスを受けられる仕組みをつくり、ICT施工の更なる普及促進を図る ※令和3年11月24日運用開始



九州地方整備局

- ・ICTアドバイザーの公募
- ・アドバイザー登録、名簿公表

<募集区分>

- I:3次元計測関係
- II:3次元設計データ作成関係
- III:ICT建設機械による施工関係
- IV:3次元施工管理関係
- V:総合マネジメント
- VI:ICT施工の研修・講習会

<応募要件>

- ・工事又は関連業務における I ~ V の区分の実績
- ・ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等又は研修・講習会等の実績

<任期>

無期限

<支援に要する費用>

技術支援に対する費用は原則無償
ただし、旅費交通費や研修・講習会に要する機材等の費用はアドバイザーと依頼者にて決定

登録・公表

開始連絡
報告書提出

※随時受付
4月、7月、10月、1月末日時点で
審査・リスト見直し

ICTアドバイザー

44社を登録
(令和5年3月31日時点)

●技術支援

- ・助言、技術的指導
- ・各種研修、講習会等への協力

- ・依頼の内容を確認し支援の可否を判断
- ・支援の開始及び終了時に所定の様式にて九州地方整備局へ報告

技術相談
支援依頼

技術支援 ※原則無償

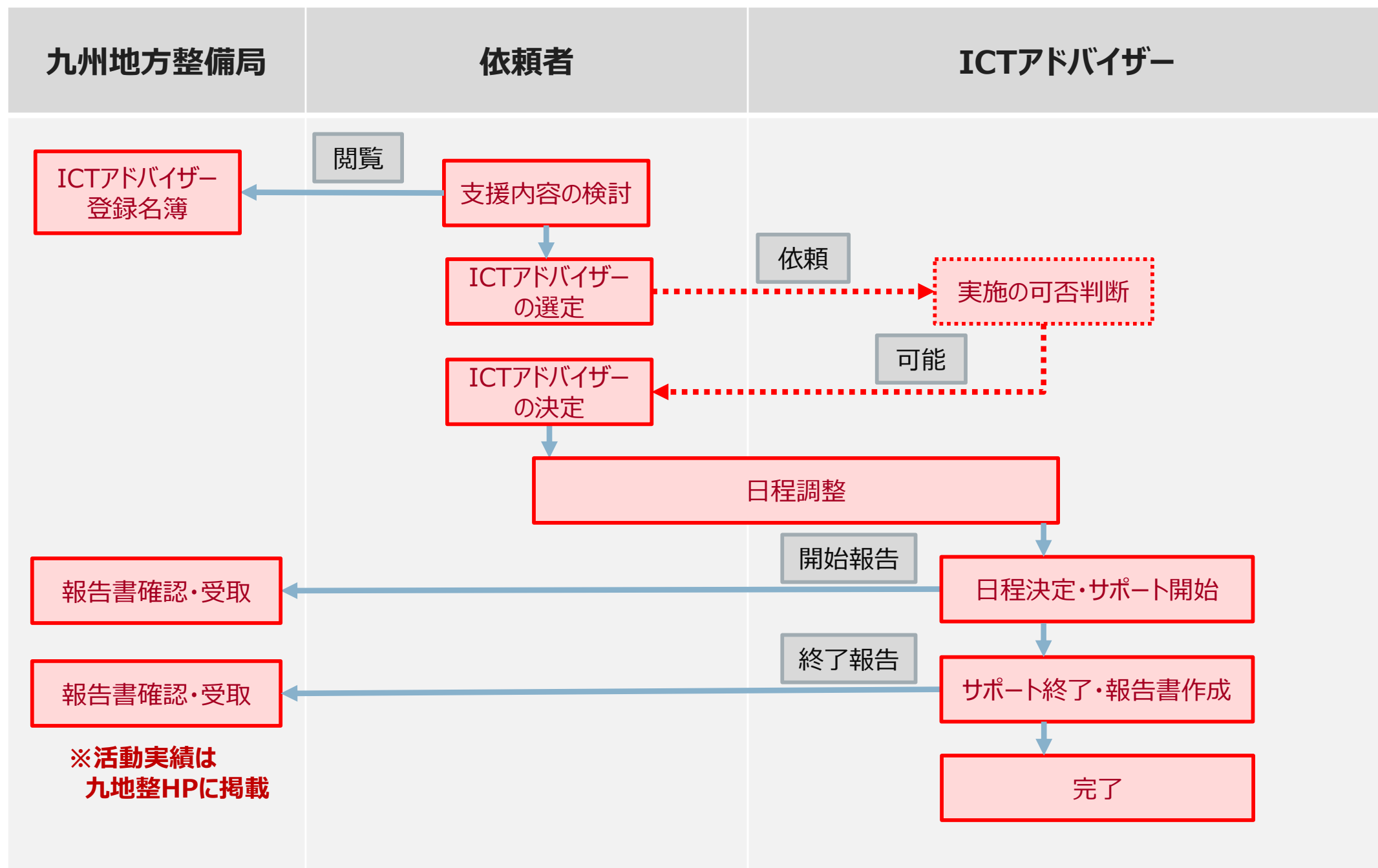
発注者

施工者

- ・アドバイザー選定、依頼

- ・ICTアドバイザー名簿に基づきアドバイザーを選定し依頼
- ・ICT機器の使用・施工方法、出来形管理等について支援依頼
- ・研修、講習会開催に向けてのアドバイス又は講師派遣依頼

ICTアドバイザーへの依頼から実施までのながれ



「ICT施工eラーニング」について

- ・ インフラDXを推進する取組の一環として、ICT施工に関する普及促進と人材育成を目的に、ICT施工eラーニングを構築
- ・ 学生や若手技術者に興味を持ってもらえるよう動画による学習プログラムを採用

ICT施工 eラーニングの特長

- ・ ネット環境があれば、いつでもどこでも学習が可能
- ・ 非接触型の学習方法のため、コロナ禍における感染防止対策に寄与
- ・ 受講完了時に受講証明書を発行。

CPD(建設コンサルタント協会)の単位やCPDS(全国土木施工管理技士会連合会)のユニットの申請に活用可能

アクセス先：<http://www.ictc-e-learning.qsr.mlit.go.jp>

▼進行役のナビゲーターがご案内



▼教材映像



「ICT施工eラーニング」の内容

章番号	章名
1	i-Constructionの概要とICT施工
2	ICT施工導入による変化
3	衛星測位
4	3次元測量技術① ～概要と無人航空機（UAV）空中写真測量について～
5	3次元測量技術② ～レーザースキャナーを用いた測量と トータルステーション（TS）を用いた測量～
6	3次元設計技術
7	ICT建機の施工技術① ～ICT建機の概要～
8	ICT建機の施工技術② ～ICT建機と導入メリット～
9	3次元出来形計測技術
10	3次元データの検査・納品
11	ICT施工のまとめ

▲全11章・87科目から構成
動画再生時間 3時間32分



ICT施工学習システム

1) i-Constructionに取り組む背景と概要

問題

i-Construction の取り組みについて、もっとも適したものは以下のうちどれでしょう？

A. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、国際競争力を高める取り組み

B. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、建設プロセス全体の生産性向上を図る取り組み

C. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、働き手を増やしていく取り組み

回答する

▲小テスト



No.000001

受講証明書

受講者名	山田 太郎
プログラム名称	ICT施工eラーニング
受講日	1-1 2021年7月21日 ～ 11-10 2021年7月25日
受講時間	3時間32分

上記の講習を受講したことを証明します。

国土交通省 九州地方整備局

▲受講証明書

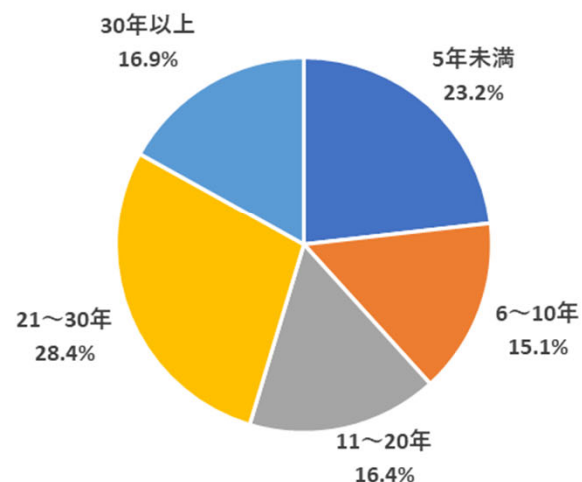
ICT施工eラーニング受講状況

アンケート結果（2023年3月末時点 受講完了者：2,176名）

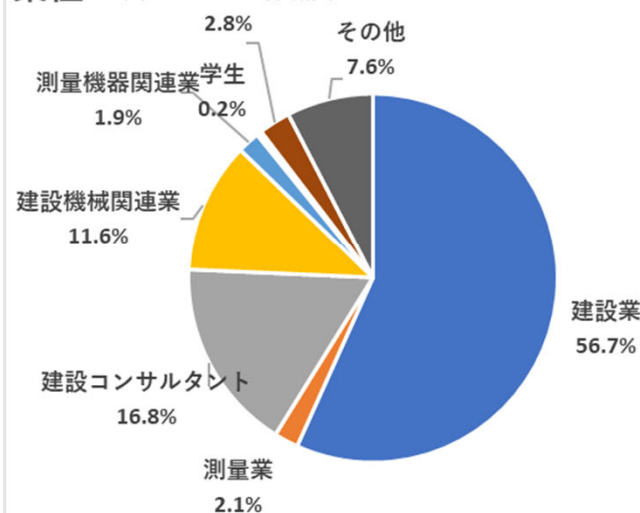
（登録者数：4,281名）

※2021年8月6日公開

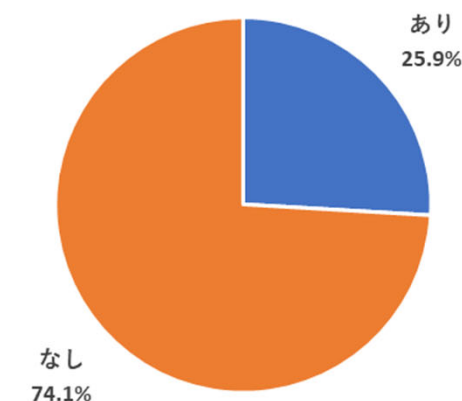
業務経験年数



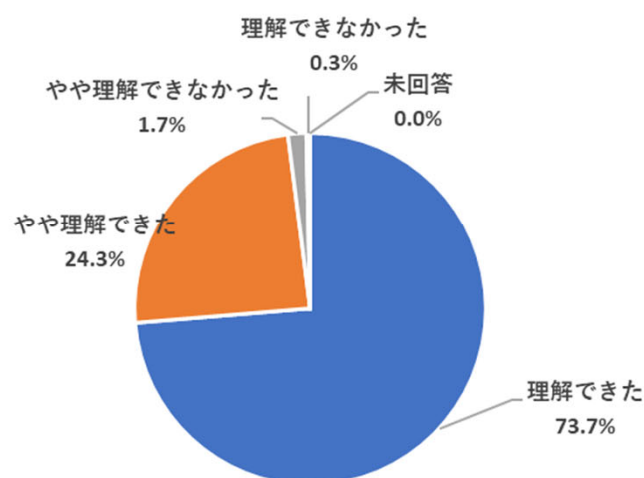
業種 国・地方自治体職員



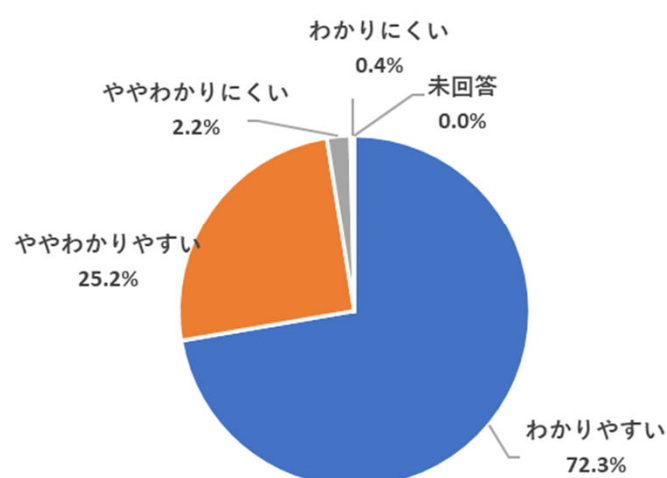
ICT施工経験有無



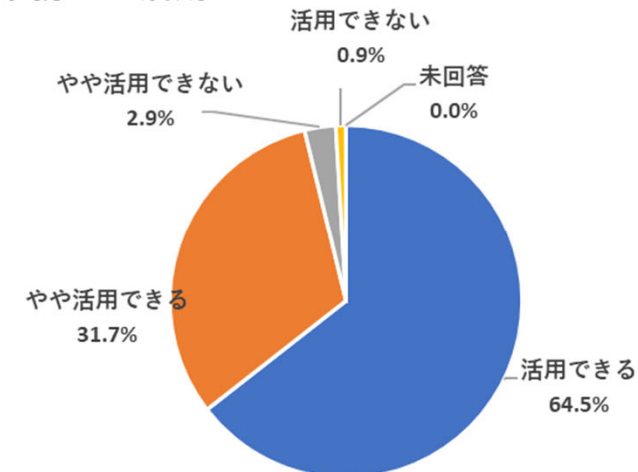
理解度



わかりやすさ



業務への活用



14. 国土交通省土木工事の 脱炭素アクションプラン

～建設現場のカーボンニュートラルに向けて～

- 品確法の改正や地球温暖化対策計画等政府計画の策定を踏まえて、国土交通省の発注する土木工事（以下「直轄工事」という。）が脱炭素化に向けて先進的に取り組むことで、建設現場の取組を牽引
- CO₂排出の過程に応じて、削減方針を定め、リーディング施策を進める

（CO₂排出過程）

（削減方針）

（リーディング施策）

直接的排出（Scope 1,2）

・建設機械

事業者として
主体的に推進

エネルギー効率の高い建設機械

・使用原則化（低燃費機械）
・普及/活用促進（GX建設機械）

次世代燃料
活用促進

効率的な施工技術
原則化・普及/活用促進

間接的排出（Scope 3）

・材料や製品等

排出割合が大きく
かつ
費用対効果が高いものを
調達

低炭素型コンクリート

使用原則化

費用対効果の優れた技術の
開発促進

その他脱炭素技術

CO₂排出削減効果を評価し、
インセンティブ付与

令和6年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、公共工事では、経済性に配慮しつつ、脱炭素化に対する寄与の程度を考慮して、総合的に価値の高い資材等の採用に努めることとされた。
また、GX2040ビジョン・地球温暖化対策計画においても、公共工事が脱炭素化に率先して取り組むことが求められている。

(公共工事の品質確保の促進に関する法律)

(基本理念) 第3条第14項

公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化(中略)に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

(発注者等の責務) 第7条第1項第6号

公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

※総合的な価値とは、価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮すること(同項第2号より)

衆議院国土交通委員会 委員会決議・参議院国土交通委員会 附帯決議 四

民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等を考慮して総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。

(GX2040ビジョン 令和7年2月18日閣議決定)

ア) 公共調達の推進

公共工事においても、低炭素型コンクリート、グリーンスチールなどのグリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく。また、グリーン購入法に基づく調達に加え、(中略)GX の取組を進めていく。(P7)

3) CO₂ 削減コンクリート等

(中略)さらに、2030 年代以降の普及を見据え、現場導入が可能な技術から国の直轄工事等での試行的適用を推進し、将来的な公共工事での調達義務化も視野に課題の検証を行う。(P34)

(8) 次世代自動車

(中略)電動建機の導入を支援していく。(中略)液体燃料に関しては、バイオ燃料及び合成燃料の活用によりCN化を目指す。(P32)

(地球温暖化対策計画 令和7年2月18日閣議決定)

我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。(P19)

短期的には、燃費性能の優れた建設機械や電動建設機械の普及を図ることにより、二酸化炭素削減を目指す。長期的には、2050年ネット・ゼロの実現に向け、電気等の新たな動力源を用いた建設機械を対象にGX建設機械認定制度を活用し、公共工事におけるGX建設機械の導入・普及を促進する。(P36)

公共工事においても、低炭素型コンクリート、グリーンスチールなどのグリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく。また、グリーン購入法に基づく調達に加え、(中略)GX の取組を進めていく。(P84)

【建設分野におけるCO₂排出量の状況】

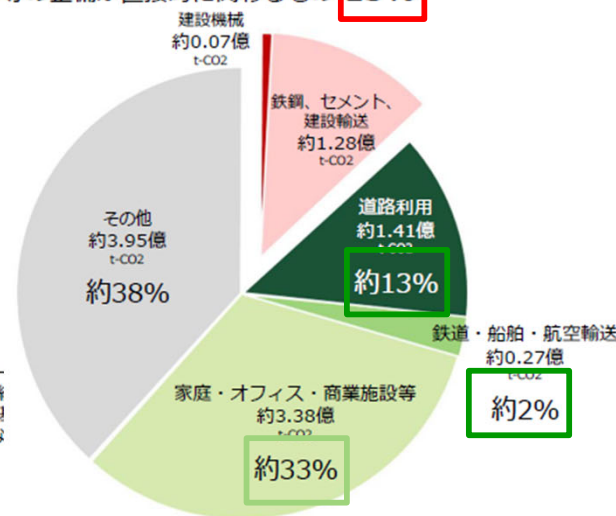
- 建設分野について、「建設段階」、「公共施設の供用段階」、「建築の供用段階」に大別。
- 建築は民間企業含め設備の省エネ化などから従来より取組が進み、公共施設の供用段階も分野ごとに取組を推進。
→ 建設段階の排出削減は、取組の強化が必要であり、直轄工事で先進的に取り組むことで、建設業界を牽引し、全体的な底上げを図る。

建設段階

取組強化が必要

インフラ等の整備が直接的に関わるもの

13%



我が国のCO₂排出量（2022年）※1

約10.4億 t-CO₂（2013年比 21.2%減）

※1：インフラ分野に係る排出量については「日本の温室効果ガス排出量データ」（1990-2022年度確報値）、「総合エネルギー統計」、「自動車輸送調査」及び「普通鋼地域別用途別受注統計」（いずれも2022年確報値）に基き試算。なお、鉄鋼以外の金属材料の製造や土砂以外の建設廃棄物の処理はインフラ分野に係るがその他に含まれているものがある。

公共施設の供用段階

取組例：

「道路分野の脱炭素化政策集」（R6. 12月）

「鉄道分野のカーボンニュートラルが目指すべき姿」（R5. 5月）

建築の供用段階

取組例：

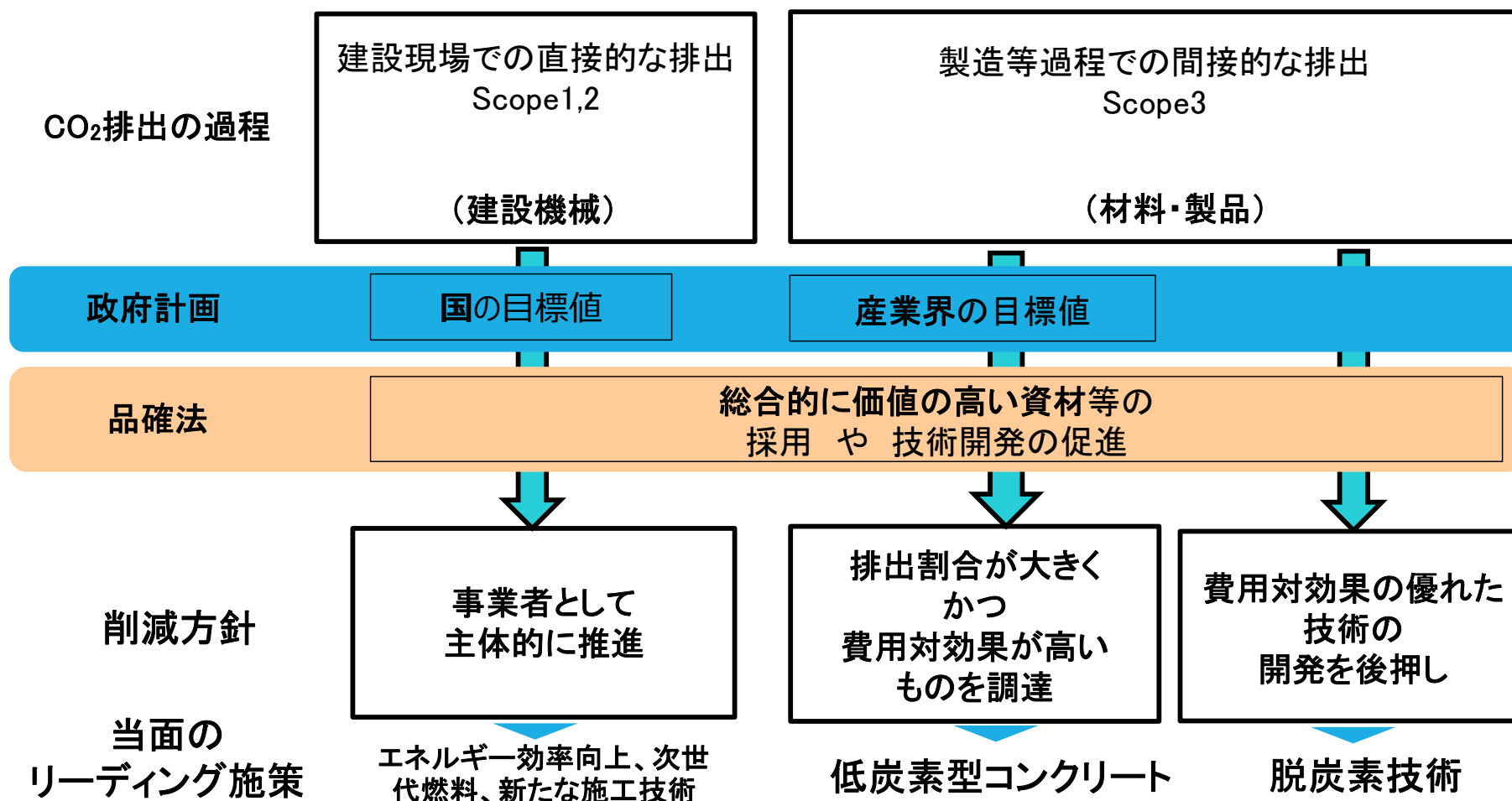
「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」（R3. 8月）

改正建築物省エネ法が公布（R4. 6月）

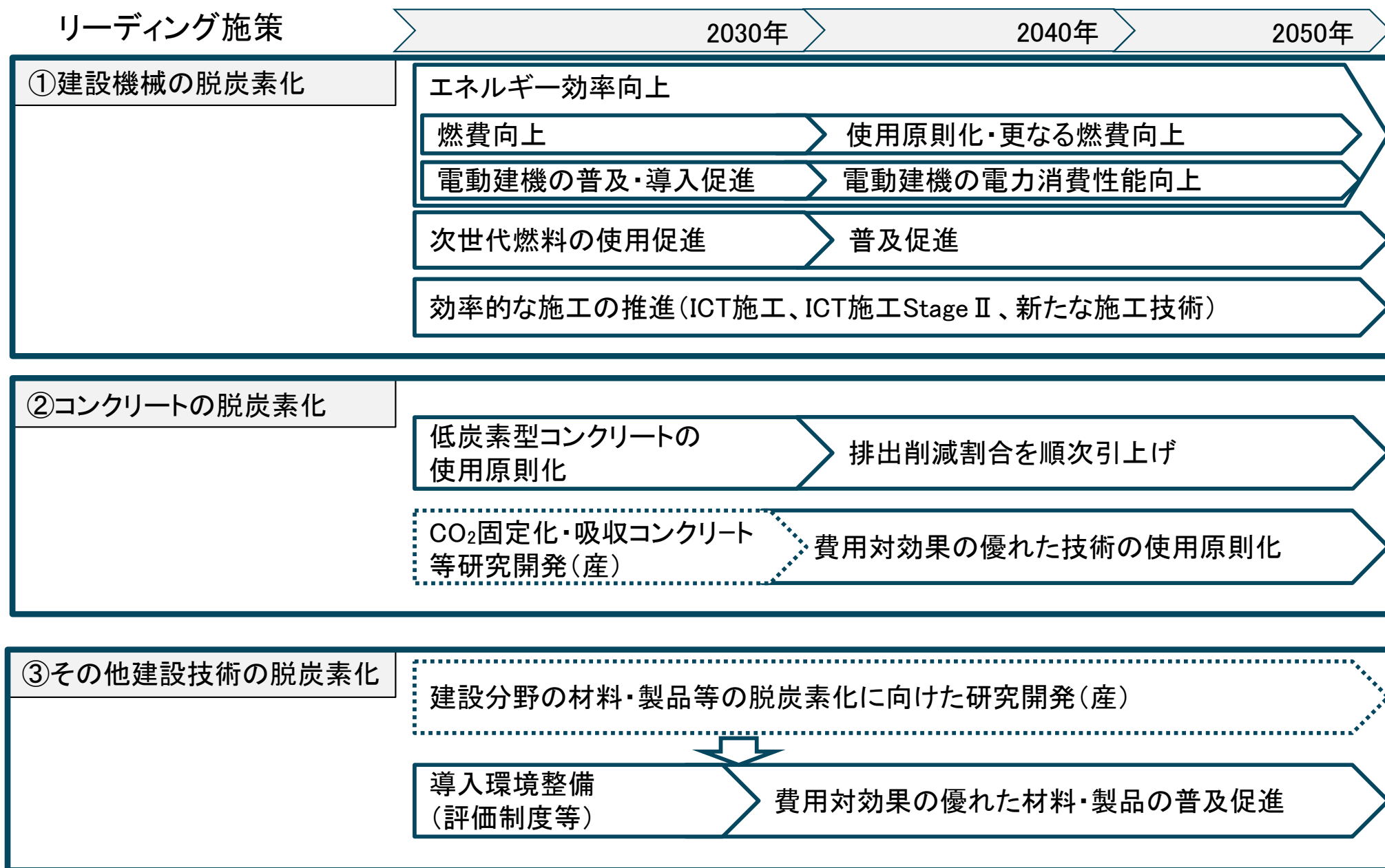
CO₂排出の過程：

- ・建設現場でエネルギーを消費し、直接的にCO₂排出に関わる**建設機械（Scope1,2）**
- ・製造過程等でエネルギーを消費し、建設現場が間接的に排出に関わる**材料等（Scope3）**

品確法や政府計画を踏まえた削減方針のもと、建設現場の脱炭素化を推進。

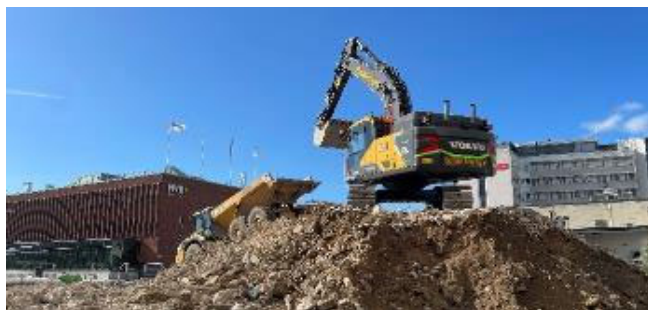


※技術開発の進展による費用対効果の向上等を踏まえ、リーディング施策の対象を追加



①建設機械の脱炭素化

- 建設機械の燃費性能の向上を促進しつつ、2030年度を目途に燃費基準達成建設機械を直轄工事において油圧ショベルから使用原則化。また、電動建機（GX建設機械）の電費性能向上を促進しつつ、普及・導入促進を図る。
- 次世代燃料等の活用をモデル工事等により促進。
- 建設機械の脱炭素化に向けて、燃費の向上や電動化によるエネルギー効率の向上、次世代燃料の活用を促進する。また、ICT施工や建設現場のデジタル化・見える化、チルトローテータ等の新たな施工技術の活用による施工の効率化を図る。



Fossil Freeプロジェクト(スウェーデンの例)

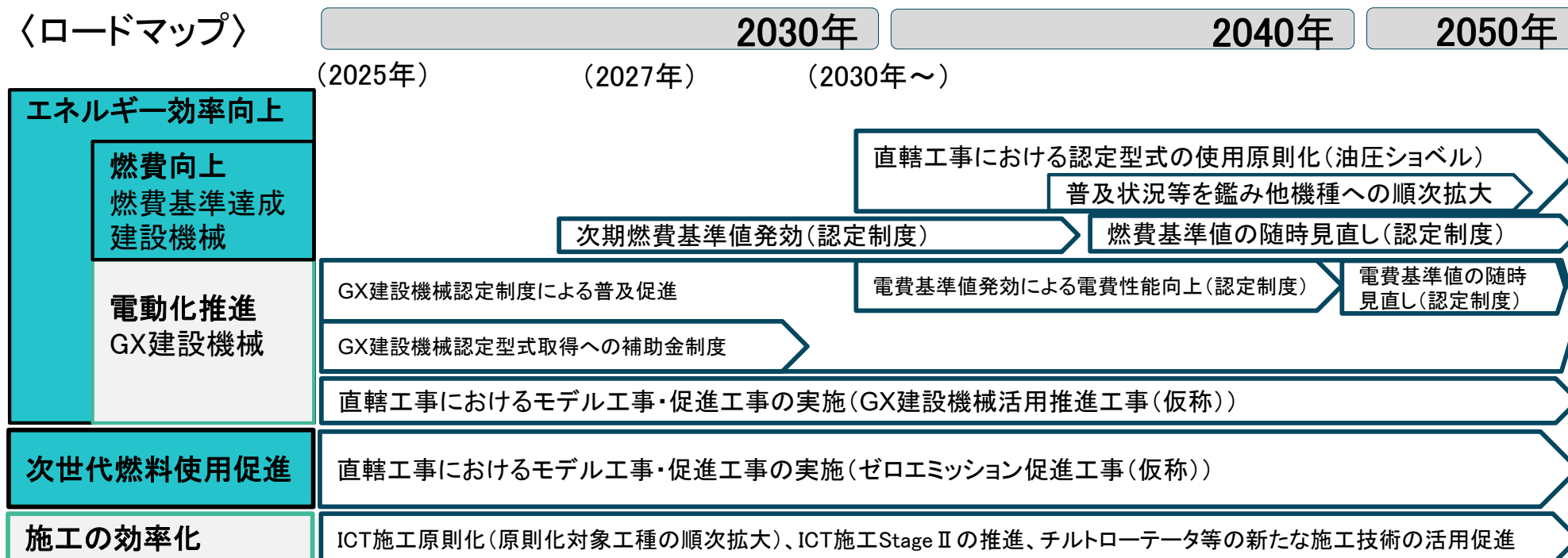


GX建機の実現場での活用事例



建設機械認定制度における各種認定マーク

〈ロードマップ〉



②コンクリートの脱炭素化

○コンクリート製造時にCO₂排出量の少ない原料を活用するとともに、技術開発の進むCO₂をコンクリートに固定・吸収する技術について、供給体制・費用対効果等を見定めつつ活用し、直轄工事でのコンクリートの脱炭素化を目指し、建設現場における脱炭素化の取組の底上げを図る。

CO₂排出削減

セメント混合割合を45%以下とし、高炉スラグ微粉末に置き換え 等

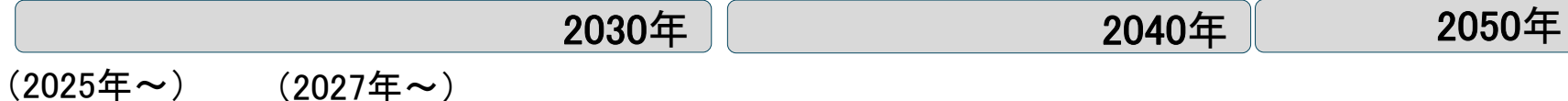


CO₂吸収源増

工場排ガスを用いて養生することで排ガス中に含まれるCO₂をコンクリートに固定 等



〈ロードマップ〉



CO₂排出削減 セメント代替材料の使用等

試行による市場性の検証

用途等を指定して使用を原則化し、順次対象を拡大

排出削減割合を順次引上げ

CO₂吸収源増 CO₂固定した炭酸塩原料を用いた骨材や混和剤の使用、養生中のCO₂吸収等

GI基金等による技術開発の状況に応じて、試行による適用範囲・供給体制・費用対効果の検証

CO₂削減量当たりの費用について排出量取引制度の上下限価格等を踏まえつつ、用途等を指定して使用を原則化し、順次対象を拡大

③その他建設技術の脱炭素化

○各企業による脱炭素に関する材料、製品等の技術開発が進んでおり、脱炭素材料等にインセンティブを与えるとともに、費用対効果に関する目標値を示すことで、削減効果向上や価格低減を促し、技術の開発・普及促進の好循環を構築し、建設現場における脱炭素化の取組の底上げを図る。

〈ロードマップ〉

2030年

2040年

2050年

建設分野の材料・製品等の脱炭素化に向けた研究開発（産）

その他脱炭素
技術

（2025年～）

（2027年～）

（2035年～）

CO₂削減効果・実態排出量の評価や手法等の制度の設計とともに、各現場での運用の仕組みの構築やデータのオープン化などの必要な環境整備

表彰制度・工事成績評価インセンティブ

総合評価インセンティブ

CO₂削減量当たりの費用について排出量取引制度の上下限価格を踏まえつつ、材料、製品等（EX. グリーンスチール、低炭素アスファルト）の用途等を指定して使用を原則化し、順次対象を拡大

【参考】建設機械からのCO₂排出削減目標・目安

- 地球温暖化対策計画（R7.2.18閣議決定）において、産業部門のエネルギー起源CO₂排出量の目安を2040年時点で▲57%～61%（2013年比）としている。
- 直轄工事における建設機械からの排出量についても、軽油代替燃料の活用促進、エネルギー効率の高い建機の活用促進、新技術等による施工の効率化の促進等を図ることにより、2040年において上記と同程度の約6割削減（2013年比）を目安とする。

＜直轄工事におけるCO₂排出削減目標・目安＞

エネルギー効率の高い建機の活用促進・原則化

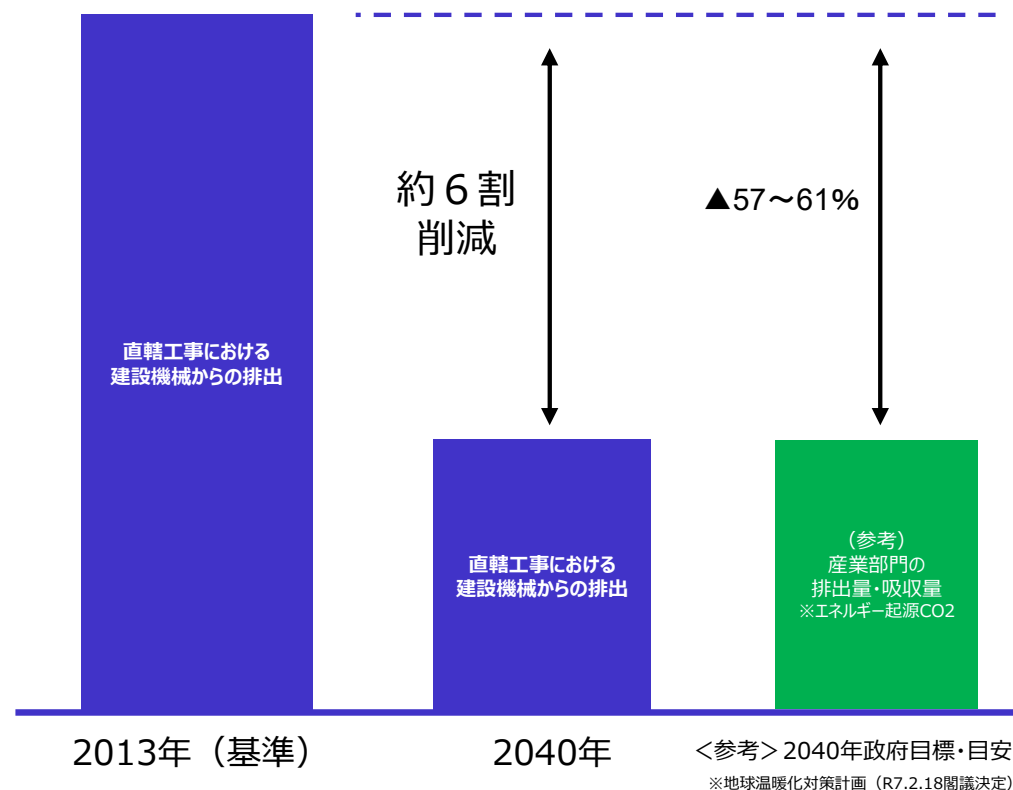
- ・GX建設機械の活用促進
- ・燃費基準達成建設機械の使用原則化
- ・燃費基準引き上げによる燃費向上促進

軽油代替燃料の活用促進

- ・次世代燃料の活用促進

新技術等による施工の効率化の促進

- ・ICT施工原則化拡大
- ・ICT施工Stage II の促進
- ・チルトロータータ等の新技術活用促進 など



※排出削減目標は、社会情勢の変化、今後のエネルギーミックス、軽油代替燃料や新技術の開発・供給・普及状況により随時柔軟に見直しを図るものとする。

15. 工事の入札制度の透明性の 確保と適正価格での調達・受注

総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式は、**価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする**ことにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。
- ・九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）を入札価格で除することにより算出する。（**除算方式**）

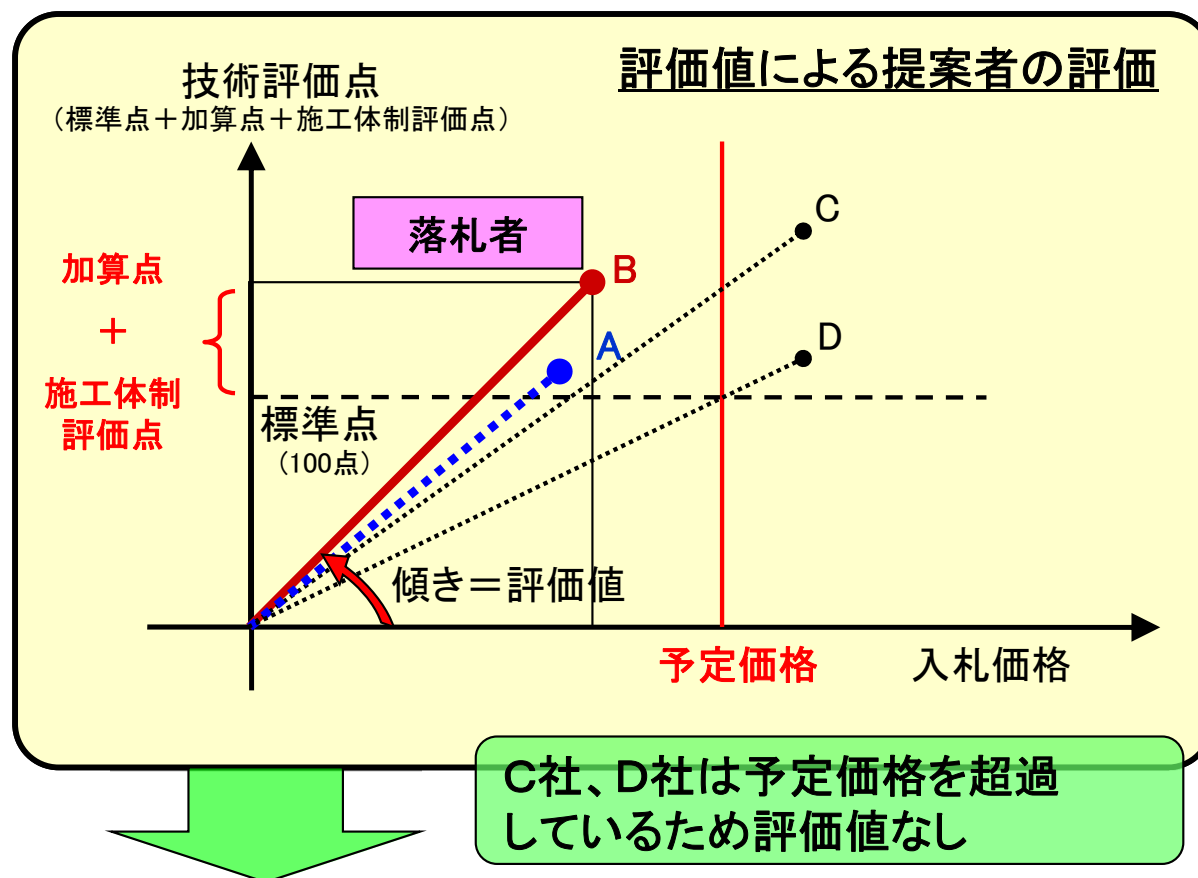
【落札者の決定方法】

※予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【技術評価点の設定の考え方】

- ・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を11点から65点までの範囲、施工体制評価点満点30点で構成する。



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、**評価値が最も高いのは、B社。**
したがって、最も評価値の高い **B社** が落札者となる。

入札契約方式と工事種別毎の等級区分

- ・九州地方整備局では、**すべての工事において一般競争入札を原則**とする。
- ・予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争入札※¹を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官		一般土木	建築	As舗装	造園	電気設備	暖冷房 衛生設備	その他 ※ランク無し
		一般土木	官庁営繕							
8.2億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官 契約	本官 契約	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Co舗装 鋼橋上部 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 河川しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備 橋梁補修
8.1億円 ※2				Bランク	Bランク					
3.4億円	一般競争入札	分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約	Cランク	Cランク	Bランク	Aランク	Bランク	Bランク	
2.3億円				Dランク	Dランク					
1.4億円										
0.7億円										
0.6億円										
0.3億円										
	一般競争入札						Bランク	Cランク	Cランク	

※¹ 入札参加者の確保が困難な場合、工事希望型競争入札方式も適用可

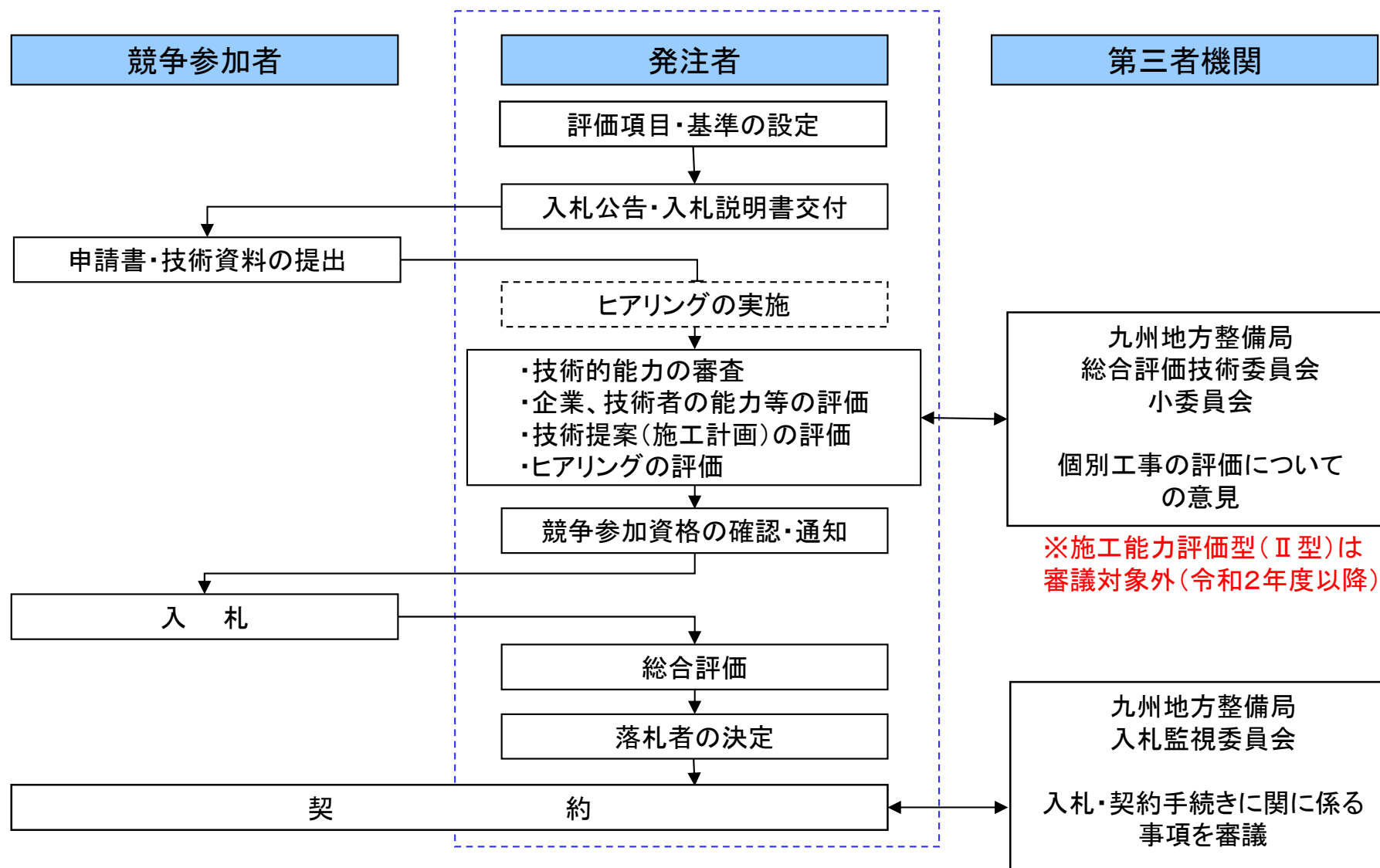
※² WTO対象工事は、令和6年度から8.1億円以上(令和6年4月1日から令和8年3月31日に契約締結する工事に適用)

【工事希望型とは】概ね20者程度選択し技術資料の提出を求め

提出された当該資料等に基づき指名する方式

総合評価落札方式の実施フロー

・競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、**第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会 小委員会」**において意見を聞くこととしている。また、入札・契約手続きに関する事項については、**第三者機関「九州地方整備局入札監視委員会」**において審議することとしている。



総合評価落札方式適用のタイプの概要

← 施工能力を評価する		→ ← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →							
施工能力評価型		技術提案評価型							
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事				施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	求めない (実績で評価)	施工計画				施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で審査				点数化				
ヒアリング	実施しない				必要に応じて実施		必要に応じて実施(技術対話)		
段階選抜	実施しない				必要に応じて試行的に実施				
予定価格	標準案に基づき作成				標準案に基づき作成		技術提案に基づき作成		
						新技術、資材、機械、工法等に係るコストは予定価格に入れない			
						エスイチ SI型 (試行)			
		II型		I型		S型	AIII型	AII型	AI型

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける。
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

総合評価落札方式のタイプの概要

■施工能力評価型

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

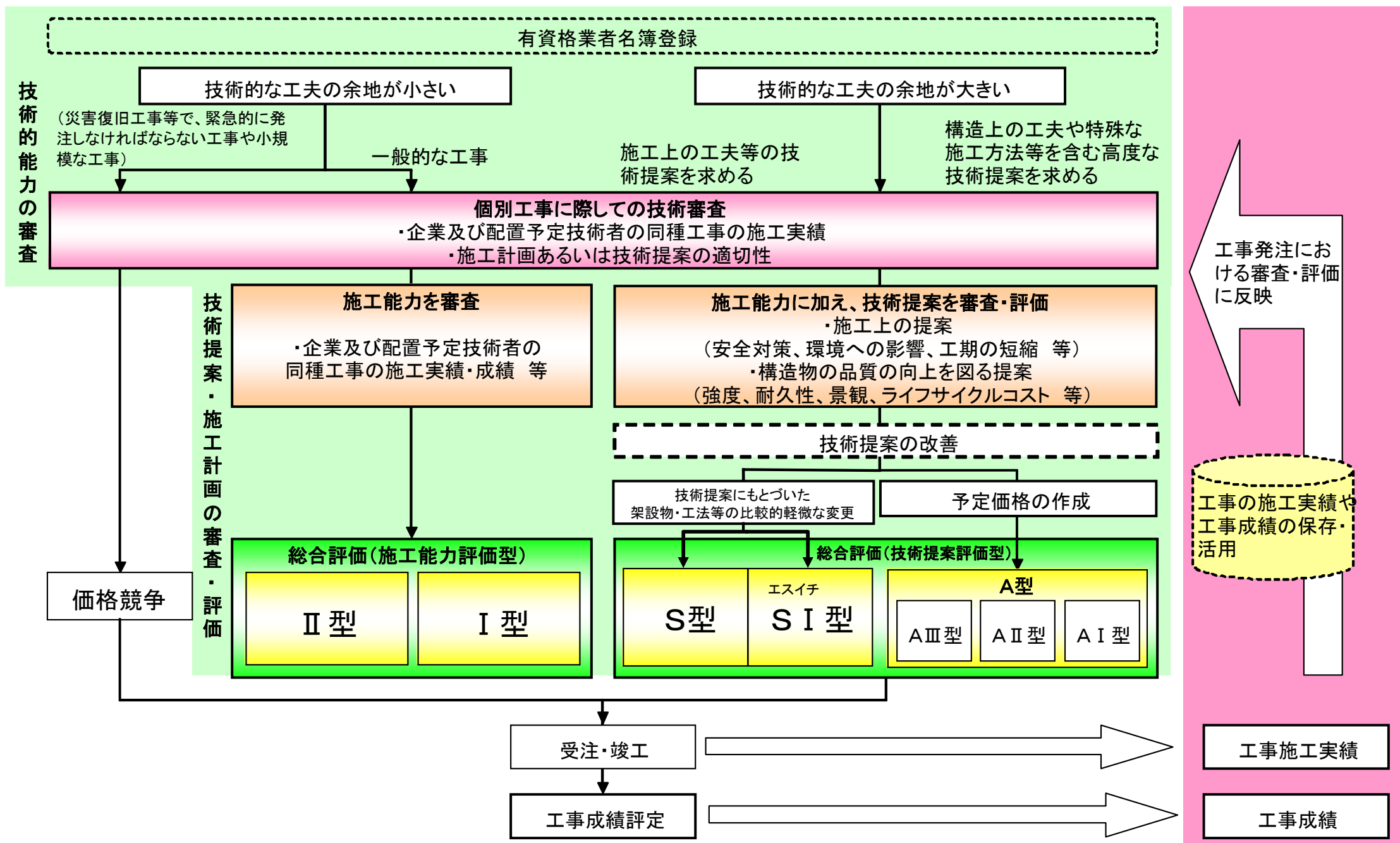
施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、配置予定技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う I 型 と、企業的能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う II 型 に分類される。

■技術提案評価型

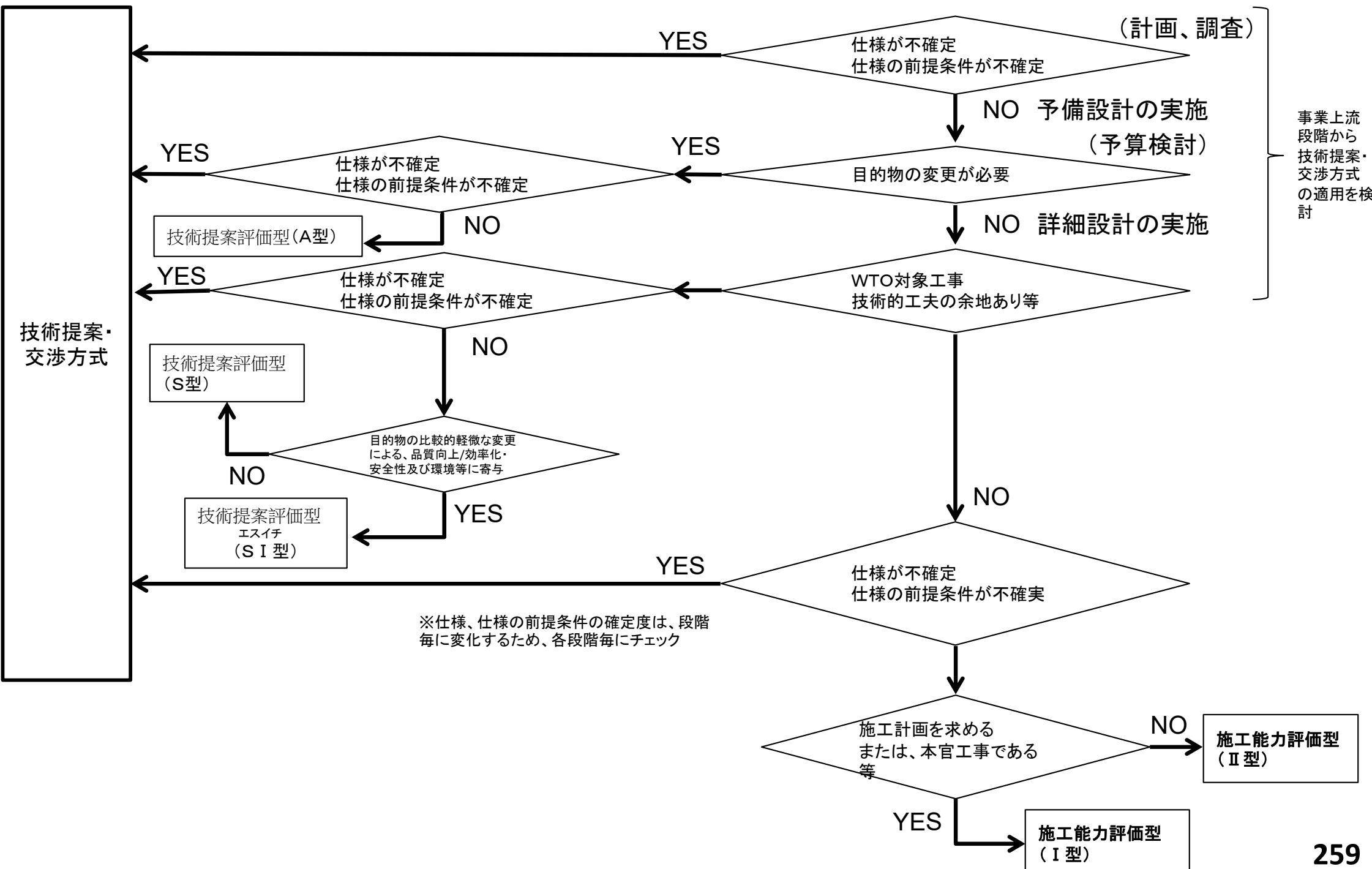
技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別され、A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の 技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う方式。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される 施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う方式と、発注者において標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物・工法・目的物の比較的軽微な変更によりさらなる品質向上、効率化、安全性及び環境等に寄与する技術提案が期待される方式（SI 型）として実施している。

総合評価落札方式適用の概要



総合評価落札方式のタイプ選定フロー



総合評価落札方式のタイプ選定

- ・総合評価落札方式のタイプ選定は、工事規模や難易度により下表のように設定する。
- ・1千万円以下の工事については、施工能力評価型(Ⅱ型)を適用する。

工事規模(億円)

8.1	WTO ^{エスイチ} 技術提案評価型(S型・SⅠ型)				WTO 技術提案評価型(A型)	
	施工能力評価型(Ⅰ型) ※2			技術提案評価型(S型) ※1		
	施工能力評価型(Ⅱ型)	施工能力評価型(Ⅰ型) ※2				
3.4						
0.1						
工事の難易度	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ

※1 工種および難易度によっては技術提案評価型(A型)を選定できる

※2 工種および難易度によっては技術提案評価型(S型)を選定できる

注)これにより難しい場合は、総合評価落札方式のタイプ選定フローを参照

※令和6年度から8.1億円

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

出典: 国土交通省 請負工事成績評定要領

事業 分類	工事区分	工 事 難 易 度					
		低い					高い
		I	II	III	IV	V	VI
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳、シールド、開削)			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・ 地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルハート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進・開削)、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳、シールド、開削)、共同溝(シールド)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋)				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度(官庁営繕、土木営繕関係)

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

総合評価落札方式のタイプ選定毎の配点割合

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案(施工計画)、②企業の能力等、③配置予定技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、下表の通りとする。
- ・地域貢献等の評価は、②企業の能力等の中で必要に応じて設定する。

タイプ選定毎の配点(案)

評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型				
		Ⅱ 型	Ⅰ 型	S型・SⅠ 型	S型・SⅠ 型 (WTO)	A型(Ⅲ)	A型(Ⅱ)	A型(Ⅰ)
施工計画		—	○	—	—	—	—	—
技術提案		—	—	30	60	70	70	70
企業の能力等		20(16)	20	15	—	—	—	—
配置予定技術者の能力等		20(14)	20	15	—	—	—	—
賃上げの実施に関する評価		3(2)	3	4	4	4	4	4
WLBに関する評価		0.5	1or0.5	1or0.5	1or0.5	—	—	—
加算点満点		43.5(32.5)	43.5【44】	64.5【65】	64.5【65】	74	74	74
提案内容		—	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物 そのものに係る提案	
評価方法		—	可or不可	点数化		点数化		
段階選抜方式		—	—	△	△	△		
配置予定技術者ヒアリング		—	—	△	△	○		

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※ 「WLBに関する評価」は、工種や等級により点数が変わる。

○: 必須

△: 必要に応じて実施

総合評価落札方式の方式選定基準

- ・総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を下表に示す。
- ・ヒアリングでは、**配置予定技術者の監理能力**又は**技術提案に対する理解度**を確認する。

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	エスイチ S型・S I 型	
			WTO以外	WTO対象
ヒアリング	実施しない	実施しない	必要に応じて実施。 実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	必要に応じて実施。 ヒアリング自体の審査・評価は行わない。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。
段階選抜方式	実施しない	実施しない	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施する (一般土木工事、建築工事のWTO対象案件は原則実施) 一次審査における審査評価点の合計の上位10者又は15者を選抜する	

【参考】ヒアリング内容及び評価（案）

評価指標	ヒアリングの内容	評 価
1. 監理能力の確認	・実績工事の概要 (工事内容及び工事での役割等)	ヒアリング内容により 「配置予定技術者の工事实績評価点×係数(1.0、0.5、0.0) ※」
2. 技術提案に対する理解度	・本工事の特徴を踏まえた提案理由と提案内容、効果の理解度 ・提案の効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項の適切性	ヒアリング内容により 「技術提案評価点(テーマ毎)×係数(1.0、0.5、0.0) ※」

※係数は、必要に応じて適宜設定できる。

総合評価落札方式のタイプ毎の評価項目

- ・施工能力評価型及び技術提案評価型（S型）の評価項目は下表のとおりとする。
- ・本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木（B）、PC（セグメント桁を除く）及び建築（B）においては、地元企業活用評価型を適用する。
- ・なお、技術提案評価型（A型）については、別途ガイドラインにより実施する。

凡例） ◎：必須項目 ○：選択項目 ●：段階選抜の場合の評価項目

△：地元企業活用評価型の場合の評価項目

評価の視点	評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型（S型・S I型）	
			II型	I型	WTO以外	WTO
①施工計画	施工計画（1テーマ：設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべきこと）			※1 ◎		
②技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項	品質の向上				
		環境の維持				
	社会的要請に関する事項	交通の確保				
		特別な安全対策			◎	◎
		省資源対策またはリサイクル対策				
	総合的なコストに関する事項及び施工計画	ライフサイクルコスト				
		施工上配慮すべき事項				
③配置予定技術者の能力等	工事实績		◎	◎	◎	●
	工事成績		◎	◎	◎	
	表彰（優秀技術者、若手技術者）		◎	◎	◎	
	配置予定技術者の資格		◎	◎		
	オプション	継続教育（CPD）の状況	○	○		
		指定する工事の施工実績	○	○		
		発注者の指定する資格保有技術者	○	○		
		橋梁補修工事の実績	○	○	○	
		その他	○	○		

※1 施工計画は可か不可のみを評価する。

評価の視点	評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型（S型・S I型）	
			II型	I型	WTO以外	WTO
④企業の能力等	工事实績		◎	◎	◎	●
	工事成績		◎	◎	◎	●
	表彰（安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、働き方改革促進優秀施工業者、インフラDX活用優秀施工業者）、工事成績優秀企業の認定、インフラDX大賞		◎	◎	◎	●
	工事の手持ち状況		◎※2	◎※2	○	
	配置予定技能者表彰及び登録基幹技能者配置		○	○	△	
	オプション	下請予定業者の表彰実績	○	○	△	
		ICT施工の実績	○	○		
		若手・女性技術者の配置	○	○		
⑤地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績	○	○		
		特定工事の実績	○	○		
		その他オプション項目	○	○		
	その他オプション項目					
⑥地元企業活用評価型	地元企業活用比率		△	△	△	
⑦賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		◎	◎	◎	◎
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）		◎	◎	◎	◎
⑧WLBに関する評価	地元企業活用比率		◎	◎	◎	◎
⑨施工体制の審査・評価	品質確保のための体制等を確認し、施工内容の確実な実現性を審査・評価 ・品質確保の実効性 ・施工体制確保の確実性		◎	◎	◎	◎
⑩減点項目	事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」「口頭注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%又は5%、2.5%を減点する。		◎	◎	◎	

※2 一般土木工事のみ必須、その他の工種は選択項目。ただし、地元企業活用評価型は選択項目

1) 令和7年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）を本格運用し、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和6年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われた。
この中で、働き方改革の推進、生産性向上への取組及び災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題となっている。
- これらの課題への対応に向けて、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していくことが重要である。
- 令和7年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、様々な契約制度の積極的活用を図る。

2)技術提案評価型(SSI型)の試行について

概要

【S型対象工事のうち、一部の工事について令和7年度公告工事から適用】

- ◆対象：発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、効率化、安全性及び環境等に寄与する技術提案が期待される工事
- ◆内容：従来テーマの技術提案に加え、以下の「技術向上提案」を求める。
 - ・技術向上提案は、標準案に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマに関して求めるものとする。
 なお、上限額は、公告時点の予定価格の5%を上限として設定。

対象 工事	施工能力評価型		技術提案評価型				
	技術的工夫の余地が <u>少ない</u> 工事		技術的工夫の余地が <u>大きい</u> 工事				
技術 提案 内容	Ⅱ 型	Ⅰ 型 簡易な施工計画 簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価	S 型 施工上の特定の課題等 に対する工夫等	SI 型 (試行) 価値の最も高い新技術、資 材、機械、工法等	AⅢ 型	AⅡ 型	AⅠ 型
					工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等	部分的 変更	複数の有 力案
評価 方法				技術提案を点数評価			
	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価						
予定 価格	標準案に基づき作成			新技術、資材、機械、 工法等に係るコストは 予定価格に入れない	技術提案に基づき作成		

※技術向上提案については、それに係るコストの上限を設ける
 ※契約後、技術向上提案の活用が決定された場合は設計変更とする。

概要 「評価対象工事の拡大」

【令和7年4月公告工事から適用】

- ◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）（対象工事種別：全工事種別）
- 建設業界におけるワーク・ライフ・バランス等を推進することを目的に、技術提案評価型（S型・段階選抜方式）1次選抜時及び施工能力評価型（Ⅰ型）（対象工事種別：一般土木工事及び建築工事の「A・B等級」）において導入していた取組について、施工能力評価型（Ⅱ型）を含む全工事種別を対象とする。
- ⇒ 現行：対象：技術提案評価型（S型）選抜段階方式、段階選抜なし（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
技術提案評価型（S型）選抜段階なし（WTO以外 対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）
施工能力評価型（Ⅰ型）（対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）
- ⇒ 令和7年度：対象：全ての発注型式（対象工事種別：全工事種別）

現行（評価対象）

工事種別	等級	下段():加算点			
		施工能力評価型		技術提案評価型(S型)	
		Ⅱ型	Ⅰ型	WTO以外	WTO
一般土木工事、建築工事	A	—	◎ (1点)	◎ (1点)	◎ (1点)
	B	—	◎ (1点)	◎ (1点)	
	C	—	—	—	
	D	—	—	—	
アスファルト舗装工事、造園工事	A	—	—	—	—
	B	—	—	—	
電気設備工事、暖冷房衛生設備工事	A	—	—	—	—
	B	—	—	—	
	C	—	—	—	
その他の16工種		—	—	—	—



見直し（評価対象）

工事種別	等級	下段():加算点			
		施工能力評価型		技術提案評価型(S型)	
		Ⅱ型	Ⅰ型	WTO以外	WTO
一般土木工事、建築工事	A	—	※1	※1	◎ (1点)
	B	—	◎ (1点)	◎ (1点)	
	C	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
	D	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
アスファルト舗装工事、造園工事	A	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)
	B	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
電気設備工事、暖冷房衛生設備工事	A	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)
	B	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
	C	○ (0.5点)	○ (0.5点)	—	
その他の16工種		○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)	○ (0.5点)

【凡例】
◎:適用済み ○:新規適用 —:適用外

※1:発注標準の見直しに伴い適用外

概要

「評価基準見直し」

【令和7年4月公告工事から適用】

◆対 象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）（対象工事種別：全工種）

・これまで、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定の取得企業や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく計画を作成した中小企業）を評価してきた。

今回、評価基準の見直しにより、**一般事業主行動計画策定は評価の対象外**とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律、これら**いずれかの認定を取得した企業のみを評価**する。

現行（評価基準）

次に掲げるいずれかの認定等を受けている

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）**又は同法に基づく一般事業主行動計画策定企業**
- ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）



見直し（総合評価配点）

次に掲げるいずれかの認定を受けている

- ・女性活躍推進法に基づく認定（**えるぼし認定企業**）
- ・次世代法に基づく認定（**トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業**）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（**ユースエール認定企業**）

4)「特定工事の実績」の一部評価内容の追加

概要

【令和7年4月公告工事から適用】

◆評価項目：地域貢献等-「特定工事の実績」

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官工事】

・不調・不落対策のため、不調・不落の多い工事（特定工事）の実績について、より専門性の高い工事内容を考慮し評価対象の追加等を行う。

通年的維持工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、通年的維持工事は原則必須】	過去4ヵ年度+当該年度に完成した下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川等の維持工事の場合】 河川等維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績 ※河川等には、ダム・砂防・海岸を含む 【道路の維持工事の場合】 供用中道路の道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績	過去4ヵ年度+当該年度に完成した下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川の維持工事の場合】 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績 【道路の維持工事の場合】 道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績	現行のどおり

一般土木C・D、アスファルト舗装A・B等工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、一般土木C・D、アスファルト舗装A・B、コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は原則必須】	過去1ヵ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川等の場合】 河川等維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設（軽微な補修を除く）の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、機械設備の改造（無動力化等）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事のいずれかを含む工事の実績 ※河川等には、ダム・砂防・海岸を含む 【道路の場合】 橋梁補修工事（耐震補強も含む）、道路構造物補修工事（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝工事、RC床版工事、舗装修繕工事、交差点改良工事及び現道を改良する歩道整備工事（改築の歩道整備は含まない）のいずれかを含む工事の実績	過去1ヵ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の下記特定工事の実績（港湾空港関係除く） 対象工事： 【河川の場合】 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事のいずれかを含む工事の実績 【道路の場合】 橋梁補修工事（耐震補強も含む）、道路構造物補修工事（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝工事、RC床版工事、舗装修繕工事、交差点改良工事及び現道を改良する歩道整備工事（改築の歩道整備は含まない）のいずれかを含む工事の実績	現行のとおり

5) 施工能力評価型「地域貢献等」配点方法の拡大

【令和7年4月公告工事から適用】

概要

- ◆評価項目：「地域貢献等」「特定工事」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【分任官工事】

- ・現行どおり、「地域貢献等」オプション項目の配点は『2点』とする。
- ・なお、「特定工事の実績」配点について、地域の実情を考慮する必要がある場合は、『1点』を選択できるものとする。

⇒ 現行：「地域貢献等」全オプション：2点
 特定工事の実績：2点

⇒ 令和7年度：原則として「地域貢献等」全オプション：2点
 ただし、地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』を選択する場合は、「特定工事の実績」以外のオプション項目を『1点又は2点』とし、地域貢献等オプション項目の合計が『6点』となるように設定する。

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)		選択可能	
地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	2	2 (1※)	6
		特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	2	2 (1※)	
		近隣地域内工事の実績	2	2 (1※)	
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2	2 (1※)	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	2 (1※)	
		継続的な営業に基づく信頼度	2	2 (1※)	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	2 (1※)	
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2 (1※)	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2	2 (1※)	
		小計	6	6	

※地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』を選択する場合、「特定工事の実績」以外のオプション項目を『1点又は2点』とし、地域貢献等オプション項目の合計を『6点』とすること。

6) 企業実績評価型「地域貢献等」配点方法の拡大

【令和7年4月公告工事から適用】

概要

◆評価項目：「地域貢献等」「特定工事」の配点

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【企業実績評価型：分任官工事】

・現行どおり、「特定工事の実績」の配点は『2点』とする。

なお、地域の実情を考慮する必要がある場合は、『1点』を選択できるものとする。

⇒ 現行：特定工事の実績：2点

⇒ 令和7年度：原則として特定工事の実績：2点

ただし、地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』を選択することも可能とし、地域貢献等オプション項目の合計が『4点』となるように設定する。

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)	選択可能
地域貢献等	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	2	2
	特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	2	2 (1※)
	近隣地域内工事の実績	1	1
	近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	1	1
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	1	1
	継続的な営業に基づく信頼度	1	1
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1	1
	製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2
	専門工種の施工機械自社保有状況	1	1
	小計	4	4

※地域の実情を考慮して「特定工事の実績」の配点『1点』も選択することも可能とし、地域貢献等オプション項目の合計を『4点』とすること。

7) 地域の守り手確保型「工事の手持ち状況」の試行

【令和7年10月以降公告工事のうち、一部の工事について適用】

概要

- ◆評価項目：企業の能力等-「工事の手持ち状況」（選択項目：一般土木工事C等級）
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官工事】
 - ・目的：過去に受注実績があり一定の技術力も有するものの、近年、入札に参加しても受注に結びついていない状況が生じている。
 - このような中、受注機会の均等化や、地域建設業等の維持に向けた担い手の育成・確保は必要である。
 - そこで、新たに地域の守り手確保型「工事の手持ち状況」について一部工事で試行を行うものである。

1) 評価内容

当該工事種別における当初契約額の合計額を対象

2) 評価対象期間

現行：当年4月1日～翌年3月31日

試行：当年10月1日～翌年9月30日

3) 評価基準及び配点

	現行(分任官)		試行(分任官)	
A	3億円未満	3点	1.5億円未満	3点
C	3億円以上6億円未満	1.5点	1.5億円以上4.5億円未満	1.5点
E	6億円以上	0点	4.5億円以上	0点

周知期間：令和7年3月公表～令和7年9月末(約6ヶ月)
適用開始：令和7年10月1日以降に公告を行う工事

項目	R6年度	R7年度												R8年度		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
周知期間																
試行実施																以降続く

8)「インフラDX大賞」の評価対象機関の拡大

【令和7年4月公告工事から適用】

概 要

◆対 象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

- ・令和6年度より「インフラDX大賞」を評価対象に加えている。

従来、評価対象機関から港湾空港関連を除いていたが、**今回、評価対象機関の拡大**として、**港湾空港関連を含む全ての「インフラDX大賞」**を評価対象とする。

【インフラDX大賞の評価対象機関】

現 行：港湾空港関連を除く受賞実績。

令和7年度：港湾空港関連を含むすべての受賞実績。

現 行

【対象】港湾空港関連を除く

- ・インフラDX大賞のうち（工事・業務部門（種類：国土交通大臣賞、優秀賞））

見直し



【対象】**港湾空港関連を含む**

- ・インフラDX大賞のうち（工事・業務部門（種類：国土交通大臣賞、優秀賞））

概要

【令和7年4月公告工事から適用】

◆対象：施工能力評価型〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕（通信設備工事）

- ・通信設備工事のうち建設業法における「電気通信工事」の資格を持った技術者に対して監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に試行を行っているが、建設業法における「鋼構造物工事」の資格を持った技術者に対しても同じ試行を行う。

現行(技術者資格対象)

【対象】建設業法における「電気通信工事」の資格保有者



見直し(技術者資格対象)

【対象】建設業法における「電気通信工事」、「鋼構造物工事」の資格保有者

10) 営繕チャレンジ型における同種工事要件の拡大(配置予定技術者の経験不要)

◆対象：施工能力評価型〔営繕チャレンジ型〕

- ・直轄工事の実績がない企業にも受注機会が拡大するよう、総合評価において技術者の能力評価を行わない事や、企業の工事成績及び表彰を評価対象としない方式として試行を実施中。
- さらなる受注機会拡大を目的として、競争参加資格において配置予定技術者の同種工事の施工経験を求めないよう見直しを行い、参加申請者の書類作成の簡素化及び手続き期間の短縮を図る。（標準手続き期間約40日間）

対象工事：比較的難易度が低く、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情を踏まえ実施できるものとする。

適用時期：令和7年4月1日以降に公告する工事から適用

◆競争参加資格として求める同種工事の実績・経験

現 行		見直し後	
	同種工事の実績・経験		同種工事の実績・経験
企 業	必 要	企 業	必 要
配置予定技術者	必 要	配置予定技術者	<u>不 要</u>

工事経験によらず技術者を選定することが可能に

【令和7年4月公告工事から適用】

11) その他改定内容

配置予定の建設技能者等に求める情報について

これまで総合評価の評価項目として、指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者を設定した場合、参加者へ配置予定の建設技能者等の所属や氏名を求めていたが、今回の改定で所属や氏名については求めないこととする。

【現行】

- ・競争参加資格確認申請書を提出する際に申請する顕彰等を選択（建設マスターや登録基幹技能者1名等）
- ・建設技能者又は登録基幹技能者に関する「氏名」「所属建設業者名」「職種」

【見直し】

- ・競争参加資格確認申請書を提出する際に申請する顕彰等を選択（建設マスターや登録基幹技能者1名等）
- ・建設技能者又は登録基幹技能者に関する「職種」

配置予定技術者に関する拘束期間短縮について（試行）

これまで、申請書提出時点で監理技術者に対して「氏名」等を求めていたが、WTO案件（段階選抜は対象外）に関しては、入札書の提出期限日までに報告することとする。

【現行】

- ・1級土木施工管理技士の資格、同種工事の実績、資格者証及び講習修了書、恒常的な雇用関係を有する者
- ・別記様式-3について競争参加資格確認申請書の提出期限までに配置予定技術者（個人）を特定

【見直し】

- ・1級土木施工管理技士の資格、同種工事の実績、資格者証及び講習修了書、恒常的な雇用関係を有する者
- ・入札参加資格を有する配置予定技術者の配置の有無のみ
（ただし、入札書の提出期限日までに、配置予定技術者の申請を行う事）

試行工事名		試行概要	試行開始時期	試行対象工事		令和7年度の方針	九州独自
1	新技術導入促進型（Ⅰ型、Ⅱ型）	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげる。	平成30年度	対象工事	本官及び分任官工事の土木系工事	継続	
2	企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する ※技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視	平成30年度 （令和7年4月一部改正）	対象工事	分任官工事の土木系工事	継続 ※一部の評価基準見直し	○
3	簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	平成29年度	対象工事	一般土木C工事（施工能力評価型Ⅱ型）	継続	
4	一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	平成25年度 （令和2年12月一部改正）	対象工事	総合評価落札方式の全ての契約方式	継続	
5	技術提案チャレンジ型（Ⅰ型、Ⅱ型）	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	平成27年度 （令和6年4月一部改正）	対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事	継続	
6	電気通信チャレンジ型	・電通チャレンジ型（参入促進型）（受変電設備工事） 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点 ・電通チャレンジ型（担い手確保型）（通信設備工事） 技術者の能力等は求めずに、企業の施工能力と施工計画のみで評価	令和元年度 （令和7年4月一部改正）	対象工事	受変電設備工事、通信設備工事	継続 ※技術者資格対象工事の拡大	○
7	機械チャレンジ型	【技術者確保タイプ】 ・技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。 【参入促進タイプ】 ・当該年度の受注実績（件数）を評価し、地域貢献等における災害協定及び機械設備点検の実績で評価する。	令和元年度 （令和6年4月一部改正）	対象工事	分任官工事のうち機械系工事	継続	○
8	営繕チャレンジ型	・配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。 ・企業の実績評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。	令和元年度 （令和7年4月一部改正）	対象工事	営繕系工事のうち円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事	継続 ※同種工事要件の拡大	○
9	フレームワーク方式	該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式	令和2年度	対象工事	分任官発注のうち、災害復旧工事又は競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事	継続	○

※WLB適応拡大に伴う、配点の見直しが各試行工事で有り。

【背景】

- 生産人口が減少する中、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上が喫緊の課題である。
- 本試行は、技術提案に基づき、**新技術導入促進（Ⅰ）型**にあっては実用段階にある技術を有効に活用し、**新技術導入促進（Ⅱ）型**にあっては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげるものである。

【内容】

➤ 新技術導入促進（Ⅰ）型

発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、「企業の能力等」の「新技術の活用」で評価（1点）

新技術導入促進（Ⅰ）型【実用段階にある新技術を対象】

- ・ 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】

工事価格

新技術
活用経費

※工事価格には、一般管理費等を含む

➤ 新技術導入促進（Ⅱ）型

発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、新技術の現場実証を求めるテーマを設定し評価

新技術導入促進（Ⅱ）型【研究開発段階にある新技術を対象】

- ・ 原則として、技術提案評価型において、効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工事品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】

工事価格

+

新技術
導入経費※

※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

2. 企業実績評価型

【背景】

- 監理（主任）技術者の不足による入札不調対策技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。
 - ・ 配置予定技術者の能力等 20点 **【配置予定技術者の能力等を求めない】**
⇒ 本試行： 0点
 - ・ 企業の能力等 14点
⇒ 本試行： 16点
 - ・ 地域貢献等 6点
⇒ 本試行： 4点
 - ・ 競争参加資格としての配置予定技術者の同種要件についても求めないこととする。
- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、機械経費の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実績等を踏まえ、適切に実施することとする。

総合評価配点表

企業評価点 (20点)	企業の能力等 最大 16点	工事实績 3点
		工事成績 4点
		表彰2点
		手持ち 5点
		OP 2点
	地域貢献等 最大4点	災害協定実績 【必須】 2点
OP 2点		
賃上げ加 点 2点	賃上げの実施に 関する評価 2点	賃上げの実施を 表明した企業等 2点
WLB加 点	WLBに 関する評価 0.5点	WLBに 関する評価 0.5点

3. 簡易確認型

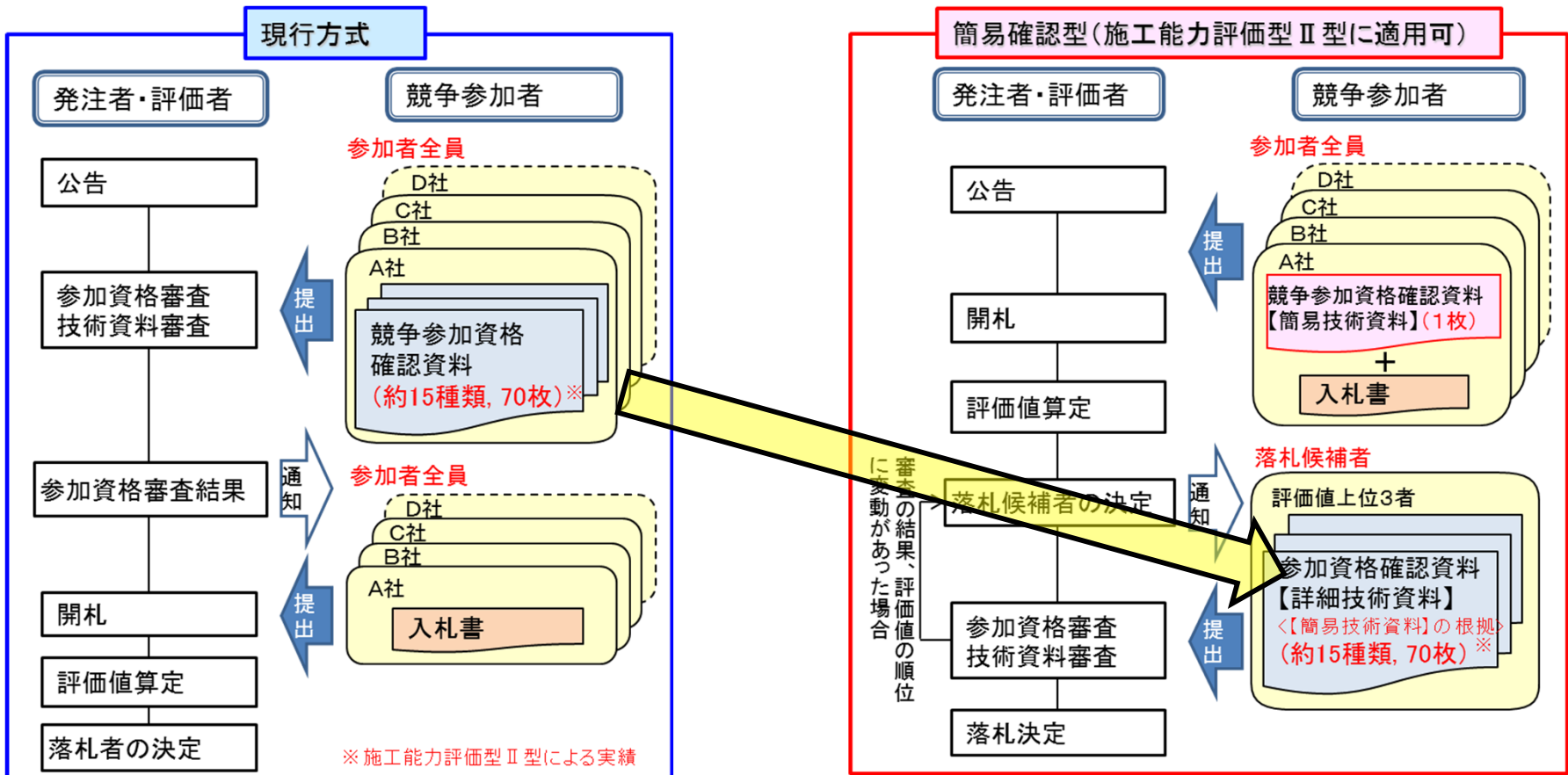
一般土木C（施工能力評価型Ⅱ型）を対象

【背景】

- 現行方式では、技術資料の作成や技術審査に多大な負担を要している。
- 総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、**競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減**を図る。

【内容】

- 本試行は、**入札書**と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】（1枚）の提出を求め評価値を算定し、**評価値上位3者を落札候補者**として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認し、落札者を決定するものである。



4. 一括審査方式

総合評価落札方式の全ての契約方式にて対象

【背景】

労働力人口が減少する中、受発注者双方において、入札・契約手続きの簡素化、効率化が課題となっている。工事内容が同様の工事で、かつ参加資格要件等が共通の複数工事の発注にあたって、効率的な発注事務を実施する必要がある。

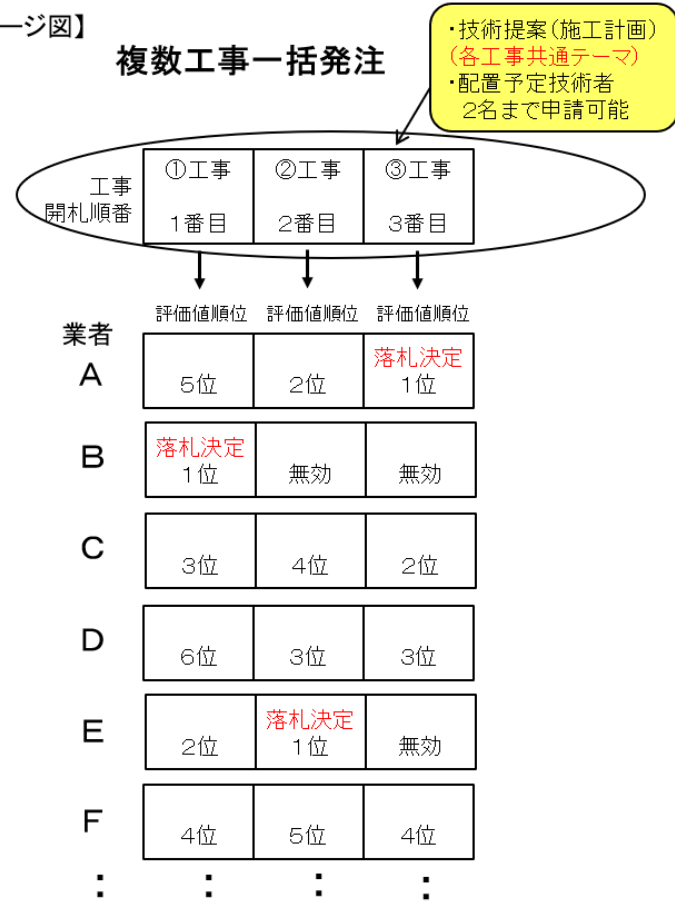
【内容】

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加資格者からの技術資料の提出は1つのみとし、発注者・競争参加資格者双方の業務負担の軽減を図る。

一括審査方式の内容

- ①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案を求める。
- ②競争参加者は、すべての工事または、希望する工事に参加できる。ただし、配置予定技術者は2名まで申請可能とする。(3件以上の場合も上限は2名まで)
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札者とする。
- ④落札者は、次の工事以降は無効となる。

【イメージ図】



5. 技術提案チャレンジ型

分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事を対象

技術提案チャレンジ型の概要

- 地元に精通した企業は地域防災の担い手であり、地元の企業・技術者の育成が必要である。
- 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- 本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。
- 本試行工事については、当該年度の受注状況を考慮したⅠ型（当該年度の受注（契約）実績の件数を評価）と新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするⅡ型（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

【評価表】

Ⅰ 型					Ⅱ 型				
評価項目の満点に対する評価割合（率） A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%					評価項目の満点に対する評価割合（率） A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%				
評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注（契約）実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の受注（契約）実績に応じて加点する。	3段階	0件 :A(5点) 1件 :D(1.25点) 2件以上:E(0点)	5.0	受注（契約）実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注（契約）実績に応じて加点する。	5段階	・過去5ヵ年度及び当該年度の実績なし:A(5点) ・過去4ヵ年度及び当該年度の実績なし:B(3.75点) ・過去3ヵ年度及び当該年度の実績なし:C(2.5点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績なし:D(1.25点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績あり:E(0点)	5.0

評価の例（Ⅱ型） ※令和6年度の場合							実績無し
H30年度以前	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（当該年度）	評価
実績有り							A(5点)
	実績有り						B(3.75点)
		実績有り					C(2.5点)
			実績有り				D(1.25点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		
						実績有り	

6. 電気通信チャレンジ型

■施工能力評価型「電気通信チャレンジ型（参入促進型）」 （受変電設備工事）

- 受変電・発電発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。（市発注の庁舎等の受変電・発電発電機工事）
- 地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点

電気通信チャレンジ型（参入促進型）

分類		評価項目	配点	
施工計画			-	-
配置 予定 技術 者の 能力 等	必須	工事実績	20	20
		工事成績	-	
		表彰（優秀技術者）	-	
		配置予定技術者の資格	-	
	オプション 項目	継続教育（CPD）の状況	-	
		指定する工事の施工実績	-	
		発注者の指定する資格保有技術者	-	
		その他	-	
企業 の 能力 等	必須	工事実績	14	14
		工事成績	-	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
		工事の手持ち状況	-	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
	オプション 項目	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	-	
		ICT施工の実績	-	
		若手・女性技術者の配置促進	-	
		下請け予定業者の表彰実績	-	
		〇〇工事の実績	-	
		ICTの活用	-	
		情報化施工技術の活用	-	
		ISOの認証取得状況	-	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	
		建設業労働災害防止協会加入	-	
		建設業退職金共済制度加入	-	
		その他評価すべき項目	-	
		地域 貢 献 等	オプション 項目	
維持工事等の実績	2			
近隣地域内工事の実績	2			
継続的な技術者保有に基づく信頼度	2			
継続的な営業に基づく信頼度	2			
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2			
専門工種の施工機械自社保有状況	2			
賞上げの実施を表明した企業等	3			3
WLBの認定を受けた企業			0.5	0.5
合 計			43.5	

■施工能力評価型「電気通信チャレンジ型（担い手確保型）」 （通信設備工事）

- 建設業法における電気通信工事又は鋼構造物工事の資格を持った技術者に対して監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に試行
- 配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- 総合評価において、技術者の能力等は求めずに、企業の施工能力と施工計画のみで評価

電気通信チャレンジ型（担い手確保型）

分類		評価項目	配点	
施工計画			○	○
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	-	-
		工事成績	-	
		表彰(優秀技術者)	-	
		配置予定技術者の資格	-	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	-	
		指定する工事の施工実績	-	
		発注者の指定する資格保有技術者	-	
		その他	-	
企業の能力等	必須	工事実績	2	11
		工事成績	4	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	2	
		工事の持ち手状況	3	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
	オプション項目	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	3
		ICT施工の実績	1	
		若手・女性技術者の配置促進	1	
		下請け予定業者の表彰実績	1	
		〇〇工事の実績	1	
		新技術の活用	1	
		ICTの活用	1	
		ISOの認証取得状況	1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	
		建設業労働災害防止協会加入	1	
		建設業退職金共済制度加入	1	
		その他評価すべき項目	1	
		地域貢献等	オプション項目	
維持工事等の実績	2			
近隣地域内工事の実績	2			
継続的な技術者保有に基づく信頼度	2			
継続的な営業に基づく信頼度	2			
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2			
専門工種の施工機械自社保有状況	2			
賞上げの実施を表明した企業等	2			2
WLBの認定を受けた企業		0.5	0.5	
合 計			22.5	

7. 機械チャレンジ型

【内容】

【技術者確保タイプ】

- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませることを目的として、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事で、監理（主任）技術者不足等により不調不
落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【参入促進タイプ】

- 本試行は、受注実績が少ない企業に受注機会を与えることを目的として、技術者の能力等の要件を求めないことに
加え、総合評価項目の評価においては、工事成績・表彰などの工事の内容に関する評価は行わず、当該年度（又は過
去）の受注実績（件数）等を評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、比較的難易度の低い更新や修繕を行う機械設備工事で、当該年度の発注
状況を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【配点】

機械チャレンジ型 【試行：技術者確保タイプ】		
企業の能力等	工事实績 2点 工事成績 4点	企業評価点 (25.5点)
最大 14点	表彰1点 手持ち 3点	
	技能者顕彰等 2点	
	OP2点	
地域貢献等	災害協定実績 3点	
最大9点	特定工事実績 3点	
	近隣点検実績 3点	
賞上げの実施表明 2点		
WLBの認定 0.5点		

機械チャレンジ型 【試行：参入促進タイプ】		
企業の能力等	工事实績 2点 受注実績 3点	企業評価点 (13.5点)
最大 6点	OP1点	
地域貢献等	災害協定実績 3点	
最大6点	近隣点検実績 3点	
賞上げの実施表明 1点		
WLBの認定 0.5点		

8. 営繕チャレンジ型

◆対象：施工能力評価型[営繕チャレンジ型]

・直轄工事の実績がない企業にも受注機会が拡大するよう、総合評価において技術者の能力評価を行わない事や、企業の工事成績及び表彰を評価対象としない方式として試行を実施中。

さらなる受注機会拡大を目的として、競争参加資格において配置予定技術者の同種工事の施工経験を求めないよう見直しを行い、参加申請者の書類作成の簡素化及び手続き期間の短縮を図る。（標準手続き期間約40日間）

対象工事：比較的難易度が低く、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情を踏まえ実施できるものとする。

適用時期：令和7年4月1日以降に公告する工事から適用

◆競争参加資格として求める同種工事の実績・経験

現 行		見直し後	
	同種工事の実績・経験		同種工事の実績・経験
企 業	必 要	企 業	必 要
配置予定技術者	必 要	配置予定技術者	<u>不 要</u>

工事経験によらず技術者を選定することが可能に

◆参考 総合評価の配点

分類	評価項目	営繕チャレンジ型	
配置予定技術者の能力等	必須	工事实績	—
		工事成績	—
		表彰(優秀技術者、若手優秀技術者)、「海外インフラプロジェクト技術者評価・表彰制度」による表彰	—
		配置予定技術者の資格	—
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	—
		その他	—
企業の能力等	必須	工事实績	10.0
		工事成績	—
		表彰(安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者(支援・協力部門含む)、働き方改革促進優秀施工業者、インフラDX活用優秀施工業者)、インフラDX大賞(工事・業務部門大臣賞、優秀賞)	—
	オプション項目	若手・女性技術者の配置促進	2.0
		ISOの認証取得状況	1.0
		建設業退職金共済制度加入	1.0
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0
		建設業労働災害防止協会加入	1.0
		〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	1.0
		その他評価すべき項目	1.0
			5.0
地域貢献等		継続的な技術者保有に基づく信頼度	5.0
		継続的な営業に基づく信頼度	5.0
		工事の確かかつ円滑な実施体制としての拠点	5.0
		その他評価すべき項目	—
			15.0
		賃上げの実施に関する評価	2.0
		ワーク・ライフ・バランスの認定	0.5
			0.5
		合 計	32.5

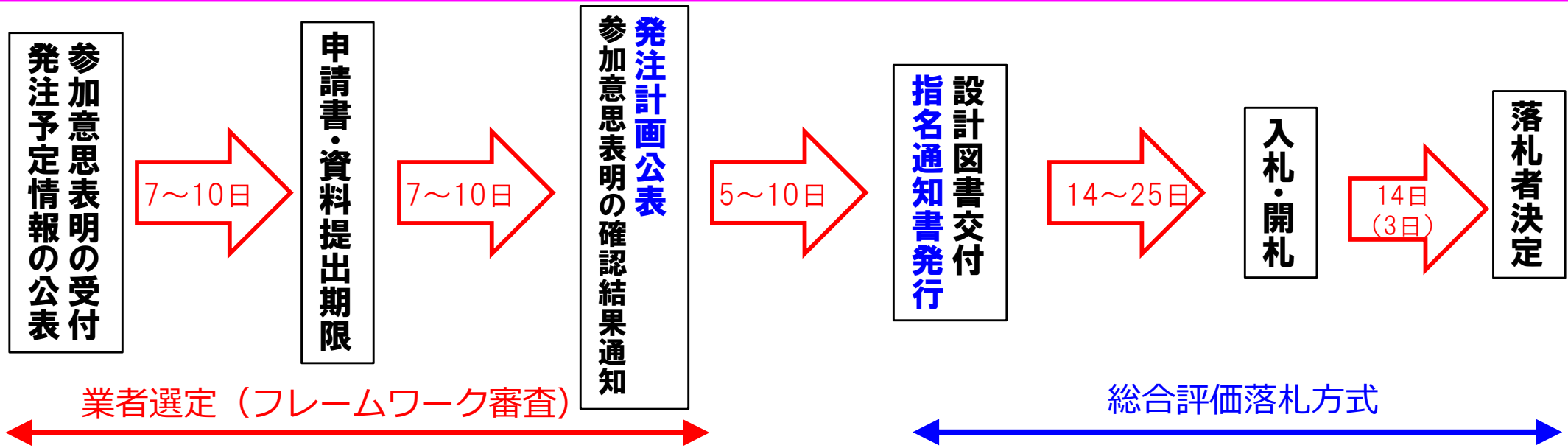
9. フレームワーク方式

【フレームワーク工事について】

該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式

【対象工事】

- ①分任官発注の災害復旧工事
- ②競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事（土工、築堤工事等）
- ③ 1 フレームワーク工事の対象工事件数は3件以上



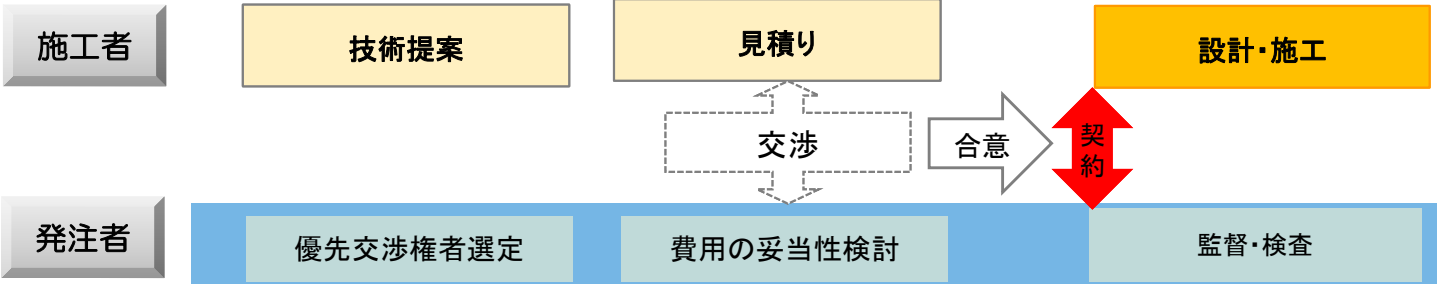
【業者選定（フレームワーク審査）】

- 指名業者の審査基準に基づき選定評価表を作成し、各工事に指名する業者を選定

【総合評価落札方式】

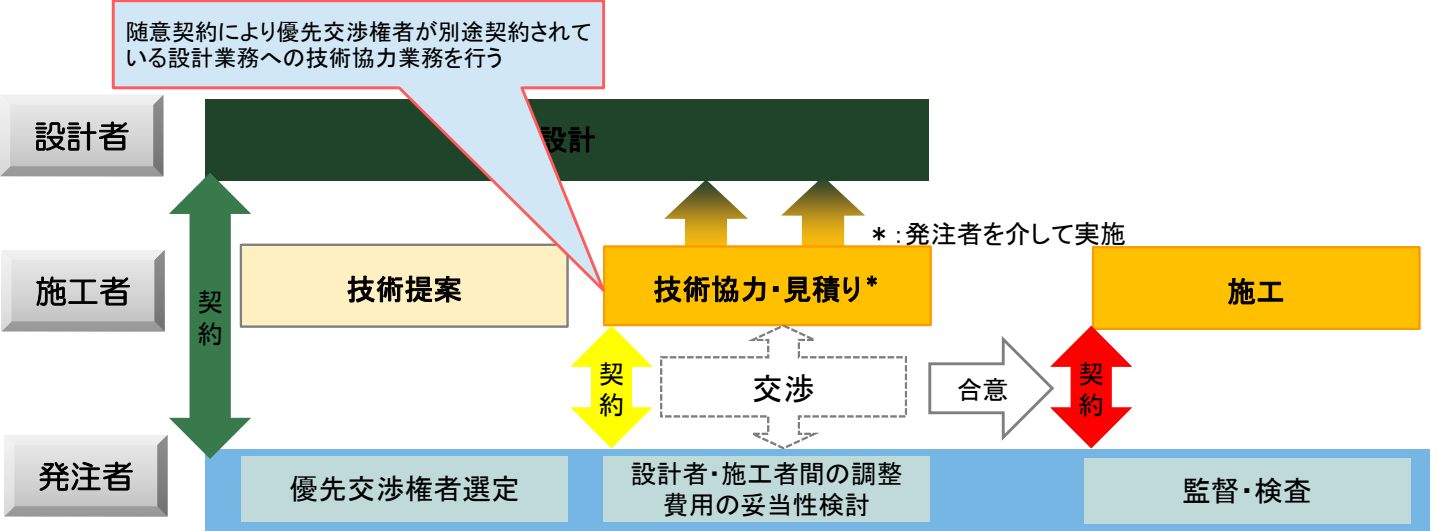
- 評価値 = (標準点100点 + (加算点(10点) + 賃上げ加点(1点)) + 施工体制評価点(30点)) ÷ 入札価格
- 加算点(10点)の内訳(企業評価のみ)：
 - ・ 企業能力等(6点) 【工事实績(3点)、工事成績(3点)】
 - ・ 地域貢献等(4点) 【災害協定の活動実績(2点)、近隣地域内工事の実績(2点)】

技術提案・交渉方式(1/2) ～多様な入札契約制度～



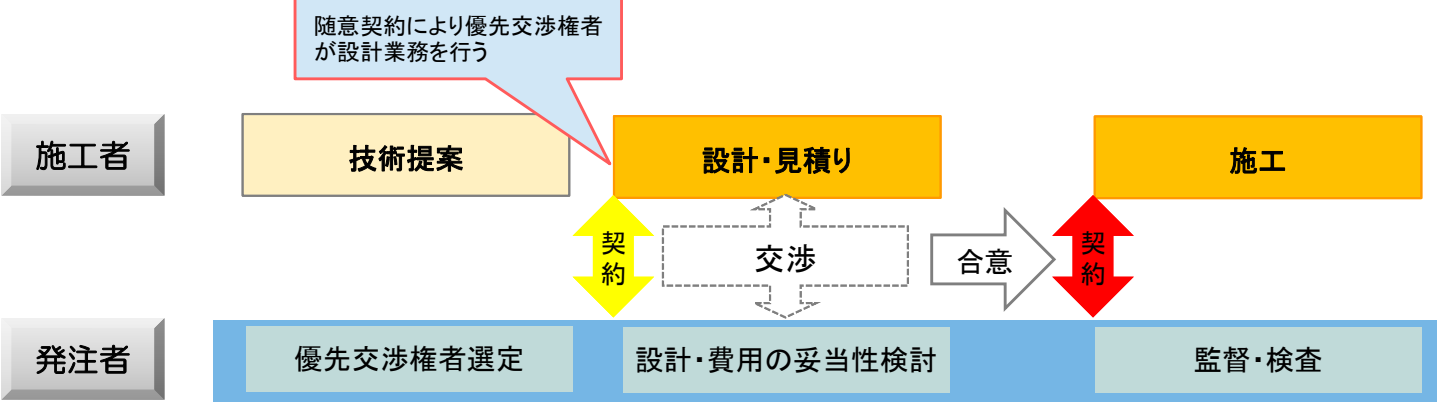
設計・施工一括タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する。



技術協力・施工タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。



設計交渉・施工タイプ

「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

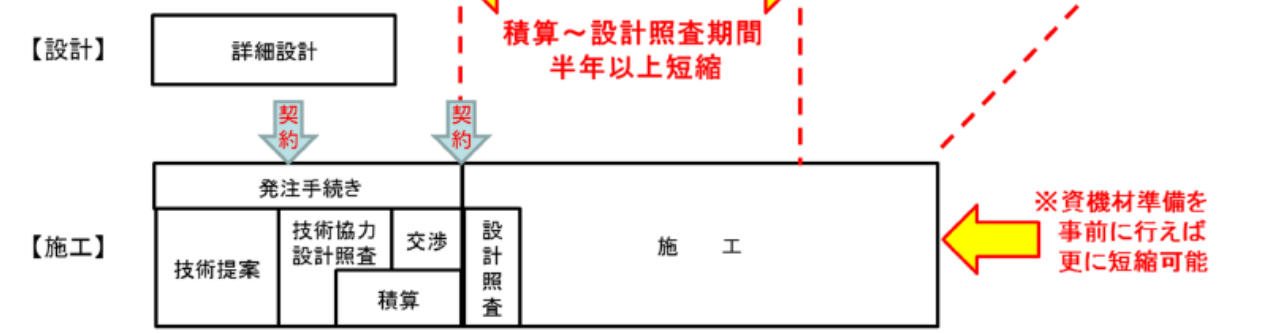
■「国道57号北側復旧ルート」の一部である「二重峠トンネル(仮称延長約4km)」の工事に係る発注手続きにあたって、1日も早い復旧に向けて、**設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式(技術提案・交渉方式(技術協力・施工(ECI※)タイプ))を直轄事業で初めて採用** (※ECI: Early Contractor Involvementの略)

- 【期待される事項】
- ①設計と工事発注手続きを同時進行し、工事着手が半年以上前倒し
 - ②施工者による設計段階からの施工計画の検討により、効率的に事業を推進

●通常の発注パターン

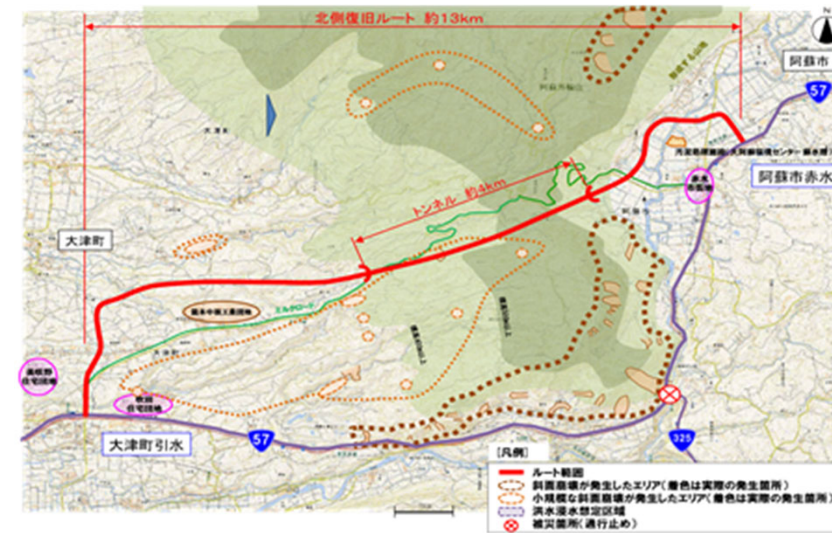


●技術協力・施工タイプ(ECI方式)



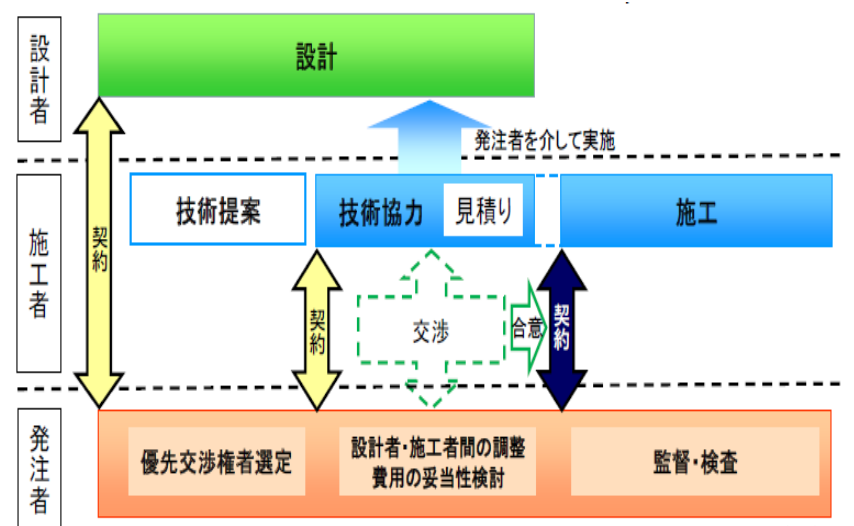
※九州地方整備局における一般的なタイプのトンネル工事と今回のケースを比較した場合
※短縮期間は現時点での想定であり、優先交渉権者との交渉等により変わる可能性がある

【位置図】



【技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)について】

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結



「もっと女性が活躍できる建設業」推進に向けて

【対象工事】

- 本試行は、4月1日以降に契約の手続きを開始する土木系工事（建築・機械・電機工事を除く）すべての工事において適用する

【H28年度までの試行概要】

- **女性技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う

- 評価方法 ⇒ 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
- 評価条件 ⇒ 女性技能者の場合加点（当該職種の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点）
- 加点方法 ⇒ 女性技能者の配置により1点、更に指定する資格を持てば1点上乗せして加点



【H29年度からの試行概要】

- **女性技術者・技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う

- 評価方法 ⇒ 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
- 評価条件 ⇒ **（女性技術者）** 監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者として配置された場合は加点
 ※現場代理人、担当技術者で配置された場合は、工期の1/2（半数）以上従事していれば加点
（女性技能者） 女性技能者として配置された場合は加点
 ※技能者、従事者として配置された場合は、当該職種の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点
- 加点方法 ⇒ **（3点加点）** 「①監理（主任）技術者」もしくは「②現場代理人」として配置
（2点加点） 「③技能者（指定する資格有り）」として配置
 ※資格とは ⇒ 登録基幹技能者もしくは技能検定合格者（厚労省）
（1点加点） 「④担当技術者として配置」もしくは
 「⑤①～④以外の技能者、現場で作業している全ての女性従事者（交通誘導員・パラー・DT運転手等も含む）の配置」

- 登録基幹技能者：平成20年4月以降に国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者
 ※登録基幹技能者講習を受講するための要件は、「当該基幹技能者の職種において、10年以上の実務経験」「実務経験のうち3年以上の職長経験」
 「実施機関において定めている資格等の保有（1級技能士、施工管理技士等）」を有している技能者
- 技能検定合格者：厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付された技能者

16. 工事の施工効率と品質向上対策

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

設計変更ガイドライン(ver.2.0)(令和5年12月)

1)設計変更ガイドラインとは

土木工事の背景

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。

策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

設計変更ガイドライン(案)の主な内容

- 設計変更ガイドライン(案)には、**設計変更が可能なケースの具体的事例等**が示されている
大きくは、(1)工事請負契約書第18条第1項に該当する場合、(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合、(3)発注者が変更を必要と認める場合、(4)工事を一時中止する必要がある場合に分けられる
- 【参考】(1)工事請負契約書第18条第1項第一号～第五号に該当する具体例を以下に示す
 - 【第1項第一号】 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない。設計書と図面で材料の規格が一致しない。
 - 【第1項第二号】 設計図書に誤謬又は脱漏がある。条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない場合。
 - 【第1項第三号】 設計図書の表示が明確でない。土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合。使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない場合。
 - 【第1項第四号】 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない。設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない場合。設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合。
 - 【第1項第五号】 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた。埋蔵文化財が発見され調査が必要となった場合。工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった場合。
- 設計変更が可能なケースの他に、設計図書の照査(工事請負契約書第18条第1項の照査)や設計変更が不可能なケース、手続きの流れや工期・請負代金額の変更等について記載されているため、受注者と発注者がともに対等な立場で協議を行い、円滑な請負契約を執行していくためにも、双方が設計変更ガイドラインを今まで以上に活用して頂くことが重要である。



施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2)設計変更ガイドラインのポイント (p.27～30「V.工期・請負代金額の変更」)

(1)設計変更協議会等での協議

- ・ 受注者は、設計変更協議会等において、必要に応じて概算金額の提示を求めることができます。また、発注者は受注者からの要請があれば、設計変更協議会等での結果を受けて、指示書に概算金額を明示します。

(2)概算金額の明示の考え方

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に記載する。
3. 概算金額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。
4. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
5. 緊急的に行う場合、または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

(3)請負代金額の変更について

- ・ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものに限って、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

工事一時中止に係るガイドライン(ver.2.0)(令和5年12月)

1)工事一時中止に係るガイドラインとは

ガイドライン策定の背景

- 工事発注の基本的考え方: 地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本。
- 工事発注の現状: 一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている状況。
- 現状における課題: 一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定している

工事一時中止に係るガイドラインの主な内容

- 工事一時中止に係るガイドライン(案)には**増加費用の考え方等**が示されている
 - ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
 - ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。
- 【参考】
 - ◇工事現場の維持に要する費用: 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等・中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
 - ◇工事体制の縮小に要する費用: 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等
 - ◇工事の再開準備に要する費用: 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等
 - ◇中止により工期延期となる場合の費用: 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等
 - ◇工期短縮を行った場合の費用: 工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等
工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

○増加費用の考え方の他、工事の一時中止に係わるフローや発注者の中止指示義務、基本計画書の作成、工期短縮計画書の作成等について記載されているため、受発注者が工事一時中止する際に、適切な対応が行えるよう、工事一時中止に係るガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。



施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2)工事一時中止に係るガイドラインのポイント (p. 3～5)

(1)発注者の中止指示義務

- ・受注者の責に帰することができない事由により工事が施工できない場合には、発注者は工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。受注者は工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を実施。発注者は必要があれば速やかに工事中止を指示。

(2)工事を中止すべき場合

- ・受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合
①工事用地等の確保ができない等、②自然的又は人為的な事象、③ ①②以外で発注者が必要と認める場合

(3)中止の指示・通知基本計画書の作成・工期短縮計画書の作成

- ・受注者は“中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書”を発注者に提出し、承諾を得る。
- ・発注者は工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と協議し合意を図る。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認する。

(4)請負代金または工期の変更

工事を中止した場合において「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

いきいき現場づくり(ver.2.0)(令和5年12月)

「三方よしの公共事業」の実践

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の取り組み

I 働き方改革のための5つの運用基準(通称“5(ファイブ)ルール”)の改正とパッケージ運用

- ①「土木工事書類省力化ガイド」の改正
- ②「いきいき現場づくり」の改正
- ③「設計変更ガイドライン(工事)」の改正
- ④「土木工事施工条件明示の手引き」の改正
- ⑤「工事一時中止に係るガイドライン」の改正

II 5ルールの理解を促す「工事の適正執行のための勘所」の作成

III 変更設計の支援策として「工事図書等作成支援の手引き」の作成



2024問題に対応した相談窓口について

- 技術副所長等が一括して相談を受ける既存の「総合的な相談窓口」において、罰則付き時間外労働規制に関する相談等も受け付ける。
- 相談(問合せ)内容が事務所では回答出来ない、または回答する立場ではない場合、技術管理課に相談する。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

ウィークリースタンスの実施

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。
 - (1) 目的: 2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。
 - (2) 対象: 全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)
 - (3) 取組内容: 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。
 - 1) 標準項目
 - ① 依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
 - ② 会議・打合せに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
 - ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。
 - ③ 業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。
 - 2) 追加項目: その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。
 - (4) 進め方: 受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

「三方よし」の公共事業

「三方よし」の公共事業

＜発注者のメリット＞
○事務の軽減（リスク回避）
○良質なサービスの提供



協働

＜国民のメリット＞
○早期完成
○生活環境への影響の低減



＜受注者のメリット＞
○安全かつ円滑な施工
○施工の効率化



両得

受注者と発注者が協働して積極的にコミュニケーションをとることにより、国民により良いサービスを提供します。

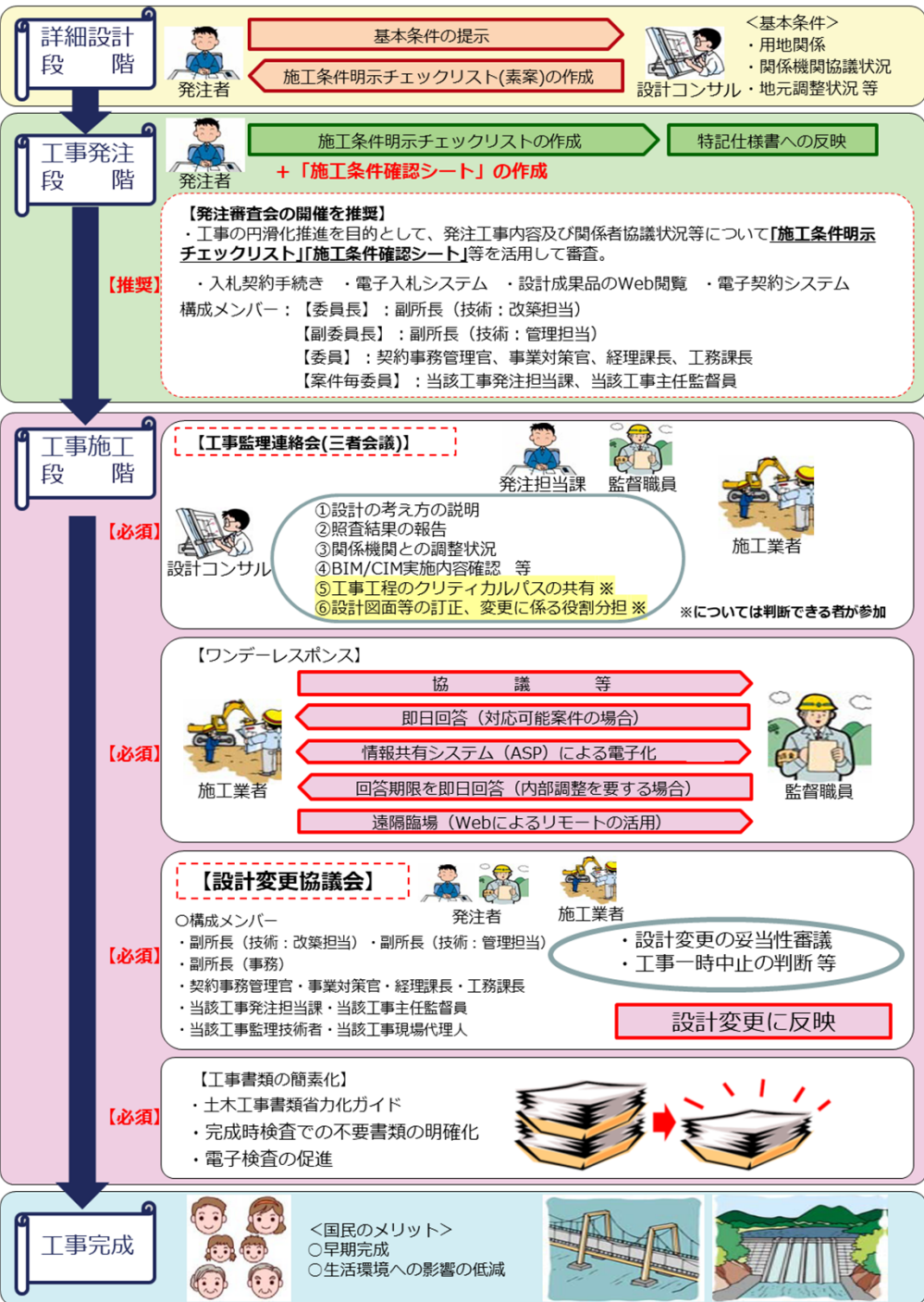
＜発注者と受注者＞

【昭和時代】

- ◆発注図書…設計書は直営で作成し、複数でチェック
- ◆「段取り八分」…主に施工者が段取り（利益率高）

【現在】

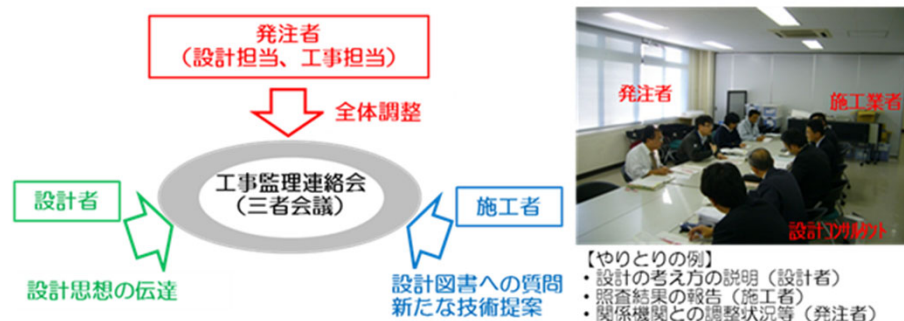
- ◆「新・担い手三法」による発注者の責務
 - ・適正な工期設定
 - ・施工平準化
 - ・適切な設計変更
- ◆「労働基準法改正」による残業時間縮減
 - ・発注者にも責任
 - ・受注者の責によらない一時中止は、増額→例えば、2億円/10ヶ月の工事
1ヶ月中止で2千万円の損失
(判断・協議の遅れで大きな損失)



施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

工事監理連絡会(三者会議)

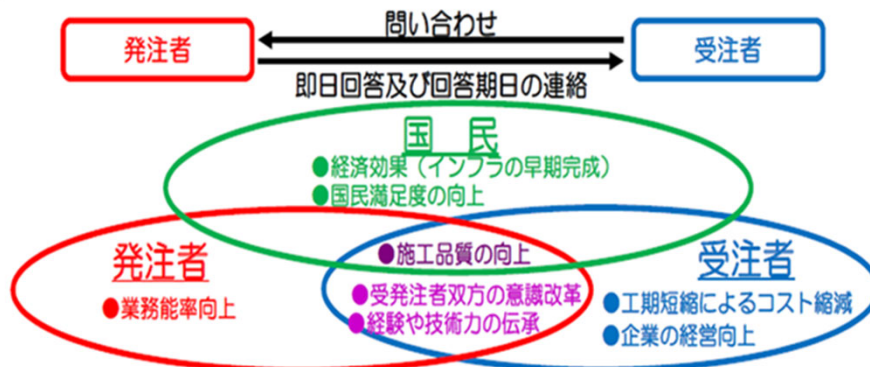
工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図ります



- ・開催：発注者と施工者で協議を行い決定。
施工者の要望があれば開催し、必要に応じて開催回数は増やすことも可能。
- ・出席者：事務所の実情に応じて設定。
- ・資料：既存資料を活用することを基本。新たな資料づくりは極力しない。
- ・場所：現場での会議も可とする。

ワンデーレスポンス

工期が1日延びる損失を受発注者間で認識し、双方の問い合わせ等に対し、検討結果(検討に期日を要するものについては回答期日)を1日(即日)で回答し、待ち時間等を最低限に抑えるなど受発注者の情報共有の連携強化を図ります。



いきいき現場向上会議

工事の早期完成や円滑な工程管理の実施に取り組んでいる工事からの選定を基本とし、さらなる促進目的から、供用を控え工程管理が特に重要な工事や受注者が実施可能な工事は積極的に選定するなど、受発注者双方で取り組みを拡大していきます。(複数工事での選定も可能とする)

下記の内容をパッケージにして定例開催を実施します。

- ・工事行程の調整
- ・設計変更協議会
- ・現場施工における課題等の協議

設計変更協議会

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行います。
協議会を通して受発注者の技術力の向上、研鑽も図ります。



- ・開催：開催日時の定期化。飛び込みでも対応可。登録日の期限を設定。
- ・出席者：事務所の実情に応じて設定。受発注者とも決定権者は必ず出席。
- ・内容：基本的には「協議の場」、「相談の場」として実施。
- ・説明者：状況説明等は主任監督員を基本とし、協議事項等は受発注者がするなど臨機応変に対応。
- ・資料：既存資料を活用することを基本。新たな資料作りは極力しない。
- ・場所：現場での会議や出張所～事務所官の「TV会議」も可とする。

<留意事項・各取り組み共通>

- 短時間で十分な議論ができるよう受注者が話しやすい雰囲気づくり。
- 発注者と受注者は対等な立場、パートナーであることの認識を個々が持つ。
- 設計変更・工事中止等のガイドラインの周知徹底と適正運用に心がける。
- 技術伝承の観点から、若手技術者や設計担当職員等も積極的に参加してもらう。
- 原則として当該会議で結論を出す。

工事書類の簡素化

工事関係書類の事務量軽減のため、完成時検査での不要書類の明確化や電子検査の促進を進めていきます。

【電子検査の流れ】



土木コンクリート構造物の品質向上対策

1)九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び手引書の策定

指針(案)策定の背景

- ・平成11年に山陽新幹線の福岡トンネル(博多～小倉間)の覆工コンクリート剥落事故
- ・コンクリートの品質不良などによる道路橋のコンクリート片剥落
- ・九州地方整備局において、コンクリート構造物の品質確保と耐久性向上を図るため、平成14年に学・産・官の委員で構成する「九州地区長寿命コンクリート構造物検討委員会」等を設置して検討に着手した。
- ・平成20年4月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)(以下、指針(案))策定
- ・平成23年3月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)手引書(案)(以下、手引書(案)) 策定
- ・平成26年4月指針(案)、手引書(案)の改訂
- ・令和元年9月指針(案)、手引書(案)の改訂

指針(案)のポイント

- ◆日本道路協会「道路橋示方書」、土木学会「コンクリート標準示方書」及び国土交通省のコンクリート構造物に関する各種規定・基準等を相互に補完。
- ◆構造物の施行プロセスである計画、設計、施工計画、コンクリートの配合設計、コンクリートの製造、施工、検査、維持管理の各段階における品質や耐久性の確保・向上に必要な基本的事項を規定。
- ◆構造物が所要の耐久性、安全性、使用性等を十分に果たす期間である「設計耐用期間」を規定。
- ◆設計段階において、耐久性照査及び温度ひび割れ照査を行うことを規定し、耐久性照査については普通ポルトランドセメントのみではなく、九州地方で使用頻度が高い高炉セメントも適用可能とした。
- ◆スランプは、高密度配筋や施工条件を踏まえ、打込みの最小スランプを考慮し適切に設定することを規定。
- ◆三者会議(工事監理連絡会)を活用し、発注者、設計コンサル、施工業者が施工段階に発生する様々な問題について協議調整することとし、高度な技術的課題など解決が困難な場合は九州地方整備局コンクリート評価委員会を交えて問題の解決を図ることを規定。

指針(案)、手引書(案) http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html

土木工事の品質確保対策(土木コンクリート構造物の品質向上対策)

2)土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

- ・土木コンクリート構造物の品質向上対策を目的として、指針(案)及び手引書(案)に基づく試行を平成23年7月から開始。
- ・本試行は、全国に先駆けて九州地方整備局において実施するもので、試行において運用上の問題点や課題を把握して、指針(案)や手引書(案)等の充実を図り、本運用に移行する。

設計段階

- ・九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び同手引書(案)に基づき、次の3項目について、設計段階から検討する。

①耐久性の照査(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・中性化に伴う鋼材腐食に対する照査及び塩害等に対する照査 → 設計で鉄筋かぶりに反映

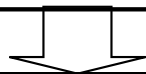
②スランプの設定(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・高密度配筋等を考慮し、打込みの最小スランプに基づく適切なスランプを検討
→ 施工条件等に見合った適切なスランプを選定

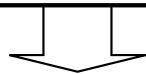
③温度ひび割れの照査(対象は当面、「橋台・橋脚・ボックスカルバート」)

- ・ひび割れ指数を検討 → 目標とするひび割れ指数(一般に1.0)を満足できない場合は、実行性が高く現実的な対策を検討

工事発注



- ・上記①～③の検討結果は、工事設計図書に反映させて工事発注



工事監理連絡会(三者会議)

- ・工事設計図書に反映させている上記①～③の設計意図(条件・結果等)について、設計者から工事の施工業者に伝達し、施工に反映させる。

安全対策(工事事故関係)

令和7年度工事事故防止を目指して

事故の発生により、被災者のみならず家族や企業にも多大の労力と損害や不利益を与えることとなる。
また、事故の発生により国民の信頼を失うとともに施工効率が下がり、品質向上にも影響を与える。
このため、受発注者相互が連携し、常に危機感と緊張感を持って、安全対策に万全を期し、各現場とも「工事事故ゼロ」を目指す。

事故防止重点項目

- ①架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ②墜落・転落事故の防止
- ③建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止

【事故防止対策】

赤字:今年度のポイント

- ①受発注者及び元請・下請間の日頃からのコミュニケーションの充実
- ②作業員及び元請技術者(現場代理人等)が作業手順を確認した上での作業を徹底
- ③受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ④新規入場者等への教育の徹底やフォロー

安全大会の実施



安全パトロールの実施



安全講習会の実施



建設副産物等の取り組み

建設副産物等の取り組みについて

「建設リサイクル推進計画2020」概要①

◆計画の位置付け

○国および地方公共団体のみならず民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中長期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画（今回より全国計画と地方計画を統合）

◆計画の対象

○九州地方建設副産物対策連絡協議会の構成機関が実施する全ての建設工事を対象とするが民間事業者においても本協議会の活動を通じて要請する

◆計画期間と目標設定

○令和2年度から10ヵ年とし、**令和6年度目標値を設定**（詳細は概要②）

◆九州地方における施策のポイント

○過年度の建設副産物実態調査や関係業界団体との意見交換会等の結果より、

九州地域で顕在化している課題について整理

○九州地域で顕在化している個別として、**『建設汚泥の再資源化・縮減率の減少』**など3項目を抽出

○今後、実施すべき施策として、**『建設汚泥の再資源化・縮減等及び建設発生土の有効活用の促進』**など3項目を設定

建設副産物等の取り組み

「建設リサイクル推進計画2020」概要②

●建設リサイクル推進計画2020の目標値

※下段の（ ）は全国計画の値を示す

対 象 品 目		2018年度目標 (推進計画2014)	2018年度 実績	2024年度達成基準	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.5%)	99%以上 (99%以上)	再資源化率が低下しないよう 現状を維持する
コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.3%)	99%以上 (99%以上)	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上 (95%以上)	90.1% (96.2%)	95%以上 (97%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら引き続き現計画の目標 達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上 (90%以上)	78.8% (94.6%)	90%以上 (95%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す
建設混合廃棄物	排出率※1	2.5%以下 (3.5%以下)	1.3% (3.1%)	3.0%以下 (3.0%以下)	排出率が上昇しないよう現状 を維持する
	再資源化・縮減率	50%以上 (60%以上)	54.4% (63.2%)	— (—)	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上 (96%以上)	96.2% (97.2%)	96%以上 (98%以上)	再資源化率・縮減率が低下し ないよう現状を維持する
建設発生土	建設発生土 有効利用率※2	78%以上 (80%以上)	72.2% (79.8%)	80%以上 (80%以上)	有効利用率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設副産物等の取り組み

「建設リサイクル推進計画2020」概要③

●九州地方における建設リサイクルに関する個別課題 <3項目>

（１）建設汚泥の再資源化・縮減率の減少

・建設汚泥の再資源化・縮減率が78.8%と全国（94.6%）より低く、十分な取り組みの成果が発現しているとは言えず、低下の要因を究明する必要がある。

（２）建設発生土の有効利用率の低迷

・建設発生土については、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」の活用により有効利用の促進を図っているが、認知度が低く、参加者数が伸び悩んでいるのが一つの要因となっている。また、自然災害等の復旧工事において建設発生土の有効利用率が低く、これも影響していると考えられる。

（３）再生クラッシュランのストック状況の把握の改善

・産業廃棄物処理業者と連携して、再生クラッシュランのストック状況を構成機関に提供したが、情報更新頻度が少なく、リアルタイムな情報提供まで至らなかった。

●九州地方において実施すべき施策 <3項目>

（１）建設汚泥の再資源化・縮減及び建設発生土の有効利用の促進

・建設汚泥の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率が低い原因と想定される工事における建設汚泥のリサイクル技術の活用や建設発生土のマッチング方法等について検討する。

（２）継続・拡充する取り組み

（イ）再生クラッシュランのストック状況を把握し、各地区別に必要な情報を提供する。

（ロ）建設発生土の有効利用の促進として、官民有効利用マッチングシステムの活用推進に取り組む。

（３）縮小・見直しする取り組み

・建設発生土の受入地について、登録制度の導入を推進し、過剰な処分場の乱立防止や問題がある受入地への搬出防止等、一定の効果は認められた。また、土砂条例等が制定され、適正な処理等を確保する仕組みが一定程度構築されたので、新たな受入登録制度の検討については各機関に委ねる。

建設副産物等の取り組み

・建設リサイクル法第11条通知の徹底

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

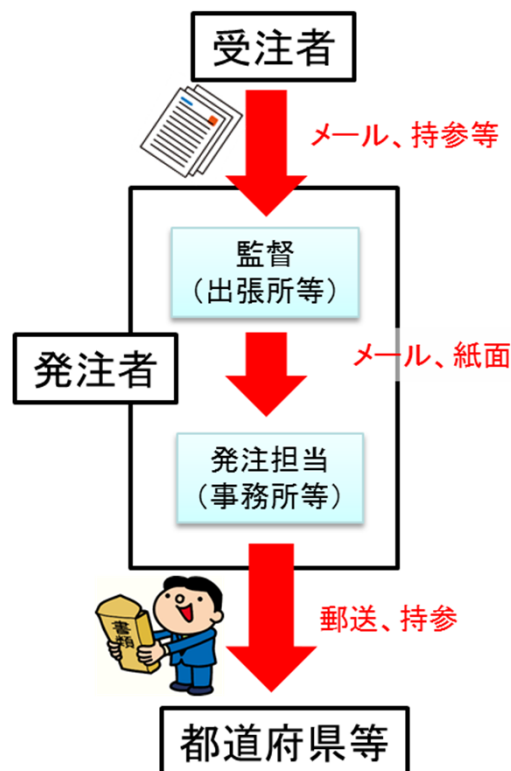
（対象建設工事の届出等）

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（国等に関する特例）

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、**あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。**

■通知の流れ



■通知書

（別紙様式）

平成 年 月 日

通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により別表のとおり通知をします。

知事 殿

通知者官職 氏名 印
官庁所在地 担当者
TEL

特定建設資材の利用に関する計画の通知 別表イ
特定建設資材廃棄物の発生量の見込みの通知 別表ロ

※受付欄	※決裁欄
平成 年 月 日	
番 号	
係長印	

再生資源利用計画書（別表イ、ロ）

1 / 2

様式1-イ 再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事用一

建設副産物情報交換システム 工事ID: 1375549

1. 工事概要

項目	内容
建設年度	
建設場所	
建設内容	
建設規模	
建設種別	
建設時期	
建設主体	
建設担当者	
建設連絡先	
建設備考	

2. 建設資材搬入計画

項目	単位	数量	備考
コンクリート	m ³		
鉄筋	t		
木材	m ³		
土工	m ³		
その他			

2 / 2

様式2-ロ 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

建設副産物情報交換システム 工事ID: 1375549

1. 工事概要

項目	内容
建設年度	
建設場所	
建設内容	
建設規模	
建設種別	
建設時期	
建設主体	
建設担当者	
建設連絡先	
建設備考	

2. 建設副産物搬出計画

項目	単位	数量	備考
コンクリート	m ³		
鉄筋	t		
木材	m ³		
土工	m ³		
その他			

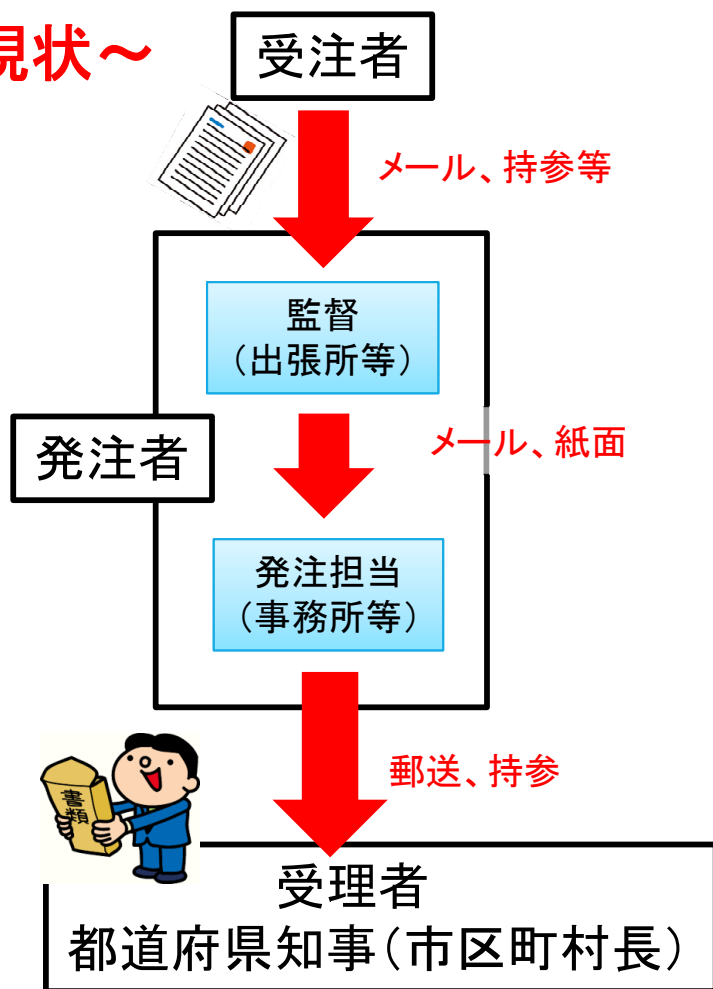
建設副産物等の取り組み

・建設リサイクル法第11条通知手続きの効率化及び通知漏れ防止の取り組み

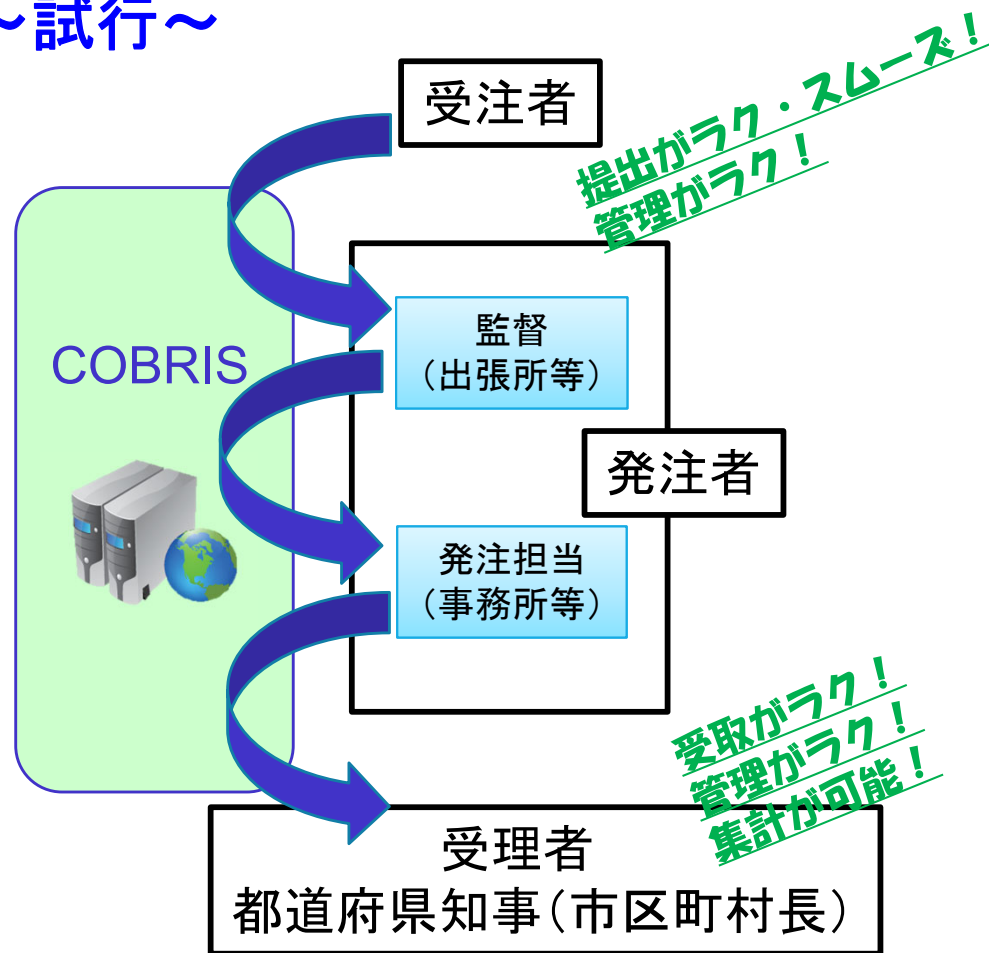
【電子化（試行）による通知】

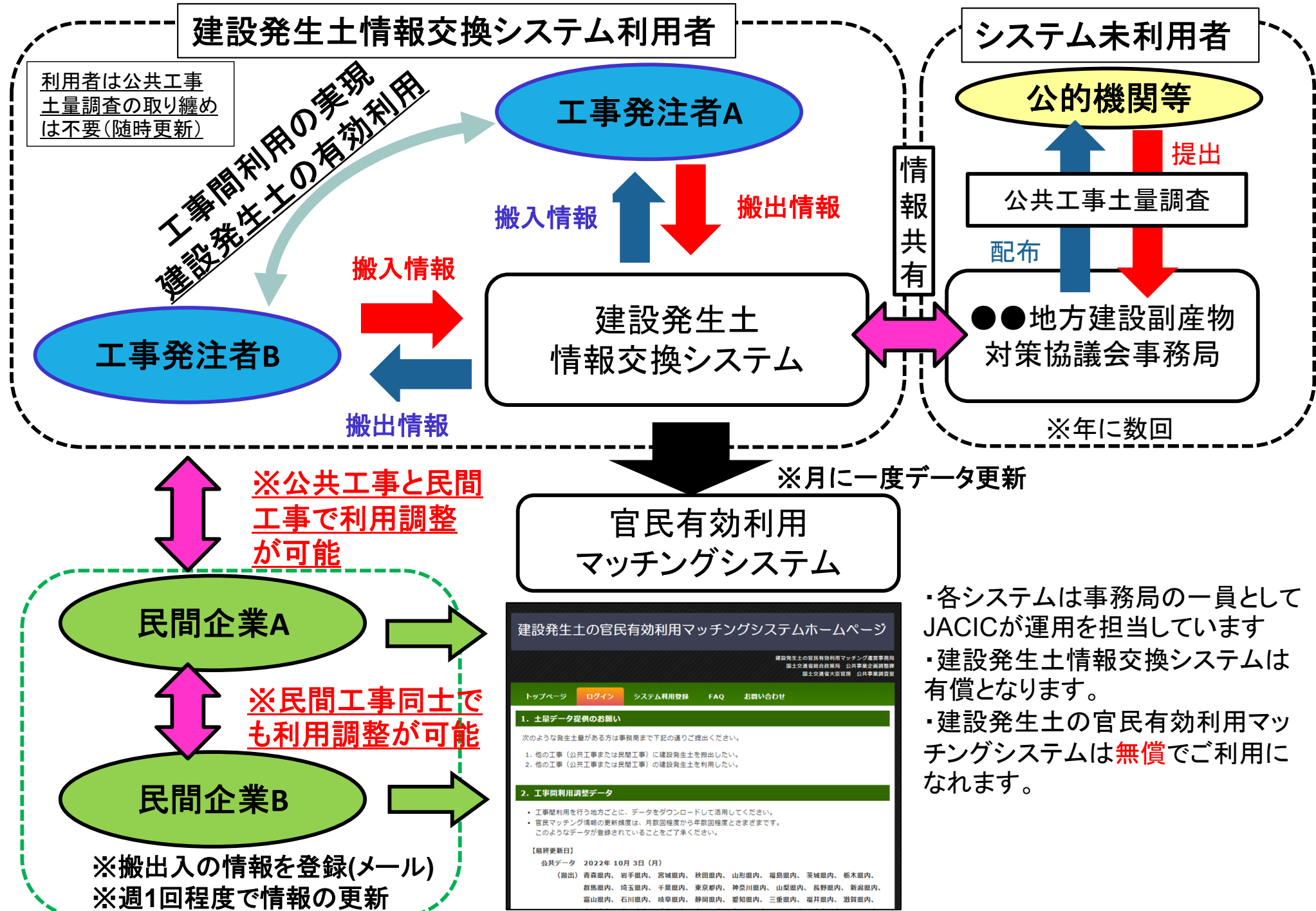
- ・建設リサイクル法第11条通知は、決裁後、郵送・持参など紙面で通知しており、時間と手間がかかっているところ。
- ・電子化することにより、発注者、受注者双方の業務の効率化に繋がるとともに、受注者がCOBRISの入力を行うことにより、発注者が意識しなくても第11条通知の手続きの準備が進められる。

～現状～



～試行～



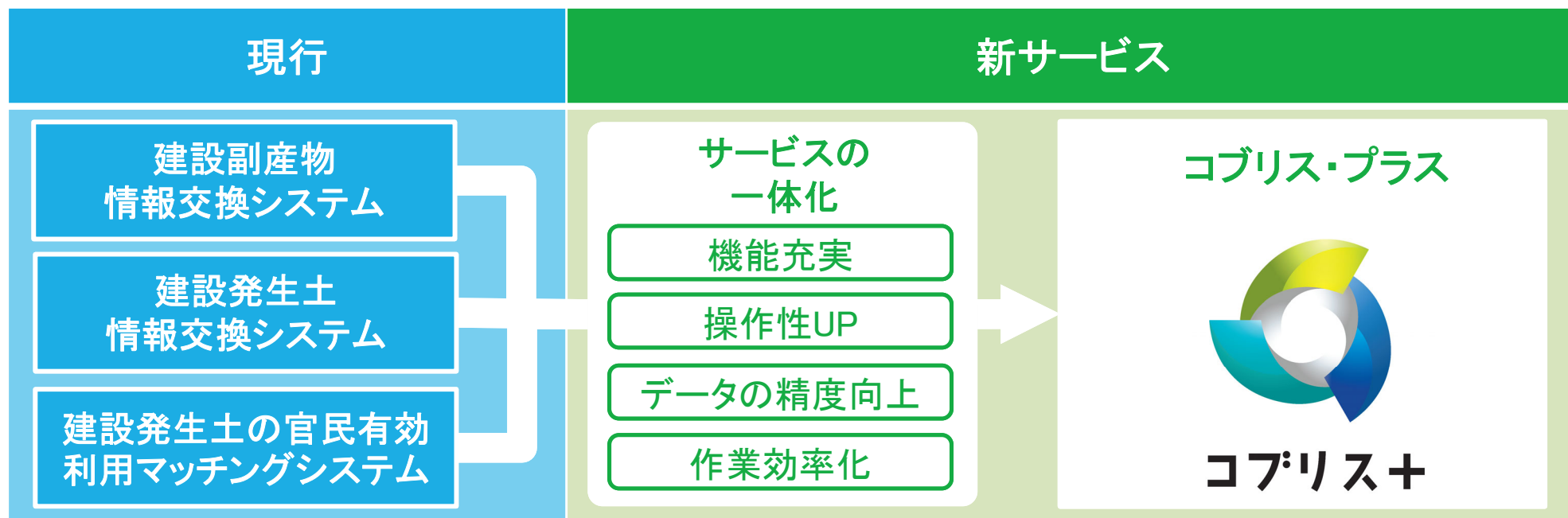


建設副産物等の取り組み

副産物・発生土システムを全面的にリニューアル

「コブリス・プラス」として2025年5月にサービス開始予定

- 1つのIDでコブリスと発生土システムのサービスを利用
- 受注者と発注者でデータを共有し、書類出力を最小限化
- 受発注者双方のチェックにより、データ精度が向上
- 法令に基づく各種帳票の作成に対応
- 利用料金を値下げ



17. 業務の入札制度の透明性の 確保と適正価格での調達・受注

1)令和7年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成19年4月より総合評価落札方式を導入しており、従来の主な調達方式であったプロポーザル方式と価格競争を含めて業務特性に応じた運用に努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月、令和6年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われた。
この中で、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化及び調査・設計の品質の確保という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題となっている。
- これらの課題への対応に向けて、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の調査・設計の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していくことが重要である。
- 令和7年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「調査・設計の品質確保」を加速し、様々な契約制度の積極的活用を図る。

2)ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組[1]

取組内容

【令和7年4月公告業務から適用】
【対象:プロポーザル方式・総合評価落札方式】

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する。
- 関係法令※に基づく認定を取得した企業**を対象に加点評価する。なお、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しているが、認定を受けていない企業は評価の対象としない。

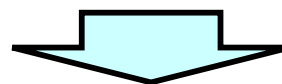
※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）

根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
認定制度	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
概要	・一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進のための取り組みの実施状況や優良な企業を厚生労働大臣が認定	・一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定	・若者の採用・育成の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定
認定基準 (一部抜粋)	・男女別の採用における競争倍率(応募者数／採用者数)が同程度であること ・直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	・男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること ・女性労働者の育児休業等取得率が、5%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと ・過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
加点評価の対象となる認定	・プラチナえるぼし ・えるぼし3段階目 ・えるぼし2段階目又は1段階目、かつ、労働時間等の働き方の基準を満足 	・プラチナくるみん ・くるみん(R7.4.1以降、R4.4.1～R7.3.31) ・トライくるみん(R7.4.1以降) ・くるみん(H29.4.1～R4.3.31) ・トライくるみん(R4.4.1～R7.3.31) ・くるみん(R29.3.31まで) 	・ユースエール 
加点	0.5点（上記「加点評価の対象となる認定」の いずれかを取得 していること）		

2)ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組 [2]

現行(配点)

	プロポーザル方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)
予定技術者の経験及び能力	25	50	35
実施方針・実施フロー・工程表・その他	25	50	25
評価テーマ	50	-	40
賃上げに関する認定	-	6	6
合計	100	106	106



見直し(配点)

	プロポーザル方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)
予定技術者の経験及び能力	25	50	35
実施方針・実施フロー・工程表・その他	25	50	25
評価テーマ	50	-	40
賃上げに関する認定	-	6	6
ワークライフバランスの認定	0.5	0.5	0.5
合計	100.5	106.5	106.5

3)企業及び配置予定技術者の「業務成績」の評価基準の見直し[1]

【令和7年8月公告業務から適用】
【対象：全ての業務】

取組内容

- ・従来、企業及び技術者の業務成績評定点については、3つの業種区分※を一体とした平均評定点（又は平均技術者評定点）を用いて加点評価を行っているところ。
- ・今回、「調査・設計の品質確保」の向上を図るため、**業種区分毎**の平均評定点（又は平均技術者評定点）を用いて加点評価を行う。

※土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

【総合評価落札方式（簡易型）の場合】

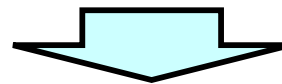
■現行（令和6年8月1日以降公告の場合）

専門技術力（業務成績）《企業》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和4年度～令和5年度）に完了した業務のうち、**3つの業種区分※を一体とした平均評定点**を評価する。

専門技術力（業務成績）《技術者》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去4年間（令和2年度～令和5年度）に完了した業務のうち、**3つの業種区分※を一体とした平均技術者評定点**（再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く）を評価する。



■変更（令和7年8月1日以降公告の場合）

専門技術力（業務成績）《企業》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去2年間（令和5年度～令和6年度）に完了した業務のうち、**業種区分毎の平均評定点**を評価する。

専門技術力（業務成績）《技術者》

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係を除く）の過去4年間（令和3年度～令和6年度）に完了した業務のうち、**業種区分毎の平均技術者評定点**（再委託による業務及び照査技術者としての業務実績を除く）を評価する。

3) 試行業務の概要について(参考)

【令和7年4月公告業務から適用】

分類	試行名	試行概要	試行開始時期	試行適用発注方式	R7年度の方針	九州独自
育成タイプ	担い手育成型	若手・女性技術者の登用促進とベテラン・シニア技術者の活用を図るため、管理技術者に若手または女性技術者を配置し、サポート役として管理補助技術者（ベテラン・シニア）を配置する。	R1年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	○
	技術提案チャレンジ型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、直轄業務の受注実績が無い（少ない）企業の参加機会を確保するため、九州地整の受注実績が無い（又は少ない）企業を優位に評価する。	H29年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	地域特性重視型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務などに、地域要件と地域精通度を設定するとともに、地域特性を踏まえた評価テーマの設定を行う。	R4年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	
簡素化タイプ	簡易型ショート版	技術提案書は、文字数を制限した「業務実施にかかる留意点」のみとし、技術提案資料の作成及び審査を簡素化するとともに、参加表明書と技術提案書を同時提出することにより、手続き期間の短縮を図る。	R2年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	技術提案簡素化型	技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数を制限する。	R2年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	○
	一括審査方式	同一内容の業務を同時期に発注する場合、競争参加者からの提出資料を一部省略し、受発注者双方の業務負担の軽減を図る。 複数の業務に参加表明できるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。	H29年度	総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	
その他	技術者評価重視型	評価テーマに代わり、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェートを拡大することで、業務成果の品質を確保する。	H26年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	
	組合せ評価型 （国土交通省登録資格）	成果品の品質向上を図るため、配置予定技術者の資格要件において、技術士等の資格と共に高い専門力を有する「国土交通省登録資格」を有した者を優位に評価する。	R4年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	

宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

- 令和元年度に、旅費交通費の原則率化(宿泊、滞在を伴う業務は対象外)について、設計業務等標準積算基準書(参考)を一部改定した。
- 令和2年度からは宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等とし、積算の効率化を図っている。
- 令和7年度からは、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正にあわせ、積算方法が変更となり、宿泊費・宿泊手当に要する費用については、当初は計上しない。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法



宿泊、滞在を伴う業務の旅費
交通費は積上げにより算出

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

※ 旅費＝(直接人件費または直接調査費)×率 … ①

区分	日当・宿泊料[千円]
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

※ 日当＋宿泊料＝係数×X … ② X: 延べ宿泊日数、滞在日数〔日〕

【注意点】

「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、
従来どおり別途計上

※ 往復旅行時間にかかる直接人件費
＝基準日額(技術者単価)×移動日数 … ③

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
⇒率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出

※旅費交通費＝①＋②＋③

主な改定内容

(1) 測量業務の諸経費

⇒実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定。

【現行】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
91.2%	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7%



【改定】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
95.8%	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4%

(2) 設計業務等標準歩掛の改訂

⇒実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務、橋梁予備設計、橋梁詳細設計の歩掛を改訂。

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン

パターン		令和 6 年度					令和 7 年度					適 用
		3月1日					4月1日					
今回	従来											
	ケース 1											・新基準を適用する
	ケース 2											・旧基準に基づき予定価格を作成。 ・契約後に改定内容に基づき変更可。
	ケース 3											・新基準を適用しない

※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
(機械設備関連工事・業務も同様に適用)

低入札価格調査基準(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う土木関係建設コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ
また、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.48から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う補償関係コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ
また、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.45から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う建築関係建設コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

測量	H31.4~ 【範囲】 予定価格の60~82% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費×0.48	R6.4~ 【範囲】 予定価格の60~82% 【計算式】 ・直接測量費×1.00 ・測量調査費×1.00 ・諸経費×0.50	地質	H31.4~ 【範囲】 予定価格の2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費×0.80 ・諸経費×0.48	R6.4~ 【範囲】 予定価格の2/3~85% 【計算式】 ・直接調査費×1.00 ・間接調査費×0.90 ・解析等調査業務費×0.80 ・諸経費×0.50
	土木コンサル 【範囲】 予定価格の60~80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.48	【範囲】 予定価格の60~81% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.50		補償コンサル 【範囲】 予定価格の60~80% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.45	【範囲】 予定価格の60~81% 【計算式】 ・直接人件費×1.00 ・直接経費×1.00 ・その他原価×0.90 ・一般管理費等×0.50
	建築 【範囲】 予定価格の60~80%	【範囲】 予定価格の60~81%			

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

2. 令和7年度技術者単価の概要

		対前年度比（H24比）
【全職種（職階）単純平均】	49, 570円	<u>+5. 7%（+58. 6%）</u>

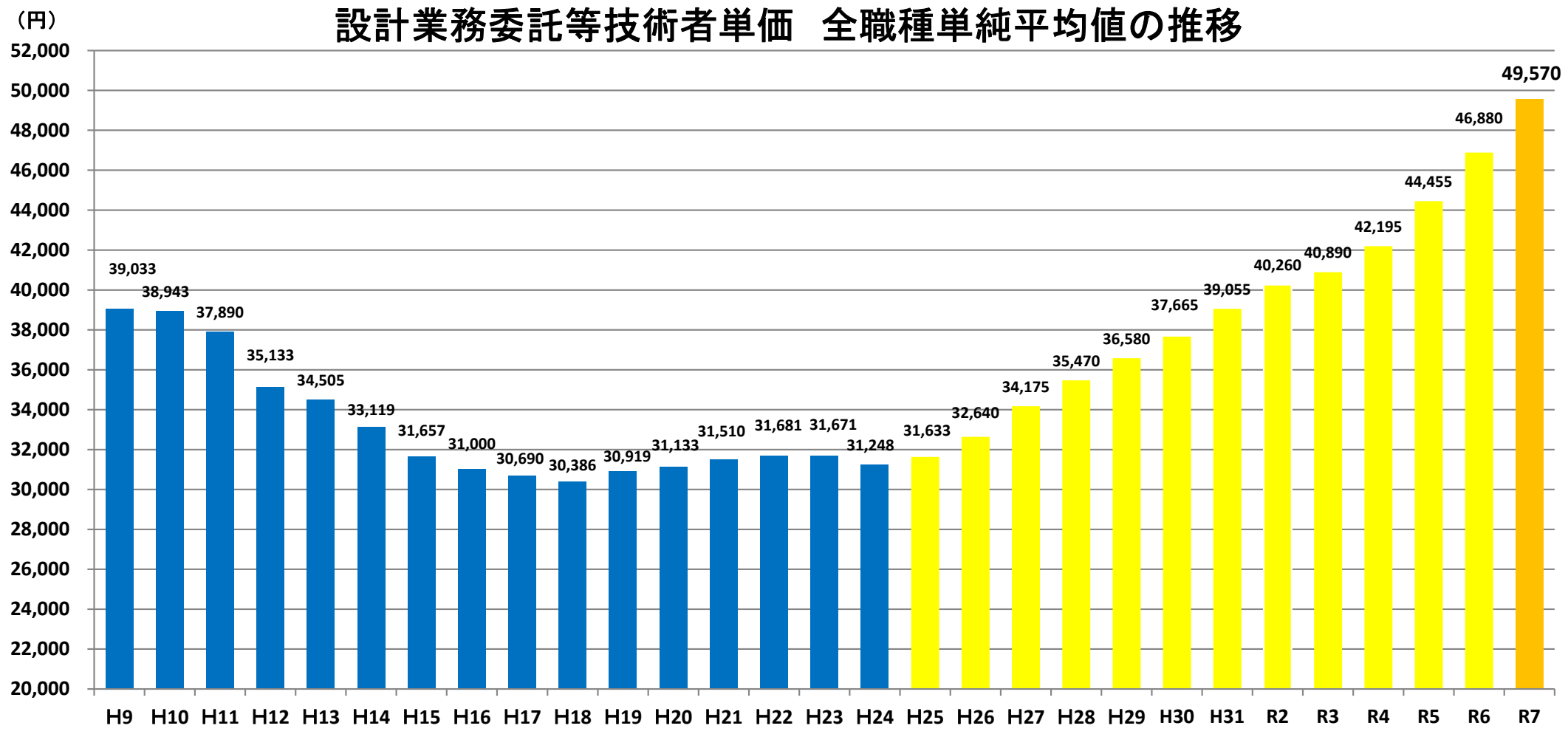
(内訳)		対前年度比（H 2 4 比）	
設計業務（7 職階）	平均 59, 643円	+5. 2%	(+55. 6%)
測量業務（5 職階）	平均 43, 520円	+9. 3%	(+91. 9%)
航空・船舶関係業務（5 職階）	平均 44, 480円	+3. 2%	(+46. 6%)
地質調査業務（3 職階）	平均 44, 633円	+6. 2%	(+63. 7%)

(参考)近10か年の伸び率(全職種(職階)平均)									
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
全職種: +4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	+5.4%	+5.5%

設計業務委託等(設計、測量、地質関係)

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

 全職種平均

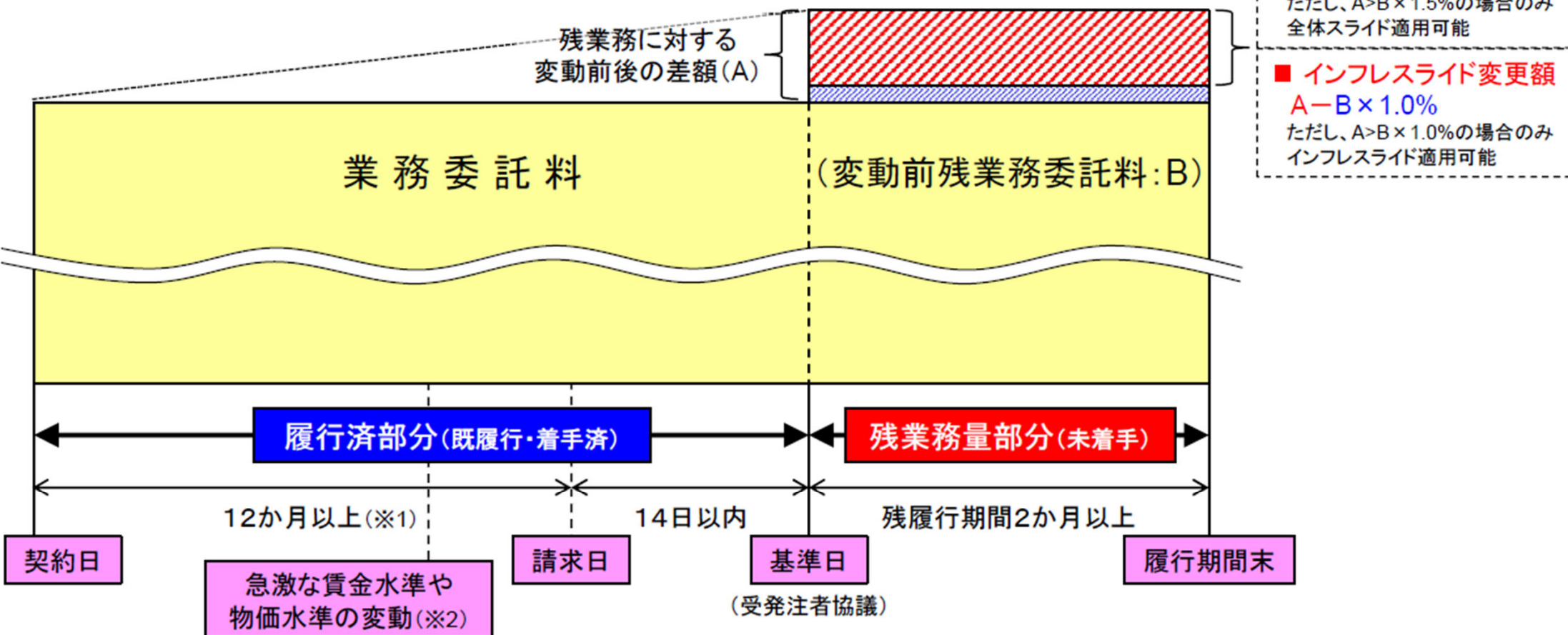
 49,570円 R6年3月比; +5.7%
(平成24年度比+58.6%)

業務スライドの適用について

- ・令和7年12月3日付け通知「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて(試行)」により、令和8年度以降に新規契約となる建設コンサルタント業務等から業務スライドが試行導入されることとなった。

また、発注者は受注者の協力のもと、試行業務のフォローアップ調査を実施する予定。詳細については別途連絡する。

業務スライド(増額)イメージ



※1: 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2: インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

- ・基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。
- ・基準日以降の残業務量について、スライドの対象とする。

■ 履行済部分 ■ 残業務量部分



技術者単価改定

18. 業務の効率と品質向上対策

設計業務の品質確保対策

- ・設計業務等は、事業の上流に位置していることから、その成果が工事に与える影響は大きい。近年、特に設計業務の成果の不備が施工段階において発見されるなど、その品質低下が懸念されていることから、効果的な対策を講じることが急務となっている。
- ・九州地方整備局としては、設計業務等における成果品の品質確保対策として、以下に取り組んでいるところであるが、ガイドライン等の一部改定に伴い、配置予定管理技術者の手持ち業務量の契約金額(通常時と低入札時)を見直す。

○低入札対策及び低入札時における取り組み

入札公告時の取組

○ 履行体制確認型総合評価落札方式の実施〔平成22年6月1日から〕

- ・平成25年度から全ての総合評価落札方式で発注する建設コンサルタント業務等で予定価格が5百万円を超える業務に拡大。

入札手続き期間中

○ 業務実績評価の制限〔平成21年2月23日から〕

- ・業務成績が70点未満の場合、業務実績として認めない。

○ 配置予定管理技術者等の手持ち業務の制限〔平成21年10月19日から〕〔金額変更令和3年8月1日から〕

- ・公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満(補償コンサルタント業務においては手持ち業務量の契約金額2億円未満から1億円未満に、件数を10件未満から5件未満)に読み替える。

履行期間中

○ 監督の強化〔平成21年2月23日から〕

- ・測量、地質調査業務などの外業の現地履行確認体制の強化。(主任技術者の現場常駐の義務づけ)
- ・業務の節目毎に行う照査について、管理技術者及び照査技術者により調査職員に説明。
- ・担当技術者にも有資格者であることを求める。

○ 第三者による妥当性確認の義務付け

- ・自社の照査とは別に、第三者による妥当性確認を明示(実施)。〔平成21年2月23日から〕
- ・第三者照査を実施する技術者資格を技術士(総合技術管理部門又は建設部門)を有する者に強化。
〔平成21年7月7日から〕
- ・第三者照査の実施にあたっては、設計業務成果点検用チェックシートにより実施。〔平成21年7月7日から〕

設計業務の品質確保対策

○適正な履行期間の設定と履行期限(納期)の平準化

- 適正な履行期間の設定〔平成23年4月から〕
 - ・ 業務内容を踏まえ、業務実施に過不足のない適正な履行期間を設定する。
〔原則、設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)より設定〕
- 詳細設計業務における履行期間設定支援(試行)〔平成29年11月から〕
 - ・ 労働環境の改善及び業務特性に応じた「照査期間」の確保を目的に、「履行期間設定支援ツール」を活用し、詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づいた履行期間を設定する。
- 履行期限(納期)の平準化〔平成23年4月から〕

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和6年度 目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和7年度 目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

※翌債・国債・平準化国債等については、令和6年度に契約する件数に対する割合が25%以上となることを目標とする

四半期毎の平準化率の算出方法
各四半期に完了した業務件数／当該年度に完了した業務件数

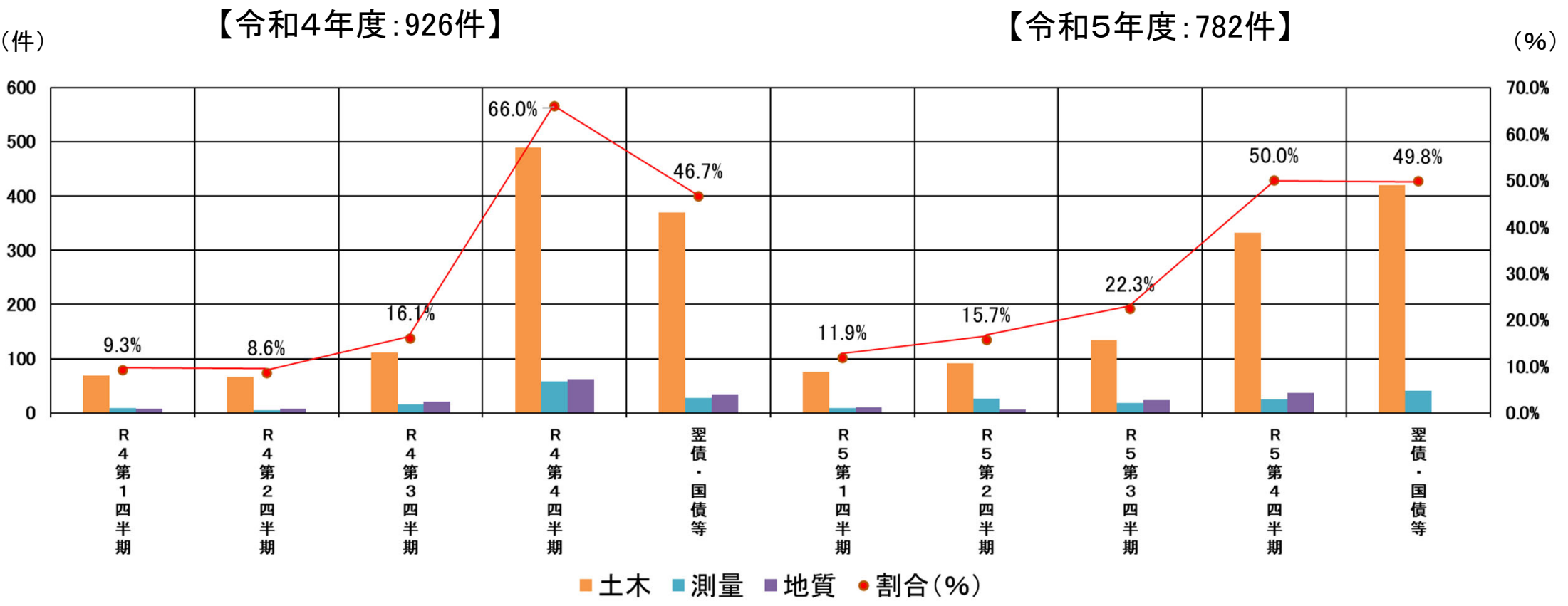
対象業務：測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)

業務の納期平準化(令和4年度、令和5年度)

○履行期限(納期)の平準化状況

- ・ 繰越し制度、国債制度の積極的な活用や早期発注に努めることで、履行期限（納期）の平準化を推進。
- ・ 令和5年度の第4四半期納期の割合は、土木コンサル、測量、地質調査の業種全体で目標値の35%以下に対して50.0%となっている。

■ 履行期限(納期)の平準化状況



※ 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務を対象
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)

○詳細設計業務における履行期間の設定支援(試行)

- 詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づき履行期間を設定できる履行期間設定支援ツールを作成。
- 「契約金額」「主たる工種」から実績に基づく条件確定時期等までの標準的な作業期間を表示。
- 本ツールを発注時の履行期間の設定に活用、契約後は業務スケジュール管理表として活用する試行業務を実施。
- 蓄積される実績データをさらに分析し、各作業の標準期間の設定支援を改善予定。

業務スケジュール管理表 【履行期間設定支援型】

業務名 平成〇年度 ▲▲詳細設計業務
受注者 ○株式会社 TEL
契約額 (消費税込み) ¥35,000,000
主たる工種 道路設計(詳細設計) 履行期間設定支援 自動(デフォルト)
業種区分 (複数選択可) 詳細設計業務 手動設定理由
履行期間 平成29年4月17日 ~ 平成30年1月15日 設計着手日(※) 平成29年4月17日

作業日数は、休日を除いた日数でカウント

「契約金額」「主たる工種」の情報から、標準的な作業完了時期を表示(※)
①設計条件の確定(第1回照査報告)
②報告書とりまとめ時期
③成果照査・納品時期

※実績から平均、標準偏差等に基づき設定。

【設定イメージ】

作業項目

作業項目	2017年4月			2017年5月			2017年6月			2017年7月			2017年8月			2017年9月			2017年10月			2017年11月			2017年12月			2018年1月			集計(休日除く)
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
測量	計画	2/20	(月)	5/17	(水)																								計画日数(クリティカル)	161	日
地質調査	実施	3/20	(月)	6/5	(月)																								作業日数(計画)	0	日
	実施	3/20	(月)	6/5	(月)																								作業日数(実績)	0	日
調査・照査報告	計画	4/21	(金)	12/26	(火)																								照査報告(計画)	4	回
	実施	4/26	(水)	12/26	(火)																								照査報告(実績)	4	回
設計計画(現地調査等含む)	計画	4/17	(月)	4/28	(金)																								クリティカル(計画)	10	日
	実施	4/17	(月)	4/28	(金)																								クリティカル(実績)	10	日
基本事項の確定	計画	5/1	(月)	5/30	(火)																								クリティカル(計画)	20	日
	実施	5/1	(月)	5/30	(火)																								クリティカル(実績)	20	日
設計条件の整理・確認	計画	4/17	(月)	5/30	(火)																								クリティカル(計画)	0	日
	実施	4/17	(月)	5/30	(火)																								クリティカル(実績)	0	日
設計条件の確定(第1回照査報告)	計画	5/19	(金)	6/30	(金)																								クリティカル(計画)	22	日
	実施	5/19	(金)	6/30	(金)																								クリティカル(実績)	22	日
〇〇詳細設計	計画	7/3	(月)	9/29	(金)																								クリティカル(計画)	32	日
	実施	7/3	(月)	9/29	(金)																								クリティカル(実績)	32	日
△△詳細設計	計画	7/3	(月)	10/30	(月)																								クリティカル(計画)	59	日
	実施	7/3	(月)	10/30	(月)																								クリティカル(実績)	59	日
土工の3次元設計	計画	9/20	(水)		11/10	(金)																							クリティカル(計画)	21	日
	実施	9/20	(水)		11/10	(金)																							クリティカル(実績)	21	日
施工計画・仮設構造物設計	計画	6/20	(火)	11/6	(月)	11/22	(水)																						クリティカル(計画)	22	日
	実施	6/20	(火)	11/6	(月)	11/22	(水)																						クリティカル(実績)	22	日
報告書作成・設計成果とりまとめ	計画	10/20	(金)	12/11	(月)	12/19	(火)																						クリティカル(計画)	7	日
	実施	10/20	(金)	12/11	(月)	12/19	(火)																						クリティカル(実績)	7	日
成果照査・納品	計画	12/12	(火)	1/10	(水)	1/15	(月)																						クリティカル(計画)	18	日
	実施	12/12	(火)	1/10	(水)	1/15	(月)																						クリティカル(実績)	18	日
適宜追加	計画																											クリティカル(計画)	15	日	
	実施																											クリティカル(実績)	15	日	
適宜追加	計画																											クリティカル(計画)	0	日	
	実施																											クリティカル(実績)	0	日	

各項目ごとの作業日数の実績が集計可能。

各項目の着手日、完了予定日を入力することでバーチャートを自動表示。

参照:分類データ

【契約金額】

- ①1,000万円未満
- ②1,000万円～2,000万円
- ③2,000万円～3,000万円
- ④3,000万円～4,000万円
- ⑤4,000万円～5,000万円
- ⑥5,000万円以上

【主たる工種】

- ①道路橋設計【詳細設計】
- ②道路設計【詳細設計】
- ③トンネル設計【詳細設計】
- ④河川構造物設計【詳細設計】
- ⑤砂防構造物設計【詳細設計】
- ⑥その他設計【詳細設計】
- ⑦その他業務

※ただし、「⑦その他業務」については設定支援のハイライト表示機能は未実装。履行期間の蓄積のための活用を想定。

(※) 今回の試行版では、①～③をハイライト表示する機能を具備。次年度以降、実績データに基づき、個々の作業項目毎の標準期間の確認できるよう改善

- 各項目の作業期間について受発注者間でのスケジュールを共有する。

327

いきいき現場づくり【業務編】推進のための施策

【目的】 受発注者間の連携やコミュニケーションを強化すると共に、労働環境改善を推進し、更なる調査・設計業務の品質確保を図る。

◆「いきいき現場づくり」の施策は以下の通り。

①ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善を推進する仕組み作りを実施する。

②業務スケジュールの適切な管理

全業務の受発注者が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

③ワンデーレスポンス

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

④円滑な業務を実施するための情報共有

受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組を実施する。

⑤合同現地踏査

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

⑥業務適正履行協議（中間打合せ）

受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等のため、業務の中間打合せ等で業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

⑦意見の窓口

受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

① ウィークリースタンスの実施 ～平成29年度から本格実施～

目的

○受発注者相互で労働環境改善を推進する仕組み作りを実施する。

概要

○九州地方整備局が発注するすべて業務において、労働環境改善を推進する取り組みを実施する。なお、受発注者間で、業務着手時打合せで以下に示す全項目に原則取り組む。

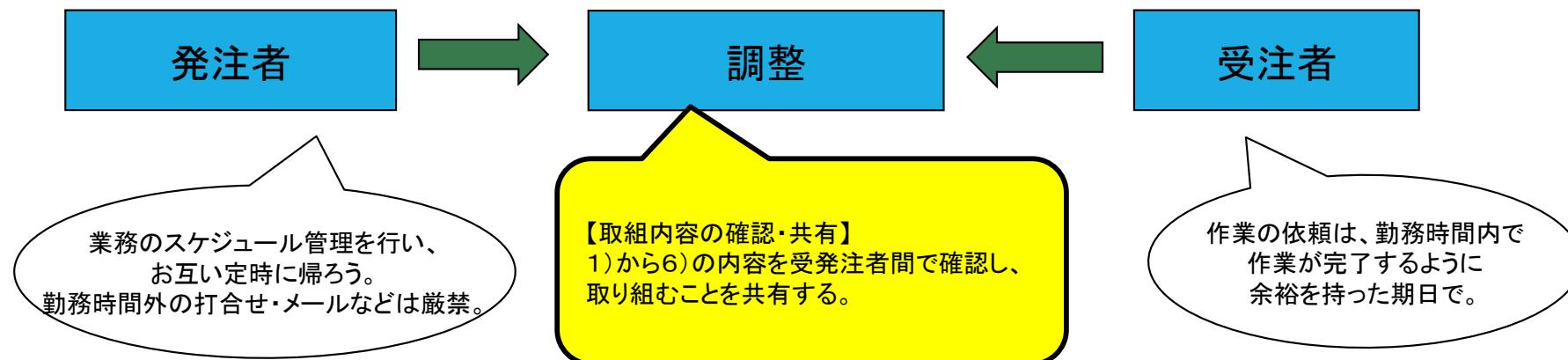
○取組内容については、以下に示す項目を基に、受発注者間で確認・共有のうえ取り組む。

- 1) 勤務時間内で作業が完了する等、業務に対して余裕を持った依頼期限とする。
- 2) 時間外の作業依頼を行わない。
- 3) 業務のスケジュール管理を行い、定時に帰るよう心がける
- 4) 17時以降の会議・打合せ・メール等を行わない
- 5) その他、取り組みが必要と思われる内容
- 6) 業務内容以外の指示を行わない。

実施体制

○発注者＋受注者（実施内容を業務計画書に記載する。）

取り組み内容を受発注者間で確認・共有し、ウィークリースタンスに取り組む。



② 業務スケジュールの適切な管理 ～平成30年度から本格実施～

目的

○全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

概要

○業務の受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成し、発注者と受注者で相互に確認する。

管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が判断する項目・時期、関係業務の成果の確認時期、受発注者の検討期限等)

○発注者は管理表に記載された測量・調査・設計条件等に関する質問等に期限を決め迅速に対応、回答待ちによる作業の遅れや手戻りを防ぐ。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と確認し、管理表に記載。

実施体制

○業務発注担当課＋受注者

発注者

- ・全体履行期間の設定・提示
- ・履行状況の把握

承諾

管理表
(進捗状況共有)

立案・協議

発注者

- ・工程の詳細設定
- ・業務計画協議

発注者

○業務スケジュール管理表にて、工程を毎月管理し、履行期限不足が判明した場合「業務適正履行協議」を行い、必要な履行期限を確保したうえで、業務を実施する。

その他

○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

○全業務※において、作業項目毎の履行期間の蓄積等のため、「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」様式を使用する。

※平成31年度より、検討業務においては「業務スケジュール管理表【検討業務型】」様式になります。

○詳細設計については、「業務履行期限設定支援ツール」の活用を原則※とする。

※業務履行上やむを得ない事情等により履行期間の設定支援ツールを活用することが適切でないと判断される場合を除く。

③ ワンデーレスポンス ～平成23年3月から実施～

目的

○受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

概要

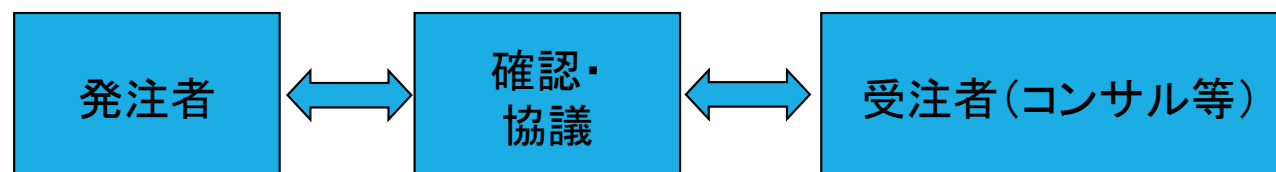
○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。

○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。

※確認・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。

実施体制

○業務発注担当課＋受注者（コンサル等）



その他

○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に確認・協議を行う。

※確認・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえ、適切な時期に行う。

④ 円滑な業務を実施するための情報共有 ～平成29年度から実施～

目的

○受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組に努める。

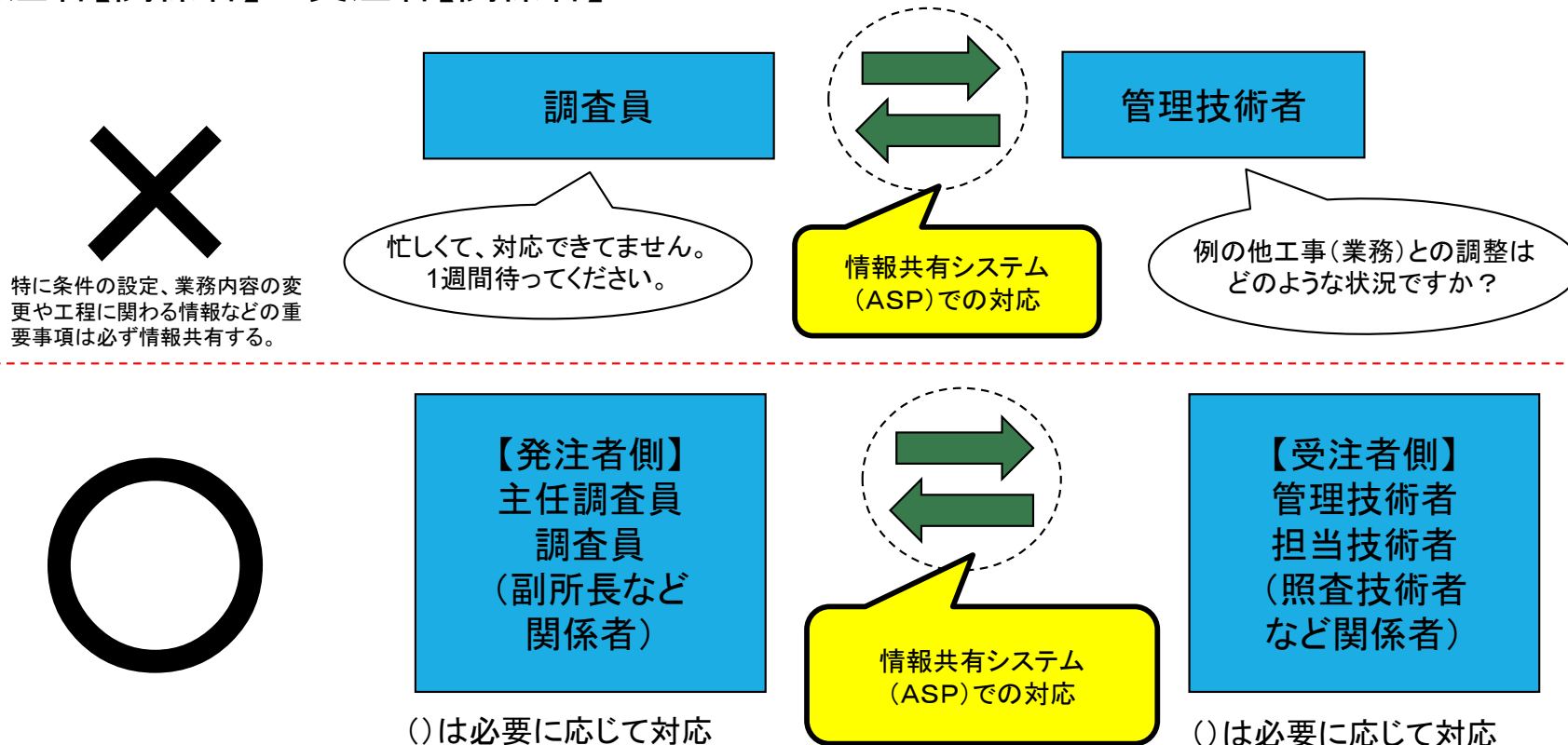
概要

○成果品のアウトラインやスケジュールの共有に努めるものとし、業務着手時の打合せにおいては、受発注者共に、情報共有のため業務に係わる関係者のうち**責任のある立場**のものが出席する。

○情報共有システム(ASP)等の情報伝達の際、調査員と管理技術者のみで行わず、業務に係わる関係者全体で情報を共有しながら、円滑な業務履行を図る。なお、情報共有者は業務着手時の打合せで、受発注者間で協議し決定する。

実施体制

○発注者【関係者】+受注者【関係者】



⑤ 合同現地踏査 ～平成23年3月から実施～

目的

○受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

概要

○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

実施体制

○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等）

主任調査職員
または
調査職員

監督職員
または
主任監督員と見込まれる者

管理技術者

発注担当課

工事監督員等

コンサル等

- ・発注担当課とは、主任調査職員または調査職員
- ・受注者とは、管理技術者、担当技術者
- ・工事監督員等とは、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、
事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等



その他

○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。

（事例：上記以外に地質情報が不足している現場では地質技術者の参画など）

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。

（事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）

⑥ 業務適正履行協議(中間打合せ)～平成29年度から実施～

目的

○受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等の解決のため、業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

概要

発注者と受注者が設計変更の適切な執行と、その変更に伴う適正な工期を確保することを協議する他、業務履行上の課題や問題点等についても中間打ち合わせ等で業務スケジュール管理表を活用し協議する。なお、打合せ対象者は、業務を追加する場合などその都度受注者間で協議し決定する。

○発注者【関係者】+受注者【関係者】

【例1】()は必要に応じて対応

1 発注者
(副所長)、主任調査員、
調査員、関係者

※工期延期等がある場合、
副所長は必ず参加

検討項目を追加したいが、検討内容と
工期とか大丈夫かな？

業務適正履行協議

※関係者で業務履行上の課題や問題点
の解決を図るため協議を行う。
※業務スケジュールを活用し、課題への
対応期間や工程を情報共有する。

【会議の結果】
・検討項目の追加
・履行期間の延伸が決定

2 受注者
管理技術者、担当技
術者、(関係者)

検討項目は、それで十分でだけど、
工期は1ヶ月ほしい。

【例2】

2 よりよい成果のため、
検討ケースを増やそう。
工期は大丈夫かな。

【会議の結果】
・検討ケースの増
・履行期間の延伸が決定

1 検討を進めていたら、現場条件が増えた
ため、検討ケースを増やす必要が生じた。

実施体制

⑦意見の窓口 ～平成27年11月から実施～

目的

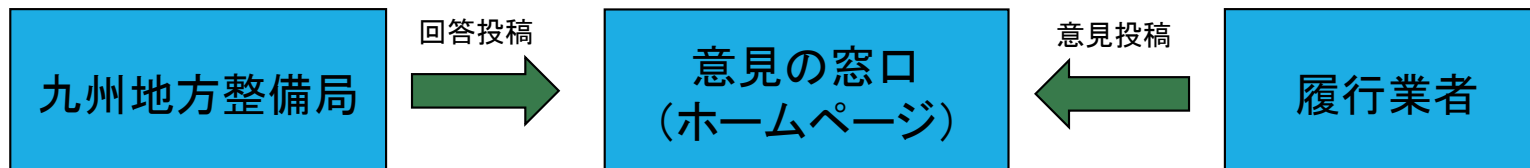
○受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

概要

○九州地方整備局発注の業務に従事されている又は従事された技術者の方からの意見を対象に、「意見の窓口」を活用し業務受注者と問題の解決や円滑な意思疎通が図られることを目指す

実施体制

○九州地方整備局＋履行业者（随時受け付け）



その他

◇意見の窓口URL（平成27年11月から実施）

http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm

設計業務の品質確保対策

○照査に関する取り組み

○ 設計業務成果品点検用チェックシート(CS)の活用の義務化〔平成23年9月から〕・・・【九州の取組】

【内容】

- ・167細目について、共通仕様書〔第1211条(1)設計業務成果概要書または報告書作成〕をチェックシート作成に読み替え作成・提出。なお、主な内容としては、「設計条件」「各部材等の計算結果」「設計フロー」「標準断面図」等を取りまとめる。

○ 照査報告時における照査技術者の同席〔平成24年1月から〕・・・【全国の取組】

- ・回数については、「詳細設計照査要領(H11.3)」を準拠し、原則、3回実施する(詳細設計照査要領(H29.3)も同様)。

○ 条件明示チェックシートの作成〔平成24年5月から〕・・・【全国の取組】

【内容】

- ・詳細設計業務の発注時において、必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するために作成するものである。

※条件明示チェックシートは、予備設計の成果品として納品し、詳細設計発注時に活用する。(条件明示ガイドラインより)

【対象】

- ①道路詳細設計(平面交差点設計含む)、②橋梁詳細設計、③山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、④共同溝詳細設計
- ⑤樋門・樋管詳細設計、⑥排水機場詳細設計、⑦築堤護岸詳細設計、⑧砂防堰堤詳細設計

○ 照査結果の根拠資料提示による照査体制の強化(赤黄チェック)〔平成25年7月から〕・・・【全国の取組】

- ・詳細設計業務において、受注者は照査時の確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込んだ資料を残し、その資料を照査根拠として、成果品の納入時に発注者に提示する照査体制強化の取組を試行的に実施。

○ 詳細設計照査要領の改定に基づく照査結果の報告〔平成29年3月から〕・・・【全国の取組】

【改定概要】

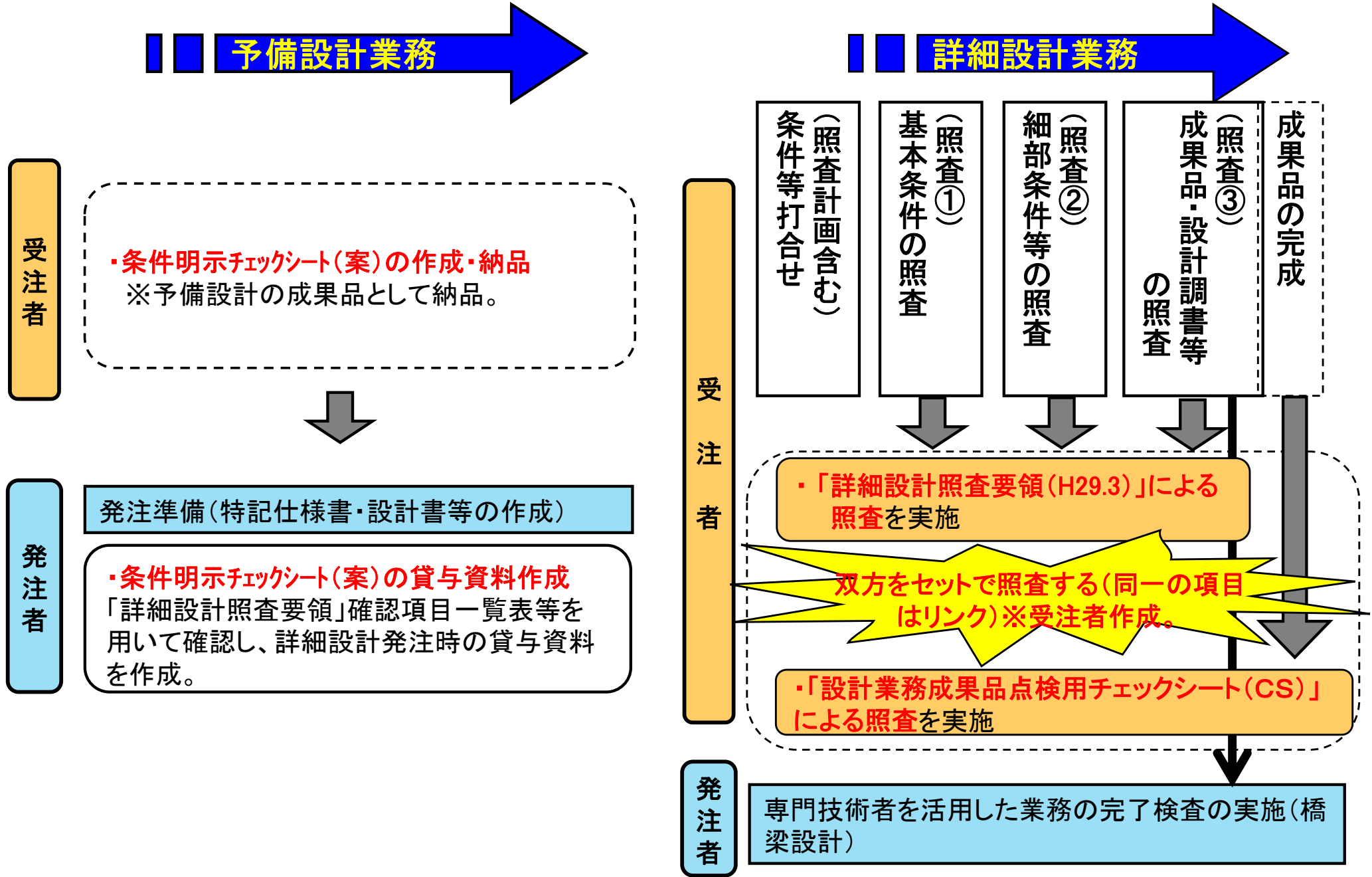
- ・関連基準の改定に基づく照査項目の追加、・重要度が高い照査項目の追加 など。

【対象】

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、④道路詳細設計(平面交差点、小構造物を含む)
- ⑤橋梁詳細設計(鋼橋、コンクリート協)、⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討含む)、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

設計業務の品質確保対策

○照査に関する取り組み(フロー)



（参考）令和7年度補正予算

令和7年度 国土交通省補正予算概要

補正予算国費総額

3兆 557億円

公 2兆 873億円
非 9,684億円

I. 生活の安全保障・物価高への対応 8,298億円

公 1,387億円
非 6,911億円

1. 足元の物価高への対応 36億円

公 18億円
非 19億円

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定 8,043億円

公 1,289億円
非 6,754億円

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備 218億円

公 80億円
非 138億円

II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現 2兆1,483億円

公 1兆9,421億円
非 2,062億円

1. 経済安全保障の強化 1,215億円

公 6億円
非 1,209億円

2. エネルギー・資源安全保障の強化 2,158億円

公 1,851億円
非 307億円

3. 防災・減災・国土強靱化の推進 1兆8,003億円

公 1兆7,527億円
非 476億円

4. 未来に向けた投資の拡大 107億円

公 38億円
非 69億円

III. 防衛力と外交力の強化

776億円

公 65億円
非 711億円

1. 外交・安全保障環境の変化への対応 765億円

公 65億円
非 700億円

2. 米国関税への対応 11億円

非 11億円

- ※1 公は公共事業関係費、非は非公共事業費である。
 ※2 計数は四捨五入の関係で端数において合計と一致しない場合がある。
 ※3 デジタル庁一括計上分を含む。
 ※4 G×経済移行債（環境省事業。国土交通省と環境省で連携して実施）を含む。

上記のほか、

- (1) ゼロ国債（事業費 777億円）
 (2) 事業加速円滑化国債（事業費 1,291億円（R7支出予定額を含む））
 (3) 財政投融资（156億円）
 (4) 国営追悼・祈念施設整備事業に係る費用の追加
 （東日本大震災復興特別会計 2.1億円）

等がある。

公共事業

2兆 873億円※1

(R6補正 1兆9,126億円、R6補正1.09倍、1,748億円増額)

○うち国土強靱化(実施中期計画)

1兆2,346億円

(R6補正 9,131※2億円、R6補正1.35倍、3,214億円増額)

非公共事業

3,943億円

(R6補正 3,352億円、R6補正1.18倍、591億円増額)

○国土強靱化(実施中期計画)

240億円

○造船業の再生に向けた支援策

1,204億円

○「交通空白」の解消等に向けた地域公共交通
のり・デザインの全面展開

352億円

※公共も含めると379億円

※上記の他、鉄道局計上分 50億円の内数、観光庁計上分 78億円の内数

○高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長

78億円

○持続可能な観光の推進

225億円

○海上保安能力の強化等

710億円

※公共も含めると793億円

等

合計(デジタル庁一括計上分124億円を含む)

2兆4,817億円

(R6補正 2兆2,478億円、R6補正1.10倍、2,339億円増額)

一般会計から自動車安全特別会計への繰り戻し5,741億円を含んだ場合の合計 3兆 557億円

(R6補正 2兆2,478億円、R6補正1.36倍、8,080億円増額)

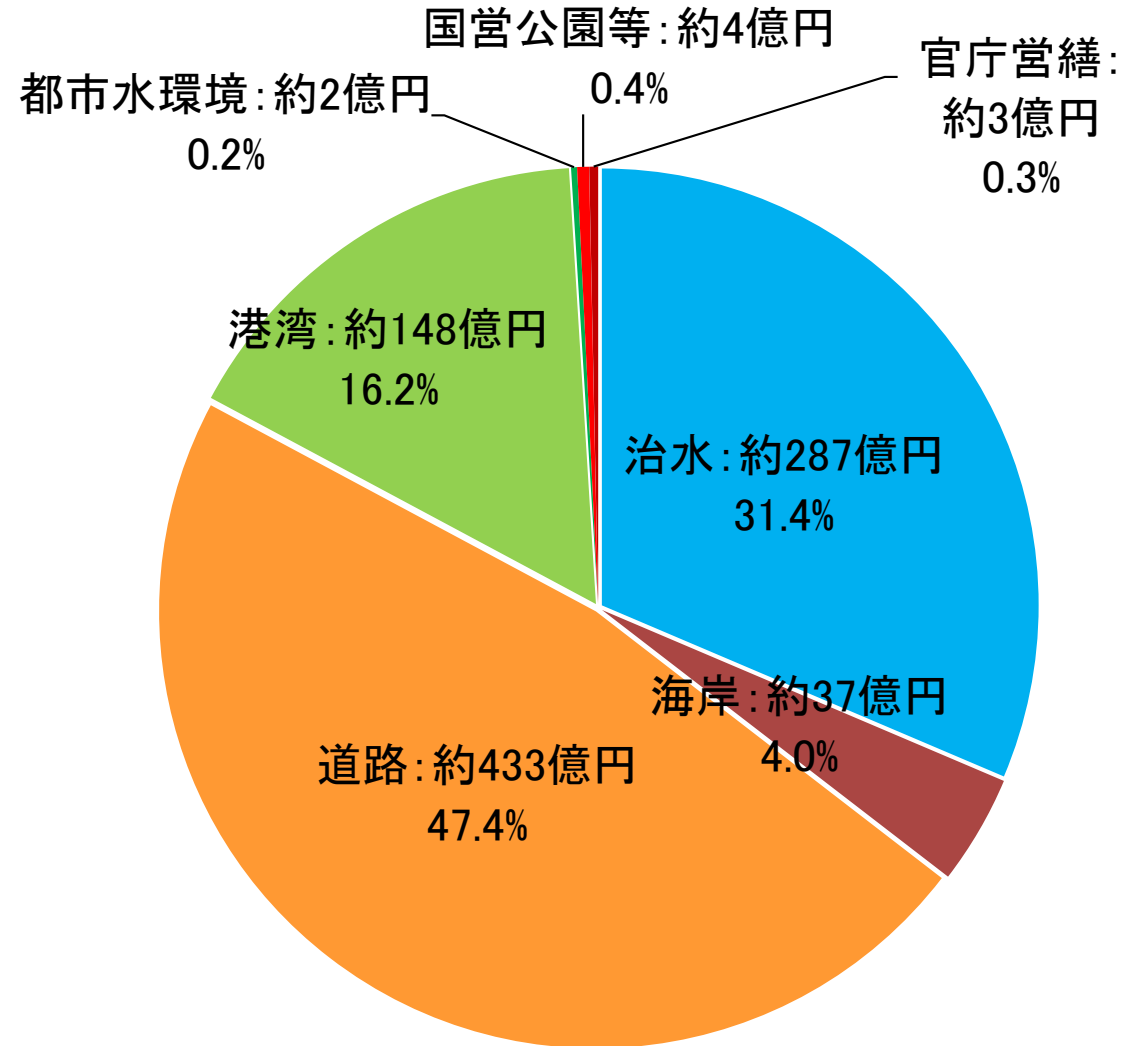
※1.公共事業の計数には、GX経済移行債750億円(環境省事業。国土交通省と環境省で連携して実施)を含む。

※2.「国土強靱化緊急対応枠(2,467億円)を含めた「5か年加速化対策」の額である。

※3.上記の他に、財政投融资(156億円)がある。

令和7年度補正予算の基本的考え方

- 「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)において、取り組む施策として掲げられた
 - I. 生活の安全保障・物価高への対応
 - II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
 の二つの柱について、各項目を実施する。
- 「I. 生活の安全保障・物価高への対応」においては
 - (1) 足元の物価高への対応
 - (2) 地方の伸び代の活用と暮らしの安定
 - (3) 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備に取り組む。
- 「II. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」においては、
 - (1) 経済安全保障の強化
 - (2) エネルギー・資源安全保障の強化
 - (3) 防災・減災・国土強靱化の推進
 - (4) 未来に向けた投資の拡大に取り組む。



九州地整関係 直轄事業合計 約916億円

【参考】国土交通省関係 直轄事業合計 約6,526億円

※計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。
 ※上記の事業費にはゼロ国債は含まれない。

(単位:百万円)

区 分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	山口県 (下関市)	合 計
治 水	2,468	2,269	5,720	2,365	2,483	3,217	2,574	0	21,097
海 岸	320	71	127	240	130	40	60	0	988
道 路	3,461	4,448	12,159	7,268	8,404	3,066	4,065	0	42,870
港 湾	0	0	0	350	0	260	95	0	705
空 港	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住 宅 整 備	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街地整備	934	16	4	12	0	945	12	0	1,923
上 下 水 道	5	29	6	10	0	0	20	0	70
水 道	94	80	387	0	45	0	0	0	606
下 水 道	200	200	0	76	0	0	14	0	490
国 営 公 園 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会資本総合整備	42,612	10,563	14,805	18,190	10,281	13,751	15,732	83	126,016
推 進 費 等	0	0	0	104	0	0	0	0	104
合 計	50,094	17,676	33,207	28,616	21,343	21,279	22,571	83	194,869

※本表は、四捨五入の関係で端数において合計と一致しない場合がある。
※本表には、ゼロ国債及び工事諸費等は含まれない。
※社会資本総合整備(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)の事業費は、配分する国費をもとに推計したものである。

（参考）令和8年度予算決定概要

令和8年度 国土交通省予算決定概要

第1 令和8年度予算のポイント

《令和8年度国土交通省関係予算》

1. 国費総額

(1) 一般会計 **6兆 749億円 (1.02倍)**

令和7年度当初予算 5兆9,528億円 (+1,221億円)

公共事業関係費 **5兆2,950億円 (1.00倍)**

令和7年度当初予算 5兆2,753億円 (+198億円)

○一般公共事業費 **5兆2,513億円 (1.00倍)**

令和7年度当初予算 5兆2,336億円 (+177億円)

○災害復旧等 **437億円 (1.05倍)**

令和7年度当初予算 416億円 (+21億円)

非公共事業 **7,798億円 (1.15倍)**

令和7年度当初予算 6,775億円 (+1,023億円)

○その他施設 **584億円 (1.00倍)**

令和7年度当初予算 584億円

○行政経費 **7,215億円 (1.17倍)**

令和7年度当初予算 6,190億円 (+1,024億円)

(2) 東日本大震災復興特別会計 **348億円 (0.57倍)**

令和7年度当初予算 614億円 (Δ267億円)

2. 財政投融资 **1兆3,709億円 (1.03倍)**

令和7年度当初予算 1兆3,292億円 (+417億円)

○ 令和7年度補正予算 (国土交通省関係)

合計 2兆4,817億円 (デジタル庁一括計上分124億円を含む)

〔一般会計から自動安全特別会計への繰戻し5,741億円を含んだ場合の合計 3兆557億円〕

公共事業関係費 2兆873億円

うち国土強靱化(実施中期計画)関係 1兆2,346億円

非公共事業費 3,943億円

第2 令和8年度予算の基本方針

(基本的な考え方)

○ 我が国は、名目GDPが600兆円を超え、力強い賃上げが実現しつつあるなど、成長と分配の好循環が動き始める一方で、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震、老朽化したインフラの保全等の課題に直面している。こうした中、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、「強い経済」を実現するためには、「危機管理投資」と「成長投資」を強力に進めていくことが必要である。

○ このためには、能登半島地震からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえたインフラ老朽化対策の加速化等、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、「危機管理投資」等を進めながら、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野への国内投資の持続的な拡大、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上等に寄与する戦略的な社会資本整備、インフラシステム海外展開、観光立国・物流革新・造船能力の抜本的強化に向けた取組、DX・GXを推進する。加えて、地方創生や国土計画の実現に資する地域活性化・まちづくりの推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。これらの施策を実現するため、令和8年度予算では、

- ・国民の安全・安心の確保
- ・持続的な経済成長の実現
- ・個性をいかした地域づくりと持続可能で活力ある国づくり

を3本柱に、次頁の主要課題をはじめとして、令和7年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進める。

○ その際、国土強靱化については、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進する。また、物価上昇が継続する中、長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める。

(公共事業の適確な推進)

○ 社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。予防保全型メンテナンスへの本格転換等既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保する。

○ また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、第三次・担い手3法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入やi-Construction2.0の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における賃上げ等の処遇改善、働き方改革の推進、外国人材の受入れ・育成等を通じた中長期的な担い手の確保に取り組む。

（参考） 令和7年度予算

《令和7年度国土交通省関係予算》

令和6年3月28日 成立

1. 国費総額

(1) 一般会計 5兆9, 528億円(1. 00倍)

公共事業関係費 5兆2, 753億円(1. 00倍)

非公共事業 6, 775億円(1. 02倍)

(2)東日本大震災復興特別会計 614億円(1. 33倍)

2. 財政投融资 2兆789億円(0. 89倍)

※倍率は、前年度「通常分」との比較

《デジタル庁一括計上 [334億円]》

国土交通省が所管する政府情報システムに係る予算については、デジタル庁に一括計上した上で、国土交通省において執行する。

(一括計上されるシステム)

- ・ 国土交通本省行政情報ネットワークシステム
- ・ 次世代河川情報システム
- ・ 特殊車両通行許可システム
- ・ 海事局情報連携等基盤システム
- ・ 地方整備局等行政情報システム
- ・ 気象資料総合処理システム

等

主な項目	
✓「流域治水」の加速化・深化	6,360億円(1.01)
✓ 防災情報等の高度化の推進	197億円(1.07)
✓ インフラ老朽化対策の推進	7,889億円(1.03)
✓ 効果的な物流ネットワークの早期整備・活用	3,676億円(1.02)
✓「インフラ分野のDXアクションプラン」の推進	79億円(0.94)
✓ 持続可能な建設業の実現	5億円(1.03)
など	

令和7年3月31日 成立

《令和6年度一般会計予算》

1. 国債費 28兆2,179億円

2. 一般歳出 68兆2,452億円

うち社会保障関係費 38兆2,778億円
うち社会保障関係費以外 29兆9,674億円

3. 地方交付税交付金等 19兆0,784億円

《令和7年度予算のポイント(抜粋)》

R6経済対策・補正予算と合わせて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算

○重点政策課題への対応

・安全保障、こども・子育て戦略、GX投資推進、AI・半導体産業基盤強化)

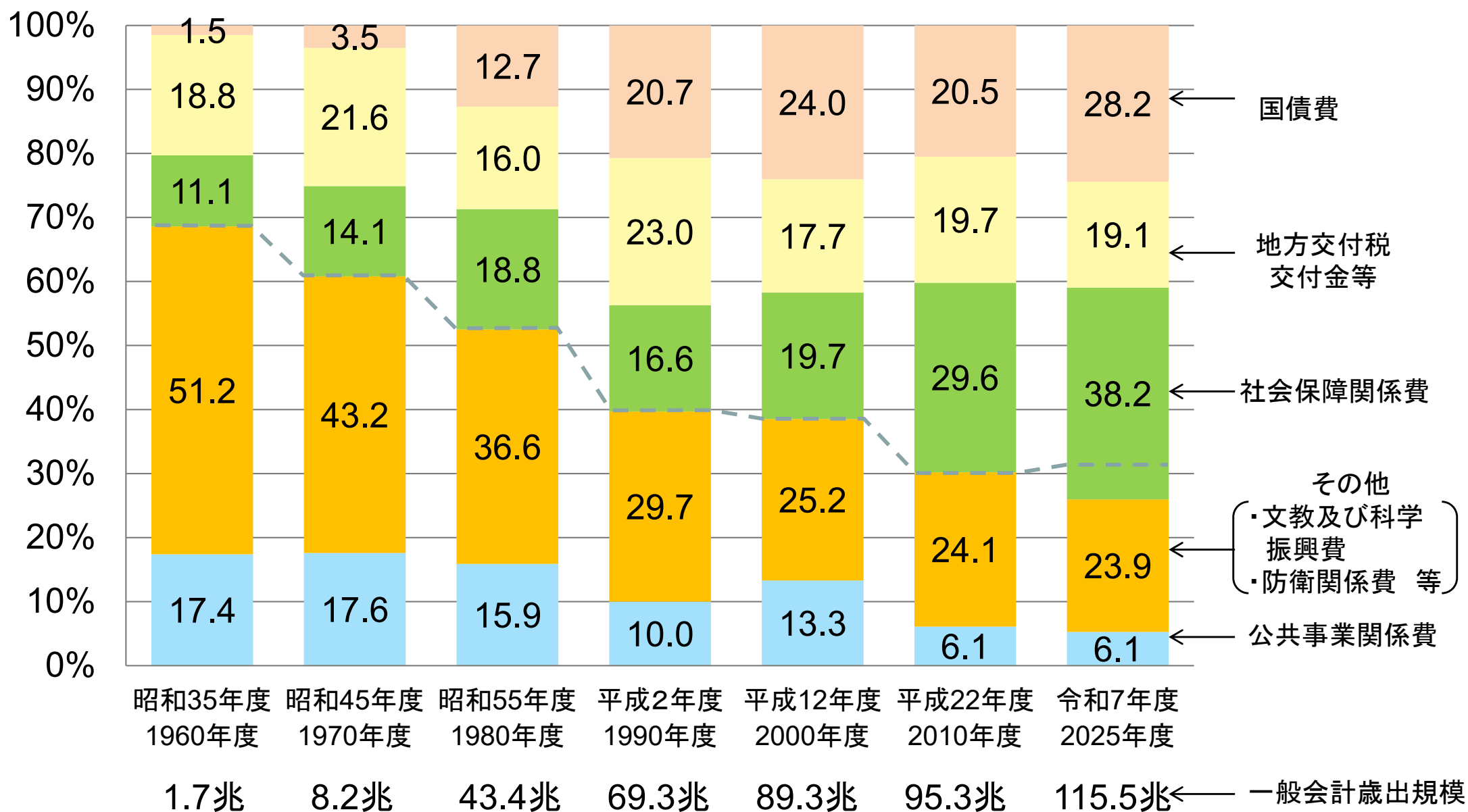
○経済

・経済・物価動向を反映した予算編成)

○経済再生と財政健全化の両立

○「歳出の目安」における経済・物価動向への配慮

我が国の財政状況（一般会計歳出に占める主要経費の割合の推移）



※平成22年度までは決算、令和7年度は当初予算による。

（財務省公表資料を元に作成）

当初予算の比較

(事業費ベース、単位:億円)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
直轄事業	本省配分	1,802	1,835	0.98
	一括配分	909	884	1.03
	九州地整計	2,710	2,719	0.99
	全 国	25,482	25,356	1.00
補助事業等	本省配分	5,246	5,271	1.00
	一括配分	276	211	1.31
	九州地整計	5,522	5,482	1.01
	全 国	58,402	49,945	1.17
合 計	本省配分	7,047	7,106	0.99
	一括配分	1,185	1,095	1.08
	九州地整計	8,232	8,201	1.00
	全 国	83,884	75,301	1.11

注)本表は、ゼロ国債は除いている。

注)補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む。

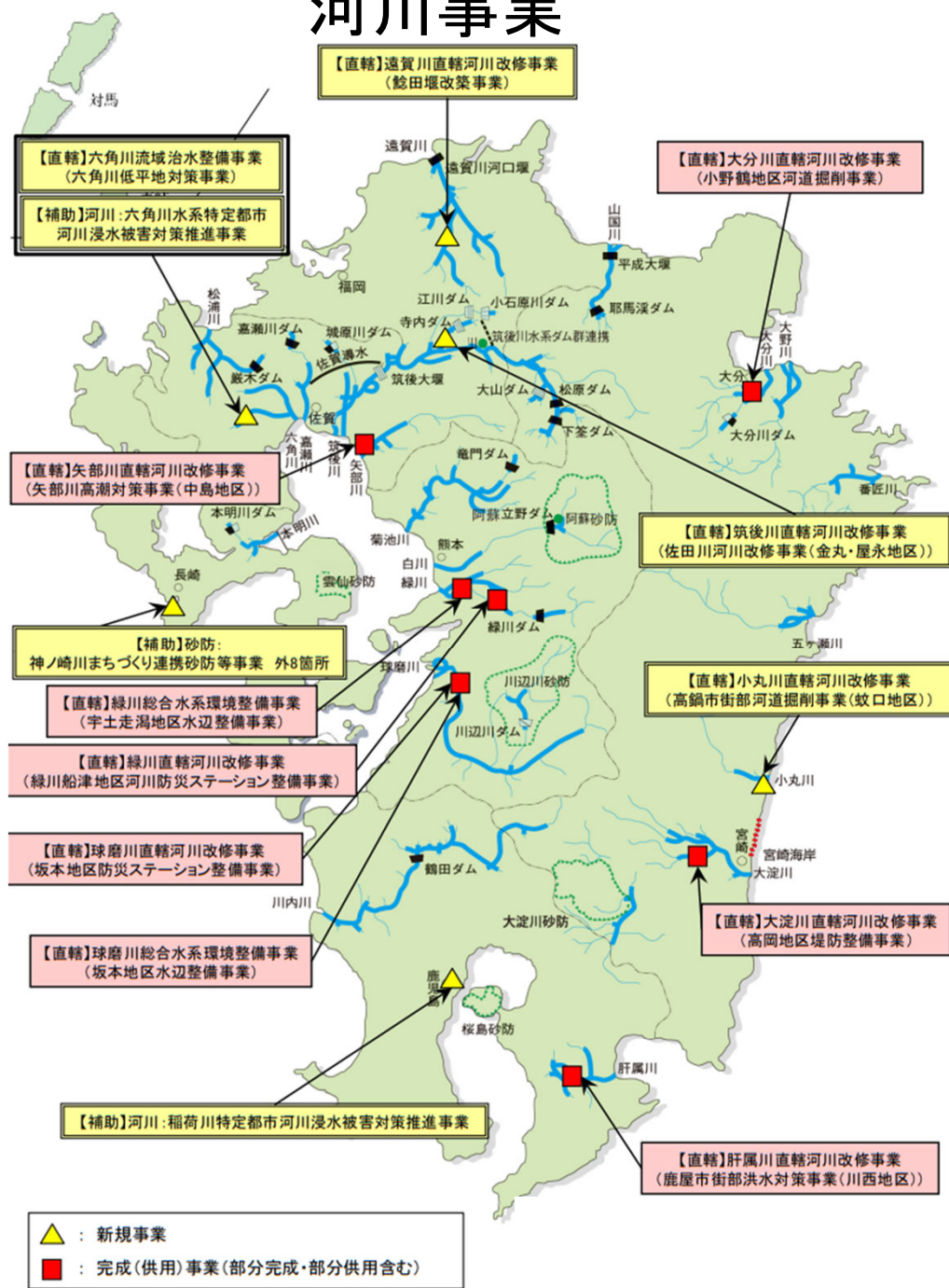
注)本表は、工事諸費等を除いている。

注)端数処理の結果、合計と一致しないことがある。

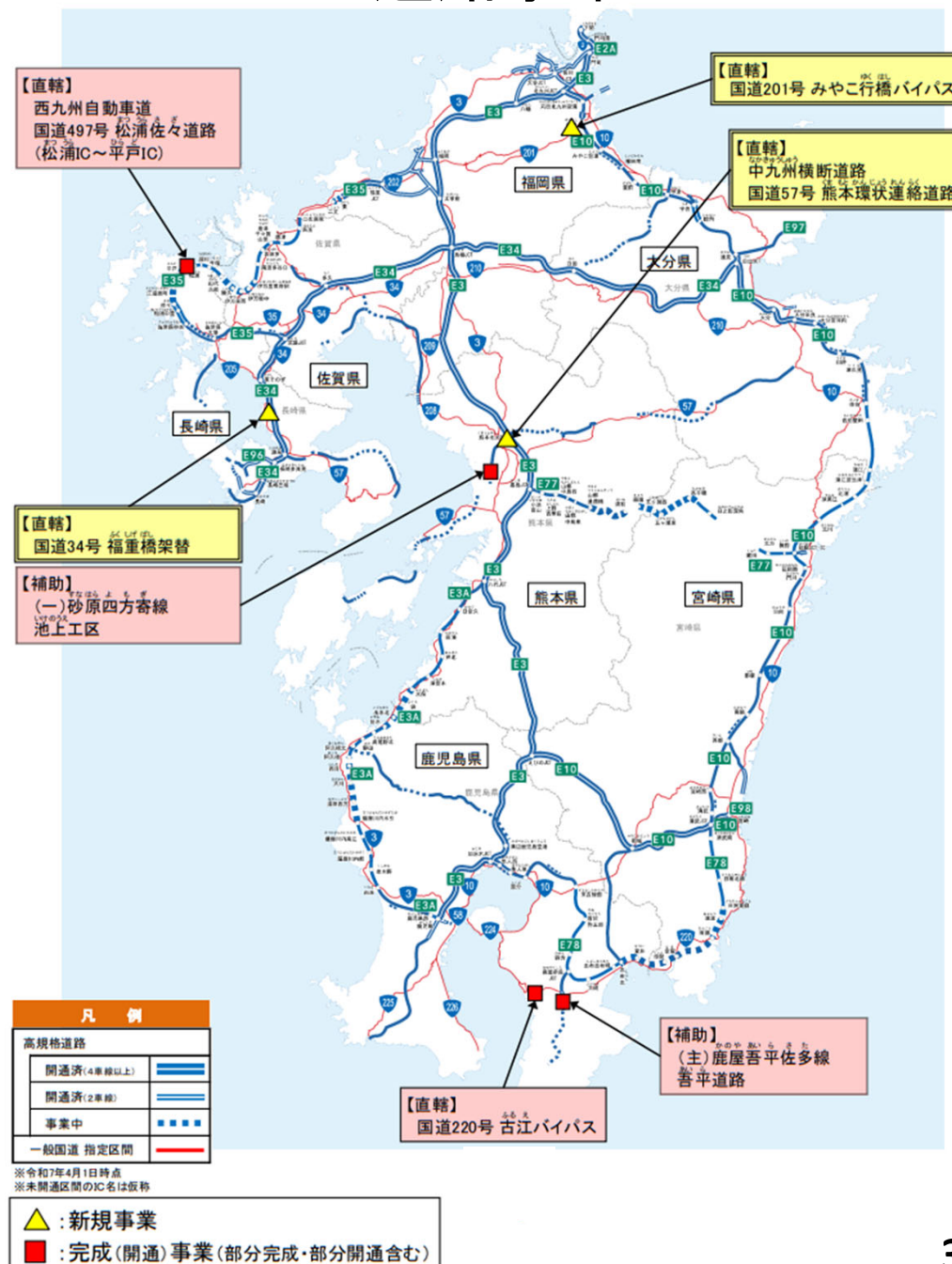
注)上記の他に、災害復旧関係事業として直轄約37億円が配分予定である。

九州地方整備局の令和7年度 主な完成及び新規事業箇所

河川事業



道路事業



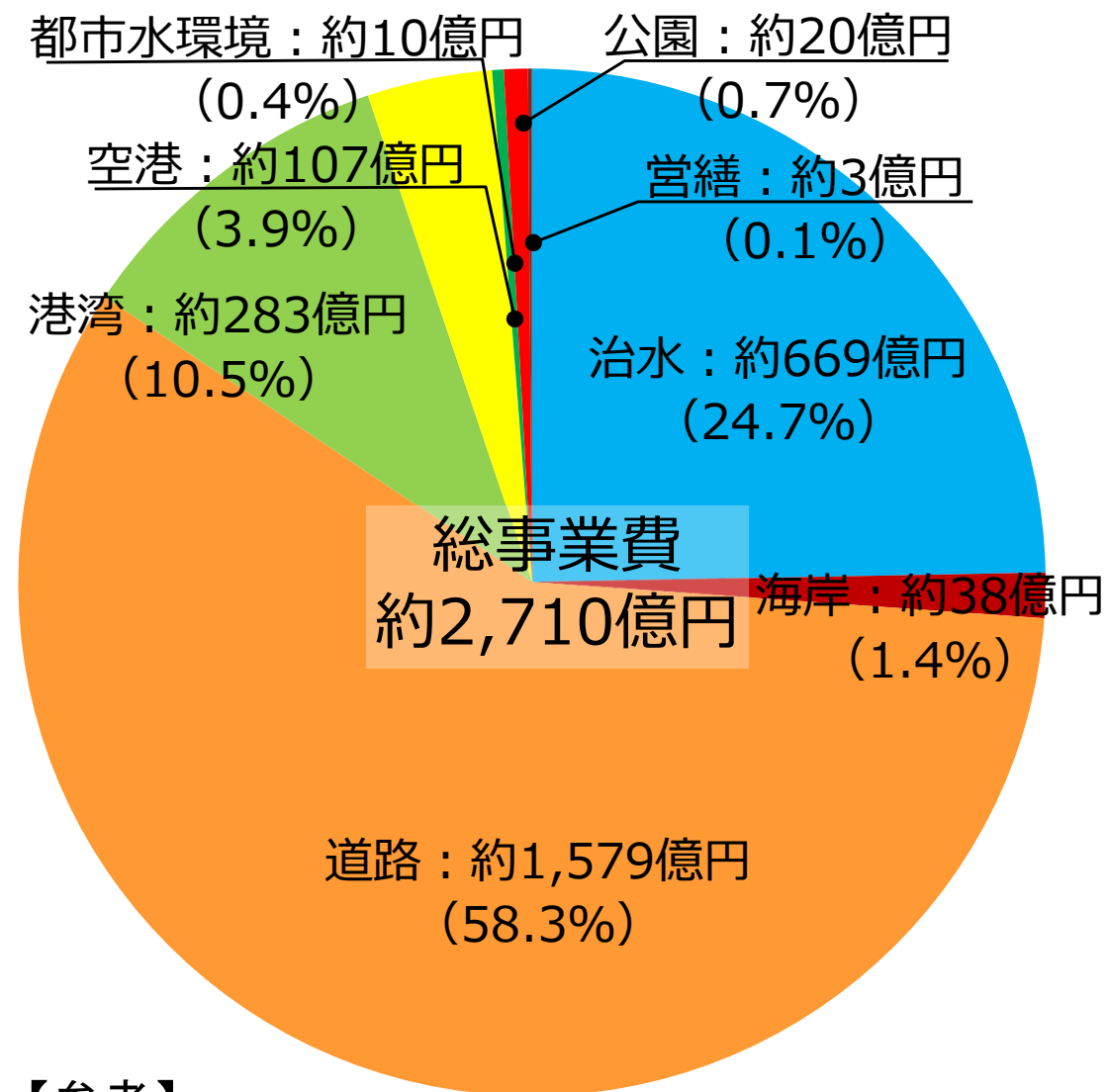
九州地方整備局の令和7年度当初予算

令和7年度当初予算の基本方針

- ・「令和2年7月豪雨等からの復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「地方創生2.0に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」に重点
- ・多様な災害リスクに対し、安全・安心な社会の実現を目指すために、インフラの老朽化対策をはじめ「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に推進。
- ・生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進やグリーン化施策等による経済好循環、コンパクトシティの推進等による誰もが安心して暮らせる生活環境の整備等に取り組む。

IV. 公共事業の効率的・円滑な実施

- ・公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、適正価格での契約、地域企業の活用に配慮した適切な規模での発注等に取り組む。
- ・併せて、新・担い手3法も踏まえ、中長期的な担い手の確保・育成等に向けて、国庫債務負担行為の活用等による施工時期等の平準化、適正価格での契約、新技術導入やICT等の活用によるi-Construction2.0の推進、適正な工期設定等による週休2日の実現等の働き方改革に取り組む。

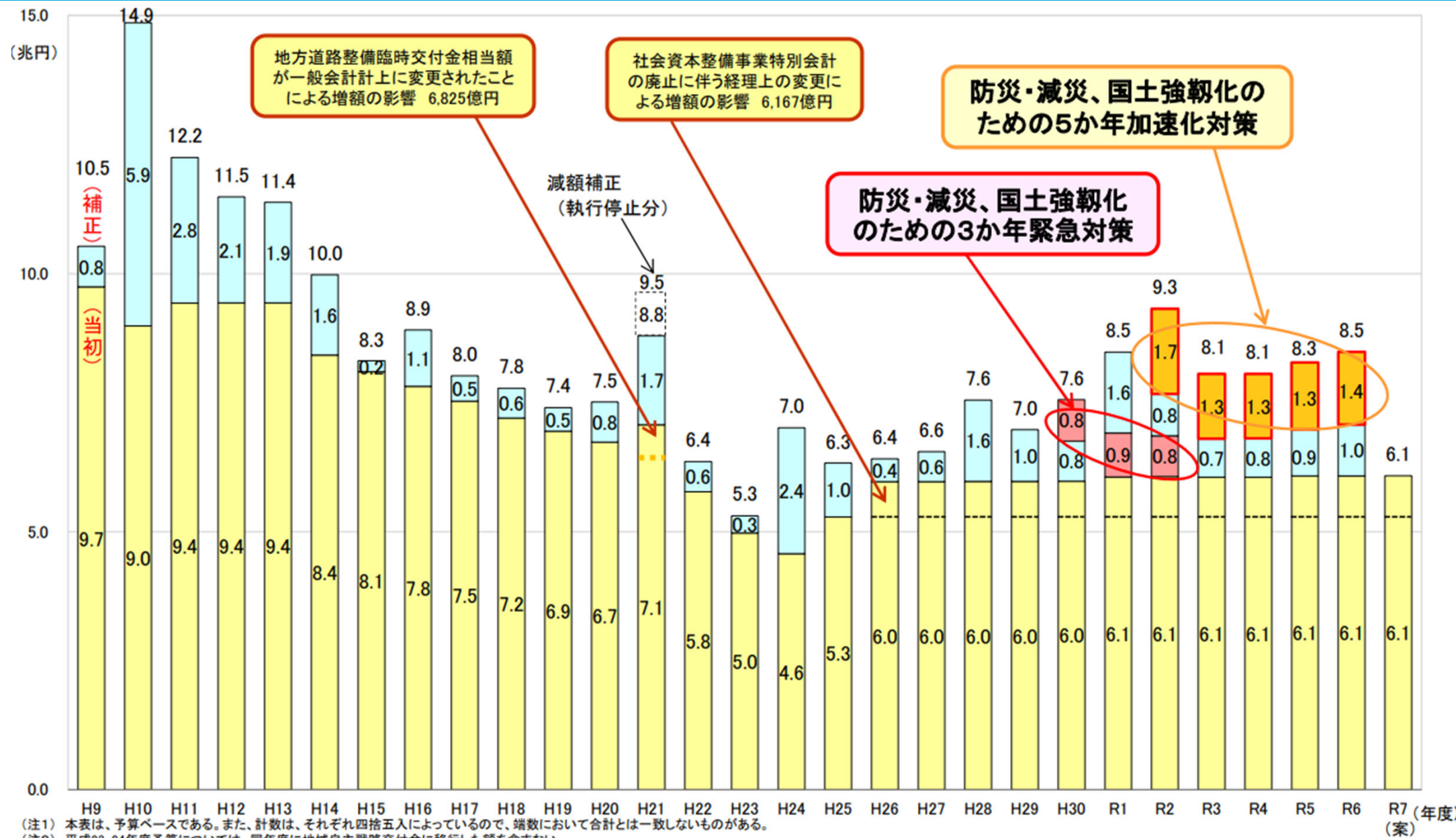


【参考】

令和7年度 国土交通省関係予算(全国)
直轄事業:約2.5兆円

※直轄事業のみ ※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

公共事業関係費(政府全体)の推移



(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

(注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～5年目分は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)、令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)及び緊急防災枠(2,500億円)を含む。

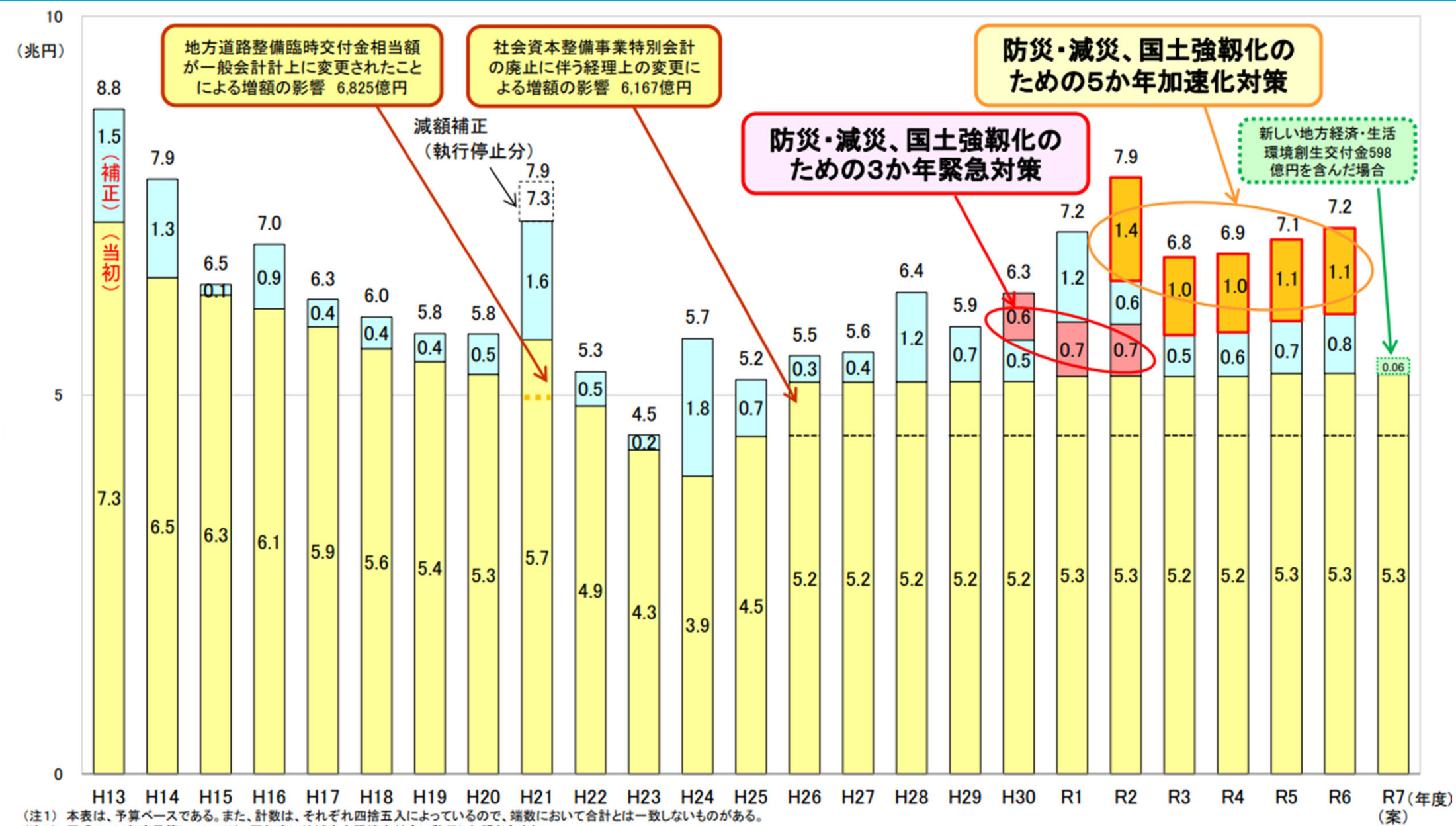
(注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。

(注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。

(注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。

(注7) 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業(500億円)を含む。

公共事業関係費(国土交通省)の推移



(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

(注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～5年目は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(2,467億円)、令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(2,467億円)及び緊急防災枠(2,183億円)を含む。

(注4) 令和3年度当初予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

(注5) 令和5年度当初予算額(5兆2,878億円)は、水道事業の移管分375億円(うち生活基盤施設耐震化等交付金202億円は行政経費から公共事業関係費へ組替え)を厚生労働省から国土交通省へ組替えた後の額であり、水道事業の移管分を除いた場合、5兆2,502億円である。

(注6) 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業(500億円)を含む。

第1 令和7年度予算のポイント

《令和7年度国土交通省関係予算》

1. 国費総額

(1) 一般会計 5兆9,528億円(1.00倍)

公共事業関係費 5兆2,753億円(1.00倍)

新しい地方経済・生活環境創生交付金(598億円)を含んだ場合の合計
5兆3,351億円(1.01倍)

○一般公共事業費 5兆2,336億円(1.00倍)

○災害復旧等 416億円(0.72倍)

非公共事業 6,775億円(1.02倍)

○その他施設 584億円(1.03倍)

○行政経費 6,190億円(1.02倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 614億円(1.33倍)

2. 財政投融资 1兆3,292億円(0.64倍)

○ 令和6年度補正予算(国土交通省関係)

合計 2兆2,478億円(デジタル庁一括計上分131.3億円を含む)

公共事業関係費 1兆9,126億円

・「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」関係 1兆1,315億円
(国土強靱化緊急対応枠(2,467億円)及び緊急防災枠(2,183億円)を含む。)

・「生産性向上等」関係 4,143億円(GX経済移行債分(500億円)を含む。)

・「災害復旧」関係 3,668億円

非公共事業費 3,352億円

第2 令和7年度予算の基本方針

(基本的な考え方)

○ 我が国は、長年続いてきたデフレから完全に脱却するチャンスを迎えており、物価上昇が賃金上昇を上回る現状の日本経済を成長型の新たなステージへ移行させ、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していく必要がある。このためには、能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興に全力を尽くすとともに、今回の地震等を踏まえた災害対応力の強化、防災・減災、国土強靱化の着実な推進、交通の安全・安心の確保、海上保安能力の強化等により、国民の生命・財産・暮らしを守り抜く必要がある。また、持続的な経済成長に向けて、成長分野への投資を持続的に拡大し、観光立国に向けた取組の推進、賃上げにつながる人への投資、生産性の向上に寄与する戦略的な社会資本整備、DX・GXの推進に加え、地方創生2.0に資する地域活性化の推進、「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開等に取り組む必要がある。これらの施策を実現するため、令和7年度予算では、

- ・国民の安全・安心の確保
- ・持続的な経済成長の実現
- ・個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

を柱に、次頁の主要課題をはじめとして、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を目指す。その際、国土強靱化については、「5か年加速化対策」の着実な推進とともに、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、令和6年能登半島地震等の経験も踏まえつつ、「国土強靱化実施中期計画」策定に係る検討を最大限加速化し、早急に策定する。

(公共事業の適確な推進)

○ 社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保する。

○ また、公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、第三次・担い手3法等も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入やi-Construction2.0の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設産業における賃上げ等の処遇改善や働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等に取り組む。

第3 令和7年度予算の概要

1. 国民の安全・安心の確保

- (1)東日本大震災や令和6年能登半島地震をはじめとする大規模自然災害からの復旧・復興 (P. 5)
 - (a)東日本大震災からの復興・再生 [614 億円]
 - (b)令和6年能登半島地震をはじめとする大規模自然災害からの復旧・復興
- (2)災害に屈しない強靱な国土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力な推進 (P. 6)
 - (a)令和6年能登半島地震等を踏まえた防災・減災対策
 - (b)気候変動による水害や土砂災害の激甚化に対抗する「流域治水」の加速化・深化 [6,360 億円(1.02)]
 - (c)南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策等の推進 [2,032 億円(1.04)]
 - (d)密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化の強化 [185 億円(2.44)]
 - (e)災害対応能力の強化に向けた線状降水帯、火山噴火等に関する防災情報等の高度化の推進 [197 億円(1.07)]
 - (f)地震、豪雨、豪雪等災害時における物流・人流の確保 [4,103 億円(1.00)]
 - (g)盛土の安全確保対策の推進 [8,470 億円の内数]
 - (h)TEC-FORCE等の国の災害支援体制・機能の拡充・強化 [45 億円(1.21)]
- (3)インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現 (P. 11) [7,889 億円(1.03)]
- (4)地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援(防災・安全交付金) (P. 11) [8,470 億円(0.97)]
- (5)交通の安全・安心の確保 (P. 12)
 - (a)羽田空港での航空機衝突事故等を踏まえた運輸分野の総合的な安全対策の推進 [111 億円(1.05)]
 - (b)通学路等の交通安全対策の推進 [2,501 億円(1.00)]
- (6)海上保安能力の強化等 (P. 13) [2,775 億円(1.07)]
- (7)国民保護・総合的な防衛体制の強化等に資する公共インフラ整備 (P. 13)

2. 持続的な経済成長の実現

- (1)ストック効果を重視した社会資本整備の戦略的かつ計画的な推進 (P. 14)
 - (a)効率的な物流ネットワークの早期整備・活用 [3,676 億円(1.02)]
 - (b)地方都市のイノベーション力・大都市の国際競争力の強化 [130 億円(1.00)]
 - (c)航空ネットワークの充実 [140 億円(1.12)]
 - (d)整備新幹線の着実な整備 [804 億円(1.00)]
 - (e)鉄道ネットワークの充実 [171 億円(0.99)]
 - (f)国際コンテナ戦略港湾の機能強化 [638 億円(1.01)]
 - (g)成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援(社会資本整備総合交付金) [4,874 億円(0.96)]
- (2)脱炭素社会の実現に向けたグリーントランスフォーメーション(GX)の推進 (P. 17)
 - (a)脱炭素効果の高い住宅・建築物の普及や木材利用の促進などを通じた住宅・建築物の脱炭素対策等の強化 [941 億円(1.05)]
 - (b)グリーンインフラ、まちづくりGX等のインフラ・まちづくり分野における脱炭素化の推進[149 億円(1.07)]
 - (c)カーボンニュートラルポート(CNP)の形成、持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進、ゼロエミッション船の導入促進等の交通分野における脱炭素化の推進[114 億円(0.80)]

- (3)国土交通分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)や技術開発等の推進 (P. 19)
 - (a)i-Construction2.0、建築・都市のDX等の「インフラ分野のDXアクションプラン」の推進 [79 億円(0.94)]
 - (b)自動運航船の実現を含め経済安全保障にも資する造船・海運の国際競争力強化や海洋開発等の推進 [22 億円(0.97)]
 - (c)DXの推進等 [4 億円(0.94)]
- (4)持続可能な観光立国の実現 (P. 22)
 - (a)持続可能な観光の推進 [516 億円(1.05)]
 - (b)社会資本の整備・利活用を通じた観光振興
- (5)国土交通分野における働き方改革等を通じた担い手の確保・育成や生産性の向上 (P. 24)
 - (a)物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進 [121 億円(1.12)]
 - (b)担い手の確保・育成や生産性向上による持続可能な建設業の実現 [5 億円(1.03)]
 - (c)運輸業、不動産鑑定業、造船・海運業、宿泊・観光業等における人材確保・育成 [29 億円(0.96)]
- (6)民間投資やビジネス機会の拡大 (P. 26)
 - (a)ビジネスでの利活用に向けた地籍整備等の推進やデータ基盤・提供環境の整備 [95 億円(0.98)]
 - (b)PPP/PFIの推進 [53 億円(0.99)]
 - (c)インフラシステム海外展開の戦略的拡大 [27 億円(1.00)]
 - (d)既存住宅流通・リフォーム市場の活性化 [279 億円(1.20)]
- (7)2025 年大阪・関西万博に向けた対応 (P. 28)
- (8)2027 年国際園芸博覧会に向けた対応 (P. 28) [19 億円(2.20)]

3. 地方創生 2.0 に資する個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

- (1)共生社会実現に向けたバリアフリー社会の形成と活力ある地方創り (P. 29)
 - (a)地域公共交通や観光地・宿泊施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインのまちづくりの実現 [272 億円の内数]
 - (b)空き家対策、所有者不明土地等対策及び適正な土地利用等の促進 [88 億円(1.10)]
 - (c)半島、離島、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯等の条件不利地域の振興支援 [49 億円(1.00)]
 - (d)民族共生象徴空間(ウボボイ)を通じたアイヌ文化の復興・創造等の促進 [18 億円(1.01)]
 - (e)首里城の復元に向けた取組の推進 [47 億円の内数]
- (2)分散型国づくりや持続可能な地域活性化 (P. 31)
 - (a)国土形成計画の推進 [0.7 億円(0.96)]
 - (b)地方への人の流れを創出する官民連携による二地域居住等の促進・個性ある多様な地域生活圏の形成 [199 億円(1.04)]
 - (c)ゆとりとにぎわいのあるコンパクト・プラス・ネットワークの推進 [797 億円(0.99)]
 - (d)スマートシティの社会実装の加速 [29 億円(1.05)]
 - (e)次世代モビリティの普及促進 [211 億円の内数]
 - (f)地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備 [3,732 億円(1.01)]
 - (g)地域の暮らしと産業を支える港湾整備の推進 [1,331 億円(1.00)]
- (3)「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開 (P. 34) [236 億円(0.98)]
- (4)「こどもまんなかまちづくり」等こども・子育て政策の推進 (P. 34)
- (5)多様な世帯が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の強化 (P. 35) [674 億円(1.07)]
- (6)豊かな暮らしを支える社会資本整備の総合的支援(社会資本整備総合交付金) (P. 35) [4,874 億円(0.96)]

(参考) 国土強靱化関係

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目のない推進

○近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)

○5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)

○状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用等の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
	⇒ 60施策	⇒ 109施策	⇒ 56施策	⇒ 65施策	⇒ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等
	⇒ 28施策(76指標)	⇒ 42施策(87指標)	⇒ 16施策(24指標)	⇒ 13施策(18指標)	⇒ 16施策(29指標)

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

令和7年度補正予算案（国土強靱化関係）の概要

- 「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）〔事業規模：おおむね20兆円強程度
計画期間：令和8年度～12年度〕の予算措置を伴う事業について、「強い経済」を実現する総合経済対策
（令和7年11月21日閣議決定）において、「初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を
措置する」とされたことを踏まえ、経費を計上した。
- 同対策に基づき、
 - （1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 - （2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
 - （3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - （4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
 - （5）地域における防災力の一層の強化
 の各分野について、更なる推進を図る。
- なお、本予算の執行に当たっては、適正な積算の実施や工期の設定、施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切
な規模での発注等に努めるとともに、複数年にわたるような大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担行為
の柔軟な活用等を推進する。
- その他、本年に発生した災害等を踏まえ、国土強靱化基本計画に基づき国土強靱化の取組を着実に推進。

国土強靱化関係補正予算

国	費	2兆5,095億円
(事業費)		4兆0,853億円)
うち、公共事業関係費	国	費
	(事業費)	1兆6,539億円
		2兆6,342億円)

うち、第1次国土強靱化実施中期計画 「推進が特に必要となる施策」関連 ※1

国	費	1兆9,159億円
(事業費)		3兆1,455億円)
うち、公共事業関係費	国	費
	(事業費)	1兆5,500億円
		2兆5,192億円)

※1）事業規模については、今後フォローアップを実施し、民間事業者等による事業分を追加計上する予定である。

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）〔事業規模おおむね15兆円程度〕の予算措置を伴う事業※1について、経費を計上した。
- 同対策に基づき、
 - ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ・予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速
 - ・国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
 の各分野について、更なる加速化・深化を図る。
- その他、本年に発生した災害等を踏まえ、国土強靱化基本計画に基づき国土強靱化の取組を着実に推進。
- なお、本予算の執行に当たっては、適正な積算の実施や工期の設定、施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等に努めるとともに、複数年にわたるような大規模な事業等を円滑に実施できるよう、国庫債務負担行為の柔軟な活用等を推進する。

国土強靱化関係補正予算＋緊急防災枠

国	費	2兆2,035億円
(事業費)		3兆4,845億円)
うち、公共事業関係費	国	費
	(事業費)	1兆5,506億円
	(事業費)	2兆3,999億円)

うち、「5か年加速化対策」（加速化・深化分）関連＋緊急防災枠

※2

※3

うち、公共事業関係費

国	費	1兆6,992億円
(事業費)		2兆6,847億円)
国	費	1兆4,063億円
(事業費)		2兆2,367億円)

▲3,691億円

※1) 5年目の事業規模については、令和7年夏頃にフォローアップを実施し、民間事業者等による事業分を追加計上する予定である。

※2) 「5か年加速化対策」（加速化・深化分）関連費用には国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,759億円）を含む。

※3) 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、緊急に対処すべき経費として、緊急防災枠（国費2,500億円、事業費3,691億円）を計上している。2兆3,156億円

(参考)国土交通省記者発表資料

令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1.(1) 現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目 4 項目から 5 つ選択（1 項目重複）



今後

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目 4 項目から 5 つ選択（1 項目重複）

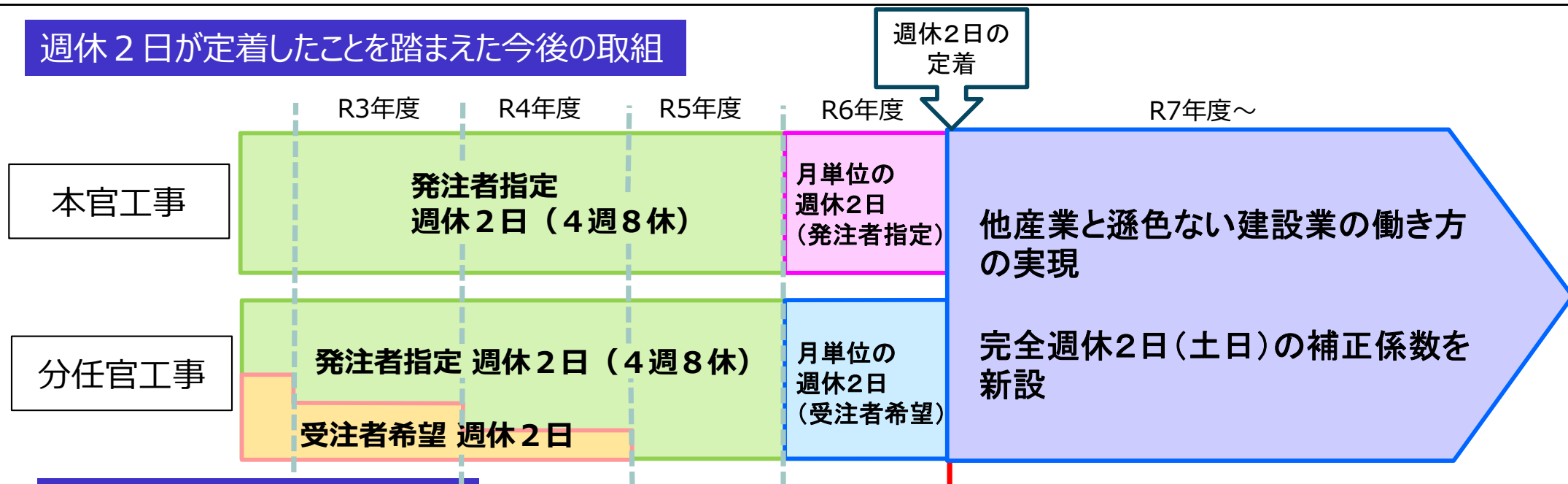
積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

1. (2) 完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
 - ※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

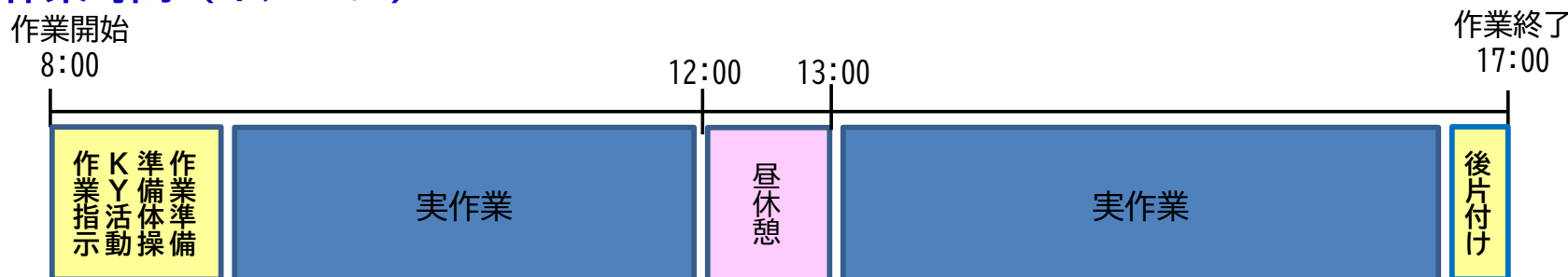
	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

1. (3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

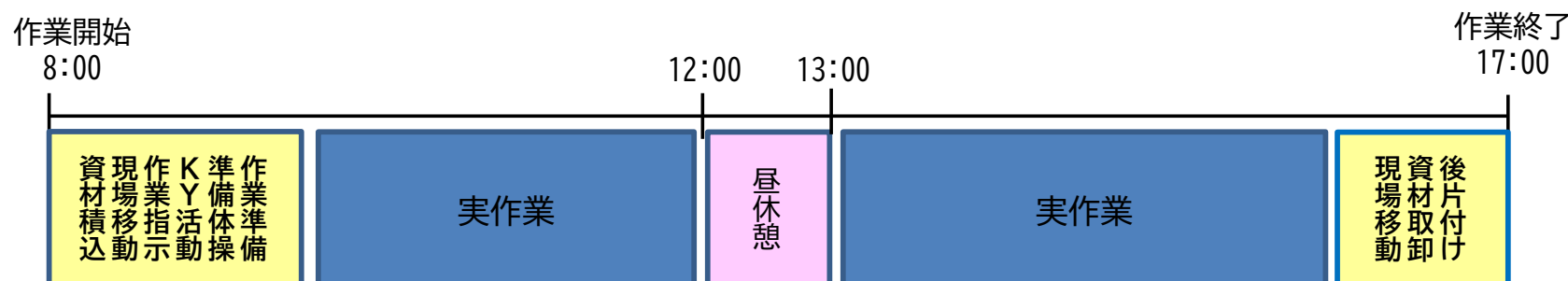
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



- 切削オーバーレイ工など**10工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R7年度歩掛改正に反映

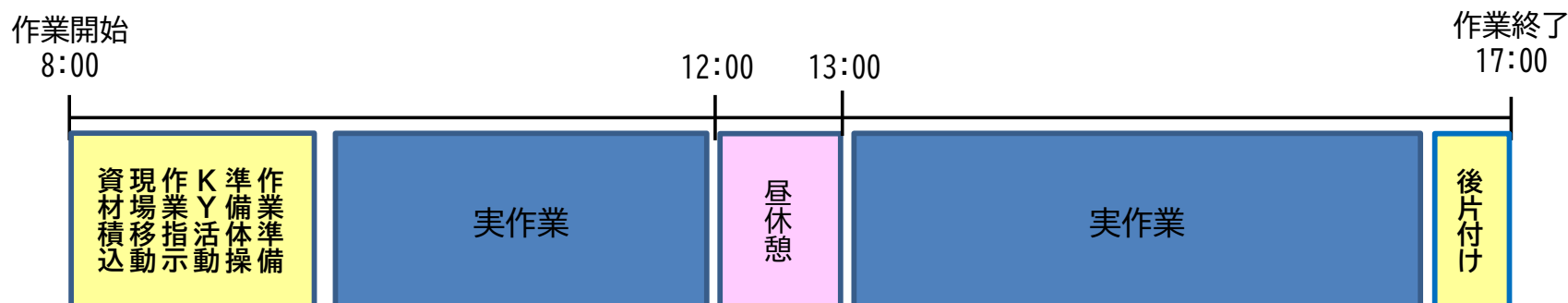
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

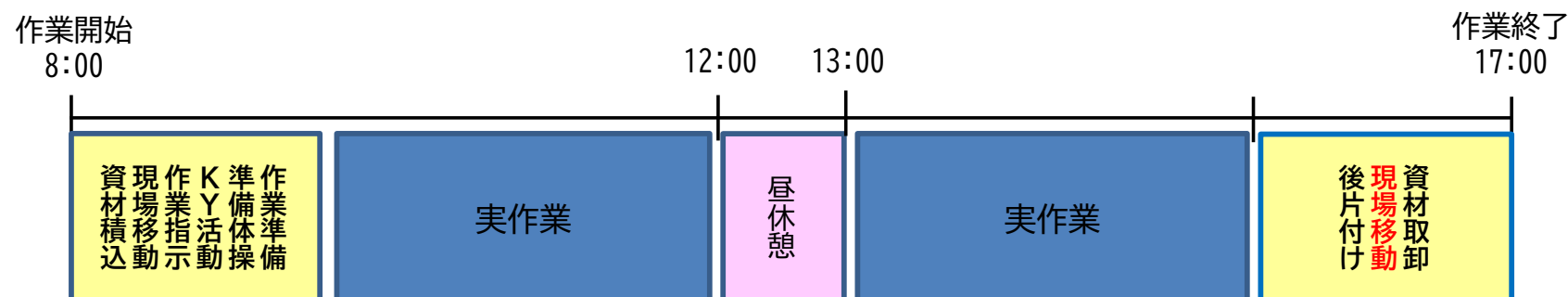
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



- 鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

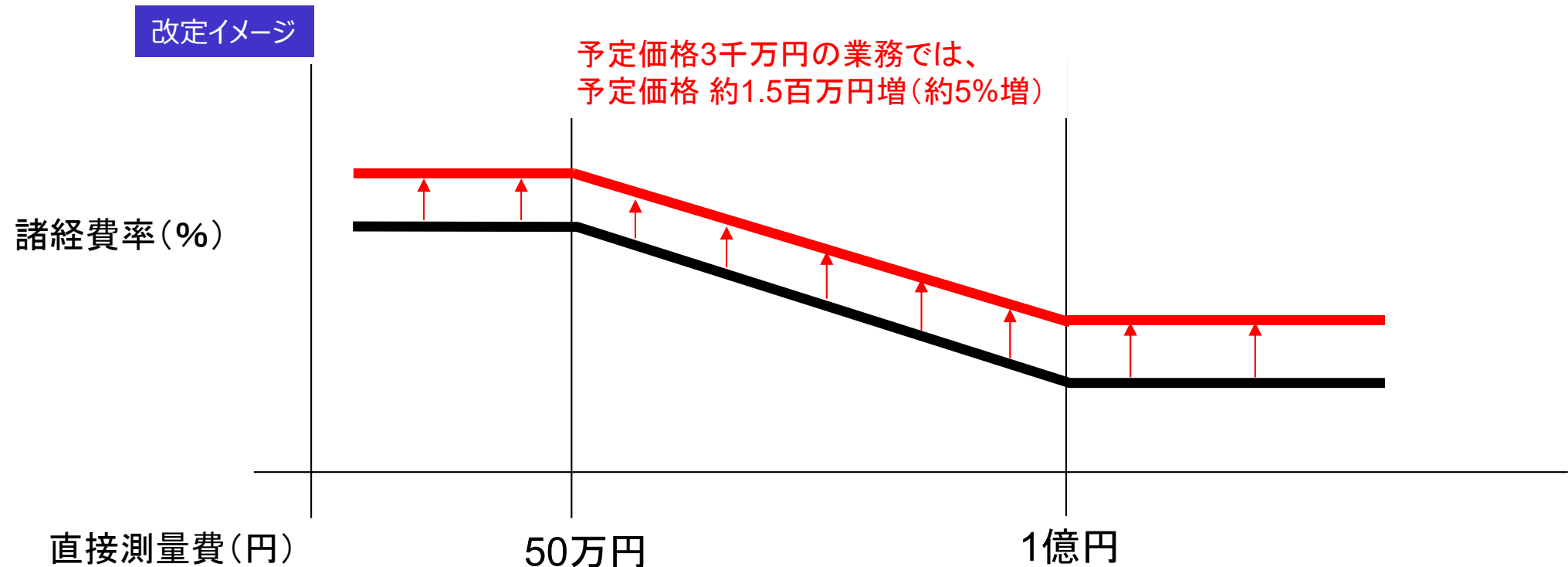
2.(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が滞航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、不調不落を回避し、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 間接工事費等の実態調査結果を踏まえ、復興係数・復興歩掛を設定。

		岩手・宮城県内	福島県内	熊本県内
発災年月日		H23.3.11		H28.4.14
復興係数 間接 工事費を 補正	適用時期	H26.2.3		H29.2.1
	対象工事	直轄土木工事		直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.3⇒1.2へ変更 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。	共通仮設費：1.3 現場管理費：1.1 ※ただし、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.5、現場管理費1.2を適用)。	共通仮設費：1.0 現場管理費：1.0 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は共通仮設費1.1、現場管理費1.1を適用)。
復興歩掛 歩掛の 日当り 標準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1		H29.2.1
	対象工種	土工		土工
	補正率	土工：補正無し		土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%低減へ変更 ※ただし、不調不落の状況から、R7年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、R7年度は変更を猶予する(R7年度は現行の係数を適用)。

2.(2) 測量業務の諸経費

○ 実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定



【現行】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
91.2%	$371.23 \times (\text{直接測量費})^{-0.107}$	51.7%



【改定】

50万円以下	50万円超え1億円以下	1億円超え
95.8%	$288.50 \times (\text{直接測量費})^{-0.084}$	61.4%

4.(1) 1) 令和7年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【14工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり、若しくは日当たりの労務、材料、機械等の規格や所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1) 新規制定【3工種】

- ①排水材設置工（水平排水層）、②中層混合処理工（ICT）、③切削オーバーレイ工（ICT）



排水材設置工（水平排水層）



中層混合処理工（ICT）



切削オーバーレイ工（ICT）

(2) 使用機械、労務等の変動による改定【6工種】

- ①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型砕工、④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

(3) 移動時間を考慮した改定【4工種】

- ①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、③油圧圧入引抜工、④床版補強工

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】

- ①鋼橋架設工



大型土のう工



雪寒仮囲い工



鋼橋架設工



油圧圧入引抜工

4.(1)2) 令和7年度 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛 【10工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種 【4工種】

- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
- ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
- ④消波根固めブロック工



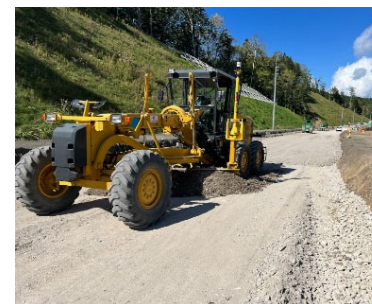
発泡スチロールを用いた超軽量盛土工



護岸基礎ブロック据付工

(2) 移動時間を考慮した工種 【6工種】

- ①排水構造物工（暗渠排水管）、 ②塵芥処理工、
- ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
- ⑥沓座拡幅工



路盤工（ICT）



排水構造物工（暗渠排水管）

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和7年3月末公表）。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(2) 鋼橋製作工

○ 鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 製作費

鋼橋製作費 本体製作工
加工組立工数(標準工数(人／個))

種 別		現行	改定
丸型鋼橋脚	a1 大型	6. 39	6. 76
	a2 小型	0. 54	0. 57

鋼橋製作費 本体製作工
仮組立て工数(標準工数(人／個))

種 別		現行	改定
鋼床版鈑桁	c	3. 61	4. 17
アーチ	c	2. 55	2. 70

鋼橋製作費 付属物製作工数 伸縮継手(標準工数(人／t))

形 式		現行	改定
フィンガー形式(J-1)	d	11. 2	15. 3
車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ(踏板)形式(J-2)	d	12. 2	14. 9

4.(3) ICT活用工事 新規工種の制定

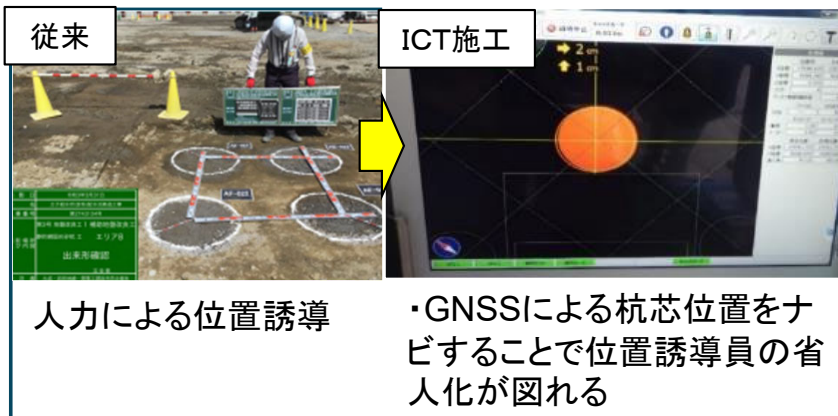
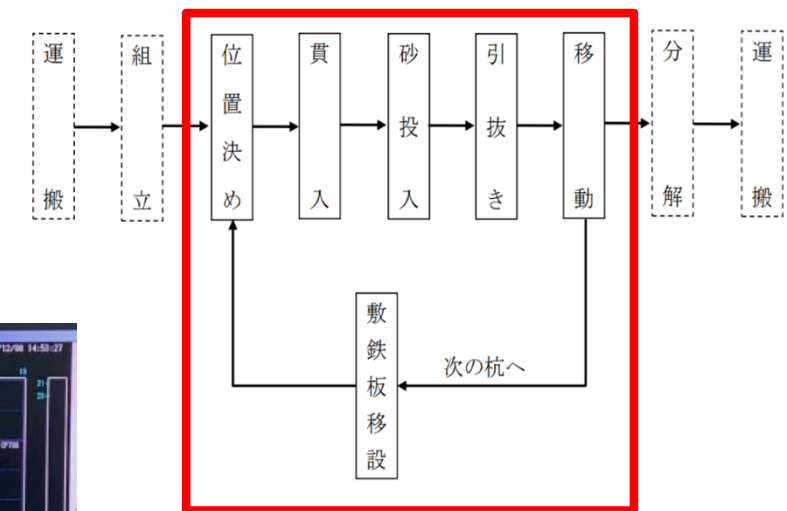
軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)(ICT)

【概要】

ICTを活用し、地盤改良が必要な箇所に建設機械を設置する位置決め作業や施工後の杭径、間隔、杭深の確認作業の効率化を図る工法。

また、取得データにより砂投入量も確認できるので、杭品質の向上も期待できる。

【施工フロー】



位置決め作業の効率化



計測データを用いた砂投入量の管理

【今回整備】

- ICT活用工事 実施要領
- ICT活用工事 積算要領
- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領

4.(3) ICT活用工事 積算改定

「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

○作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用としてが以下の算定式に費用を計上。

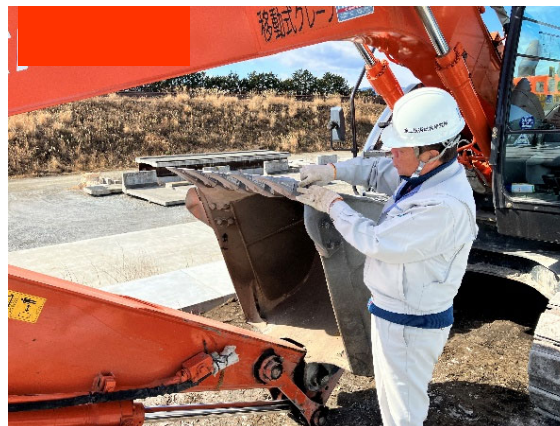
【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役（円）} \times 0.05 \text{（人/日）} \times \frac{\text{施工数量（m}^3\text{）}}{\text{作業日当り標準作業量（m}^3\text{/日）}}$$

○実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかったことから、保守点検費用の別途計上を廃止。

<通常建設機械の点検作業>

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施

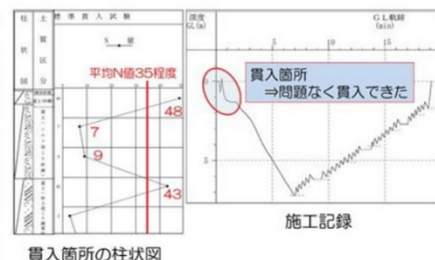


4.(4) 新技術基準類の制定

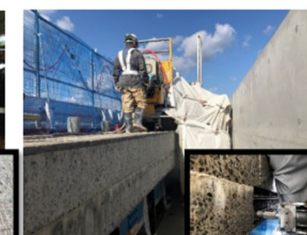
新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）【5技術】

- 新技術積算基準類は、**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和6年度は、次の**5技術**の基準類を整備。

技術名称	NETIS登録番号	技術の位置づけ (有用な技術名称)	整備内容
SAVEコンポーザーHA	CB-160026-VE	[★R4推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）	CB-180013-VE	[★R6推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
高機能床版排水パイプ	HK-200001-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準
油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法	KT-210028-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」	HR-220004-A	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準



<SAVEコンポーザーHA（サンドコンパクションパイル工）>



<ウォータージェットはつり処理工法>

■ 新技術積算基準類の公表

上記技術の積算基準類について、NETISのHPに掲載（令和7年3月中旬公表予定）。

(<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/>)

4.(5) 設計業務等標準歩掛

■ 軟弱地盤技術解析業務

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務の歩掛を改定。

工種(細別)			職種	直接人件費						
			単位	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
解析計画			人／業務	1.5 1.1		1.5 1.6	2.0 2.1	1.0 1.3	0.5 0.7	0.5 0.8
現地踏査			人／業務			2.0 1.9	1.5 1.8	1.5 1.6	1.0 0.8	1.0
現況地盤解析	地盤破壊	円弧すべり	人／断面			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	2.5 3.4	2.0 2.7
	地盤変形	簡便法	人／断面			1.0 1.4	1.5 2.1	1.0 1.3	0.5 0.7	2.0 2.7
	地盤圧密	一次元解析	人／断面			1.0 1.4	1.5 2.1	2.0 2.7	1.5 2.1	2.0 2.6
	地盤液状化	簡便法	人／断面			1.0 1.4	2.0 2.7	1.5 2.1	1.0 1.4	2.5 3.3
検討対策工法の選定			人／業務		1.0 0.9	2.0 1.9	2.0 2.5	2.0 2.1	1.0 0.7	1.5 1.6
対策後地盤解析	地盤破壊	円弧すべり	人／断面			1.5 1.9	1.5 1.9	2.0 2.5	2.5 3.0	2.5 3.0
	地盤変形	簡便法	人／断面			1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	1.0 1.3	2.5 3.0
	地盤圧密	一次元解析	人／断面			1.5 1.9	1.5 1.9	1.5 1.8	2.0 2.5	1.5 1.8
	地盤液状化	簡便法	人／断面			1.5 1.9	2.5 3.1	1.5 1.9	1.5 1.8	2.5 3.0
最適工法の決定			人／業務		1.0 0.8	2.0 1.8	1.5 1.8	1.0 1.3	1.0 1.2	1.0 0.9
照査			人／業務		1.5 1.3	1.5 1.7	1.0 1.4	1.0 0.7		

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

4.(5) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁予備設計

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、橋梁予備設計の歩掛を改定。

	直接人件費						(1橋当り)
	主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	2.0	2.1	4.4	6.2	4.9		
	2.3	2.4	4.8	7.2	4.6		
設計計算			3.4	4.6	7.6	6.4	
			3.6	4.8	7.2	6.9	
設計図					4.8	5.2	6.1
					5.0	5.7	6.5
概算工事費算出				1.7	4.7	5.8	5.3
				1.9	4.5	6.5	5.1
照査		1.9	2.8	4.2			
		2.0	2.8	4.4			
報告書作成				1.5	2.2	1.6	1.3
				1.6	2.4	2.0	1.4

区分	職種	直接人件費						(1業務当り)
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
現地踏査				1.3	1.6	1.8	0.9	
				1.6	1.6	1.6	0.8	

4.(5) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁詳細設計

- 歩掛実態調査の結果を踏まえ、橋梁詳細設計の歩掛を改定。

職種 区分		直接人件費 (1橋当り)					
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)
座標計算				0.8	1.7	2.0	
				0.9	1.9	2.3	
施工計画				3.0	4.1	4.5	
				3.4	5.3	6.5	
動的照査			3.2	7.2	9.1	9.6	
			4.0	8.3	11.7	11.5	

上段が現行歩掛、下段が改定歩掛

4.(6) 機械設備積算基準

改定のポイント

- 機械設備積算基準は、土木機械設備請負工事費等の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもの。
- 実態の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定。
- 技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定。

(1) 機械設備工事積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレススプレー塗りの歩掛

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

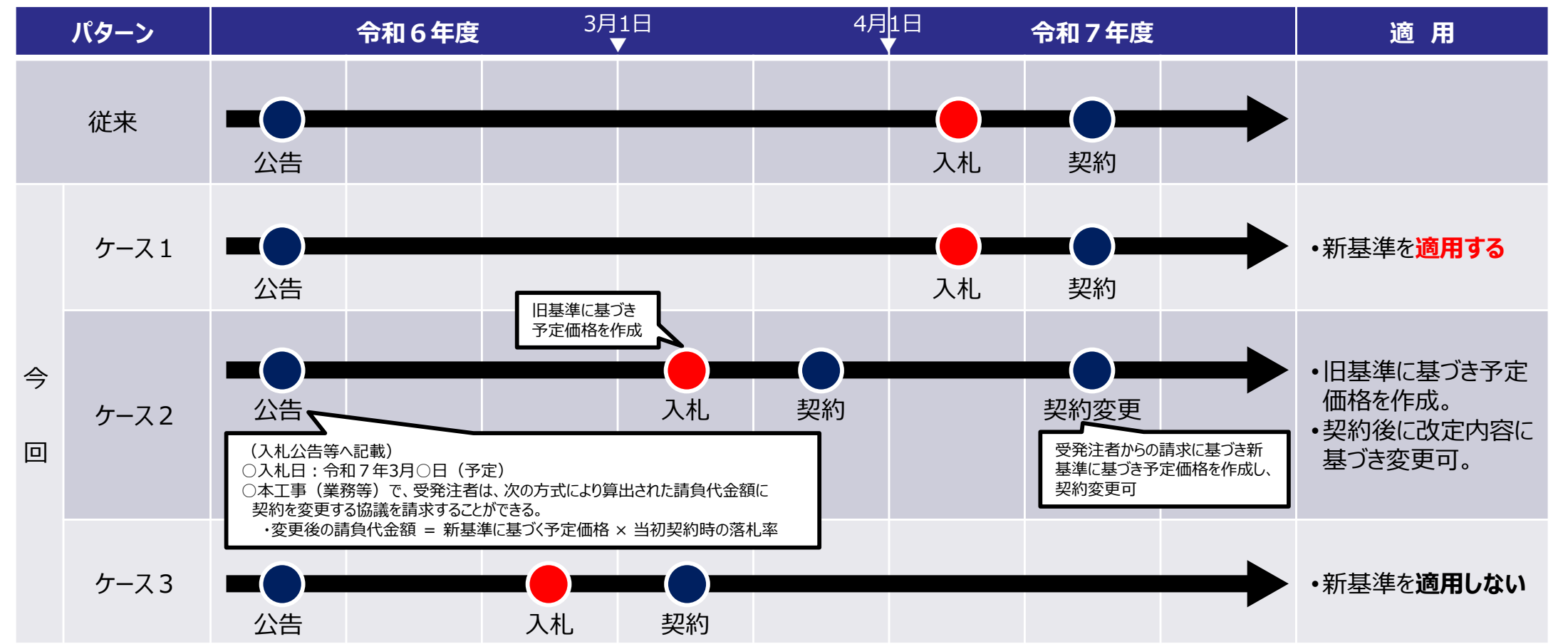
- ①ダム用水門設備の共通仮設費率

技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ①トンネル換気設備の標準点検工数(月点検・年点検)

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
(機械設備関連工事・業務も同様に適用)



(参考)駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)

法令違反情報収集体制の強化

- 各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- 通報された情報に対し必要に応じて建設Gメン調査・立入検査・報告徴取を実施
- 法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応



建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」

あなたの周りに
建設業法違反はありませんか？

365日、24時間、いつでも、どこからでも
情報収集フォームから違反情報の提供が可能です！

提供者に不利益が生じないように情報を取り扱います

▲ 建設業法以外の内容に関する通報が増えております

「建設業相談窓口ナビ」にて建設業法違反のおそれがある取引行為かご確認ください。

まずはチェック！
建設業相談窓口ナビ
<https://ttk-graffier.jp/mlt-kensetsugyo/support-navi>

駆け込みホットライン
情報収集フォーム
<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?fbkakekomi-hl.html>

情報収集フォームからの提供が難しい場合は、引き続き管内の地方整備局等にて電話（0570-018-240）による通報を受け付けております。
ナビダイヤルの通話料は発着者の負担となります。
受付時間は、10:00～12:00、13:30～17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）

スマホ等で可能

「駆け込みホットライン」で受け付ける建設業法違反事例 ＜建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けます＞



あらかじめこちらをご確認のうえ通報ください

- ✓ 建設業法違反疑義者情報（必須）
本店所在地、商号又は名称、代表者名、許可区分、許可番号
- ✓ 建設業法違反疑義内容（必須）
契約書面不作成、見積りのやりとりにおける労務費の減額、時間外労働規制に反するような短い工期設定等
- ✓ 具体的な建設業法違反疑義内容について（必須）
いつ、どこで、だれが、何をしたか、経緯等
- ✓ 工事情報（任意）
工事名、施工場所、工事代金（税抜）、工期
- ✓ 関係資料（任意）
契約書、見積書、交渉記録、監理技術者証等の資料等

▶ 建設業法違反のおそれがある取引上の行為かどうか「建設業相談窓口ナビ」で確認

建設業相談窓口ナビ 国土交通省

検索

建設業法以外の内容に関する通報が増えております。
まずは「建設業相談窓口ナビ」にてご確認ください。

▶ 元請・下請間の取引に関する契約トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター

検索

東京 TEL：03-3239-5095 E-mail: tokyo@tekitori.or.jp
大阪 TEL：06-6767-3939 E-mail: osaka@tekitori.or.jp

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

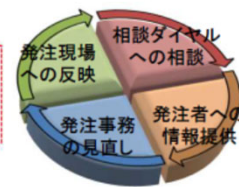
- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば・・・＞

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに・・・

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せいただいた情報は、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承ください。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください＞

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html